

平成8年版

環境白書

——快適で恵み豊かな環境の保全と創造に向けて——



環境白書についてのお問い合わせは、富山県
生活環境部環境政策課（TEL 0764-44-3141）
あてに御連絡下さい。

本白書は再生紙を使用しております。

環境白書の刊行にあたって



今日の環境問題は、生活排水や自動車排出ガスなど都市・生活型の身近なものから、地球温暖化や酸性雨など地球的規模のものに至るまで、幅広い範囲にわたっています。

こうした問題の多くが、私たちの日常生活や事業活動における資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出に起因しており、その解決には私たちの行動やライフスタイルそのものを考え直していかなければなりません。

このような環境問題に適切に対応するため、本県では、昨年12月に「富山県環境基本条例」を制定し、快適で恵み豊かな環境の保全と創造を目標に、その基本理念をはじめ、県、市町村、事業者そして県民の果たすべき役割、今後の環境施策の基本となる事項を明らかにしたところであります。

本県では、本条例に基づき、貴重な財産である水と緑に恵まれたすばらしい富山の環境を将来の世代に引き継いでいくとともに、地球的規模の環境問題の解決に向け、環境施策を積極的に実施することとしております。

今後とも、県民の皆様方のご協力を得ながら、県民が健康で快適に暮らせるよう、行政、事業者、県民が一体となって、総合的な環境施策の推進に一層努めてまいりたいと考えております。

この白書は、平成7年度の本県の環境の状況と環境施策の概要を中心に取りまとめたものです。県民の皆様方に広く活用され、環境問題への理解をより一層深められ、また、環境保全のための実践活動につなげていただければ幸いに存じます。

平成8年8月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況	3
1 公害の現況	3
(1) 大気汚染	4
(2) 水質汚濁	9
(3) 土壌汚染	14
(4) 騒音・振動・悪臭	16
(5) 地下水	18
(6) 廃棄物	22
(7) 公害の苦情	28
2 自然環境の現況	30
(1) 植生	31
(2) 野生動物	35
(3) 希少野生動植物	37
(4) 自然公園等	38
3 快適な環境づくり	41
(1) 県土美化推進運動	41
(2) 各種の快適環境づくり	42
4 各種環境保全の現況	44
第2節 環境行政の今後の展開	46
1 環境基本計画の策定	46
2 環境汚染の未然防止	47
3 廃棄物対策の推進	47
4 自然環境の保全	48
5 快適な環境づくりの推進	49
6 地球環境問題への取組み	50
7 環境保全活動等の推進	51

第2章 環境の現況並びに環境保全

及び創造に関して講じた施策61

第1節 総合的な環境保全施策の推進61

- 1 富山県環境基本条例の制定61
- 2 とやま環境計画の推進63
- 3 公害防止計画の推進64
- 4 環境影響評価要綱の運用65
- 5 公害防止協定と事前協議68
- 6 環境情報管理システム70
- 7 環境保全活動等の推進71
- 8 とやま環境財団の活動74
- 9 地球環境問題への取り組み75

第2節 大気汚染の現況と対策78

- 1 大気汚染の現況78
 - (1) 汚染物質別の現況78
 - (2) 燃料使用量等の推移95
- 2 大気汚染防止に関して講じた施策99
 - (1) 法令等に基づく規制の概要99
 - (2) 大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進106
 - (3) 監視測定体制の整備108
 - (4) 監視指導113
 - (5) 大気環境の各種調査115

第3節 水質汚濁の現況と対策134

- 1 水質汚濁の現況134
 - (1) 河川の汚濁状況134
 - (2) 湖沼の汚濁状況142
 - (3) 海域の汚濁状況143
 - (4) 地下水の汚染状況146
- 2 水質汚濁防止に関して講じた施策149
 - (1) 法令等に基づく規制の概要149

(2) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進	153
(3) 監視測定体制の整備	157
(4) 監視指導	161
(5) 水質環境の各種調査	164
第4節 土壌汚染の現況と対策	174
1 土壌汚染の現況	174
(1) 土壌汚染の環境基準	174
(2) 農用地の土壌汚染	174
2 農用地の土壌汚染防止に関して講じた施策	176
(1) 神通川流域	176
(2) 黒部地域	180
第5節 騒音及び振動の現況と対策	183
1 騒音及び振動の現況	183
(1) 騒音の状況	183
(2) 振動の状況	188
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	189
(1) 騒音の規制	189
(2) 振動の規制	193
第6節 悪臭の現況と対策	197
1 悪臭の現況	197
2 悪臭防止に関して講じた施策	197
(1) 法令等に基づく規制の概要	197
(2) 悪臭実態調査	199
第7節 地下水の現況と対策	201
1 地下水の現況	201
(1) 地下水位の変動	201
(2) 地下水の塩水化	205
2 地下水に関して講じた施策	207
(1) 地下水条例による規制	207
(2) 地下水指針の推進	211

(3) 観測体制の整備	213
(4) 監視指導	213
(5) 地下水指針見直し基礎調査の実施	213
第8節 廃棄物の現況と対策	215
1 廃棄物処理の現況	215
(1) 一般廃棄物の処理	215
(2) 産業廃棄物の処理	219
2 廃棄物に関して講じた施策	222
(1) 法令等に基づく規制の概要	222
(2) 一般廃棄物対策	224
(3) 産業廃棄物対策	227
第9節 自然環境保全の現況と対策	231
1 自然環境保全の現況	231
(1) 自然環境保全地域等	231
(2) 絶滅のおそれのある野生生物	232
(3) 自然公園等	233
(4) 県民公園	237
(5) 家族旅行村	241
2 自然環境保全に関して講じた施策	242
(1) 自然環境保全対策の総合的推進	242
(2) 自然保護思想の普及啓発	244
(3) 野生生物の保護・管理	245
(4) 自然環境保全地域の保全及び管理	251
(5) 自然公園等の保護及び管理	251
(6) 自然公園等の施設整備	255
第10節 快適環境づくりの展開	256
1 県土美化推進運動の実施	256
2 快適なトイレの整備	259
3 グリーンプランの推進	260
第11節 各種の環境保全対策	261

1	環境保健対策	261
2	緩衝緑地の整備	265
3	下水道等の整備	269
(1)	下水道	269
(2)	農村下水道	272
(3)	コミュニティ・プラント	273
(4)	合併処理浄化槽	273
4	畜産環境保全対策	275
5	漁場環境保全対策	277
6	食品等の汚染対策	280
7	公害に関する紛争と苦情処理	282
第12節	環境保全に関する試験・研究	287
第13節	民間における公害防止体制の整備	291
1	県の助成	291
2	公害防止管理者制度	295

第3章 平成8年度において講じようとする

	環境保全及び創造に関する施策	297
1	総合的な環境保全対策	298
2	大気汚染防止対策	299
3	水質汚濁防止対策	201
4	土壌汚染対策	302
5	騒音・振動防止対策	302
6	悪臭防止対策	302
7	地下水対策	303
8	一般廃棄物対策	303
9	産業廃棄物対策	304
10	自然環境保全対策	305
11	快適な環境づくり	310
12	環境保全活動等の推進	313

13	環境施設整備事業に対する助成	314
14	各種の環境保全対策	314
15	環境保全に関する試験・研究	316

資 料

第 1	年表（昭和36年度～平成 6 年度）	319
第 2	日誌（7 年度）	342
第 3	富山県環境関係行政組織図	344
第 4	富山県環境関係付属機関	345
第 5	富山県環境関係分掌事務	346
第 6	市町村環境関係担当課（係）一覧	349
第 7	市町村の環境関係条例制定状況	350
第 8	国の環境基準	351
第 9	県の環境基準	362
第10	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	363
第11	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	365
第12	「とやまの名水」一覧	366
第13	「とやまの滝」一覧	369
第14	「とやま森林浴の森」一覧	370
第15	「とやまの巨木・名木」一覧	375
第16	鳥獣保護区一覧	376
第17	自然公園の主な施設の内容	377
第18	ナチュラリストの配置状況	385
第19	自然観察読本等の発行状況	386
第20	環境用語の説明	388

第1章 総

論



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣ガえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。

（昭和30年、国の特別天然記念物に指定）

第1章 総論

本県では、30年代後半からの高度経済成長の過程で、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や自然の改変などが進行したが、公害を防止し、美しい自然環境の保全を図るため、40年代には、富山県公害防止条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策を強化してきた。

その結果、産業活動に起因する環境汚染は著しい改善がみられたが、近年、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景として、生活排水による水質汚濁、自動車交通による大気汚染や騒音、空き缶やごみの散乱など都市・生活型公害への対応が必要となっている。

自然環境については、地域開発が進むなかで、かけがえのない原生的な自然や優れた景観を形成する自然がますます貴重になってきている一方、身近な水辺や緑など自然とふれあう機会が求められている。

さらに、県民の環境に対するニーズは、単に公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、うるおいとやすらぎを与えてくれるより快適な環境へと変化してきている。

また、技術革新に伴う多種多様な化学物質の使用による汚染や廃棄物の増加と多様化、さらには地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題への対応など幅広い取り組みが必要となってきている。

このような新しい状況に対処するため、国では、5年11月に環境基本法を制定するとともに、今後の環境政策の基本的な目標を示す環境基本計画を6年12月に策定した。

本県においても、健康で文化的な生活は環境と深い関わりがあるとの基本的な認識に立ち、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会活動やライフスタイルを見直し、環境資源の持続可能な利用や環境に配慮した社会ルールの形成等に向け、昨年12月に「富山県環境基本条例」を制定し

た。

この基本条例では、環境を快適で恵み豊かなものとして保全し、創造することを目標に、その基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、さらには環境保全及び創造に関する事項を定めており、今後は、この条例に基づき、環境保全施策を総合的、計画的に推進することになっている。

7年度の主な事業として、公害防止については、大気環境や水質環境を保全するため、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進したほか未規制物質の調査を実施した。

廃棄物対策については、ごみ減量化・再生利用を推進するため、市町村などが実施するモデル事業に対して助成するとともに、産業廃棄物の適正処理や減量化を推進するため、産業廃棄物実態調査を実施し、発生状況や動向を踏まえ、産業廃棄物処理計画を改定した。

自然環境保全については、自然環境指針に基づき適正な保全を図るとともに、自然公園内の施設整備、新立山自然保護センター基本計画の策定等を実施した。

地球環境保全対策については、地球温暖化対策を調査、検討するとともに、低公害車の導入、フロン回収機の市町村整備に助成等を実施した。

また、環日本海地域の環境国際協力を推進するため、ロシア沿海地方及び韓国江原道への環境調査団の派遣、中国遼寧省からの海外技術研修員の受け入れを行ったほか、昨年10月には北西太平洋の海洋環境モニタリングに関するワークショップを開催した。

今後とも、複雑・多様化する環境問題を解決するためには、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係に認識と理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって、持続的発展が可能な社会を構築していく必要がある。

このため、富山県環境基本条例の基本理念に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定に着手するとともに、とやま環境財団と連携を図りながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、各種の環境保全施策を積極的に推進することになっている。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

7年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般的に良好な水準を維持している。

大気汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えている。

水質汚濁については、小矢部川や神通川などの主な河川や海域で、著しく改善されたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などによる汚濁がみられる。

農用地のカドミウムによる土壤汚染については、神通川流域の土壤汚染対策地域における第1次及び第2次地区で復元事業を完了し、第3次地区及び黒部地域において、土壤汚染対策計画に基づき、復元事業を実施している。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみるとほぼ横ばいの傾向にあるが、その内容は多様化してきている。

地下水については、地下水条例による採取量の規制や水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にあるが、道路などの消雪用揚水設備は増加する傾向にある。

一般廃棄物については、市町村や広域圏においてごみやし尿の処理施設が整備されてきており、住民等の協力を得てごみの減量化や再生利用への取り組みも積極的に行われるようになってきている。

また、産業廃棄物については、適正処理のほか、排出抑制や減量化、再生利用が推進されている。

(1) 大 気 汚 染

本県における大気汚染の状況は、法令による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局において環境基準^{*2}を達成している。

大気汚染の監視体制については、図1-1のとおり、県内31か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定している。また、環境科学センターでは、これら観測データを通信衛星を利用した大気環境ネットワークで監視しており、光化学スモッグの発生など、大気汚染の状況が悪化した場合に備えている。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移している。

表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移

(単位：％)

項 目	48年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
硫 黄 酸 化 物	50	100	100	100	100	100
窒 素 酸 化 物	100	100	100	100	100	100
浮 遊 粉 じ ん	45	81	100	100	100	100

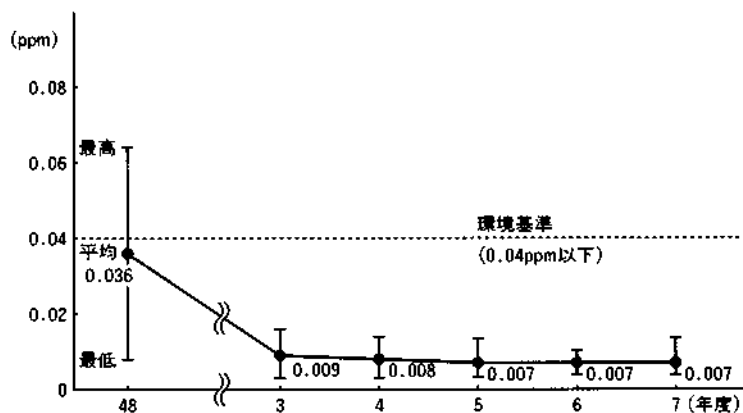
注 環境基準達成率（％）＝（環境基準達成観測局数/全観測局数）×100

^{*1}〔ブルースカイ計画〕工場などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、環境基準を達成・維持していくため、県が47年度から進めている計画である。

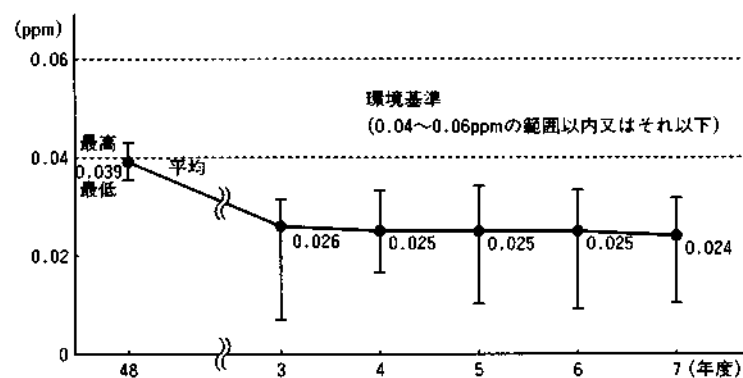
^{*2}〔環境基準〕人の健康や生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、環境基本法に基づき、現在、大気、水質、騒音及び土壌について定められている。

図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

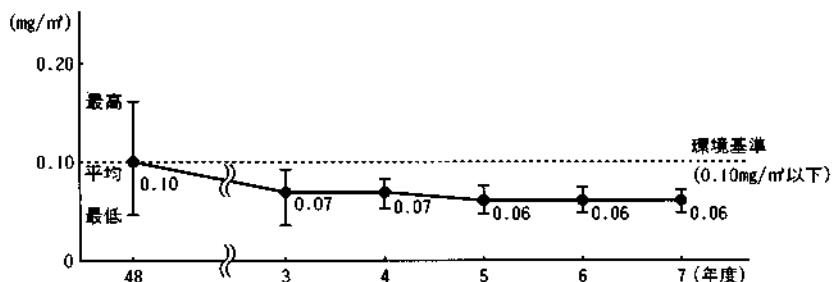
(1)硫黄酸化物



(2)窒素酸化物



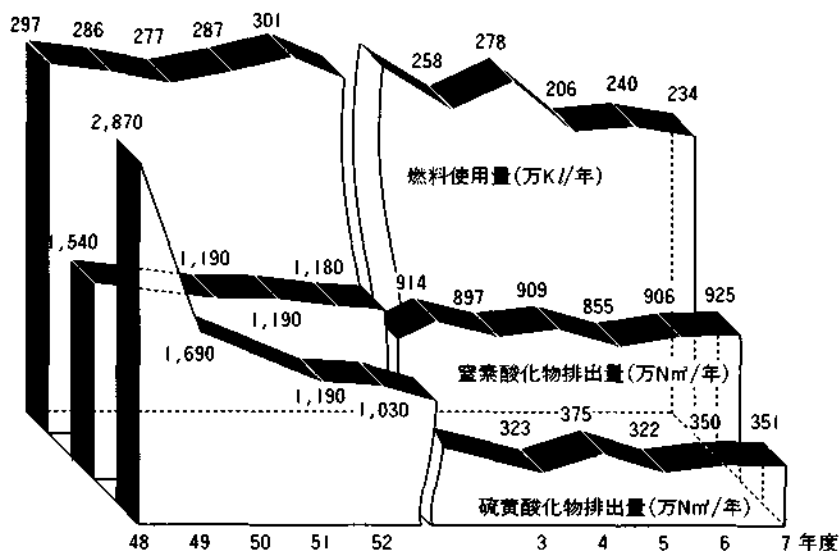
(3)浮遊粉じん



硫黄酸化物については、法令の規制にあわせて、47年度からブルースカイ計画により、工場等に対して、使用燃料の低硫黄化や排煙脱硫装置の設置等の発生源対策を指導してきた。

また、工場等においても除害装置が順次整備され、良質燃料への転換や省エネルギー対策も進められたこともあって、排出量は、図1-3のとおり48年度に比べて大幅に減少してきている。近年は、燃料使用量が横ばいであることから排出量も概ね横ばいの傾向にある。

図1-3 燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量の推移



その結果、環境の濃度は、48年度には平均0.036ppmであったが、近年は0.008ppm前後を横ばいに推移しており、7年度は0.007ppmで、すべての観測局において環境基準を達成している。

窒素酸化物については、法令の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対して燃焼方法の改善や良質燃料の使用等を指導してきた。このため、排出量は、図1-3のとおり、48年度に比べて減少してきていたが、最近は、概ね横ばいの傾向にある。

環境の濃度は、48年度には平均0.039ppmであったが、近年は0.025ppm前後を横ばいに推移しており、7年度は0.024ppmで、すべての観測局において環境基準を達成している。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、6年度に改定したブルースカイ計画を推進し、引き続き環境基準を達成していくことにしている。

浮遊粉じんについては、これまで、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきた。その結果、環境の濃度は、48年度には平均0.10mg/m³であったが、近年は0.07mg/m³前後を横ばいに推移しており、7年度は0.06mg/m³で、すべての観測局において環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、各観測局とも、晴天が続く、風が弱く気温の高い日に環境基準を超えることが多く、7年度は、富山地区及び高岡・新湊地区に注意報を1回発令した。今後とも光化学オキシダントによる被害を防止するため、大気汚染緊急時対策要綱に基づき、適切に対応していくことにしている。

(2) 水 質 汚 濁

県内の河川や海域の水質は、全体として改善されてきているが、中小の都市河川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられる。

このような水質汚濁の状況を監視するため、図1-4のとおり、27の河川で89地点、湖沼で4地点、海域で29地点の合計122地点で定期的に測定を行っている。

環境基準の適合状況を見ると、カドミウムや水銀などの人の健康に関する項目については、46年度以降すべて環境基準を達成している。

また、BODなどの生活環境に関する項目の環境基準達成状況は、表1-2のとおりで、河川については、前年度と同様96%の達成率であり、また、湖沼と海域については、100%の達成率であった。

表1-2 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

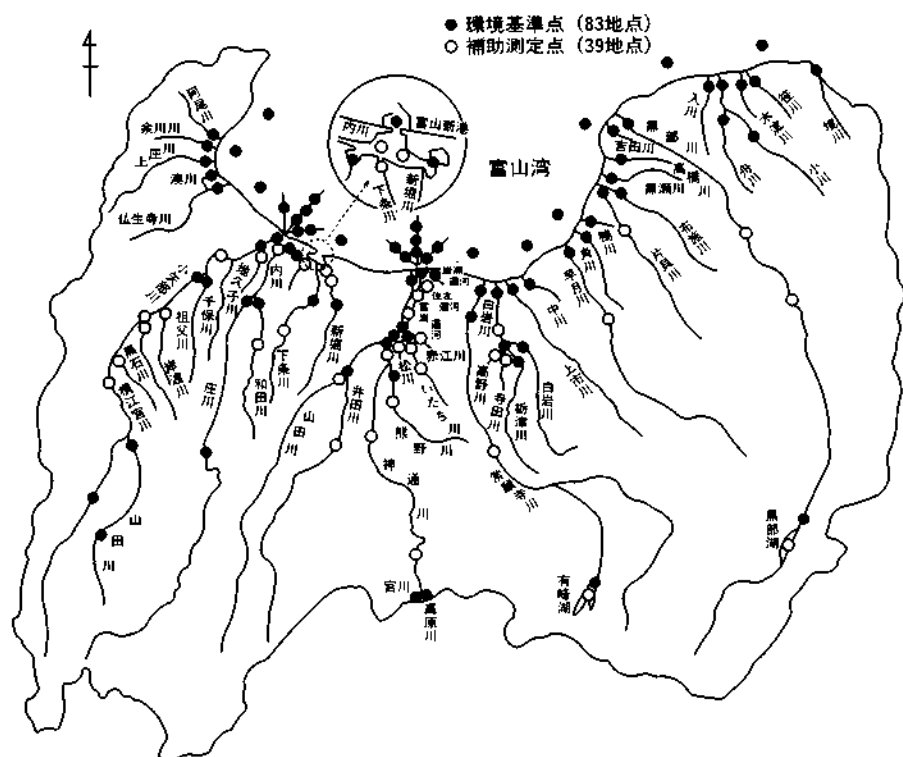
(単位：%)

水 域 区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
河 川	96	96	96	96	96
湖 沼	100	100	100	100	100
海 域	100	100	100	96	100

注1 環境基準達成率は、河川についてはBOD、湖沼、海域についてはCODによる。

2 環境基準達成率(%)=(環境基準達成点数/環境基準点数)×100

図1-4 水質の監視測定地点



水質の推移をみると、図1-5のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川などは、大幅に改善され、近年は清浄になってきている。また、庄川や黒部川などは現在もその清流を保っている。

しかし、中小の河川のうち、生活排水の影響が多くみられる都市河川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚濁がみられる。

一方、海域や湖沼については、清浄な水質を維持している。

それぞれの河川の水質の状況は、図1-6のとおり、ほとんど環境基準のAA（BOD1mg/l）～B（BOD3mg/l）類型*1に相当する清浄な水質を維持している。

これらの河川や海域等の水質を保全するため、クリーンウォーター計画*2を推進し、公共下水道、農村下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、あるいは、河川への浄化用水の導入などの事業を積極的に行っていくことにしている。また、生活排水については、家庭でできる浄化対策を一層進めていくほか、飲食店等の小規模事業場排水についても技術マニュアルに基づき適正処理を推進している。

地下水については、2年度から計画的にカドミウムや水銀などの人の健康に関する項目の水質測定を実施してきており、現在、平野部の76地点で測定を行っている。その結果、ほとんどの地域において良好な地下水質が維持されており、また、過去に汚染がみられた地域においても、汚染範囲の拡大はみられない。

今後とも、本県の良い水で豊かな水を将来にわたって守っていくため、“魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水”をめざすクリーンウォーター計画を県民、事業者、行政が一体となって推進していくことにしている。

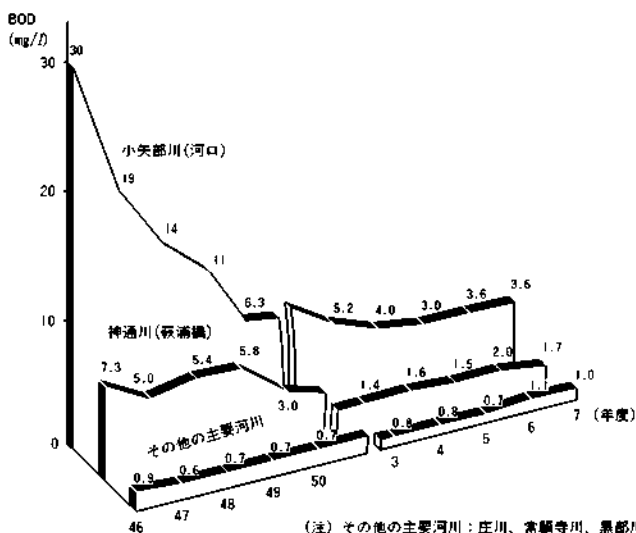
*1〔水質の環境基準の類型〕公共用水域の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、河川の場合はAA～E類型の6つに、湖沼の場合は、AA～C類型の4つに、海域の場合はA～C類型の3つに、分類されている。

河川や湖沼のAA類型、海域のA類型はもっとも清浄な水質である。

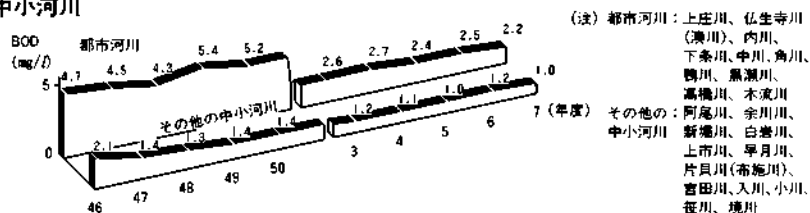
*2〔クリーンウォーター計画〕“魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水”を実現することを目標とし、望ましい水質環境を将来にわたって維持していくために策定している計画である。

図1-5 公共用水域の水質の推移

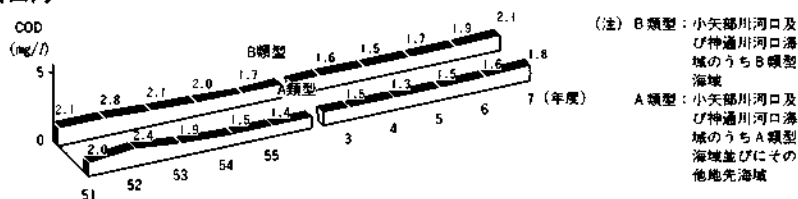
(1) 主要河川



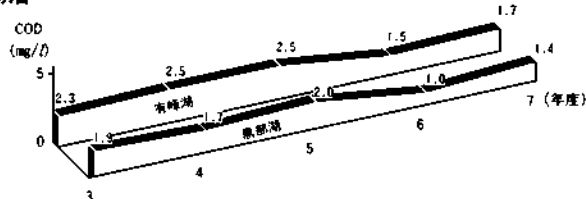
(2) 中小河川

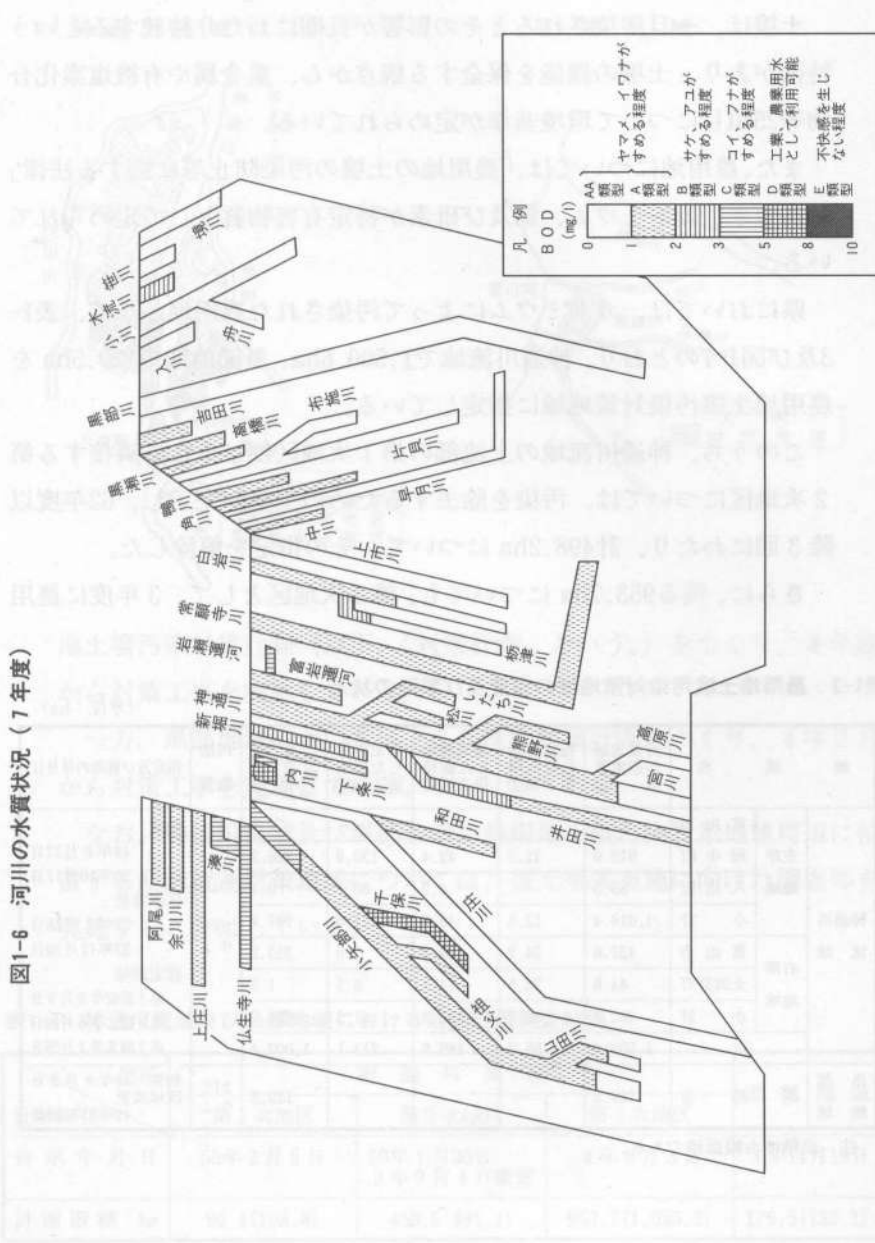


(3) 富山湾



(4) 湖沼





(3) 土 壤 汚 染

土壌は、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、土壌の機能を保全する観点から、重金属や有機塩素化合物等25項目について環境基準が定められている。

また、農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められている。

県においては、カドミウムによって汚染された農用地として、表1-3及び図1-7のとおり、神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haを農用地土壌汚染対策地域に指定している。

このうち、神通川流域の上流部の第1次地区及びそれに隣接する第2次地区については、汚染を除去するための工事が完了し、62年度以降3回にわたり、計498.2haについて、その指定を解除した。

さらに、残る953.7haについても、第3次地区として、3年度に農用

表1-3 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

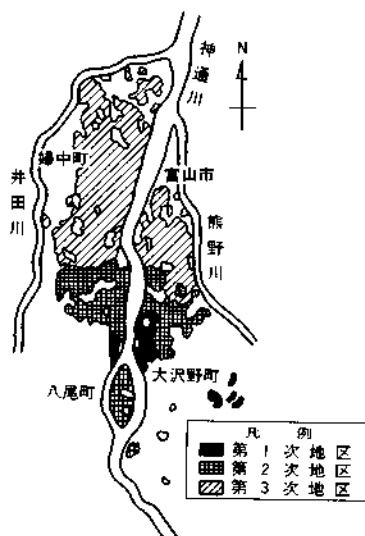
(単位：ha)

地 域 名			対策地域の 指定面積 ①	指定解除 した面積 第1回②	指定解除 した面積 第2回③	指定解除 した面積 第3回④	残る対策 地域の面 積①-②- ③-④	汚染 物質	指定及び解除の年月日
神通川 流 域	左岸 地域	富 山 市	21.1	—	—	—	21.1	ガド ミウ ム	指定 49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日 指定解除 第1回62年6月9日 第2回3年6月18日 第3回6年4月25日
		婦 中 町	912.0	12.5	42.4	130.9	726.2		
		八 尾 町	85.3	—	4.2	80.7	0.4		
		小 計	1,018.4	12.5	46.6	211.6	747.7		
	右岸 地域	富 山 市	437.6	54.2	129.2	1.0	253.2		
		大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5	1.5		
		小 計	482.2	82.7	143.3	1.5	254.7		
		計	1,500.6	95.2	189.9	213.1	1,002.4		
黒 部 地 域		黒 部 市	129.5	—	—	—	129.5	ガド ミウ ム	指定 48年8月9日 区域変更 49年11月28日

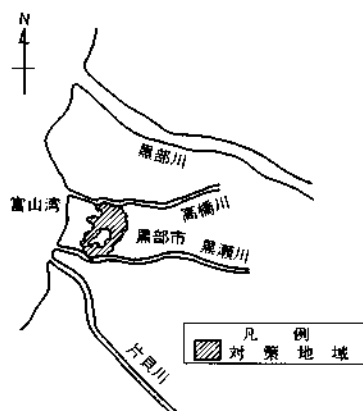
注 面積は台帳面積である。

図1-7 農用地土壌汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



地土壌汚染対策計画（以下、「対策計画」という。）をつくり、4年度から対策工事を実施している。

一方、黒部地域については、3年度に対策計画をつくり、4年2月から対策工事を実施している。

なお、神通川流域及び黒部地域の農用地土壌汚染対策地域周辺に位置する産米流通対策地域については、復元事業実施に向けた調査等を実施することになっている。

表1-4 神通川流域及び黒部地域における対策計画策定状況

地区 計画の内容	神 通 川 流 域			黒 部 地 域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	
告 示 年 月 日	55年2月6日	59年1月20日 3年9月4日変更	4年2月3日	3年11月19日
計 画 面 積 ha	96.4(108.8)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

(4) 騒音、振動、悪臭

騒音、振動及び悪臭は、その発生源が多種多様で日常生活と関係が深い身近な公害である。

騒音については、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を実施している。

7年度の測定結果では、一般環境騒音については表1-5のとおり、環境基準に適合しているのは道路に面する地域が58%、それ以外の地域が66%であり、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において、適合率が低い状況にある。

航空機騒音については、低騒音型ジェット機の就航などにより、引き続き、すべての地点で環境基準を達成している。

悪臭については、悪臭防止法令の改正に伴い、これまでの規制に加え、排水中の悪臭物質についても規制を行うことになった。

県及び市町村で受け付けた騒音、振動及び悪臭の苦情件数をみると、騒音や振動については、図1-8のとおり、工場等において防音工事や移転等の対策が実施されたため、47年度をピークに大幅に減少し、最近では、横ばい傾向となっている。発生源は、工場・事業場が最も多くなっているが、建設作業、商店・飲食店、交通機関等多様化する傾向にある。

悪臭については、図1-9のとおり47年度が最も多く、最近はほぼ横ばいとなっている。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくことにしている。

表1-5 一般環境騒音の環境基準適合率（7年度）

区 分	測定地点数	環境基準適合地点数	適合率 (%)
道路に面する地域	220	130	59
内 国 道	23	6	26
県 道	61	35	57
市 町 村 道	136	89	65
道路に面する地域以外の地域	93	61	66
全 体	313	191	61

図1-8 騒音・振動苦情の発生源別推移

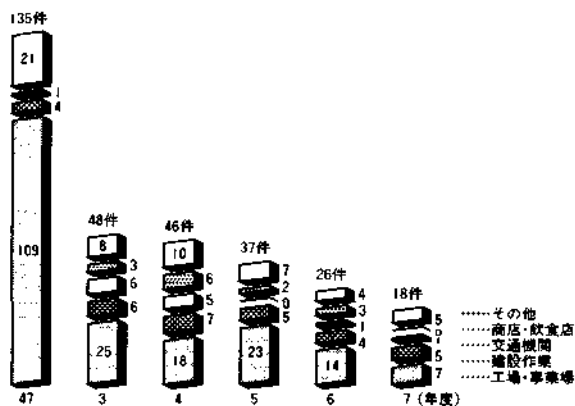
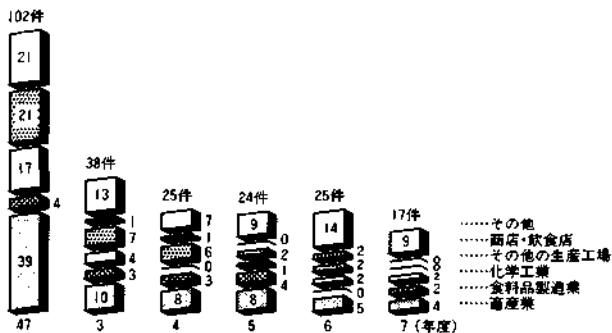


図1-9 悪臭苦情の発生源別推移



(5) 地 下 水

本県は、降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であるため、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けている。

県では、地下水の保全を図るため、50年度に地下水条例を制定し、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について、採取量の規制を行っている。

地下水位については、現在、図1-10のとおり、32か所の観測井で調査を行っているが、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移している。

地域別にみると、図1-11のとおり、高岡・砺波地域では、海岸部において、最近地下水利用の合理化などにより回復傾向にあり、富山地域では、ほぼ横ばいに推移している。

地下水の塩水化は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられるが、その範囲に変化はみられない。

一方、地盤沈下については、63年度に高岡、射水及び富山地域において水準測量*調査を実施したが、沈下は認められていない。

地下水条例指定地域における採取量は、図1-12のとおり、工業用が最も多く、次いで、水道用、建築物用、道路等消雪用の順となっている。

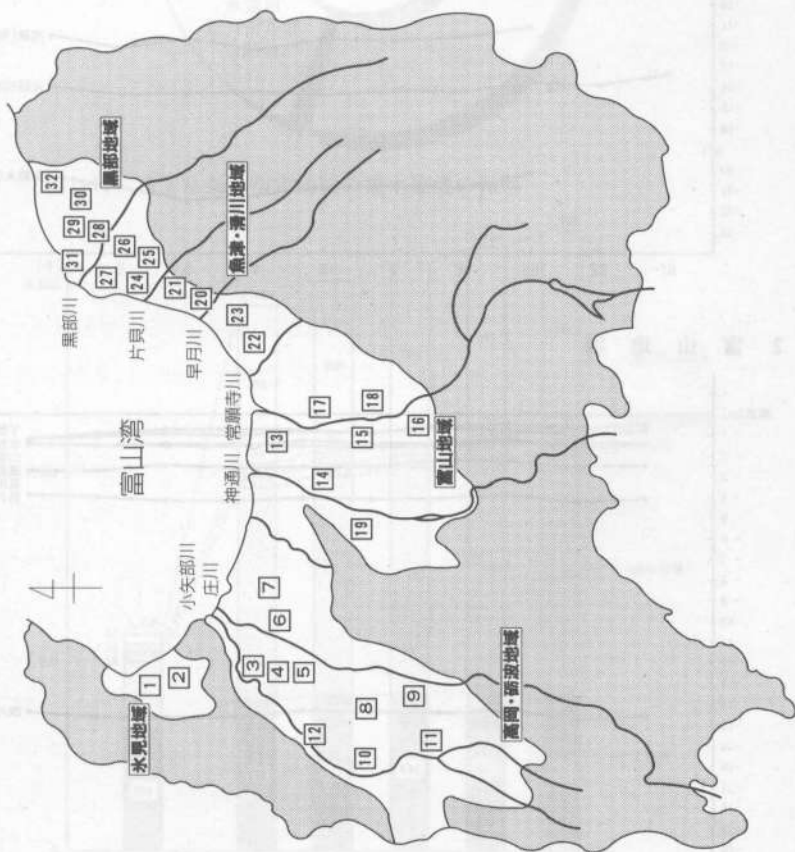
また、地下水の揚水設備は、図1-13のとおり、道路や建築物の消雪用が年々増加しており、降雪時にはこれらの揚水設備が一斉に稼働することから、一時的ではあるが地下水位の低下が懸念される。このため、県では、消雪設備の設置にあたっては、交互散水方式の採用や節水意識の啓発に努めている。

今後とも、県民共有の財産である豊富で清浄な地下水を次の世代に

*【水準測量】土地の高さを精密に測定する測量であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用する。

引き継ぐため、「地下水指針」に基づき、県民、事業者及び行政が一体となって各種の施策を推進することになっている。

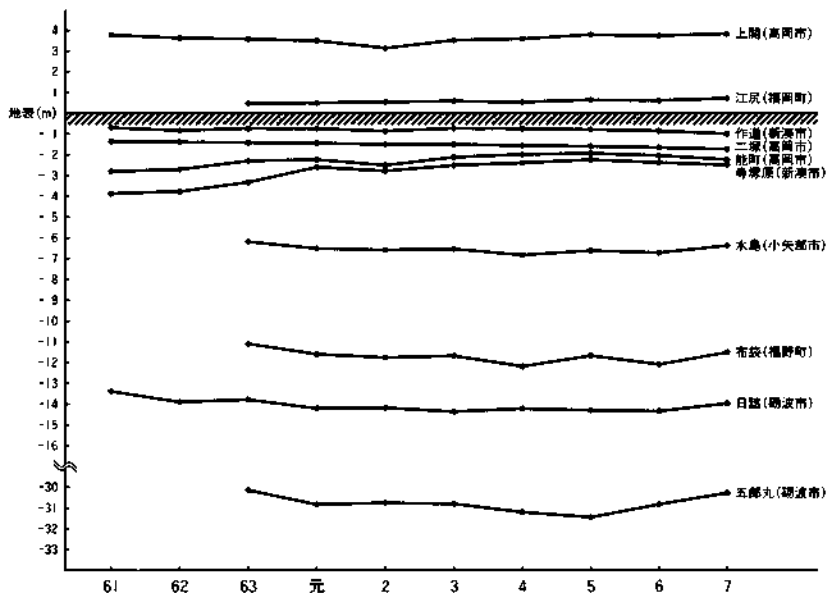
図1-10 地下水位の観測地点



地下水位調査井の位置	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	親の名称	朝田	朝田	能	上	二	寺	作	日	五	水	布	下	美	北	山	西	前	三	渡	住	北	下	四	金	日	五	生	青	入	小	月	山
環境大臣	環境大臣	富山・砺波地域										富山地域					魚津・滑川地域					黒部・地域											

図1-11 地下水位の推移

1 高岡・砺波地域



2 富山地域

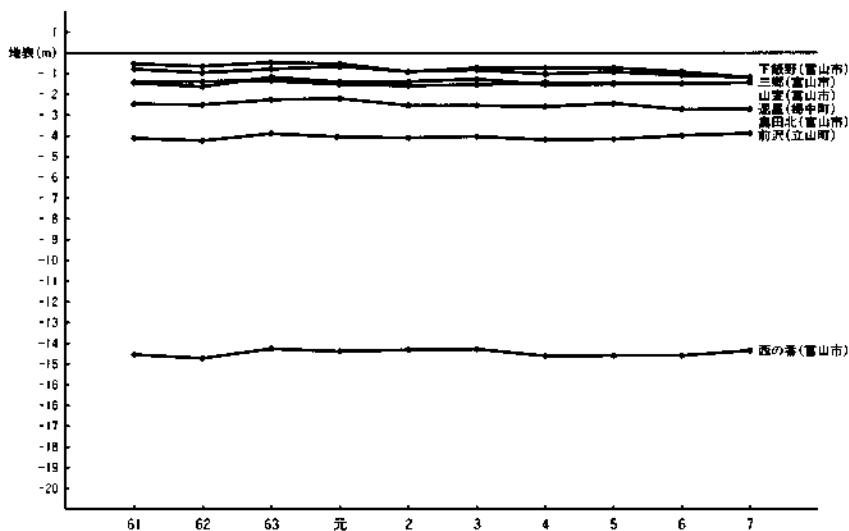


図1-12 地下水条例指定地域の採取量（7年度）

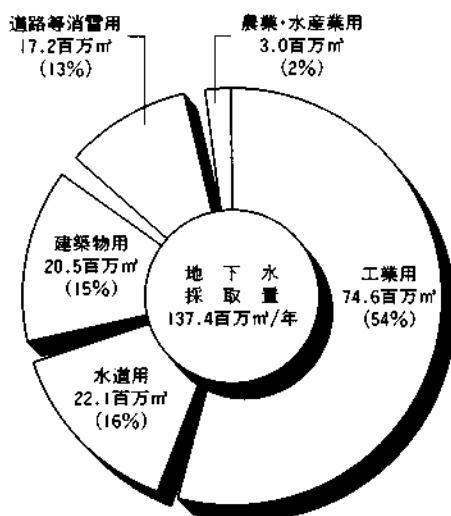
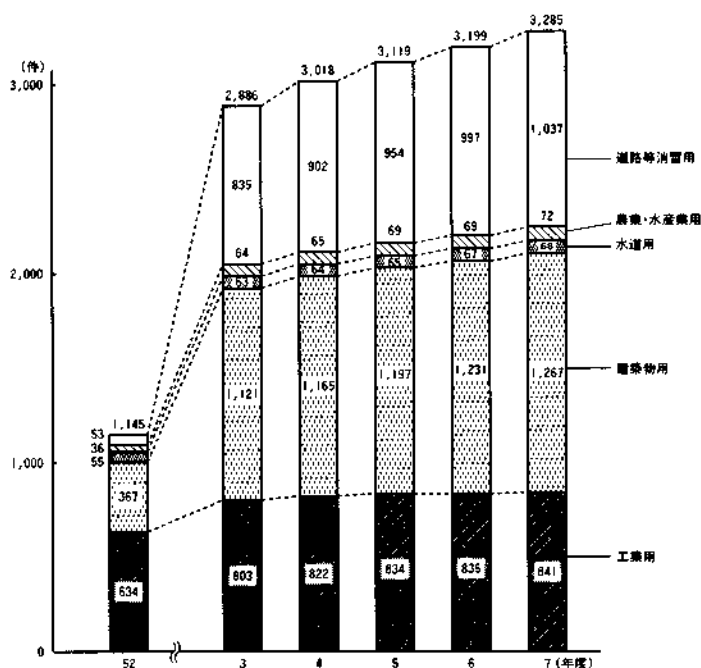


図1-13 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



(6) 廃 棄 物

廃棄物は、生活水準の向上や産業構造の高度化あるいはＯＡ化の進展に伴い、量的には増加の傾向が見られ、質的にも多種・多様化してきている。

廃棄物には、日常生活から排出されるごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動から生じる汚泥、建設廃材、木くず、鉦さいなどの産業廃棄物がある。

一般廃棄物については、市町村が計画的に収集・処理することになっており、ごみ処理施設やし尿処理施設は、処理の効率化を図るため、広域圏を中心として整備されている。これらの施設では、固形燃料化、金属などの回収、汚泥の肥料化のほか、廃熱を発電、温水プールに利用するなどの有効利用を図っている。

ごみ処理状況については、図1-14のとおり、処理量は、近年、ほぼ横ばいの状況であり、6年度は38万5千tとなっている。これらは、ほとんどが市町村によって収集され、図1-15、図1-16のとおり、市町村や広域圏で設置されているごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、ごみ埋立地で処理されるとともに、ごみ固形燃料化施設や廃棄物再生利用施設で資源化されている。

また、近年、市町村においては、ごみの減量化や再生利用を推進するため、指定袋制の導入や住民による空き缶、古新聞等の資源ごみの分別が進められるとともに、これらの資源ごみの市町村による直接回収や住民団体による集団回収が行われている。

さらに、多くの市町村では、集団回収を奨励するための報奨金制度*の導入、あるいは家庭用コンポスト化容器や焼却炉の購入に対する助成等も行われている。

県では、5年度に「ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定し、今

*【報奨金制度】資源ごみの集団回収を行っている住民団体に対し、自治体が行った行動に対して奨励金を給付する制度をいう。

後の目標や推進方策を示すとともに、市町村のごみ減量化・再生利用推進事業や空き缶圧縮機の整備事業に対して助成を行うなど、ごみの減量化・再生利用の推進を図ってきている。

一方、し尿の処理状況についてみると、収集量は、図1-17のとおり、6年度では、34万4千klとなっており、近年は、水洗トイレの増加に

図1-14 ごみ処理状況の推移

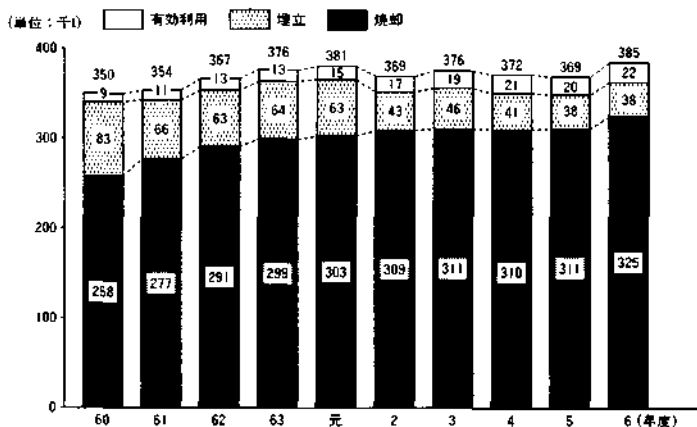


図1-15 ごみ処理施設の状況

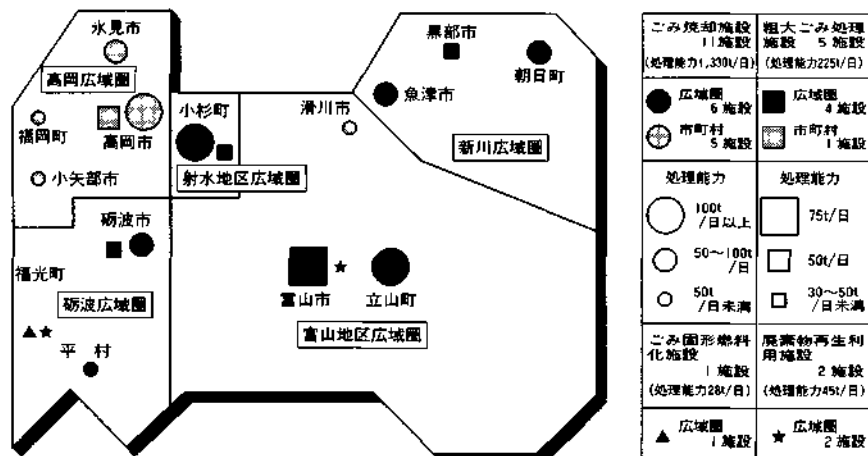
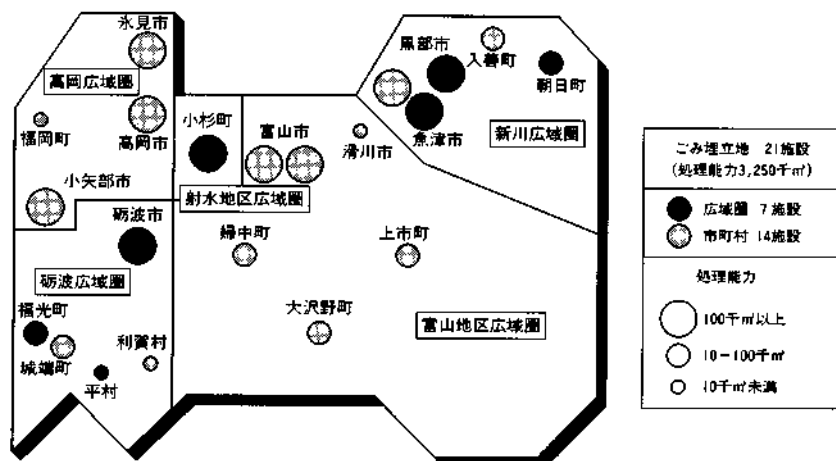


図1-16 ごみ埋立地の状況



伴って、浄化槽汚泥の割合が少しずつ増加してきている。

収集人口は、図1-18のとおり、くみ取りが34万5千人、浄化槽が44万人となっており、収集されたし尿と浄化槽の汚泥は、図1-19のとおり、市町村や広域圏で設置されているし尿処理施設で処理されている。

図1-17 し尿の処理状況の推移

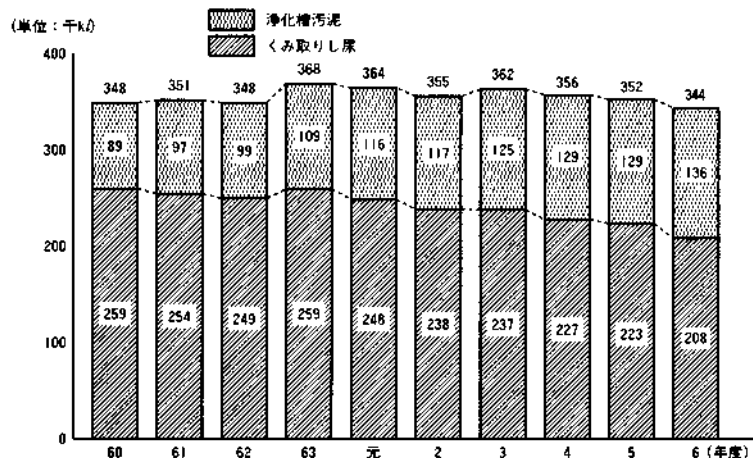


図1-18 し尿の処理状況（6年度）

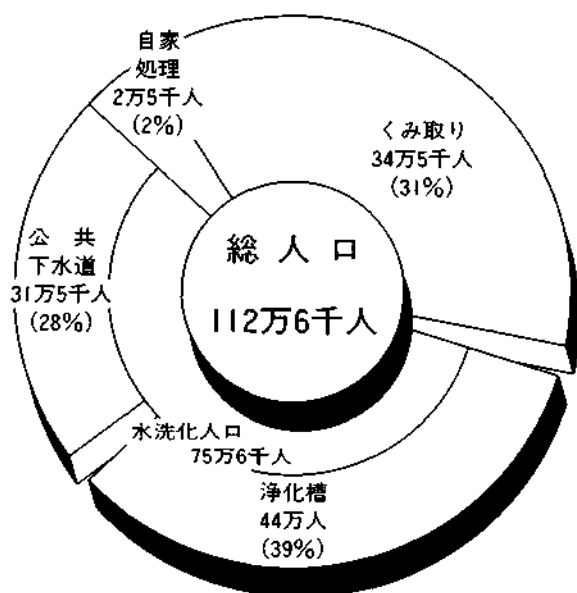
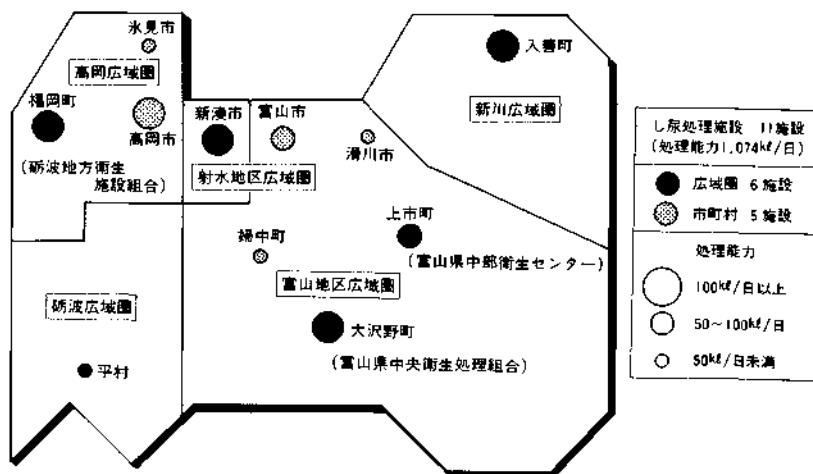


図1-19 し尿処理施設の状況



産業廃棄物は、排出事業者が自ら責任をもって適正な処理や有効利用を行うことになっている。

県では、産業廃棄物処理計画に基づき、排出事業者、処理業者、県及び市町村が各々の役割分担により、適正処理の推進を図っているほか、排出抑制や減量化、再生利用を促進することとしている。

事業活動に伴って排出される汚泥や建設廃材等産業廃棄物の発生量は、図1-20のとおり、6年度では529万3千tとなっている。

これを種類別にみると、化学工場、浄水場などから発生する汚泥が268万7千tで最も多く、次いで建設廃材の75万5千tの順となっている。また、処理状況については、図1-21のとおり、329万5千tが脱水、焼却など中間処理によって減量され、最終的には、133万4千tがセメント原料や路盤材などに再生利用され、残りの66万4千tが埋立処分されている。

さらに、最終処分場や焼却施設を設置する場合や県外産業廃棄物を県内に搬入する場合は、「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、事業者に対して事前協議を義務付けている。また、処理を委託する場合は、排出から最終処分まで、排出事業者が責任をもって適正処理を確認するようマニフェストシステム*の普及を図っている。

また、関係機関からなる「不法処理防止連絡協議会」を設置し、不法投棄の防止等に努めている。

なお、産業廃棄物の最近の発生状況や動向を把握するため実態調査を実施し、その結果を踏まえて減量化目標の設定や特別管理産業廃棄物対策や多量排出者の指導等の施策を盛り込んだ新たな産業廃棄物処理計画を策定した。

*【マニフェストシステム】マニフェスト(積荷目録)を利用して産業廃棄物の物流管理を行うもので、排出事業者(会社、工場など)から収集、運搬業者を経て処理処分されるまでの工程ごとに所定の伝票により確認、記録、保管していく方式である。

図1-20 産業廃棄物等の発生状況（6年度）

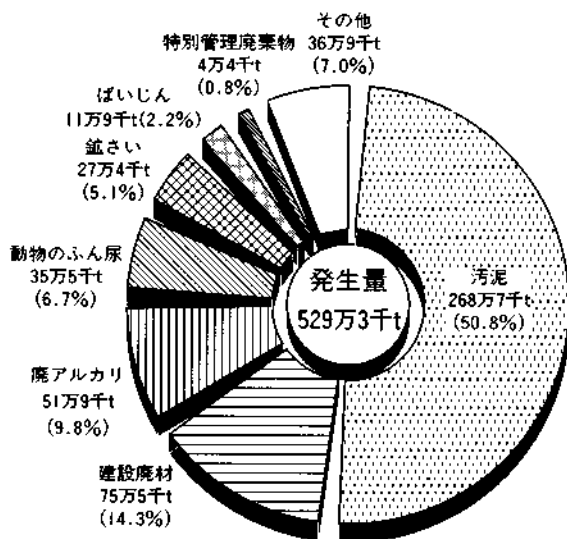
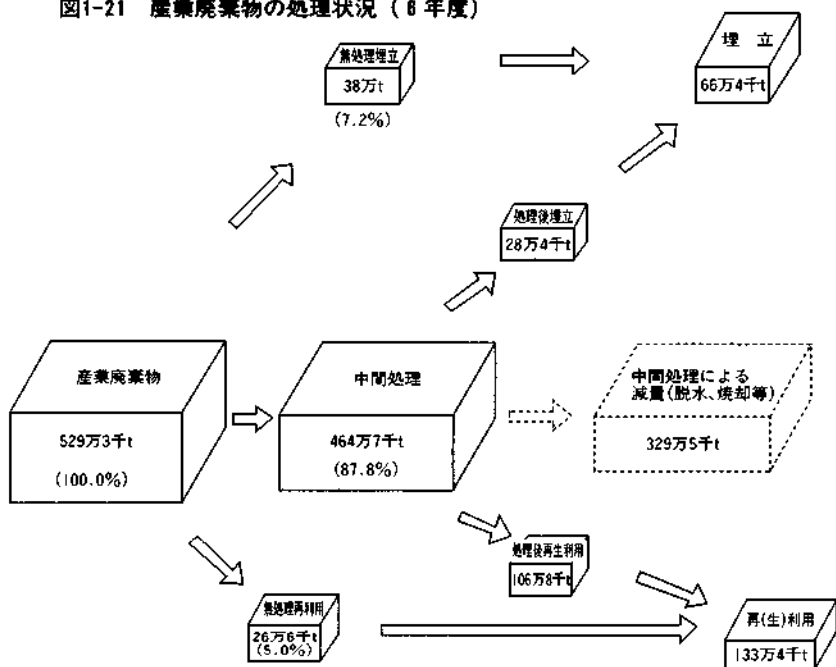


図1-21 産業廃棄物の処理状況（6年度）



(7) 公害の苦情

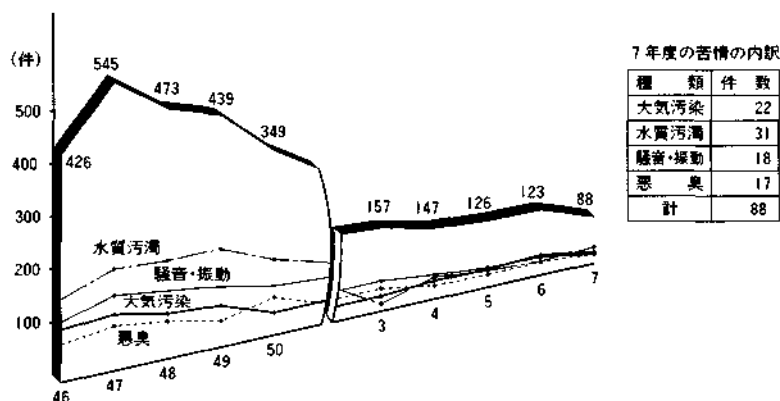
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めている。

県や市町村で受付けた大気汚染や水質汚濁など典型7公害*についての苦情件数は、図1-22のとおり、47年度の545件をピークに、年々減少し、7年度では88件となっている。

これらの苦情発生源は、図1-23のとおり、生産工場、建築・土木工事、畜産業、商店・飲食店、などとなっている。

なお、人口100万人当たりの苦情の件数は、図1-24のとおり、本県は全国に比べて3分の1以下で、苦情の少ない県となっている。

図1-22 苦情件数の推移（典型7公害）



*【典型7公害】大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいう。

図1-23 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

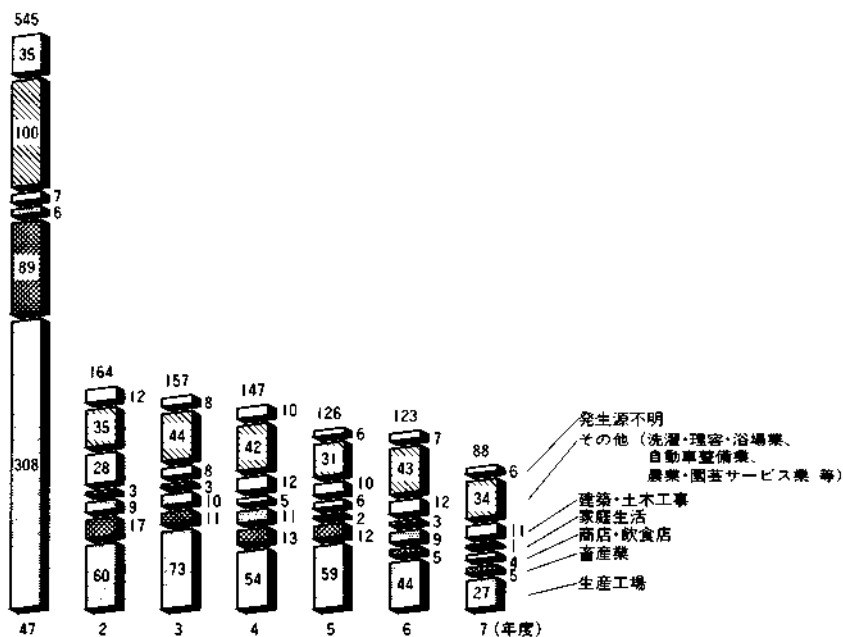
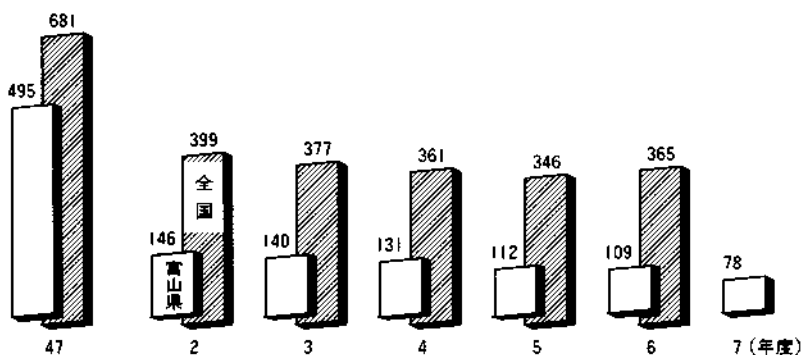


図1-24 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人

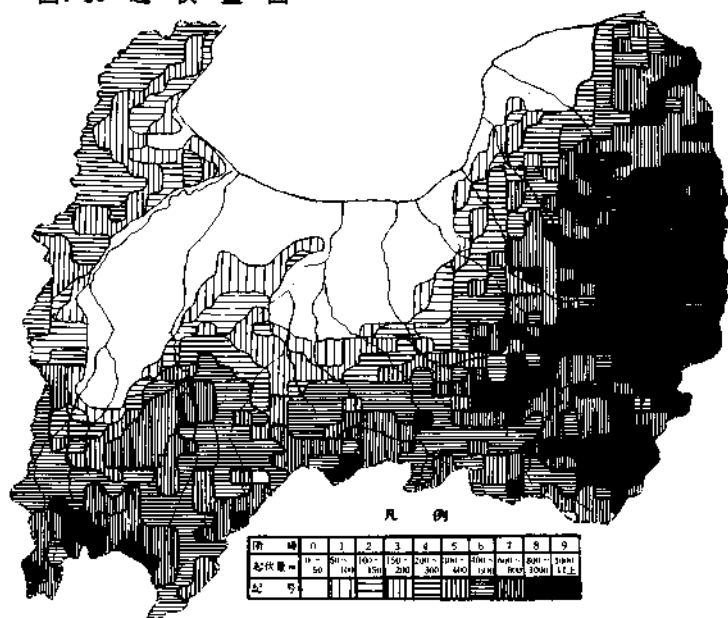
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面している。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられている。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量*は、図1-25のとおり大きく、本県特有のけわしさが見受けられる。とくに県東部では大きくなっているが、これは東部に高い山岳が多いことによるものである。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っている。このことは、環境庁の行っ

図1-25 起 伏 量 図



*〔起伏量〕一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大いほど平均傾斜も大きくなる。

た「緑の国勢調査」*1において、原生的な植生地区（自然度10、9）の県土面積に占める割合が本州第1位にランクされていることからわかる。

このように、本県には、すぐれた自然環境の残されている地域が多く野生鳥獣も豊富で、鳥類では327種、獣類では47種がそれぞれ確認されている。特に、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定している。

県では、県内の自然環境を保全して行くためのガイドラインとして策定した自然環境指針に基づき適切に指導・助言を行うとともに、自然の現況を把握するために植生、野生生物など自然に関する各種調査を行っている。

また、貴重ですぐれた自然環境の保全を図るために自然環境保全地域を、すぐれた自然の風景地の保護と適正な利用を図るために自然公園を、野生鳥獣の保護繁殖を図るために鳥獣保護区をそれぞれ指定するとともに、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト*2、バードマスター*3などの活動によって、自然保護思想の普及を図っている。

(1) 植 生

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっている。

(ア) 平野・海岸地帯

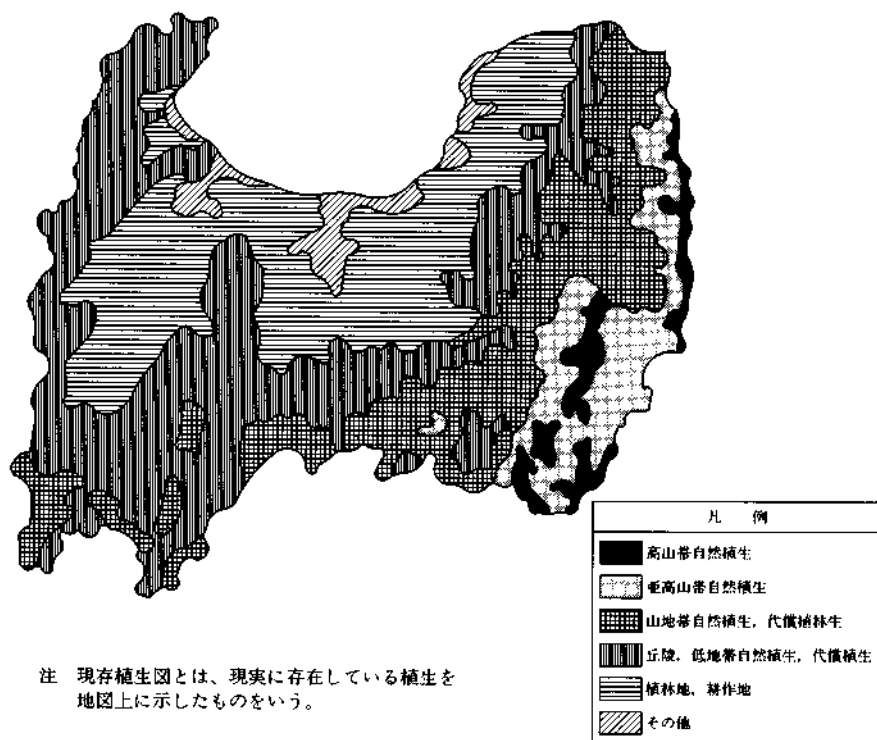
平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっているが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地のみられ

*1【緑の国勢調査】わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度から環境庁が実施している調査をいう。

*2【ナチュラリスト】県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいう。

*3【バードマスター】県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいう。

図1-26 現 存 植 生 図



注 現存植生図とは、現実に存在している植生を地図上に示したものをいう。

るところもある。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されている。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもある。

(4) 丘陵帯（標高およそ500m 以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきている。

このため、自然植生は一部の杜寺林等に残っているだけである。

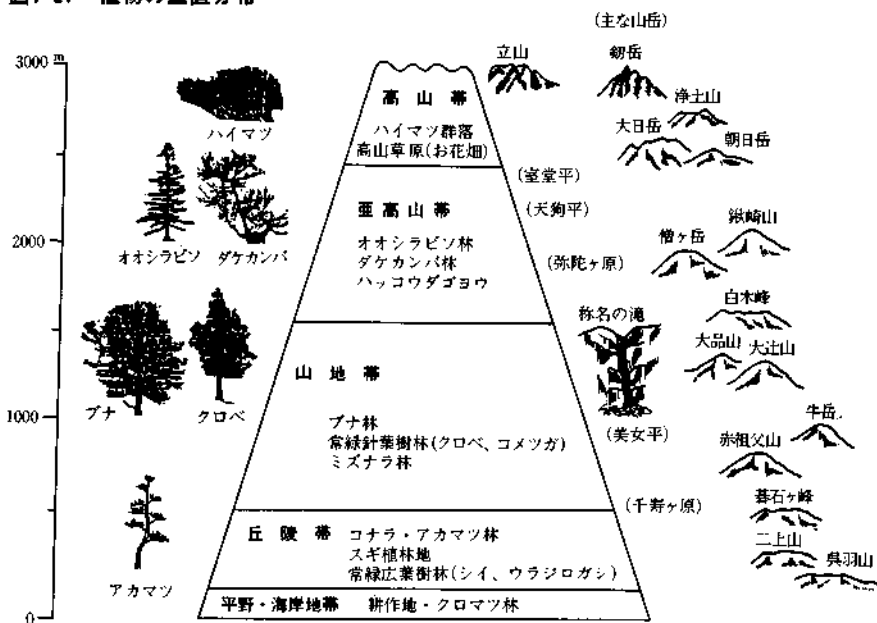
(ウ) 山地帯（標高およそ500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえにおいて重要な地域である。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生している。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林*やスギの植林地になっている。

(エ) 高山帯、亜高山帯（標高およそ1,600m 以上）

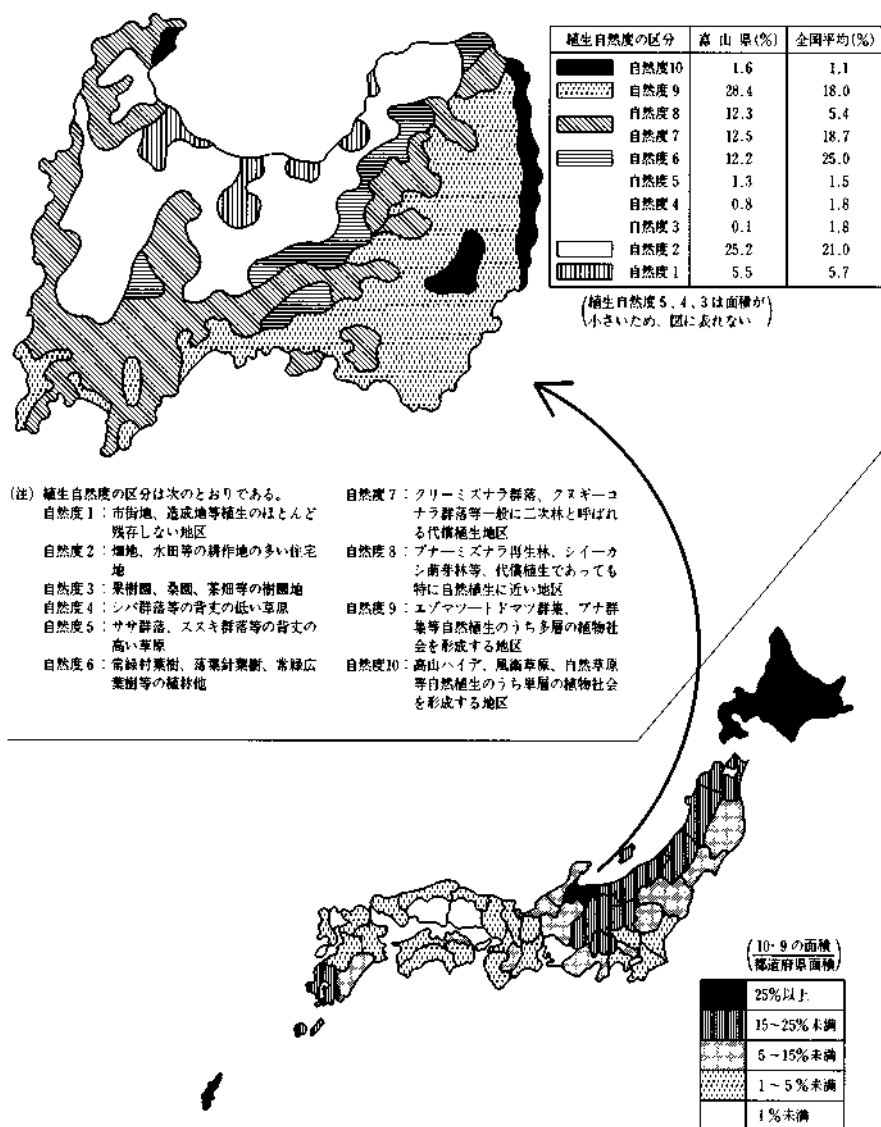
高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけである。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されている。

図1-27 植物の垂直分布



*【二次林】ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林をいう。

図1-28 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



る。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっている。

イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると図1-28のとおり、自然度の高い原生的な植生地区（自然度10、9）の県土面積に占める割合は30.0%と全国平均19.1%よりも高く、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかる。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10、9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきている。

(2) 野 生 動 物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山などの多様な自然環境が含まれている。このため、県土面積の割には豊富な野生動物が生息している。

ア 哺 乳 類

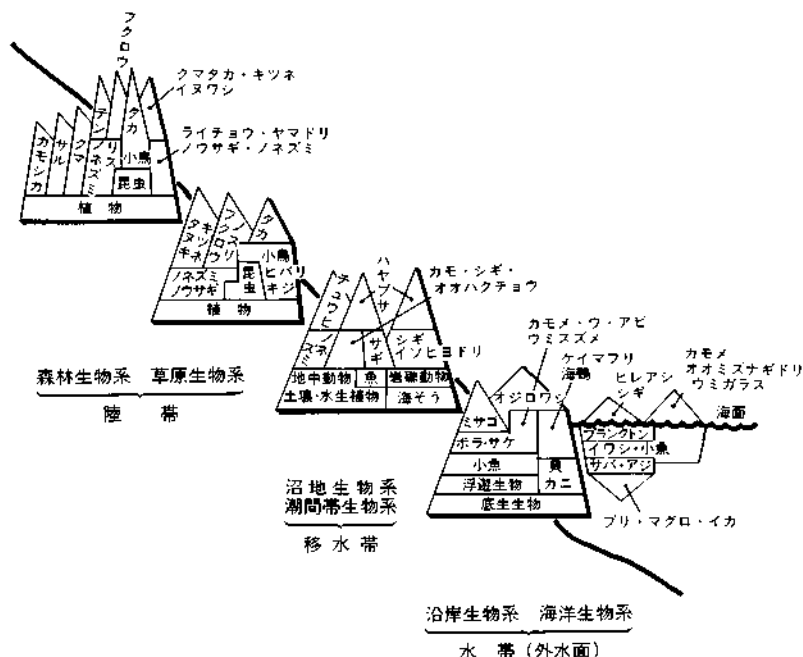
平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られないが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、帰化動物のハクビシンの生息地も広がってきている。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られている。

イ 鳥 類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほか、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらは都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場とな

図1-29 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



っている。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっている。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息するものの、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっている。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されている。

ウ 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウ

ウオ、ヤマサンショウウオ、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息している。

は虫類では、帰化動物のミシシッピーアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少している。毒蛇であるマムシは県内に広く分布している。

エ 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンバラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息している。

オ 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られるが、丘陵、低山地帯は、ギフチョウやオオムラサキなどの貴重なチョウの重要な生息地になっている。

山地帯は、ミズナラ、プナを食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやミヤマモンキチョウに代表されるように、高山蝶の宝庫になっている。

(3) 希少野生動植物

5年4月1日に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による国内希少野生動植物種の指定は順次行われており、これまでに指定された種は、動物で48種、植物で3種となっている。

このうち、富山県で生息が確認されている種は、ライチョウ、イヌワシをはじめとする鳥類9種と淡水魚イタセンバラの合わせて10種となっている。

なお、法による指定を受けていない種であって、環境庁が3年に発行した「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で「絶滅危惧種」として選定されている種のうち県内に生息している種には、ホクリクサンショウウオとシャープゲンゴロウモドキがある。

(4) 自然公園等

ア 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、自然環境保全地域が指定されている。

イ 自然公園及び県定公園

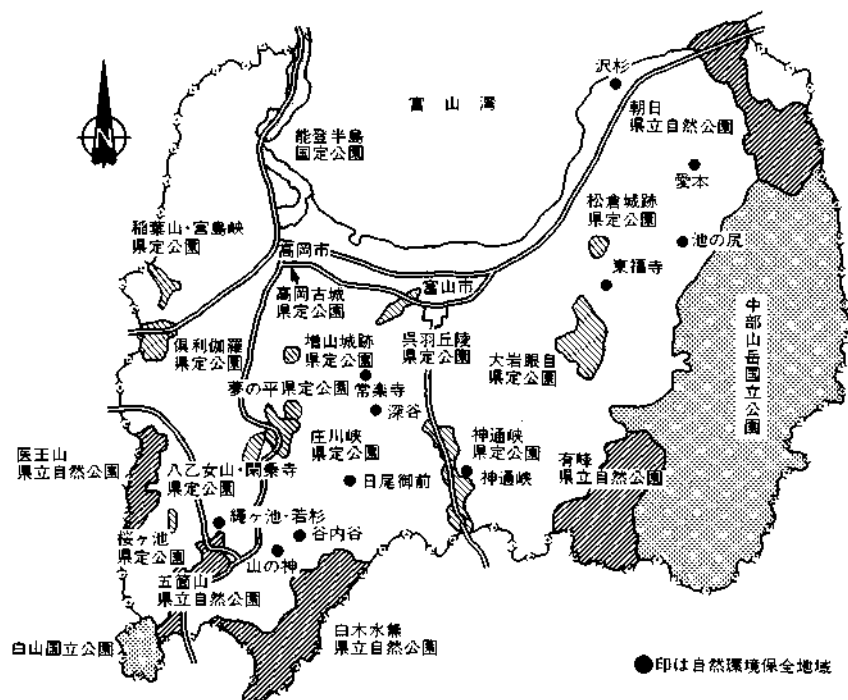
本県のすぐれた自然の風景地が自然公園に指定されており、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えていくよう努めている。

また、自然公園に準ずるすぐれた風景地が県定公園に指定されている。

表1-6 自然公園等現況表

種 別		箇所数	面 積	県土面積に 占める割合	摘 要
自然環境 保全地域		11	624 ha	0.15 %	沢杉、縄ヶ池・若杉、愛本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
自然公園	国立公園	2	79,173	18.62	中部山岳、白山
	国定公園	1	1,005	0.24	能登半島
	県立 自然公園	5	39,576	9.31	朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県定公園		12	9,666	2.27	神通峡、呉羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目、松倉城跡、増山城跡、夢の平、稲葉山・宮島峡、桜ヶ池、八乙女山・閑乗寺
計		31	130,044	30.59	

図1-30 自然公園等現況図



ウ 県民公園

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-7のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物館(ねいの里)、野鳥の園がある。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村がある。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て、頼成の森に至る延長19kmの公園街道が整備されている。

表1-7 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	110ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館(ねいの里)	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全 体)	県民公園地域	約2,600ha		

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

エ 家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が、福岡町五位地区に「とやま・ふくおか家族旅行村」が設置されている。

3 快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全に止まらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気 に満ちた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県ではごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進や「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスタープラン^{*}」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、さらに一歩進んだ快適環境づくりをめざした施策を積極的に推進している。

また、快適環境づくりを効果的に進めるには、県民の協力が不可欠であり、自分たちの身の周りの環境は自分たちでより快適なものとしていこうとする自主的な実践活動を展開することが望まれている。

(1) 県土美化推進運動

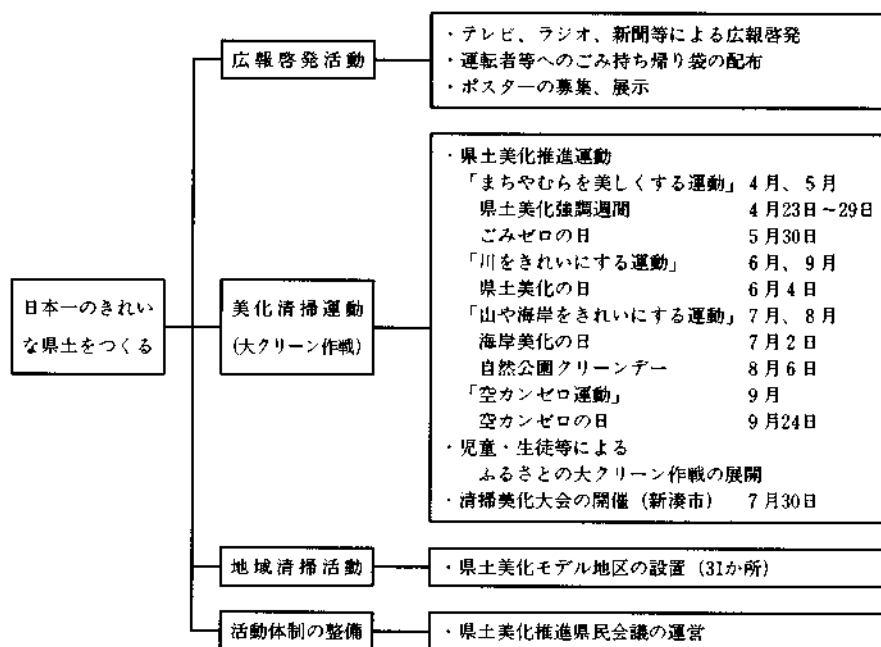
県土美化推進運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体など104団体で構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動では、図I-31のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示やちらしの配布などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃、清掃美化大会を開催するなど各種の事業を実施している。また、「ふるさとの大クリーン作戦」を夏休み期間中に展開し、美化清掃体験を通じて児童・生徒の美化意識の高揚を図っている。

さらに、県土美化モデル地区においては、美化スローガンを設けて、

^{*}〔海岸アメニティマスタープラン〕富山県の美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画をいう。

図1-31 県土美化推進運動の概要（7年度）



熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として美化活動の輪がいつそう広がるよう努めている。

(2) 各種の快適環境づくり

本県が全国に誇る豊かな自然は、産業を育み、県民の心をうるおし、生活に多大の恩恵を与えている。

これらの水や森を守り育てていくため、水環境については、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川などの中から、特に優れたもの55件を「とやまの名水」として選定しており、そのうちの4件については「全国名水百選」にも選ばれている。これらの名水は、身近な水環境として県民に親しまれており、名水巡りバス教室や親子の水とのふれあいバス教室を開催している。

さらに、歴史・文化に優れた水環境の維持保全に努め、水を活かしたまちづくりに優れた成果をあげている4市町が「水の郷百選」に選ばれている。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、そのうちの称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。これらの滝については、県民が自然との語らいの空間として親しめるよう滝見台や歩道が整備されている。

森林については、代表的な森林50か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうちの立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれている。これらの森林については、県民が気軽に森林浴を楽しむことができるよう、遊歩道、休息所、案内板などが整備されており、森林浴バス教室も開催している。

また、美しい海辺づくりの「海岸アメニティ・マスタープラン」や花と緑の「グリーンプラン^{*1}」、魅力ある郷土づくりの「ふるさと環境総合整備ガイドライン^{*2}」、公園のような県土づくりをめざす「全県域公園化推進プラン」などの計画や河川環境整備事業、公共施設の文化性導入推進事業等に基づき、今後とも快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしている。

このほか、快適なまちづくりに重要な「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備を推進するため、市町村のモデル的な施設の設置や改築に対して助成するとともに、グッドメンテナンストイレコンテストやセミナーを開催した。また、モデルトイレづくり、公共トイレの点検調査、公共トイレ設計・維持管理マニュアルの検討を行った。

^{*1}〔グリーンプラン〕日本一の花と緑の環境づくりをめざして、県土を花と緑でつつみ、生活にうるおいとやすらぎをもたらし美しいふるさとづくりを推進する計画をいう。

^{*2}〔ふるさと環境総合整備ガイドライン〕県土の環境整備を総合的かつ計画的に推進するため、豊かな緑や水辺環境を守り育て、文化の香り高い都市環境や活気と楽しい雰囲気のある市街地の創造等を基本的な目標として、その実現のための指針を提示したもの。

4 各種環境保全の現況

本県では、公害防止や自然環境保全、快適な環境づくりのための施策のほか、各種の環境保全施策を実施している。

(1) 環境保健対策

神通川流域のイタイイタイ病対策として、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図る家庭訪問指導、要観察者への管理検診や患者の早期発見と住民の健康管理を目的とした住民健康調査などを実施している。

(2) 緩衝緑地の整備

富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、県民公園新港の森が、また、富山空港に離着陸する航空機の騒音の影響を軽減するため、空港スポーツ公園が緩衝緑地として設けられている。

(3) 下水道等の整備

全県域下水道化構想に基づき、小矢部川や神通川左岸の流域下水道をはじめ公共下水道、特定環境保全公共下水道、さらには農村下水道の整備を促進するとともに、コミュニティ・プラントや合併処理浄化槽の設置の推進を図っている。

(4) 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催を行うとともに、苦情の発生源となる汚水、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐため、調査を実施している。また、畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や資金の融資を行っている。

(5) 漁場環境保全対策

漁場環境の監視を行うとともに、漁業公害に関する情報の収集や講習会の開催、定置網漁場の水質調査を実施している。

(6) 食品等の汚染対策

食品中の水銀、P C B等の汚染状況を把握するため、牛乳、野菜や富山湾産の魚介類の食品について調査を実施している。

(7) 環境教育の推進

身近な生活環境から地球環境問題まで広範囲にわたる今日の環境問題が、資源やエネルギー、リサイクルなどの面で社会経済システムや私たちの日常生活と深くかかわっていることから、県では、環境教育基本方針を策定し、学校等での環境教育を充実するとともに、講演会の開催、啓発パンフレットの配布を通じて、県民への啓発を行っている。

(8) 環境保全活動の推進

身近な保全活動への積極的な参加を通じて、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立や社会的なリサイクルの導入をめざすため、環境保全相談室による相談受付や研修会等への講師派遣、環境保全活動を進めるための中核となる環境保全活動推進員の育成等を行っている。

また、とやま環境財団では、地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、環境情報の収集・提供、新聞・テレビ等による普及啓発、活動団体、企業等の環境保全活動を支援するなど各種の事業を実施しており、県では、今後とも財団との連携のもとに県民総ぐるみによる環境保全活動を一層推進することになっている。

第2節 環境行政の今後の展開

本県の環境の状況は、全般的に改善されてきているが、生活排水による水質汚濁、自動車交通による大気汚染や騒音、空き缶やごみの散乱などの都市・生活型公害、さらには、地球の温暖化、酸性雨等の地球環境問題への対応や環境分野における国際協力、快適な環境の形成や自然とのふれあいを求める県民のニーズへの対応等、今後、対処しなければならない課題がある。このような状況を踏まえ、今日の広域多岐にわたる環境問題に適切に対応するため、富山県環境基本条例を制定した。

今後の環境行政の推進にあたっては、基本条例に基づき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める環境基本計画を策定していくとともに、県民、事業者、行政が一体となって環境にやさしい社会づくりを目指して環境施策を展開していくことにしている。

1 環境基本計画の策定

今日の環境問題の解決には、環境を人の健康、生活環境、自然環境等の分野別としてでなく、総合的にとらえて環境保全施策を講じていく必要がある。

さらに、その施策が広域多岐にわたるため、施策相互の有機的連携を図り、総合的・計画的に展開していくことが必要であり、そのため、環境基本計画を策定することにしている。

この基本計画では、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本的な考え方、長期的な目標、施策の大綱などについて明らかにし、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

なお、基本計画の分野別の個別計画に位置付けされることになるブルースカイ計画やクリーンウォーター計画などの推進により、環境基準の達成を図るとともに、良好な環境の維持に努めることにしている。

2 環境汚染の未然防止

県民の健康と生活環境を守り、快適な環境づくりを進めるためには、環境の汚染を未然に防止する必要がある。

工場や人口が集中している富山・高岡地域については、公害の防止に係る施策を、総合的、計画的に進める必要があるため、49年度から、公害防止計画を進めてきたが、なお、いくつかの課題が残されていることから、6年度に新たに策定された5か年計画に基づき、今後も、引き続き各種の公害防止対策を進めることにしている。

一方、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業については、環境影響評価要綱に基づき、事業者に対し、環境への影響について事前に調査、予測等の実施や、地域住民への説明会の開催等を義務づけているほか、公害防止条例や土地対策要綱においても事前審査制度を設けており、これらの制度を適切かつ円滑に実施し、大規模な開発による環境の汚染を未然に防止していくことにしている。

また、近年、化学物質等による新たな環境汚染が懸念されており、これらの有害物質等についても環境濃度等の実態把握に努め、環境汚染の未然防止に努めることにしている。

3 廃棄物対策の推進

家庭や事業所から排出される廃棄物は、生活様式の多様化や消費意識の変化あるいはO A化の進展、産業構造の高度化や技術革新の進展等により、発生量の増加とともにその種類も多様化しており、廃棄物処理を取り巻く環境は極めて厳しく、適正処理とともに減量化、再生利用の推進が重要になってきている。

一般廃棄物については、市町村によるごみの計画的収集や処理施設の計画的整備を進めるとともに、5年度に策定した「ごみ減量化・再生利用推進指針」に基づいて、県民、事業者の理解の下に市町村やとやま環

境財団と連携し、ごみの発生の抑制に努め、社会全体でごみの減量化や再生利用の推進を図っていくことにしている。

また、ごみの中の缶、びん、ペットボトル等の容器包装廃棄物については、消費者には分別排出、市町村には分別収集、事業者には再商品化を義務づけた容器包装リサイクル法が新たに制定されたことから、県においても、分別収集促進計画を策定し、容器包装廃棄物の減量化、資源化の推進を図っていくことにしている。

産業廃棄物については、新たに策定した産業廃棄物処理計画に基づき、排出抑制や減量化、再生利用の促進を図るほか、多量排出事業者に対する指導や特別管理産業廃棄物の適正処理を推進することになっている。

また、最終処分場等の処理施設の設置や県外産業廃棄物の県内搬入については、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事前協議を行い、処理施設の円滑な設置や県外産業廃棄物の計画的な処理の推進を図ることにしている。

4 自然環境の保全

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の特性に応じて体系的に保全されなければならない。

また、人と自然との豊かなふれあいが保たれるとともに、身近な水や緑、優れた景観等の保全及び創造を図らなければならない。

このため、5年度に策定した自然環境指針に基づき各種開発事業に際しての自然環境保全上の指導・助言を行っていくことにしている。

また、ライチョウをはじめとする貴重な野生生物の生息調査を実施し、適切な保護対策を進めることにしている。

さらに、生き物の生態特性に配慮した環境をつくるためのマニュアルを作成し、各種開発行為等を行う際の指針、手引きとして、啓発、指導・助言を行っていくことにしている。

一方、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、登山道、野営場、ビジターセンター、休憩所等、地域の特性をふまえた公園利用施設の整備や美化事業の充実を図るとともに、ナチュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員、バードマスター等の制度の積極的な活用により、自然保護思想の普及を一層図っていくことにしている。

5 快適な環境づくりの推進

生活水準の向上や余暇の増大に伴って、県民の環境に対するニーズは、清らかな水辺や豊かな緑などの自然とのふれあい、ゆとりある空間の配置や美しい景観の確保、歴史的なたたずまいといった心にうるおいとやすらぎを与える快適な環境へと向けられてきている。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑などの恵まれた環境資源を十分に生かしながら、県民の幅広い理解と協力を得て、個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要がある。

このため、県民総ぐるみの県土美化運動の輪をさらに広げるとともに、「海岸アメニティ・マスタープラン」や「グリーンプラン」、「ふるさと環境総合整備ガイドライン」、「全県域公園化推進プラン」等の計画や、河川環境整備事業、公共施設の文化性導入推進事業、魅力ある都市景観づくりモデル事業、さらに8年度創設のふるさと環境整備事業等に基づき、今後とも、快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしている。

また、トイレ環境の改善とトイレ文化の創造に寄与することを目的に、「とやま国際トイレシンポジウム'96」を開催するとともに、きれいで利用しやすい快適な公共トイレの整備を推進するため、市町村が実施する事業を支援していくことにしている。

6 地球環境問題への取組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などのいわゆる地球環境問題は、人類に共通する極めて重要な課題となっている。

これらの問題を解決するには、各国が国際的に協調して取組む必要があるが、地域住民の日常生活や企業の事業活動が資源やエネルギーの消費等を通じて地球環境と深くかかわっており、地域での環境保全の積み重ねがひいては地球環境の保全につながることから、行政、事業者、さらには住民一人ひとりができることから積極的に取組んでいく必要がある。

現在、世界中の国や地域では、4年6月に「地球サミット」で合意された「リオ宣言」や「アジェンダ21」等のフォローアップに向けた取組みがなされている。

また、わが国においては、5年12月に、「アジェンダ21行動計画」が策定され、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けた取組みが進められている。

県においても、地球環境をも視野に入れた快適で恵み豊かな環境を保全し創造するため、7年12月に環境基本条例を制定したところであり、この条例に基づき、国の各種施策を踏まえ、県民に対する講演会やリーフレット等による普及啓発をはじめ、低公害車の導入や市町村における低公害車及びフロン回収設備の整備に対し助成を行うほか、日本海の対岸地域との環境協力事業などを引き続き行う。

さらに、県民、事業者及び行政が、地球環境問題を身近な問題としてとらえ、地球環境保全に積極的に取組むための地球環境保全行動計画を策定することになっている。

7 環境保全活動等の推進

今日の環境問題の多くは、都市・生活型公害や地球環境問題にみられるように、被害者が同時に加害者になるなど複雑化し、行政による規制中心の施策だけでは十分な対応ができない面がある。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題とその背後にある社会経済システムについて理解し、身近なところから具体的な行動を起こす必要がある。

このため、環境教育基本方針に基づき、学校における環境教育をさらに充実させるとともに環境保全活動実践モデル校を指定しその活動を支援する。

また、県民へのパンフレット配布や講演会の開催等による啓発、環境保全活動への情報提供や環境保全相談室の運営、環境保全活動推進員間のネットワーク化等の施策を進めることにしている。

とやま環境財団においても、環境情報の収集・提供、環境保全団体の育成・支援、住民や企業が行うリサイクルへの取組みの支援等の事業をさらに推進することになっている。

なお、県としても、県の事業者・消費者としての立場から、率先して環境への負荷の低減に努めるための行動計画を策定し、自らの環境保全活動を推進することになっている。

環境にやさしい施設、設備

○太陽光発電施設



シリコンなどの半導体に光があたると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用して、太陽の光から直接電気を得て利用している。

(大山町：A社)

○電気自動車



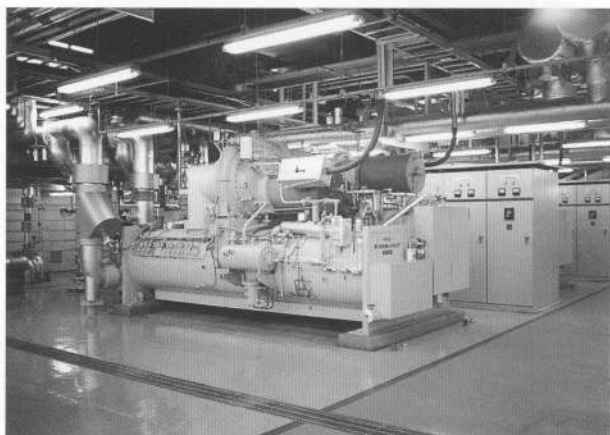
バッテリーに蓄えられた電気でモータを回転させて走行する自動車で、排気ガスは全くなく、さらに、走行騒音も低いことが特徴となっている。

(小杉町：富山県環境科学センター)

○河川エネルギーによる熱供給施設



(河川水の取・放水設備)



(ヒートポンプ)

夏は大気より冷たく、冬は大気よりも暖かい河川水の温度差エネルギーをヒートポンプにより、効率よく熱を回収又は放出して温水又は冷水をつくり、地域の冷暖房に利用している。(富山市：B社)

○風力発電施設



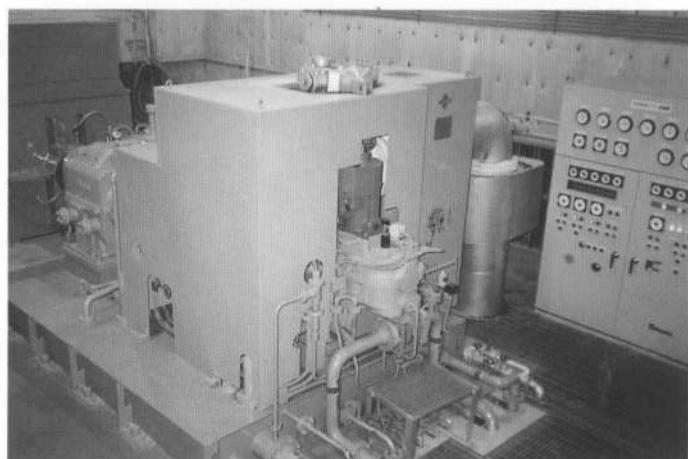
風の持つ無尽蔵でクリーンな運動エネルギーをタービン、発電機により電気エネルギーに変換して利用するが、風向風速の変動により安定したエネルギーが得にくい面がある。(大沢野町：風の城)

○コージェネレーション施設



ガスタービンで発電する際に発生する熱エネルギーを廃熱ボイラーを介して回収し、そこから発生する蒸気を工場の生産工程などの加温に利用している。(高岡市：C社)

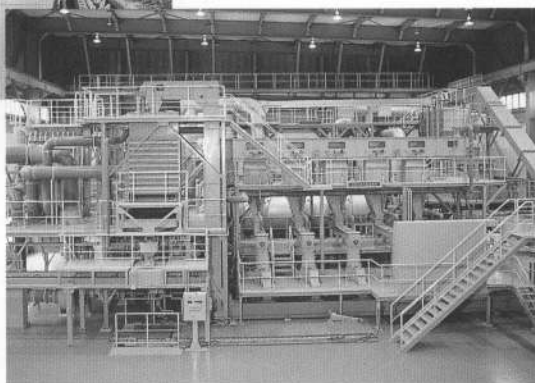
○ごみ発電施設



(蒸気タービン)

ごみの焼却の際に発生する熱を、廃熱ボイラーで回収した後、蒸気タービンを介して発電を行っており、場内利用するほか余剰電力を売電している。(立山町：富山地区広域圏事務組合クリーンセンター)

○ごみ固形燃料化施設



(ごみ固形燃料化プラント)



収集された可燃ごみに、破碎、乾燥、成型等の処理を行い固形燃料に成型し、地域の公共施設の暖房や給湯用の燃料として利用している。(福光町：砺波広域圏事務組合南砺リサイクルセンター)

(固形燃料)

○廃棄物再生利用施設



家庭で不用となって持ち込まれた家電品、家具、自転車をリフォームし、展示販売している。(富山市：富山地区広域圏事務組合リサイクルセンター)

○フロン回収設備



廃電気冷蔵庫などからフロンが放出されることを防止するため、破碎処理などを加える前に、事前にこの装置で回収を図っている。(黒部市：新川広域圏事務組合宮沢清掃センター)

○雨水地下浸透設備



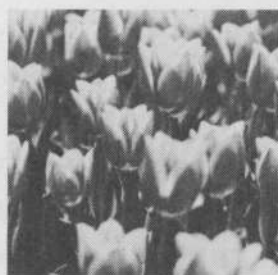
降雨や融雪水を雨水地下浸透設備で受け、設備下部より土壤中に雨水を浸透させ、下水道への流入を抑制させるとともに、地下水のかん養を図っている（富山市）

○パーク・アンド・ライド



自動車の利用を勤務先までといった長距離の利用ではなく、最寄りの公共交通機関のターミナルまでとし、そこから公共交通機関を利用する方策で、そのため、駐車場をターミナルに隣接して設けている。（富山市：月岡駅）

第2章 環境の現況並びに環境保全及び創造に関して講じた施策



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つです。

第2章 環境の現況並びに環境保全及び創造に関して講じた施策

第1節 総合的な環境保全施策の推進

1 富山県環境基本条例の制定

今日の環境問題は、生活排水や自動車の排出ガス等都市・生活型の身近なものから、地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模のものに至るまで、幅広い範囲にわたっている。その影響は、現在の世代のみならず将来の世代まで及ぶものと懸念されている。

こうした問題の多くが日常生活や事業活動における資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出に起因しており、その解決には、私たちの行動やライフスタイルそのものを考え直すことが必要である。

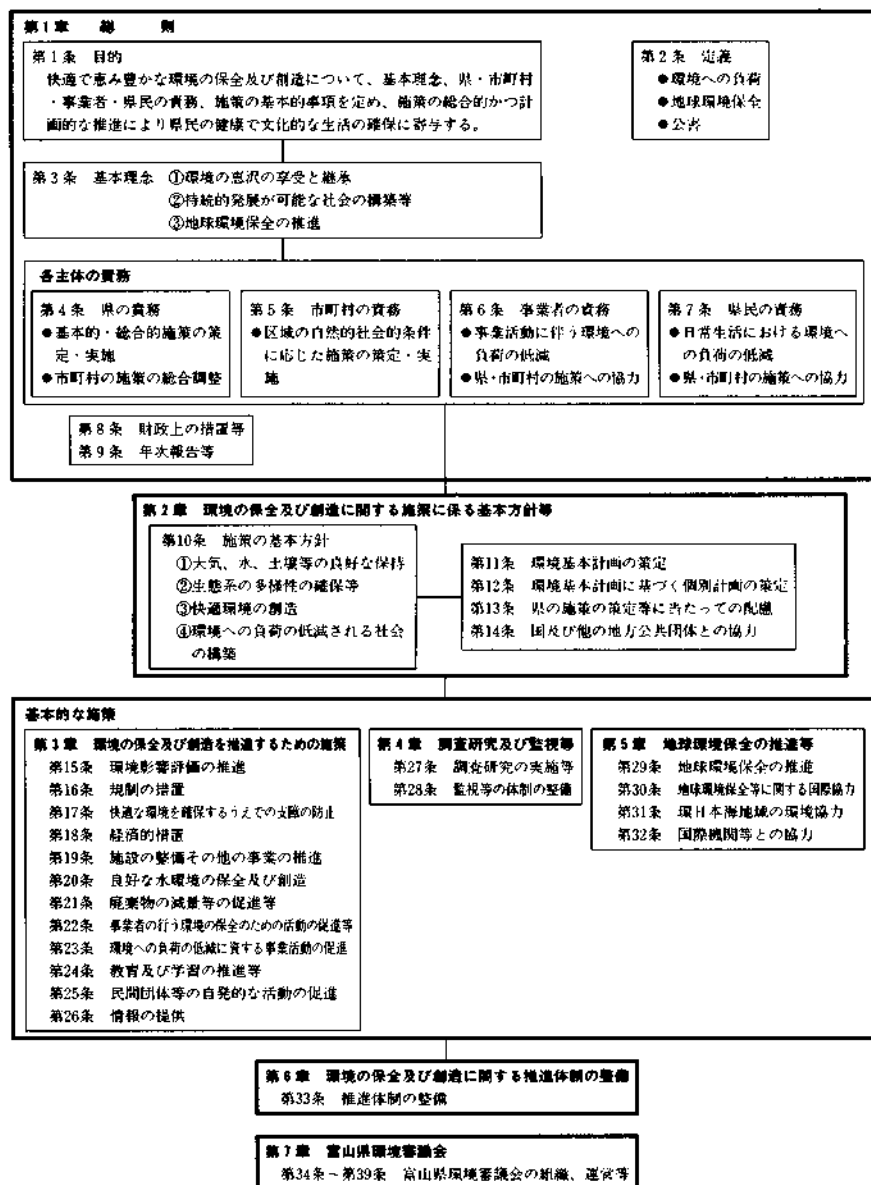
このような環境問題に適切に対応するため、7年12月に「富山県環境基本条例」を制定した。

この条例では、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目的に、環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築及び地球環境保全の積極的な推進の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示している。

また、施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画の策定や施策の基本方針を定めるとともに、環境影響評価の推進、公害等の規制、地球環境保全に関する国際協力等の基本的な施策を明らかにしている。

なお、この条例の体系は、図2-1のとおりである。

図2-1 富山県環境基本条例の体系図



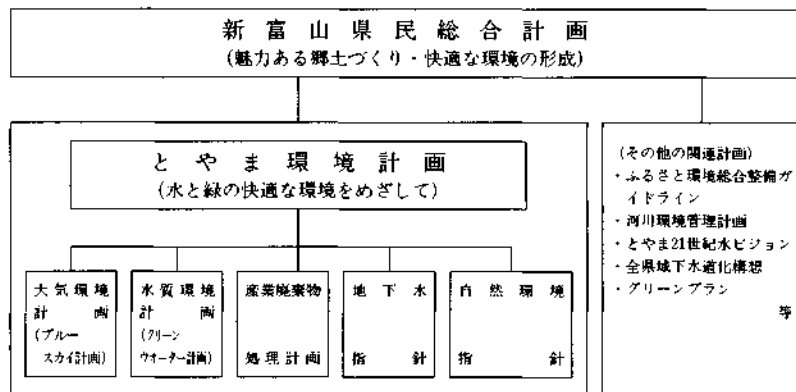
2 とやま環境計画の推進

環境管理諸施策を総合的、計画的に推進するため、3年度に、図2-2のとおりブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の個々の計画を統括した「とやま環境計画」を策定した。

この計画においては、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を計画目標に掲げ、公害の防止、自然環境の保全及び快適な環境づくりにおける目標を定めるとともに、環境資源の利用に当たっての配慮指針や新たな環境問題への取組み方針を示し、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、環境を保全・活用していくための指針（ガイドライン）を定めている。

なお、富山県環境基本条例に基づき、新たに環境基本計画が策定されることになっており、策定後は、この計画に沿ってブルースカイ計画等の個々の計画が推進されることになる。

図2-2 とやま環境計画の位置付け



3 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講ずるため、内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

公害防止計画は、45年の四日市地域等以来順次策定され、計画の見直し等を経て、現在全国29都道府県34地域において策定されている。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来4回にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進してきた。その結果、硫酸酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁の改善にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、本地域では、主要幹線道路における騒音、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、いまだに改善すべき課題が残されていることに加え、今後さらに工業団地や住宅団地の造成等が進むことが見込まれるので、6年度に旧計画を見直し、表2-1のとおり、10年度を目標とする新しい5か年計画を策定し、さらに対策を進めているところである。

表2-1 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町
承 認 年 月 日		7年3月13日
計 画 期 間		6年度～10年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振 動	地域住民が日常生活で支障のない程度
	悪 臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主 な 公 害 防 止 計 画 事 業		・下水道の整備 ・河川しゅんせつ、導水 ・ごみ処理施設の設置 ・再生利用施設（リサイクルプラザ）の設置 ・農用地土壌汚染対策 ・監視測定体制の整備
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	2,653億円（公害対策2,270億円、公害関連383億円）
	事業者が講じる対策	56億円
	総 額	2,709億円

4 環境影響評価要綱の運用

近年、大規模な開発計画が相次いできていることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきている。

このため、開発事業の実施により環境へ著しい影響を与えるおそれのある表2-2の18事業に対して、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴いて、事業計画に反映させる富山県環境影響評価要綱を2年6月に策定した。

同要綱の施行以降、表2-3のとおりレクリエーション施設用地造成事業2件、事業場の建設1件について環境影響評価が実施されている。そのほか、国が定める環境影響評価に関する措置に基づき、北陸新幹線ルートの一部変更に伴う環境影響評価が実施されている。

今後とも、本要綱に基づき環境影響評価を適切に実施させることにより、
開発事業による公害の防止及び自然環境の保全を図ることとしている。

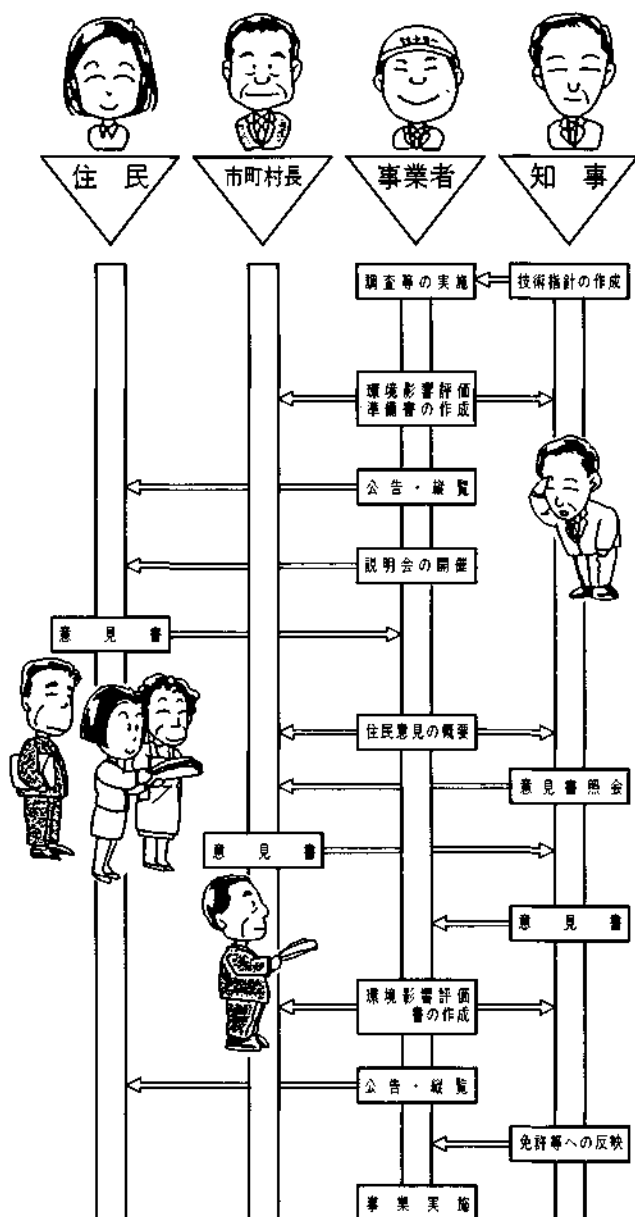
表2-2 富山県環境影響評価要綱の対象事業

事業種類	規模	事業種類	規模
1 道路の建設	高速自動車国道 全てのもの 一般国道 4車線かつ延長10km以上	12 農用地造成事業	最大の団地面積500ha以上
2 ダム又は放水路の建設	ダム 湛水面積200ha以上 放水路 土地改変面積100ha以上	13 レクリエーション施設 用地造成事業	ゴルフ場 面積50ha以上 スキー場 面積50ha以上
3 鉄道の建設	新幹線鉄道 全てのもの	14 土石等の採取事業	面積50ha以上
4 飛行場の建設	滑走路延長 2,500m以上	15 発電所の建設	火力発電所 15万kW以上 水力発電所 3万kW以上
5 埋立て及び干拓	面積50haを超えるもの	16 工場又は事業場の建設	燃料使用量 15t/時以上 平均的な排水量 1万m ³ /日以上
6 土地区画整理事業	面積100ha以上	17 廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設 200t/日以上 し尿処理施設 200k ³ /日以上 廃棄物最終処分場 30ha以上
7 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	18 畜産団地事業	飼育頭数 1,500頭以上 豚5,000頭以上
8 新都市基盤整備事業	面積100ha以上		
9 住宅団地造成事業	面積100ha以上		
10 流通業務団地造成事業	面積100ha以上		
11 工業団地造成事業	面積100ha以上		

表2-3 富山県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施状況

No.	事業名	事業種類・規模	準備書	説明会の開催	知事意見の提出	評価書
1	大山カメリア カントリークラブ	レクリエーション施設 (ゴルフ場140.2ha)	提出 3年6月5日 縦覧6月6日～7月6日	6月15,17,18日	11月7日	提出 3年11月21日 縦覧11月22日～12月24日
2	利賀リゾート開発	レクリエーション施設 (スキー場172.3ha) (ゴルフ場198.9ha)	提出 4年7月28日 縦覧7月29日～8月29日	8月10,11日	12月28日	提出 5年3月25日 縦覧3月26日～4月26日
3	富山駅北地区 熱供給事業	熱供給事業場 (最大排水量12万m ³ /日)	提出 5年11月11日 縦覧11月12日～12月13日	11月26,30日 12月1日	6年3月31日	提出 6年5月9日 縦覧5月10日～6月10日

図2-3 富山県環境影響評価要綱に基づく手続き



5 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意思に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的な条件、操業形態等の各種条件に柔軟に対応した個別的公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

県又は市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-4及び表2-5のとおりである。

表2-4 県が企業と締結している公害防止協定

締 結 企 業 (工場)	締結企業の業種	締結年月日
三井金属鉱業(株)(神岡鉱業(株))	鉱 業	47年3月30日 (61年6月30日承継)
(株) ジャパン エナジー (日鉱亜鉛(株))	非 鉄 金 属	48年6月23日 (60年3月25日承継) (5年12月13日変更)
北 陸 電 力 (株) 富 山 共 同 火 力 発 電 (株)	電 力	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)

(2) 事 前 協 議

公害防止条例の規定により、公害の発生のおそれのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るため、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、7年度には、表2-6のとおり5件について事前協議を行った。

表2-5 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

(8年3月31日現在)

業種 締結年度	織 維	パルプ 紙	化 石	学 油	窯 土	業 石	鉄 鋼	非 金	鉄 属	金 製	属 品	電 力	その他	計
47以前	2	2	4	5	4	5	10	1	6	39				
48	1	3	5	1	4	1	9	—	4	28				
49	1	—	4	—	1	3	1	—	2	12				
50	—	—	3	1	—	—	1	—	3	8				
51	2	—	—	1	1	1	—	—	—	5				
52	1	—	1	—	—	1	1	—	5	9				
53	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3				
54	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2				
55	—	—	—	—	—	—	2	—	7	9				
56	—	1	—	—	—	—	3	—	—	4				
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1				
58	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5				
59	—	—	2	—	—	—	4	—	4	10				
60	—	—	1	—	—	—	1	—	7	9				
61	—	—	1	—	—	—	1	—	1	3				
62	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2				
63	1	—	2	—	1	—	3	—	8	15				
元	1	—	—	—	—	—	1	2	5	9				
2	—	—	—	—	—	—	3	—	5	8				
3	—	—	—	—	—	—	1	—	4	5				
4	—	—	—	1	—	—	1	—	5	7				
5	1	1	1	1	—	—	—	—	8	12				
6	—	—	—	—	—	—	1	—	7	8				
7	—	—	1	2	—	—	—	—	4	7				
計	10	7	26	13	11	14	46	1	84	220				

表2-6 事前協議の概要 (7年度)

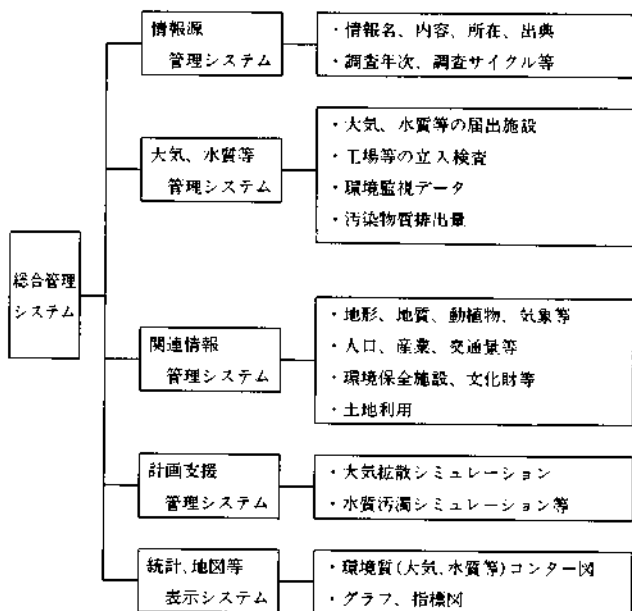
No	工 場 名	概 要	協議完了 年 月 日	公 害 防 止 対 策 の 概 要
1	松下電子工業 鋸 鋸 波 工 場	半導体製造工場の増設	7.4.3	大気汚染 低硫黄燃料の使用、水噴射装 置及び排ガス処理装置の設置 水質汚濁 排水処理施設の増設 騒音対策 送風機、空気圧縮機等を屋内 に設置
2	Y K K 鋸 黒 部 事 業 所 黒 部 工 場	鋳造工場の建設	7.8.8	大気汚染 燃料使用量の削減、集塵機の 設置 騒音対策 送風機を屋内に設置、緩衝緑 地の設置
3	日 本 道 路 鋸 富山合材センター	アスファルトプラント の新設	7.10.11	大気汚染 サイクロン、バグフィルターの 設置 騒音対策 破砕施設を屋内に設置 破砕施設を屋内に設置
4	松下電子工業 鋸 魚 津 工 場	コージェネレーション 設備の増設	7.12.11	大気汚染 低硫黄燃料の使用、水噴射装 置及び排ガス処理装置の設置
5	中越合金鋳工鋸	発電設備の増設	7.12.19	大気汚染 低硫黄燃料の使用、水噴射装 置の設置 騒音対策 送風機を屋内に設置

6 環境情報管理システム

とやま環境計画や環境影響評価の推進、さらに、複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関連する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの整備を63年度から逐次進めており、7年度においてはデータベースの整備を図るとともに、特定有害産業廃棄物の追加や産業廃棄物処理業者に対する全国統一の許可番号の導入に対応するため、産業廃棄物管理システムの改良を行った。

なお、ソフトウェアのシステム構成は、図2-4のとおり、5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。

図2-4 システムの構成と処理機能



また、使用する情報処理機器は、パーソナルコンピュータ、ミニコンピュータ及び周辺機器で構成され、環境政策課、環境保全課及び環境科学センターに整備されている。

7 環境保全活動等の推進

(1) 「環境月間」の実施

国連人間環境会議は、47年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため、「人間環境宣言」を採択した。

これを記念して「世界環境デー」（6月5日）が定められ、世界各国では、この日に、環境問題の重要性を認識し、行動の契機とするための諸行事を行っている。

わが国では、この6月5日は、環境基本法において「環境の日」と定められ、または6月は「環境月間」として、各種の啓発行事が実施されている。

本県では、7年度の環境月間中に各種団体、市町村などの協力を得て、表2-7のとおり各種の行事を実施した。

表2-7 主な環境月間行事（7年度）

行 事 名	実 施 概 要
環境ポスターの募集と展示	県内小・中学校の児童生徒から環境に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに、百貨店、自然博物園ねいの里などで展示
地球にやさしい暮らしを考える講演会	「地球環境と暮らし」と題して、文教大学教授 伊藤和明氏の講演を県民会館で開催（6月5日）
一 日 環 境 大 学 校	「廃棄物の減量化とリサイクル」と題して、(財)全国都市清掃会議調査部長 西ヶ谷信雄氏の講演を新川文化ホールで開催（6月30日）
自 然 観 察 会	自然博物園ねいの里において、ナチュラリストによる自然解説を聞きながらの観察会の開催（6月11日）
環境を考えるバス教室	県内企業の環境保全対策モデル施設等を巡るバス教室を開催（6月14日）

(2) 環境保全活動と環境教育の推進

身近な環境から地球環境問題まで、複雑・多様化する環境問題を解決し、地域の良好な環境を築くとともにそれを次の世代へ引き継いでいくためには、行政ばかりでなく、県民、企業が一体となって取り組む必要がある。

このため、県では、元年度に策定した環境教育基本方針に基づき、環境問題に関するパンフレットの作成、講演会や一日環境大学校を開催するとともに、環境保全活動を推進するための実践指導者として養成された環境保全活動推進員のネットワーク化を図った。

また、学校における環境教育の充実を図るため、総合的な環境教育のあり方を研究し、環境教育学習指導資料を作成するとともに、子供たちによる自主的な環境学習を推進するため「こどもエコクラブ」の普及、支援を図った。

さらに、とやま環境財団が実施する環境情報の収集・提供、環境教育資料等の作成、新聞・テレビ等による普及啓発、環境保全団体への助成やナチュラリストバンク事業等に対して支援した。

(3) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さ

表2-8 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（7年度）

コース名	開催日	見 学 場 所 等
黒 部 川	7月26日	① 音沢発電所
	8月4日	② 水生生物調査（黒部川墓の木自然公園内） ③ 杉 沢 ④ 黒部浄化センター
常願寺川	7月28日	① 富山市流杉浄水場
	8月4日	② 水生生物調査（常願寺川新常願寺橋付近） ③ マリモ（立山町広明宅） ④ 富山市浜黒崎浄化センター
庄 川	7月26日	① 小牧発電所 ② 庄川町水記念公園 ③ 水生生物調査（庄川雄神橋付近） ④ 二上浄化センター
	7月28日	① 温排水利用水産研究センター ② 弓の清水 ③ 水生生物調査（庄川中田橋付近） ④ 環境科学センター

に対する啓発を行うため、小学生と親を対象にして、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあいバス教室」を開催したところ、220名の参加があった。

開催状況は、表2-8のとおりである。



水生生物調査

(4) 環境保全相談室の活動

環境保全団体のみならず、広く県民・事業者等をも対象にした環境保全に関する情報の提供、相談の窓口として設けられた環境保全相談室の7年度の活動状況は表2-9のとおりである。

表2-9 環境保全相談室の活動状況

・相談業務

内 容	件 数
環境保全活動に係る相談	36件
ビデオ、資料、図書等の問い合わせ、提供	89件
講演会等の相談、依頼	15件
報道関係の取材	5件
そ の 他	4件
計	149件

・講師派遣業務

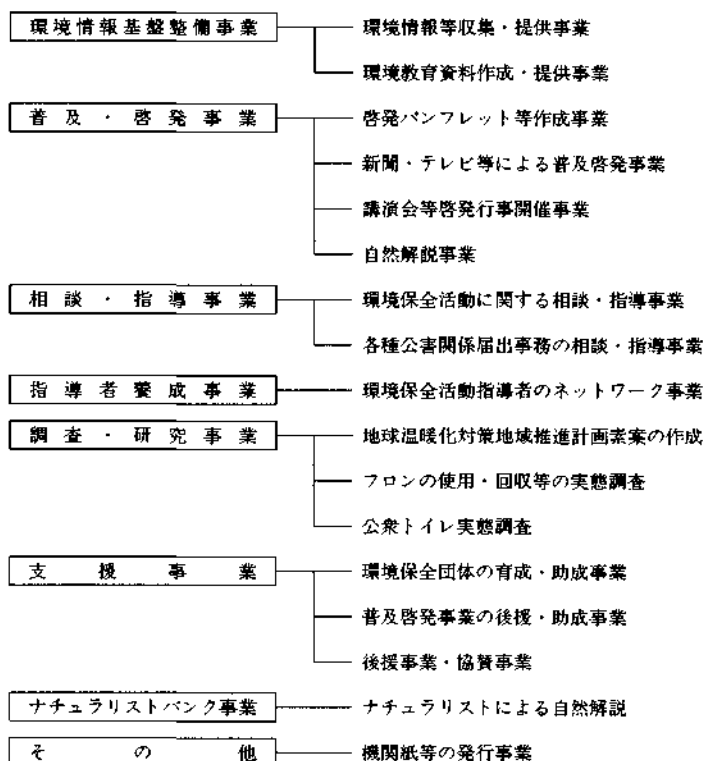
講 演、助 言 内 容	件 数	参加人数
ごみ減量化とリサイクル	2件	約350人
地球環境問題	13件	約980人
計	15件	約1,330人

8 とやま環境財団の活動

3年7月に設立された財とやま環境財団では、県土美化運動やリサイクル運動等、地域に根ざした環境保全活動が、県民、事業者、行政が一体となって展開されるよう、各種の普及啓発事業等を行った。

なお、主要事業の概要は、図2-5のとおりである。

図2-5 主要事業の概要



9 地球環境問題への取組み

(1) 地球環境保全施策の推進

地球環境問題は、幅広い分野にわたっており、庁内の関係各課が連携をとりながら取り組む必要があるため、6年度に庁内に地球環境保全連絡会議を設置し、緊密な連絡調整のもとに、総合的な地球環境保全施策の推進を図っている。

(2) 地球温暖化対策の推進

地球の温暖化は、通常の事業活動や日常生活と密接に係わっていることから、温暖化防止施策は、県民、事業者等の理解と協力の下に計画的かつ総合的に進める必要がある。

このため、7年度に温暖化対策の検討委員会を設置し、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量や植物による吸収量調査、各種エネルギーの賦存状況調査、住民、事業者の意識調査などの基礎調査をはじめ、本県の地域特性を踏まえた廃棄物エネルギー有効活用調査、低公害車導入調査等を実施し、温暖化防止施策の検討を行った。

また、低公害車の普及は、二酸化炭素による地球温暖化防止対策のほか、自動車排出ガスによる大気汚染の防止対策の観点からも有用であることから、県自らが電気自動車を導入し、環境月間行事、夏休み子供環境科学研究室等の環境保全に関する啓発活動に利用し、広く低公害車の普及啓発に努めた。

(3) オゾン層保護対策の推進

オゾン層を保護するためには、オゾン層を破壊するフロン等の使用を削減するとともに、製品中に冷媒等として使用されているフロンについては、製品が廃棄される際にフロンを回収するなど、大気中への放出を抑制する必要がある。

このため、7年度に製造事業者や電気冷蔵庫、カーエアコン等のフロン

を使用した製品を取扱う事業者を対象にこれらの取組み状況を調査したほか、事業者や使用者、行政等から構成される研究会を設け、フロンの使用の削減や回収などを推進するための関係者の役割分担について検討を行った。

さらに、市町村などが行う廃棄された家電製品からのフロン回収設備の整備に対して助成したほか、中小企業者が実施するフロンの回収や代替品の導入のための施設の整備に対して低利な資金を融資する制度を設けた。

(4) 環境分野の国際協力の推進

環境問題について、海外の地域との理解と協力を深めるため、県ではこれまで環境分野の海外技術研修員を受け入れてきたほか、専門技術員を派遣してきた。7年度には、中国遼寧省から海外技術研修員1名を受け入れたほか、日本海の対岸地域との環境分野における相互の理解と協力を深めるため、ロシア沿海地方及び韓国江原道へ職員を派遣し、環境の状況、環境保全対策の実施状況について調査した。

さらに、簡易な水質分析手法を開発するため、インドネシア環境管理センターへ、国際協力事業団(JICA)を通じて、本県の水質専門技術員1名を派遣した。

(5) 北西太平洋の海洋環境モニタリングに関するワークショップの開催

海洋環境の保全を図るためには、海域を共有する沿岸国による地域的な取組みが重要であるとする国連環境計画(UNEP)の考えに基づき、6年9月に、中国、日本、韓国及びロシアの4か国によって「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」が採択された。

この計画を推進するための具体的な取組みとして、国では、対岸諸国や国連機関、さらに関係省庁、沿岸自治体の専門家の参加を得て、ワークショップを開催することとしており、7年度は、10月4日から6日までの3日間、中国、日本、韓国、ロシアの4か国の海洋科学の専門家や国連機関の代表者等約150名の参加を得て、富山県と環境庁の共催で、「北西太平洋

の海洋環境モニタリングに関するワークショップ」を富山市において開催した。

ワークショップでは、基調講演のほか、海洋環境の現状等について討論され、海洋環境モニタリングの必要性、情報システムの整備、会議の継続的開催等が議長サマリーとしてとりまとめられた。



北西太平洋の海洋環境モニタリングに関するワークショップ

第2節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の現況

ア 一般環境観測局の測定結果

一般環境観測局を県内25か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、光化学オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

(ア) 硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般環境観測局25局（富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-10及び図2-6のとおりであり、7年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.002ppm（富山鱒川観測局）～0.003ppm（富山水橋等5観測局）であり、主な観測局について、6年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.003ppm（新湊海老江観測局）～0.005ppm（高岡本丸観測局）であり、主な観測局について、6年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.003ppm（黒部植木等9観測局）～0.004ppm（入善観測局）であった。

これらの測定値を、環境基準と比べると、表2-11のとおりであり、7年度は、短期的評価及び長期的評価ともにすべての観測局がこれに適合していた。

表2-10 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年度	3	4	5	6	7
富山地 区	富山市	富山水橋	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		富山岩瀬	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003
		富山芝園	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003
		富山神明	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		富山蛸川	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	婦中町	婦中速星	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
高岡・新湊 地区	高岡市	高岡伏木	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004
		高岡能町	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
		高岡本丸	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
		高岡波岡	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
		高岡戸出	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	新湊市	新湊三日曾根	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004
		新湊今井	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004
		新湊海老江	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	小杉町	小杉太閤山	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
その他の 地区	入善町	入善		0.003	0.003	0.003	0.004
	黒部市	黒部植木	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	魚津市	魚津		0.004	0.003	0.003	0.003
	滑川市	滑川上島		0.003	0.002	0.003	0.003
		滑川大崎野	0.004	0.005	0.002	0.003	0.003
	氷見市	氷見		0.003	0.003	0.003	0.003
	福岡町	福岡		0.003	0.002	0.003	0.003
	小矢部市	小矢部		0.003	0.003	0.003	0.003
	砺波市	砺波		0.003	0.003	0.003	0.003
	福野町	福野		0.003	0.003	0.004	0.003

注1 測定は、溶液導電率法による。

注2 富山芝園、黒部植木観測局の3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

注3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

図2-6 主な一般環境観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

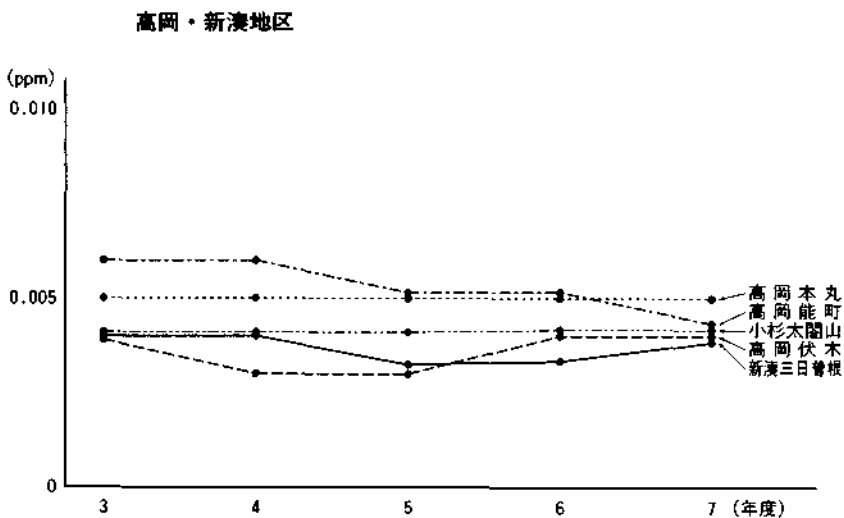
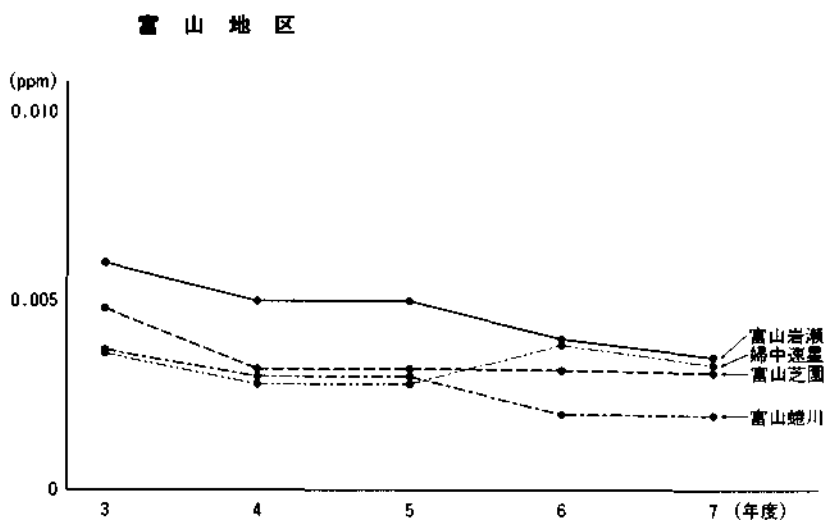


表2-11 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(ppm) 0.04ppm以下であること					短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
			3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
			3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山地区	富山市	富山水橋	0.006	0.006	0.007	0.006	0.005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山岩瀬	0.015	0.009	0.011	0.008	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.010	0.007	0.007	0.006	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山神明	0.007	0.009	0.005	0.006	0.012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山蛸川	0.011	0.007	0.006	0.005	0.005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	高岡市	堀中町	0.007	0.007	0.006	0.008	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡伏木	0.009	0.007	0.008	0.008	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.011	0.012	0.011	0.009	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.013	0.010	0.011	0.009	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.013	0.010	0.011	0.008	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新湊市	高岡戸出	0.009	0.010	0.010	0.008	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊三日曾根	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.009	0.006	0.008	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小杉町	新湊海老江	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小杉太閤山	0.009	0.007	0.006	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	人善町	人善		0.006	0.007	0.005	0.007		○	○	○	○		○	○	○	○
		黒部市	黒部植木	0.009	0.008	0.005	0.007	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	魚津市	魚津		0.007	0.006	0.006	0.007		○	○	○	○		○	○	○	○
		滑川市	滑川上島		0.005	0.005	0.006	0.006		○	○	○	○		○	○	○
	滑川市	滑川大崎野	0.007	0.009	0.005	0.005	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		氷見市	氷見		0.005	0.005	0.006	0.006		○	○	○	○		○	○	○
	福岡町	福岡		0.007	0.005	0.006	0.006		○	○	○	○		○	○	○	○
		小矢部市	小矢部		0.006	0.005	0.006	0.006		○	○	○	○		○	○	○
	砺波市	砺波		0.005	0.005	0.007	0.006		○	○	○	○		○	○	○	○
		福野町	福野		0.006	0.008	0.008	0.007		○	○	○	○		○	○	○

注1 測定は、溶液導電率法による。

2 富山芝園、黒部植木観測局の3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.04ppm以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

5 長期的評価による適(○)とは、一日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

(イ) 窒素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般環境観測局25局（富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-12及び図2-7のとおりであり、7年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.009ppm（富山水橋、婦中速星観測局）～0.013ppm（富山岩瀬観測局）であり、主な観測局について、6年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.010ppm（高岡伏木観測局）～0.015ppm（高岡本丸観測局）であり、主な観測局について、6年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.004ppm（滑川大崎野観測局）～0.013ppm（入善、魚津観測局）であった。

これらの測定値を、環境基準と比べると、表2-13のとおり、7年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-12 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年度	3	4	5	6	7
富山地 区	富山市	富山水橋		0.008	0.010	0.010	0.009
		富山岩瀬	0.012	0.012	0.014	0.013	0.013
		富山芝園	0.017	0.012	0.012	0.013	0.012
		富山神明	0.011	0.012	0.013	0.013	0.012
		富山蛭川	0.011	0.011	0.012	0.012	0.011
高岡・新湊 地区	婦中町	婦中速星	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	高岡市	高岡伏木	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010
		高岡能町	0.015	0.014	0.015	0.014	0.014
		高岡本丸	0.017	0.017	0.017	0.016	0.015
		高岡波岡	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
	新湊市	高岡戸出	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012
		新湊三日曾根	0.012	0.014	0.014	0.013	0.014
		新湊今井	0.014	0.014	0.015	0.014	0.014
	小杉町	新湊海老江	0.011	0.011	0.013	0.012	0.012
		小杉太閤山	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
その他の 地区	入善町	入善		0.012	0.011	0.013	0.013
		黒部市		(0.012)	0.012	0.012	0.011
	魚津市	魚津		0.013	0.013	0.012	0.013
		滑川市		0.010	0.011	0.011	0.011
	滑川市	滑川大崎野		(0.004)	0.004	0.004	0.004
		氷見市		0.007	0.007	0.007	0.007
	福岡町	福岡		0.007	0.008	0.008	0.007
		小矢部市		0.012	0.012	0.010	0.010
	砺波市	砺波		0.009	0.009	0.009	0.008
		福野町		0.009	0.008	0.009	0.007

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

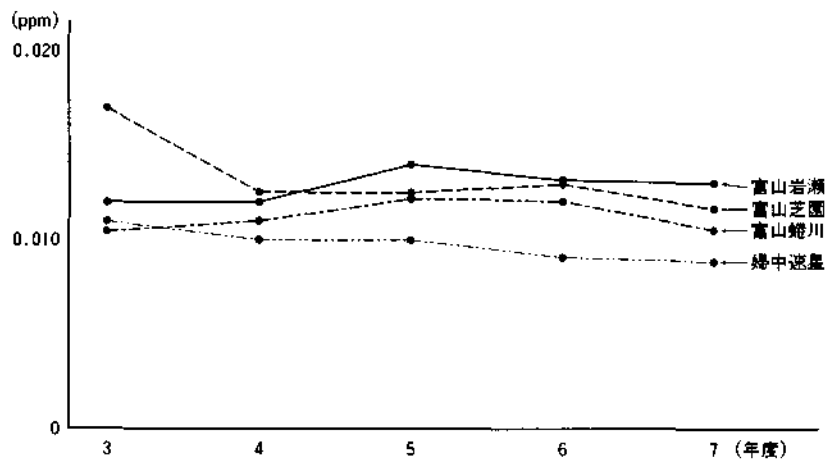
2 富山芝園観測局の3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 富山水橋観測局及びその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 ()は測定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

図2-7 主な一般環境観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

富山地区



高岡・新湊地区

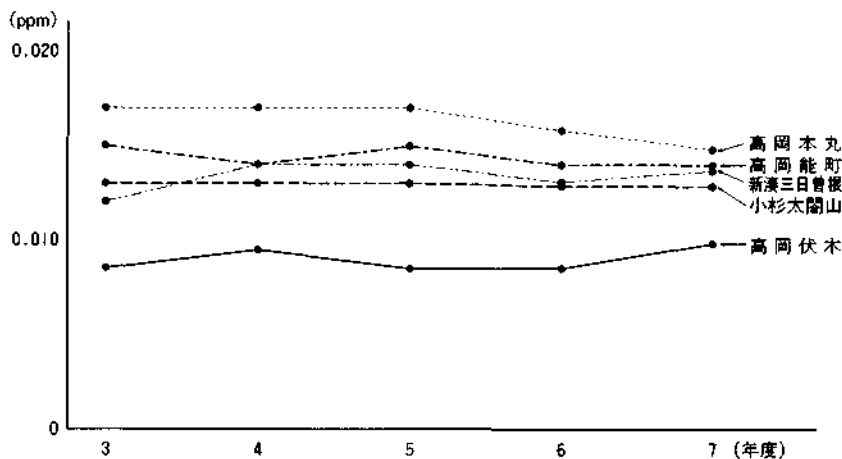


表2-13 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準	1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適(○)、否(×)				
			0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。									
			年度	3	4	5	6	7	3	4	5	6
富山地	富山市	富山水橋		0.020	0.022	0.026	0.022		○	○	○	○
		富山岩瀬	0.027	0.025	0.028	0.027	0.026	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.028	0.026	0.027	0.030	0.024	○	○	○	○	○
		富山神明	0.024	0.024	0.027	0.028	0.025	○	○	○	○	○
		富山蛸川	0.025	0.023	0.024	0.029	0.025	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	福中町	福中連星	0.022	0.020	0.020	0.019	0.020	○	○	○	○	○
	高岡市	高岡伏木	0.024	0.025	0.023	0.025	0.023	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.032	0.031	0.034	0.031	0.031	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.032	0.034	0.034	0.034	0.030	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.028	0.026	0.029	0.028	0.026	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.026	0.027	0.030	0.028	0.027	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.026	0.032	0.035	0.033	0.030	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.028	0.029	0.030	0.034	0.029	○	○	○	○	○
		新湊薄老江	0.024	0.027	0.030	0.029	0.023	○	○	○	○	○
	小杉町	小杉太閤山	0.026	0.027	0.027	0.027	0.025	○	○	○	○	○
その他の地区	入善町	入善		0.024	0.024	0.025	0.027		○	○	○	○
	黒部市	黒部樋木		(0.028)	0.024	0.025	0.025		(○)	○	○	○
	魚津市	魚津		0.026	0.026	0.026	0.026		○	○	○	○
	滑川市	滑川上島		0.021	0.024	0.022	0.026		○	○	○	○
		滑川大崎野		(0.011)	0.011	0.009	0.011		(○)	○	○	○
	氷見市	氷見		0.017	0.018	0.018	0.017		○	○	○	○
	福岡町	福岡		0.018	0.020	0.020	0.017		○	○	○	○
	小矢部市	小矢部		0.024	0.025	0.022	0.022		○	○	○	○
	砺波市	砺波		0.023	0.021	0.021	0.017		○	○	○	○
福野町		福野		0.021	0.021	0.019	0.010		○	○	○	○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 富山芝園観測局の3年度の数値等は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 富山水橋観測局及びその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じん(浮遊粒子状物質— β 線吸収法)の測定は、一般環境観測局25局(富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-14、図2-8のとおりであり、7年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.024\text{mg}/\text{m}^3$ (富山蜷川観測局)～ $0.027\text{mg}/\text{m}^3$ (富山芝園、富山神明観測局)であり、主な観測局について、6年度と比べると、ほぼ横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.024\text{mg}/\text{m}^3$ (小杉太閤山観測局)～ $0.033\text{mg}/\text{m}^3$ (高岡能町観測局)であり、主な観測局について、6年度と比べると、全体的にみてほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ (滑川大崎野観測局)～ $0.028\text{mg}/\text{m}^3$ (小矢部観測局)であった。

これらの測定値を環境基準と比べると、表2-15のとおりであり、7年度は、短期的評価でみると、これに適合していたのは25局中10局であったが、長期的評価でみると、25局全局が適合していた。

表2-14 浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg/m³）

観測局		年 度	3	4	5	6	7
富山地 区	富山市	富山水橋	0.027	0.027	0.026	0.027	0.025
		富山岩瀬	0.029	0.028	0.026	0.024	0.025
		富山芝園	0.030	0.027	0.023	0.026	0.027
		富山神明	0.031	0.029	0.030	0.028	0.027
		富山蛭川	0.029	0.028	0.025	0.027	0.024
	婦中町	婦中速星	0.028	0.028	0.027	0.030	0.026
高岡・新湊 地区	高岡市	高岡伏木	0.029	0.029	0.029	0.032	0.029
		高岡能町	0.031	0.034	0.034	0.036	0.033
		高岡本丸	0.034	0.036	0.035	0.034	0.029
		高岡波岡	0.028	0.031	0.030	0.032	0.029
		高岡戸出	0.031	0.031	0.033	0.032	0.029
	新湊市	新湊三日曾根	0.035	0.030	0.029	0.032	0.025
		新湊今井	0.037	0.036	0.032	0.033	0.029
		新湊海老江	0.028	0.031	0.030	0.032	0.029
	小杉町	小杉太閤山	0.028	0.027	0.026	0.029	0.024
その他の 地区	入善町	入善		0.025	0.021	0.024	0.024
	黒部市	黒部植木	0.028	0.023	0.022	0.024	0.022
	魚津市	魚津		0.025	0.022	0.025	0.025
	滑川市	滑川上島		0.025	0.023	0.025	0.022
		滑川大崎野	0.024	0.025	0.023	0.025	0.021
	氷見市	氷見		0.026	0.025	0.025	0.022
	福岡町	福岡		0.022	0.024	0.028	0.025
	小矢部市	小矢部		0.029	0.028	0.029	0.026
	砺波市	砺波		0.026	0.026	0.028	0.027
	福野町	福野		0.026	0.027	0.028	0.026

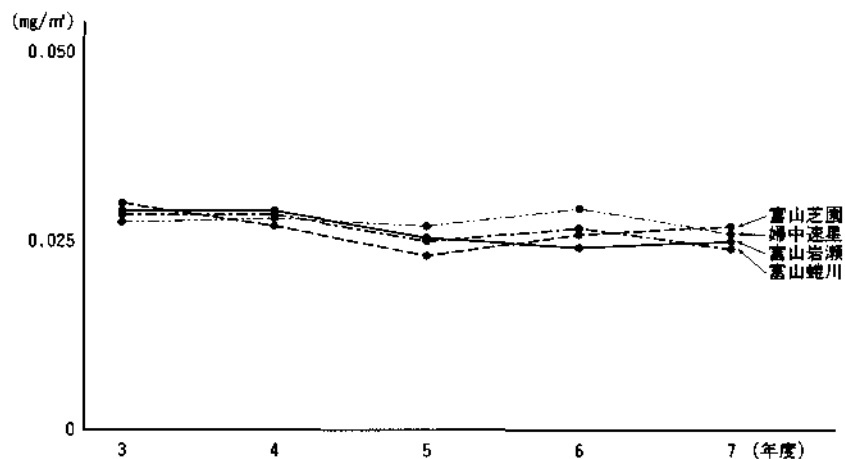
注1 測定は、 β 線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法の場合は、ローボリウム・エア・サンブラー法により校正した値である。

2 富山芝園、黒部植木観測局の3年度の数値は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

図2-8 主な一般環境観測局における浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

富山地区



高岡・新湊地区

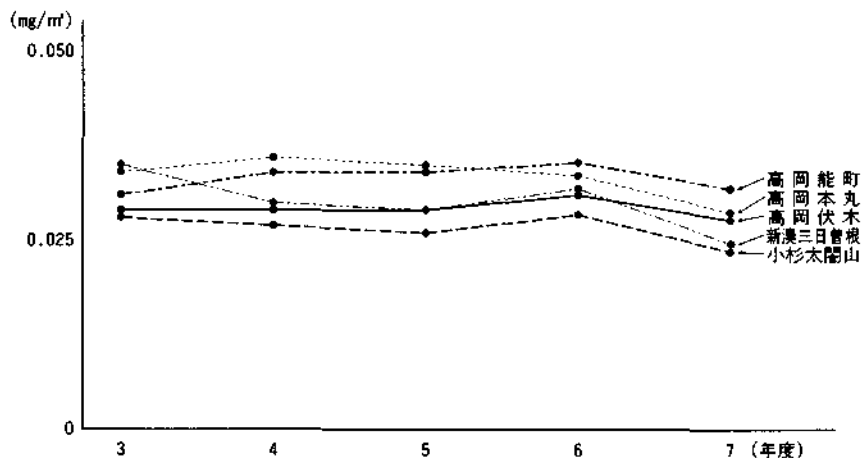


表2-15 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(mg/m ³)					短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
		0.10mg/m ³ 以下であること														
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山地	富山市	富山水橋	0.068	0.068	0.056	0.064	0.056	×	×	×	○	○	○	○	○	○
		富山岩瀬	0.064	0.068	0.061	0.055	0.059	×	×	×	○	×	×	○	○	○
		富山芝園	0.068	0.071	0.057	0.061	0.064	×	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山神明	0.074	0.068	0.074	0.069	0.066	×	×	×	○	○	○	○	○	○
		富山蛸川	0.069	0.079	0.056	0.059	0.060	×	×	×	○	×	○	○	○	○
高岡・新湊地区	婦中町	婦中達星	0.065	0.069	0.069	0.066	0.062	×	×	×	○	×	○	○	○	○
	高岡市	高岡伏木	0.070	0.062	0.064	0.065	0.070	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.071	0.075	0.078	0.072	0.076	○	×	×	○	×	○	○	○	○
		高岡本丸	0.077	0.076	0.075	0.073	0.066	×	×	○	○	×	○	○	○	○
		高岡波岡	0.056	0.074	0.062	0.063	0.068	○	×	○	×	×	○	○	○	○
		高岡戸出	0.073	0.072	0.074	0.067	0.064	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.082	0.069	0.068	0.069	0.063	×	×	×	○	×	○	○	○	○
		新湊今井	0.077	0.083	0.073	0.074	0.067	×	×	×	×	×	○	○	○	○
		新湊海老江	0.061	0.075	0.072	0.071	0.066	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	小杉町	小杉太閤山	0.069	0.063	0.060	0.063	0.056	×	×	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	入善町	入善		0.069	0.052	0.057	0.053		×	×	×	○		○	○	○
	黒部市	黒部植木	0.069	0.056	0.054	0.055	0.053	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	魚津市	魚津		0.065	0.050	0.058	0.053		×	○	○	○		○	○	○
	滑川市	滑川上島		0.062	0.054	0.061	0.056		×	×	×	×		○	○	○
		滑川大崎野	0.062	0.062	0.054	0.058	0.053	○	×	○	×	○	○	○	○	○
	氷見市	氷見		0.071	0.059	0.059	0.054		×	×	×	○		○	○	○
	福岡町	福岡		0.058	0.056	0.058	0.060		×	×	○	×		○	○	○
	小矢部市	小矢部		0.069	0.061	0.059	0.062		×	×	○	×		○	○	○
	砺波市	砺波		0.068	0.065	0.070	0.064		×	×	×	×		○	○	○
	福野町	福野		0.069	0.065	0.066	0.065		×	○	○	×		○	○	○

注1 測定は、β線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法のものは、ローボリウム・エアール・サンブラー法により校正した値である。

2 富山芝園、黒部植木観測局の3年度の数値等は移設により、それぞれ富山県庁、黒部市庁観測局の測定結果とした。

3 黒部植木、滑川大崎野観測局を除くその他の地区の観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から測定を開始した。

4 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。

5 長期的評価による適(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、一般環境観測局25局(富山地区6局、高岡・新湊地区9局、その他の地区10局)において実施した。測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-16のとおりであり、7年度は、0.025ppm(富山岩瀬観測局)～0.041ppm(滑川大崎野観測局)であった。

表2-16 光化学オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局			年 度	3	4	5	6	7
富山地区	富山市	富山水橋				0.031	0.036	0.029
		富山岩瀬	0.029	0.031	0.027	0.031	0.025	0.025
		富山芝園	0.026	0.029	0.029	0.032	0.029	0.029
		富山神明			0.031	0.032	0.028	0.028
		富山蛭川		0.031	0.029	0.033	0.031	0.031
	婦中町	婦中速星		0.032	0.033	0.034	0.033	0.033
高岡・新湊地区	高岡市	高岡伏木	0.031	0.034	0.033	0.036	0.034	0.034
		高岡能町		0.029	0.026	0.029	0.029	0.029
		高岡本丸	0.028	0.028	0.028	0.030	0.027	0.027
		高岡波岡	0.026	0.028	0.023	0.030	0.029	0.029
		高岡戸出		(0.028)	0.030	0.031	0.030	0.030
	新湊市	新湊三日曾根	0.029	0.030	0.029	0.032	0.029	0.029
		新湊今井		(0.025)	0.027	0.028	0.028	0.028
		新湊海老江		(0.028)	0.032	0.034	0.033	0.033
	小杉町	小杉太閤山	0.026	0.028	0.030	0.032	0.028	0.028
その他の地区	入善町	入善		0.033	0.030	0.035	0.032	0.032
	黒部市	黒部植木		(0.032)	0.029	0.030	0.031	0.031
	魚津市	魚津		0.028	0.030	0.032	0.031	0.031
	滑川市	滑川上島		0.027	0.028	0.032	0.031	0.031
		滑川大崎野		(0.039)	0.037	0.040	0.041	0.041
	氷見市	氷見		(0.031)	0.029	0.033	0.032	0.032
	福岡町	福岡		(0.026)	0.028	0.031	0.031	0.031
	小矢部市	小矢部		(0.025)	0.029	0.028	0.028	0.028
	砺波市	砺波		(0.028)	0.032	0.033	0.032	0.032
	福野町	福野		(0.029)	0.029	0.032	0.032	0.032

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 富山芝園観測局の3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 大気汚染常時観測局適正配置計画により富山蛭川等16観測局は4年度から、富山水橋及び富山神明観測局は5年度から測定を開始した。

4 ()は、測定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定をもってすることになっている。)

また、7年度の環境基準の適合状況は表2-17のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の92.7～98.8%がこの基準を満足していた。

なお、大気汚染緊急時（情報や注意報等）の措置として富山地区及び高岡・新湊地区に注意報を1回発令した。

表2-17 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
		0.06ppm以下であること									
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山地区	富山水橋			0.099	0.115	0.094			94.4	87.9	96.7
	富山岩瀬	0.099	0.096	0.094	0.099	0.093	94.3	94.2	96.7	93.0	98.0
	富山芝園	0.087	0.108	0.098	0.106	0.112	97.8	94.5	94.8	91.8	96.0
	富山神明			0.099	0.102	0.082			93.3	91.6	97.4
	富山麓川		0.099	0.083	0.101	0.110		94.4	96.4	92.7	94.0
高岡・新湊地区	婦中町 婦中遠星		0.108	0.097	0.109	0.124		94.4	93.5	91.8	94.2
	高岡伏木	0.098	0.098	0.105	0.107	0.107	97.0	94.5	96.3	90.8	94.8
	高岡能町		0.085	0.081	0.089	0.109		96.9	98.5	95.7	97.1
	高岡本丸	0.087	0.091	0.087	0.093	0.100	96.8	97.4	97.1	95.4	97.9
	高岡渡岡	0.086	0.096	0.096	0.091	0.095	97.1	97.1	98.9	94.6	97.7
	高岡戸出	(0.081)	0.098	0.101	0.108			(97.7)	95.5	93.5	96.4
	新湊三日宮観	0.114	0.096	0.113	0.100	0.109	95.8	95.4	96.7	91.9	96.2
	新湊今井		(0.085)	0.088	0.091	0.108		(99.0)	97.3	95.4	97.1
	新湊海老江		(0.086)	0.115	0.098	0.123		(98.4)	94.8	91.1	93.1
	小杉町 小杉太閤山	0.089	0.089	0.092	0.103	0.107	97.6	96.3	95.1	91.5	96.4
その他の地区	入善町 入善		0.103	0.096	0.102	0.090		93.5	96.6	91.1	95.8
	黒部市 黒部植木		(0.078)	0.093	0.094	0.102		(97.0)	97.8	94.9	96.4
	魚津市 魚津		0.089	0.101	0.100	0.106		97.4	95.6	93.7	96.4
	滑川市 滑川上島		0.094	0.094	0.109	0.114		97.0	96.2	91.5	94.7
	滑川市 滑川大崎野		(0.076)	0.096	0.099	0.114		(97.4)	94.2	91.6	92.7
	氷見市 氷見		(0.097)	0.103	0.102	0.102		(95.4)	97.2	91.6	94.3
	福岡町 福岡		(0.087)	0.091	0.100	0.103		(98.0)	97.2	93.3	94.0
	小矢部市 小矢部		(0.088)	0.094	0.105	0.100		(97.6)	94.6	94.5	96.2
	砺波市 砺波		(0.090)	0.093	0.103	0.107		(97.6)	95.9	93.0	95.7
	福野町 福野		(0.104)	0.088	0.106	0.100		(96.4)	96.4	92.0	94.9

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 富山芝園観測局の3年度の数値は移設により、富山県庁観測局の測定結果とした。

3 大気汚染常時観測局適正配置計画により富山麓川等16観測局は4年度から、富山水橋及び富山神明観測局は5年度から測定を開始した。

4 ()は、測定時間6000時間未満の観測局を示す。(評価は原則として6000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

イ 自動車排出ガス観測局の測定結果

主要幹線道路周辺の自動車排出ガス観測局 6 局において、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じん（ β 線吸収法）を測定している。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-18のとおりで、7 年度は一酸化炭素0.4ppm（黒部前沢等 3 観測局）～0.8ppm（富山豊田観測局）、一酸化窒素0.008ppm（小杉鷺塚観測局）～0.022ppm（富山豊田観測局）、二酸化窒素0.014ppm（小杉鷺塚観測局）～0.025ppm（富山豊田観測局）、窒素酸化物0.023ppm（小杉鷺塚観測局）～0.047ppm（富山豊田観測局）であった。

また、非メタン炭化水素は0.11ppmC（小杉鷺塚観測局）～0.26ppmC（高岡広小路観測局）、メタンは1.80ppmC（婦中田島観測局）～1.87ppmC（小杉鷺塚観測局）、全炭化水素は1.98ppmC（黒部前沢、小杉鷺塚観測局）～2.10ppmC（高岡広小路観測局）、浮遊粉じんは0.027mg/m³（黒部前沢観測局）～0.033mg/m³（富山豊田、高岡広小路観測局）であった。

この測定値を環境基準と比べると、表2-19のとおりであり、一酸化炭素、二酸化窒素については、全局とも適合していた。また、浮遊粉じんについては、短期的評価では 3 局が不適合であったが、長期的評価では、全局が適合していた。

表2-18 自動車排出ガスの年度別推移(年平均値)

観測局		項目(単位)	年度	3	4	5	6	7
富山市	富山城址	一酸化炭素(ppm)		0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		一酸化窒素(ppm)		0.019	0.018	0.018	0.018	0.016
		二酸化窒素(ppm)		0.019	0.021	0.022	0.023	0.023
		窒素酸化物(ppm)		0.038	0.039	0.040	0.041	0.040
		非メタン炭化水素(ppmC)		0.26	0.25	0.22	0.18	0.17
		メタン(ppmC)		1.87	1.82	1.84	1.84	1.86
		全炭化水素(ppmC)		2.12	2.08	2.06	2.02	2.03
		浮遊粉じん(mg/m ³)		0.027	0.024	0.024	0.026	0.028
富山市	富山豊田	一酸化炭素(ppm)					0.8	0.8
		一酸化窒素(ppm)					0.021	0.022
		二酸化窒素(ppm)					0.022	0.025
		窒素酸化物(ppm)					0.043	0.047
		非メタン炭化水素(ppmC)					0.21	0.25
		メタン(ppmC)					1.81	1.82
		全炭化水素(ppmC)					2.03	2.08
		浮遊粉じん(mg/m ³)					0.035	0.033
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素(ppm)		1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
		一酸化窒素(ppm)		0.023	0.017	0.018	0.016	0.015
		二酸化窒素(ppm)		0.024	0.022	0.023	0.021	0.021
		窒素酸化物(ppm)		0.047	0.039	0.041	0.037	0.036
		非メタン炭化水素(ppmC)		0.31	0.29	0.37	0.30	0.28
		メタン(ppmC)		1.83	1.84	1.84	1.83	1.84
		全炭化水素(ppmC)		2.17	2.13	2.21	2.13	2.10
		浮遊粉じん(mg/m ³)		0.028	0.026	0.036	0.037	0.033
黒部市	黒部前沢	一酸化炭素(ppm)			0.5	0.5	0.5	0.4
		一酸化窒素(ppm)			0.019	0.019	0.020	0.018
		二酸化窒素(ppm)			0.018	0.017	0.018	0.018
		窒素酸化物(ppm)			0.037	0.036	0.038	0.036
		非メタン炭化水素(ppmC)			0.14	0.19	0.18	0.15
		メタン(ppmC)			1.83	1.85	1.83	1.83
		全炭化水素(ppmC)			1.97	2.03	2.00	1.98
		浮遊粉じん(mg/m ³)			0.031	0.029	0.033	0.027
婦中町	婦中田島	一酸化炭素(ppm)			0.4	0.4	0.4	0.4
		一酸化窒素(ppm)			0.018	0.016	0.017	0.015
		二酸化窒素(ppm)			0.020	0.019	0.020	0.020
		窒素酸化物(ppm)			0.037	0.036	0.037	0.036
		非メタン炭化水素(ppmC)			0.16	0.23	0.18	0.24
		メタン(ppmC)			1.76	1.80	1.83	1.80
		全炭化水素(ppmC)			1.93	2.03	2.02	2.04
		浮遊粉じん(mg/m ³)			0.032	0.031	0.034	0.030
小杉町	小杉駕籠	一酸化炭素(ppm)			0.4	0.4	0.4	0.4
		一酸化窒素(ppm)			0.011	0.011	0.009	0.008
		二酸化窒素(ppm)			0.016	0.016	0.017	0.014
		窒素酸化物(ppm)			0.026	0.026	0.026	0.023
		非メタン炭化水素(ppmC)			0.17	0.17	0.18	0.11
		メタン(ppmC)			1.85	1.86	1.87	1.87
		全炭化水素(ppmC)			2.02	2.03	2.05	1.98
		浮遊粉じん(mg/m ³)			0.034	0.032	0.035	0.030

注1 測定は、一酸化炭素は赤外線分析法、非メタン炭化水素及びメタンは水素炎イオン化法、その他の項目は一環境観測局の測定方法と同じである。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

4 黒部前沢、婦中田島、小杉駕籠観測局は、大気汚染常時観測局適正配置計画により4年度から富山豊田観測局は6年度から測定を開始した。

表2-19 自動車排出ガス濃度の環境基準の適合状況

(1) 一酸化炭素

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による 適(○)、否(×)				
		10ppm以下であること					無									
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山市	富山城址	1.6	1.3	1.2	1.2	1.2	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	富山豊田				1.4	1.3				無	無				○	○
高岡市	高岡広小路	1.8	1.7	1.7	1.5	1.3	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢		0.8	0.9	0.8	0.7			無	無	無		○	○	○	○
婦中町	婦中田島		0.7	0.7	0.7	0.7			無	無	無		○	○	○	○
小杉町	小杉鷺塚		0.9	0.9	0.8	0.8			無	無	無		○	○	○	○

注1 測定は、赤外線分析法による。

2 大気汚染常時観測局適正配置計画により、黒部前沢、婦中田島、小杉鷺塚観測局は、4年度から富山豊田観測局は6年度から測定を開始した。

3 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(2) 二酸化窒素

観測局	項目 基準	1日平均値の98%値(ppm)					環境基準の 適(○)、否(×)				
		0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。									
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山市	富山城址	0.033	0.034	0.037	0.037	0.037	○	○	○	○	○
	富山豊田				0.039	0.042				○	○
高岡市	高岡広小路	0.040	0.038	0.039	0.036	0.036	○	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢		0.033	0.030	0.033	0.035		○	○	○	○
婦中町	婦中田島		0.032	0.032	0.035	0.036		○	○	○	○
小杉町	小杉鷺塚		0.029	0.032	0.032	0.031		○	○	○	○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 大気汚染常時観測局適正配置計画により、黒部前沢、婦中田島、小杉鷺塚観測局は、4年度から富山豊田観測局は6年度から測定を開始した。

3 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

(3) 浮遊粉じん

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値(ng/m ³)					短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
		0.10mg/m ³ 以下であること														
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
富山市	富山城址	0.058	0.057	0.062	0.059	0.050	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	富山豊田				0.086	0.072				×	○				○	○
高岡市	高岡広小路	0.064	0.060	0.078	0.073	0.073	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢		0.072	0.068	0.095	0.081		○	×	×	×		○	○	○	○
婦中町	婦中田島		0.071	0.074	0.077	0.065		×	×	×	×		○	○	○	○
小杉町	小杉鷺塚		0.079	0.074	0.087	0.085		×	×	×	×		○	○	○	○

注1 測定はβ線吸収法による。

2 大気汚染常時観測局適正配置計画により、黒部前沢、婦中田島、小杉鷺塚観測局は、4年度から富山豊田観測局は6年度から測定を開始した。

3 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。4 長期的評価による適(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-20のとおりであった。

表2-20 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位：千kl)

年 度		3	4	5	6	7
燃料の種類						
重油・原油・石炭	A 重油	304 (100)	290 (95)	303 (100)	308 (101)	310 (102)
	B 重油	1 (100)	2 (200)	9 (900)	13 (1300)	6 (600)
	C 重油	276 (100)	484 (175)	409 (148)	459 (166)	459 (166)
	原油	1,021 (100)	1,109 (109)	666 (65)	835 (82)	712 (70)
	石炭*	975 (100)	895 (92)	675 (69)	780 (80)	852 (87)
	合 計	2,577 (100)	2,780 (108)	2,062 (80)	2,395 (93)	2,339 (91)
灯油		365 (100)	369 (101)	404 (111)	412 (113)	433 (119)
軽油		435 (100)	439 (101)	442 (102)	469 (108)	481 (111)
ガソリン		433 (100)	500 (115)	562 (130)	580 (134)	593 (137)

注1 ()は、3年度を100とした指数である。

2 *は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、7年度は234万 kl で、6年度と比べ減少した。

また、主に自動車に使用される軽油及びガソリンについては、増加する傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-21のとおりで、6年度と比べやや増加した。

表2-21 硫黄酸化物排出量（推定）の年度別推移

（単位：千Nm³）

燃 料 の 種 類 \ 年 度		3	4	5	6	7
重 油	A 重 油	1,144 (100)	1,091 (95)	1,140 (100)	1,159 (101)	1,168 (102)
	B 重 油	3 (100)	7 (233)	29 (967)	42 (1400)	19 (633)
	C 重 油	657 (100)	1,150 (175)	971 (148)	1,091 (166)	1,091 (166)
原 油		883 (100)	951 (108)	571 (65)	749 (85)	628 (71)
石 炭		543 (100)	548 (101)	506 (93)	457 (84)	607 (112)
合 計		3,230 (100)	3,747 (116)	3,217 (100)	3,498 (108)	3,513 (109)

注 ()は、3年度を100とした指数である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-22のとおりで、総施設数は、7年度は2,851施設で6年度と比べやや増加した。

表2-22 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類 \ 年 度	3	4	5	6	7
ボ イ ラ ー	1,675	1,718	1,759	1,772	1,797
金 属 溶 解 炉	147	157	161	158	159
金 属 加 熱 炉	152	157	155	155	155
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	96	97	96	95	86
乾 燥 炉	106	122	115	116	116
電 気 炉	32	32	32	32	32
廃 棄 物 焼 却 炉	120	124	125	127	134
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	56	56	56	56	22
塩素・塩化水素反応施設	69	70	71	72	71
そ の 他	224	242	260	264	279
合 計	2,677 (100)	2,775 (104)	2,830 (106)	2,847 (106)	2,851 (106)

注 ()は、3年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-23のとおりである。

7年度の総保有台数は75万4千台で、6年度の73万台と比べてやや増加した。

表2-23 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

種 類 \ 年 度		3	4	5	6	7
貨物用	普 通	27,042	28,134	28,674	29,888	30,870
	小 型	68,415	67,604	67,002	66,747	66,266
乗合用	普 通	1,081	1,075	1,079	1,062	1,028
	小 型	1,696	1,640	1,649	1,645	1,630
乗 用	普 通	17,251	27,774	38,702	51,762	65,746
	小 型	324,938	330,701	335,391	338,252	340,345
大 型 特 殊 車		5,741	6,014	6,238	6,499	6,738
軽 自 動 車		209,469	213,709	218,990	224,832	230,992
特 殊	普 通	7,209	7,478	7,680	7,973	8,480
	小 型	1,590	1,583	1,616	1,629	1,643
合 計		664,432 (100)	685,712 (103)	707,021 (106)	730,289 (110)	753,740 (113)

注 ()は、3年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法による規制の概要は、次のとおりである。

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等32種類の施設

b 粉じん発生施設

(a) 一般粉じん

堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア等5種類の施設

(b) 特定粉じん

アスベストを発生又は飛散する施設のうち解綿用機械、混合機、切断機等の9種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q=K \times 10^{-3} \cdot He^2$ (q は硫黄酸化物排出量、 He は有効煙突高さ)で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山・高岡地域(富山市、高岡市、新湊市、婦中町及び射水郡)で2.34(49年3月31日までに設置された施設は5.0)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素について、条例により、さらに厳しい上乘せ排出基準を設定している。

d 粉じん

(a) 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(b) 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

7年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-24のとおり、総施設数は2,851施設(工場・事業場数1,260)となっている。

種類別では、ボイラーが1,797施設(構成比63%)で最も多く、次いでディーゼル機関190施設(同7%)、金属溶解炉159施設(同6%)、金属加熱炉155施設(同5%)、廃棄物焼却炉134施設(同5%)、乾燥炉116施設(同4%)の順となっている。

また、地域別では、富山市766施設(構成比27%)、高岡市502施設(同18%)、新湊市234施設(同8%)、黒部市165施設(同6%)となっており、4市で全施設の58%にあたる1,667施設が設置されている。

表2-24 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(8年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																				計
		1 ボイ ラ	2 ガス 発生 炉	3 焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉	4 浴 乾 炉 ・ 平 炉	5 金 属 溶 解 炉	6 金 属 加 熱 炉	7 石 油 加 熱 炉	9 焼 溶 成 融 炉	10 反 直 応 火 炉	11 乾 燥 炉	12 電 気 炉	13 廃 棄 物 焼 却 炉	14 銅 精 錬 用 鉛 ・ 亜 鉛 設 備	19 塩 素 反 応 塩 化 設 水 等	21 複 合 肥 料 製 造 設 備	27 確 用 機 製 造 設 備	29 ガ ス タ ー ビ ン	30 テ イ ー ゼ ル 機 関			
富山市	344	563	4				39	8	13		10	8	25					11	85	766		
高岡市	240	308		6	1	46	15		3		20	9	28		38			10	18	502		
新湊市	56	110		1		38	56				6	9	5						9	234		
魚津市	51	67							3		5		4		31			6	11	127		
氷見市	46	43		1		6	1		2		7		5						5	70		
滑川市	36	53				1					5		3					1	6	69		
黒部市	40	85				15	19				8		3	22				2	11	165		
砺波市	42	49				11	4				3		5					5	5	82		
小矢部市	57	64				2	3		5		8		7					2	5	96		
上新川郡	25	34							53					4					3	94		
中新川郡	47	61				24	5		1		9	1	7						3	111		
下新川郡	49	62				9	2							15				2	8	98		
婦負郡	62	91	1	1				4	5	3	14		4		2	12	7		4	148		
射水郡	52	67		1		3	1				4	5	3						8	92		
東砺波郡	74	87				1			1		6		8						9	112		
西砺波郡	39	53				3	10				11		8							85		
合 計	1,260	1,791	5	10	1	159	155	12	86	3	116	32	134	22	71	12	7	39	190	2,851		

b 粉じん発生施設

7年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表2-25のとおり、総施設数は878施設(186工場・事業場数)であり、種類別では、堆積場が294施設(構成比33%)で最も多く、次いでベルトコンベア・パケットコンベア286施設(同33%)、破砕機・摩砕機240施設(同27%)の順となっている。

また、特定粉じん発生施設の届出状況は、東砺波郡に1施設(1工場)となっている。

表2-25 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(8年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事業場数	粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい	計
富 山 市	35	70	16	38	8	132
高 岡 市	27	36	47	23	4	110
新 湊 市	6	25	50		2	77
魚 津 市	9	6		13	2	21
氷 見 市	5	3	9	4	1	17
滑 川 市	5	6	5	3	1	15
黒 部 市	9	22	10	21	5	58
砺 波 市	8	16	6	11	4	37
小矢部市	16	20	9	20	10	59
上新川郡	5	4	8	11	4	27
中新川郡	14	17	16	32	8	73
下新川郡	11	10	44	23	5	82
婦 負 郡	7	11	18	17		46
射 水 郡	6	21	4	2		27
東砺波郡	19	22	34	18	1	75
西砺波郡	4	5	10	4	3	22
合 計	186	294	286	240	58	878

イ 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫黄酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度には対象物質に光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加した。

要綱の概要は、次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-26のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-26 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 が0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間
	0.3ppm			0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮 遊 粉 じ ん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二 酸 化 窒 素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・ 緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-27のとおり、ばい煙排出量の削減を要請する。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、また学校に対しては県庁関係課、市町村を通じ、緊急時が発令されたことを知らせるとともに、屋外になるべく出ないよう協力を求める。
- ・ 自動車の運転者に対しては、光化学オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・ 健康被害があった場合は、保健所、市町村の環境又は衛生担当課が直ちに対策をとる。



一斉指令装置による緊急時の協力要請

表2-27 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
光化学オキシダント	同上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同上	同上	——	同上
二酸化窒素	同上	同上	——	同上

ウ スパイクタイヤ規制法による規制

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、健康と生活環境を保全するため、2年6月27日に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(スパイクタイヤ規制法)が施行され、指定地域内ではスパイクタイヤの使用が規制されている。

本県では、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、図2-9のとおり、27市町村が指定され、指定地域内では積雪又は凍結の状態にない道路において3年4月1日からスパイクタイヤの使用が禁止されている。

図2-9 スパイクタイヤの使用が規制される指定地域



(2) 大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進

県では、硫黄酸化物については47年度から、窒素酸化物については49年度から大気環境計画を推進しており、大気環境の状況や工場・事業場における燃料使用状況等を勘案して、逐次計画を改定し、環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、硫黄酸化物及び窒素酸化物ともに良好な環境を維持しており、今後も環境の状況、工場等における燃料使用状況及び自動車交通量等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き推進していくことにしている。

計画の概要は、次のとおりである。

ア 環境目標値

計画の目標は、「健康で快適な生活ができるきれいな空」とし、具体的な目標値は、表2-28のとおり設定した。

表2-28 環境目標値

区 分	硫黄酸化物	窒素酸化物
年 平 均 値	0.016ppm以下	0.020ppm以下
1日平均値の98％値	0.040ppm以下	0.040ppm以下
1 時 間 値	0.100ppm以下	—

イ 環境計画の適用期間

7年度から11年度までの5年間

ウ 対象地域

県内全域

エ 指導方策

(ア) 対象工場・事業場

大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で
重油等燃料の最大使用量が0.3kl/時以上に該当するもの

(イ) 指導方式

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、県内を4地域に区分して、表2-29の排出量算式によって算出した排出量により指導する。

b 窒素酸化物

窒素酸化物の排出濃度を法の排出基準により指導する。

表2-29 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分			排 出 量 算 式
富山・高岡地域	北地区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以東の地区	$Q = 5.0W^{0.87}$
	中地区	北部地区及び南部地区以外の地区	$Q = 5.5W^{0.87}$
	南地区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸自動車道以南の地区	$Q = 6.0W^{0.87}$
そ の 他 の 地 域			$Q = 6.5W^{0.87}$

注1 Qは指導硫黄酸化物排出量(Nm³/時)で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。

2 Wは工場等の燃原料使用量(kl/時)である。

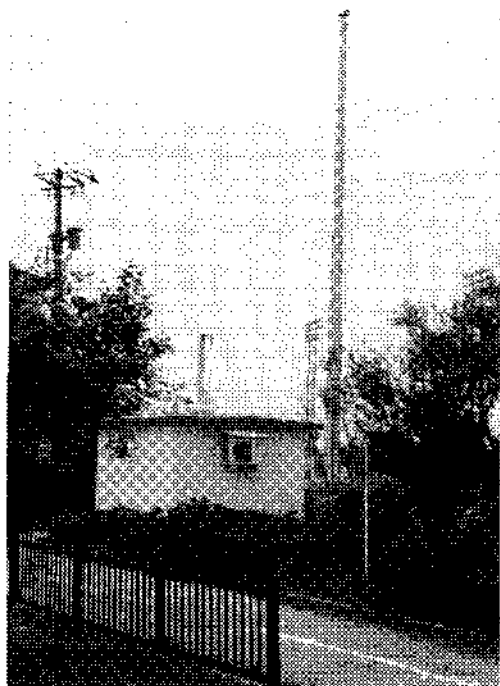
(3) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局等の整備状況

(ア) 大気汚染常時観測局の概要

a 一般環境観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-30のとおり、一般環境観測局25局（県10局、市町15局）を設置している。



一般環境観測局

表2-30 一般環境観測局の概要

(8年3月31日現在)

区 分	市 町	観 測 局	所 在 地	設 置 年 度	管 理 者	測 定 項 目						手 続 レ ネ ー タ 局
						硫 酸 化 物	浮 粉 じん	遊 離 塩 化 物	窒 素 比 色	光 化 学 オ キシ ダ ン ト	風 速 自 記 測 計	
富 山 地 区	富 山 市	富山水橋	水橋昌等	50	市	○	○	○	○	○	○	○
		富山岩瀬	蓮町	42	市	○	○	○	○	○	○	○
		富山芝園	芝園町	3	市	○	○	○	○	○	○	○
		富山神明	高田	48	市	○	○	○	○	○	○	○
		富山焼川	赤田	48	市	○	○	○	○	○	○	○
	婦中町	婦中速星	速星	48	町	○	○	○	○	○	○	○
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	高岡伏木	伏木東一宮	42	県	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	能町南	51	市	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	本丸町	43	市	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	美幸町	47	市	○	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	戸出大清水	47	市	○	○	○	○	○	○	○
	新 湊 市	新湊三日曾根	三日曾根	42	県	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	今井	45	市	○	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	東明中町	48	市	○	○	○	○	○	○	○
	小杉町	小杉太閤山	中太閤山	47	県	○	○	○	○	○	○	○
そ の 他 の 地 区	入善町	入善	入膳	3	県	○	○	○	○	○	○	○
	黒部市	黒部植木	植木	4	市	○	○	○	○	○	○	○
	魚津市	魚津	北鬼江	3	県	○	○	○	○	○	○	○
	滑 川 市	滑川上島	上島	3	市	○	○	○	○	○	○	○
		滑川大崎野	大崎野	50	市	○	○	○	○	○	○	○
	氷見市	氷見	窪	4	県	○	○	○	○	○	○	○
	福岡町	福岡	土屋	4	県	○	○	○	○	○	○	○
	小矢部市	小矢部	泉	4	県	○	○	○	○	○	○	○
	砺波市	砺波	太田	4	県	○	○	○	○	○	○	○
	福野町	福野	柴田屋	4	県	○	○	○	○	○	○	○
計		25				25	25	25	25	25	25	25

b 自動車排出ガス観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-31のとおり、主要幹線道路近傍等に自動車排出ガス観測局6局(県4局、市2局)を設置している。

表2-31 自動車排出ガス観測局の概要

(8年3月31日現在)

市 町	観 測 局	所 在 地	設 置 年 度	管 理 者	測 定 項 目				テ レ メ ー タ 化 観 測 局
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん	
					赤分 外析 線法	ザルツマン 比色法	水素炎イオ 化法	β 線吸収法	
富山市	富山城址	本丸	47	市	○	○	○	○	○
	富山豊田	豊田町	5	市	○	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	あわら町	49	県	○	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢	前沢	3	県	○	○	○	○	○
婦中町	婦中田島	上田島	3	県	○	○	○	○	○
小杉町	小杉鷺塚	鷺塚	3	県	○	○	○	○	○
計	6				6	6	6	6	6

(イ) 大気環境ネットワークの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、図2-10のとおり「富山県高度情報通信ネットワーク」の衛星回線を利用し、一般環境観測局25局、自動車排出ガス観測局6局、中継局13局、市町村環境情報提供システム及び緊急時一斉指令システム等による大気環境ネットワークを整備している。

イ 大気汚染補助測定点の整備状況

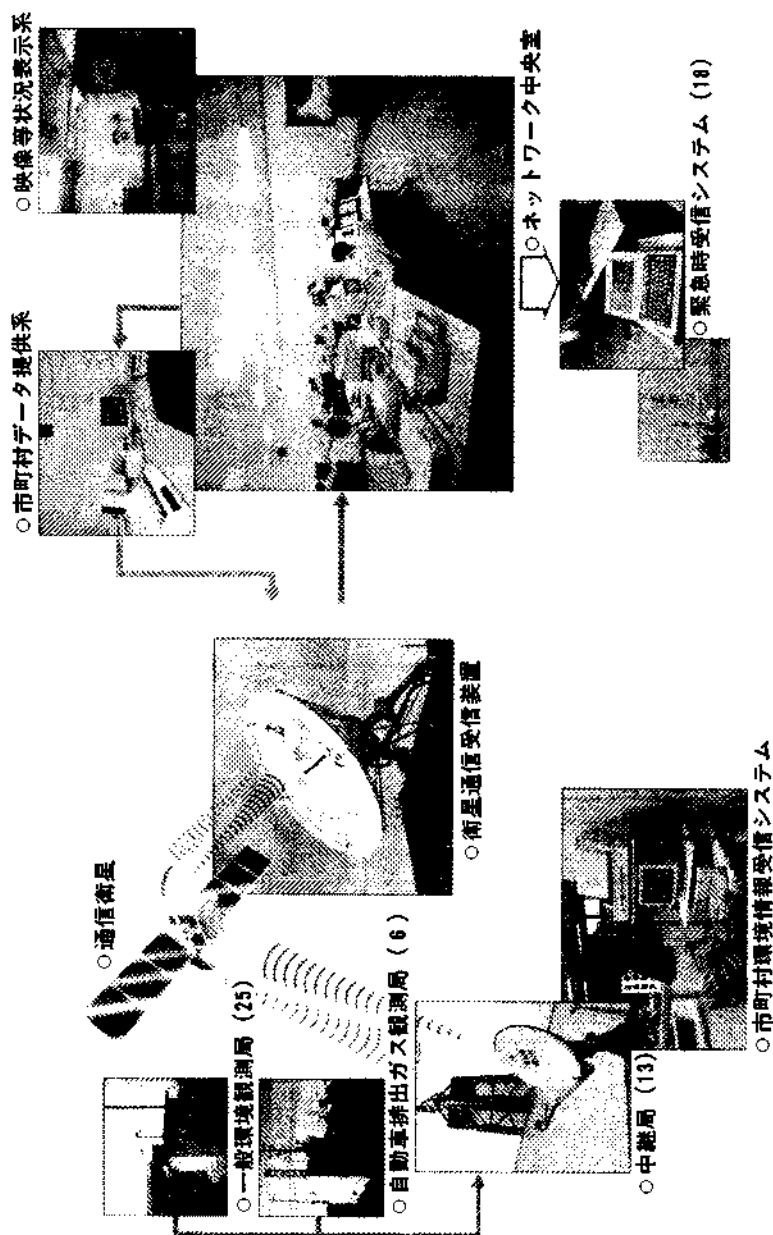
大気汚染常時観測局の補助測定網として、市町村の協力を得て、40か所において表2-32のとおり硫黄酸化物、窒素酸化物、降下ばいじんの3項目について測定を行っている。

表2-32 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(8年3月31日現在)

項目 測定法	硫黄 酸化物 二酸化 鉛	窒素 酸化物 トリエタ ノールア ミン法	降下 ばいじん ダスト ジャー法	計	項目 測定法	硫黄 酸化物 二酸化 鉛	窒素 酸化物 トリエタ ノールア ミン法	降下 ばいじん ダスト ジャー法	計
市町村					市町村				
新湊市	1	1	1	3	山田村	1	1	1	3
魚津市	1	1	1	3	細入村	1	1	1	3
氷見市	1	1	1	3	小杉町	1	1	1	3
滑川市	1	1	1	3	大門町	1	1	1	3
黒部市	1	1	1	3	下村	1	1	1	3
砺波市	1	1	1	3	大島町	1	1	1	3
小矢部市	1	1	1	3	城端町	1	1	1	3
大沢野町	1	1	1	3	平村	1	1	1	3
大山町	2	2	2	6	上平村	1	1	1	3
上市町	2	2	2	6	利賀村	1	1	1	3
立山町	3	3	3	9	庄川町	1	1	1	3
宇奈月町	1	1	1	3	井波町	1	1	1	3
入善町	1	1	1	3	福野町	1	1	1	3
朝日町	2	2	2	6	福光町	3	3	3	9
八尾町	3	3	3	9	福岡町	1	1	1	3
婦中町	1	1	1	3	合 計	40	40	40	120

図2-10 大気環境ネットワークの概要



ウ 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能の実態を把握するための科学技術庁のモニタリング調査の一環として、表2-33のとおり測定機器を整備し、一般環境中の放射能について測定を行っている。

表2-33 環境放射能測定機器の概要

測 定 機 器 名	測 定 項 目
ゲルマニウム半導体核種分析装置	ガンマー線（核種）
GM 式ベータ線測定装置	全ベータ線
サーベイメータ	空間放射線量率
モニタリングポスト	空間放射線量率

(4) 監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入調査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について調査するとともに技術指導を行った。

なお、ブルースカイ計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況についても調査した。

立入調査結果は、表2-34のとおり、基準の適合状況については134工場・事業場482施設、届出確認については、60工場・事業場361施設を調査し、そのうち届出不備な10工場・事業場について指導を行った。

表2-34 大気関係立入検査状況（7年度）

業 種 区 分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合 計
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
ばいじん	1 (1)			2 (2)	2 (2)			3 (5)		2 (7)	1 (1)					6 (7)	3 (3)		20 (29)
有害物質及び 有害ガス	1 (1)	1 (2)		2 (2)	17 (61)			3 (5)		3 (3)	1 (1)		2 (9)			6 (7)	4 (4)		40 (147)
燃料中の 硫黄	1 (4)	3 (14)		6 (20)	17 (60)	1 (3)	1 (2)	1 (4)	2 (10)	6 (45)	2 (13)	1 (4)	2 (12)	1 (4)	6 (17)	6 (6)		18 (41)	74 (307)
小 計	3 (6)	4 (29)		10 (24)	36 (123)	1 (3)	1 (2)	7 (14)	2 (10)	11 (85)	4 (21)	1 (4)	4 (21)	1 (4)	6 (17)	18 (20)	7 (7)	18 (41)	134 (482)
ばいじん発生施設	4 (9)	3 (5)	1 (8)	2 (3)	6 (59)			7 (22)	1 (12)	2 (20)	7 (63)		2 (12)		1 (12)		3 (4)	6 (17)	45 (245)
堆積場等の ばいじん発生施設								14 (110)										1 (6)	15 (116)
小 計	4 (9)	3 (5)	1 (8)	2 (3)	6 (69)			21 (132)	1 (12)	2 (20)	7 (63)		2 (12)		1 (12)		3 (4)	7 (23)	60 (361)
合 計	7 (15)	7 (44)	1 (8)	12 (27)	42 (181)	1 (3)	1 (2)	28 (145)	3 (22)	13 (105)	11 (84)	1 (4)	6 (33)	1 (4)	7 (20)	18 (20)	10 (11)	25 (64)	194 (845)
指導件数	1		1					5	1	1							1		10

注 表中の数字は工場・事業場数、() は、施設数である。

(5) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんによる大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-11のとおり、県内全域40地点において調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-35のとおりであった。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

各調査地点の年平均値は、 $0.03 \sim 0.06 \text{ SO}_2 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2/\text{日}$ であり、地域間にほとんど差異はみられなかった。

b 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.018 \sim 0.118 \text{ NO}_2 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2/\text{日}$ でありこれを地域別にみると、市街地や臨海工業地帯でやや高い傾向がみられた。

c 降下ばいじん（ダストジャー法）

各調査地点の年平均値は、 $1 \sim 3 \text{ t}/\text{km}^2/\text{月}$ であり、地域間にはほとんど差異はみられなかった。



硫黄酸化物、窒素酸化物測定シェルター



降下ばいじん測定ダストジャー

図2-11 環境大気基礎調査地点

(○印は調査地点)

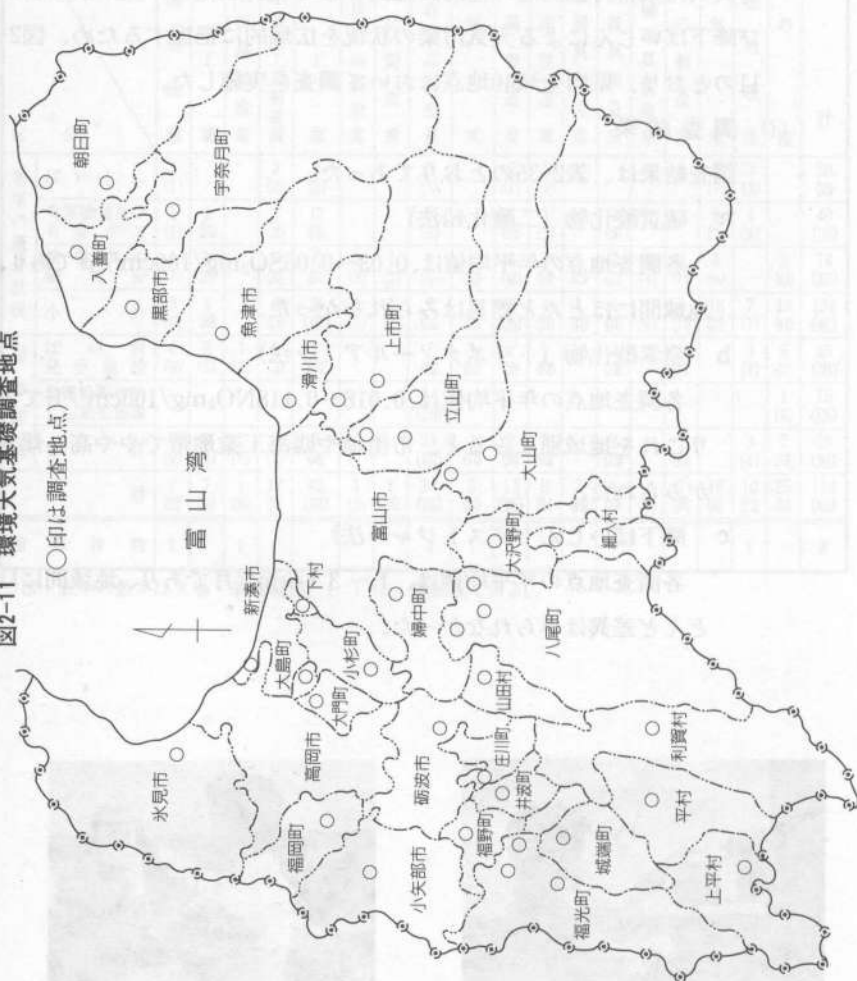


表2-35 環境大気基礎調査（市町村別）測定結果（7年度）

市町村	項目（単位） 年平均値 地点数	硫黄酸化物 (SO ₂ mg/100cm ² /日)	窒素酸化物 (NO _x mg/100cm ² /日)	降下ばいじん (t/km ² /月)
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
新 潟 市	1	0.05	0.101	2
魚 津 市	1	0.04	0.106	2
氷 見 市	1	0.03	0.055	3
滑 川 市	1	0.04	0.093	2
黒 部 市	1	0.03	0.081	2
砺 波 市	1	0.03	0.062	2
小 矢 部 市	1	0.04	0.091	3
大 沢 野 町	1	0.06	0.055	2
大 山 町	2	0.03 ～ 0.04	0.037 ～ 0.038	2
上 市 町	2	0.03 ～ 0.04	0.050 ～ 0.059	2 ～ 3
立 山 町	3	0.03 ～ 0.04	0.035 ～ 0.061	1 ～ 2
宇 奈 月 町	1	0.03	0.025	2
入 善 町	1	0.04	0.094	3
朝 日 町	2	0.03 ～ 0.06	0.023 ～ 0.077	2 ～ 3
八 尾 町	3	0.03 ～ 0.04	0.032 ～ 0.045	2 ～ 3
婦 中 町	1	0.04	0.067	2
山 田 村	1	0.03	0.032	2
細 入 村	1	0.04	0.058	2
小 杉 町	1	0.04	0.118	2
大 門 町	1	0.04	0.096	2
下 村	1	0.06	0.093	2
大 島 町	1	0.05	0.111	2
城 端 町	1	0.03	0.035	2
平 村	1	0.03	0.035	2
上 平 村	1	0.03	0.019	2
利 賀 村	1	0.03	0.018	2
庄 川 町	1	0.03	0.049	2
井 波 町	1	0.03	0.044	3
福 野 町	1	0.04	0.062	3
福 光 町	3	0.03 ～ 0.04	0.036 ～ 0.055	1 ～ 3
福 岡 町	1	0.03	0.051	2

イ 一般環境浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

一般環境における浮遊粉じん及び重金属成分の実態を把握するため、7年6月に、富山・高岡公害防止計画地域の一般環境観測局4局とその他の地域6地点の合計10地点において、ハイボリウム・エアー・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-36のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.033\text{mg}/\text{m}^3$ (入善町役場) $\sim 0.052\text{mg}/\text{m}^3$ (新湊三日曾根観測局) であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、いずれの地点も定量限界 ($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であり、これを、国の暫定指導値 ($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値 ($1 \sim 3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度 (労働衛生許容濃度の1/100) と比べると、いずれも低い値であった。

表2-36 一般環境浮遊粉じん調査結果（7年度）

測定地点	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)									
		クロム	マンガ	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
富山岩瀬観測局	0.044	ND	0.04	0.9	ND	0.17	0.16	ND	0.04	ND	ND
富山芝園観測局	0.042	ND	0.02	0.5	ND	0.19	0.08	ND	ND	ND	ND
高岡本丸観測局	0.048	ND	0.05	0.6	ND	0.16	0.18	ND	0.05	ND	ND
新湊三日曾根観測局	0.052	ND	0.13	0.4	ND	0.11	0.25	ND	ND	ND	ND
小杉太閤山観測局	0.041	ND	0.08	ND	ND	0.17	0.10	ND	ND	ND	ND
魚津観測局	0.037	ND	0.02	0.6	ND	0.06	0.14	ND	ND	ND	ND
氷見市役所	0.038	ND	ND	ND	ND	0.56	0.07	ND	ND	ND	ND
立山町役場	0.036	ND	ND	ND	ND	0.04	0.09	ND	ND	ND	ND
入善町役場	0.033	ND	ND	ND	ND	0.09	0.09	ND	ND	ND	ND
砺波観測局	0.038	ND	ND	ND	ND	0.06	0.15	ND	ND	ND	ND
定量限界		0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため電気炉設置工場周辺の2地区において各5地点を選定して、3日間にわたりハイボリウム・エアー・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-37のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、富山市岩瀬地区が 0.042mg/m^3 、黒部市三日市地区が 0.029mg/m^3 であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、富山市岩瀬地区が定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満、黒部市三日市地区が $0.005\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、富山市岩瀬地区が $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、黒部市三日市地区が定量限界($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度(労働衛生許容濃度の1/100)と比べると、低い値であった。

表2-37 工場周辺の浮遊粉じん調査結果(7年度)

調査地区	調査地点数	調査期間	区分	浮遊粉じん濃度 (mg/m³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m³)									
					クロム	マンガ ン	鉄	ニッケ ル	銅	亜鉛	カドミ ウム	鉛	コバル ト	バナ ジウム
富山市 岩瀬地区	5	6月20日	最大	0.046	ND	0.03	0.6	ND	0.59	0.11	ND	0.06	ND	ND
		6月22日	平均	0.042	ND	0.02	0.4	ND	0.24	0.09	ND	0.05	ND	ND
黒部市 三日市地区	5	5月16日	最大	0.047	ND	0.03	0.6	ND	0.07	0.51	0.009	ND	ND	ND
		5月18日	平均	0.029	ND	0.02	0.4	ND	0.05	0.25	0.005	ND	ND	ND
定量限界					0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

エ 水銀等環境調査

(ア) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため、大気中の水銀等及び土壌、玄米中の水銀について調査を実施した。

調査地域等は、表2-38のとおりである。

(イ) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度等は、表2-39のとおりであった。水銀濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃度は $0.003\sim 0.008\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベンゾ(a)ピレン濃度は $0.35\sim 0.88\text{ng}/\text{m}^3$ で平均 $0.57\text{ng}/\text{m}^3$ であった。

このうち水銀濃度の調査結果は、世界保健機構 (WHO) の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.043\sim 0.068\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.055\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

表2-38 水銀等環境調査の概要 (1年度)

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中の 水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	1			1回/年 (9月)	水銀：金アマルガム採取－ 原子吸光光度法 ひ素：ハイボリウム・エアー・ サンブラー採取－原子 吸光光度法 ベンゾ(a)ピレン：ハイボリ ウム・エアー・サンブラ ー採取－蛍光光度法
	高岡市	1				
	新湊市	3				
	小杉町	1				
	計	6				
土壌（農用地、 非農用地） 玄米中水銀	新湊市	農用地	非農用地	玄米	1回/年 (10月)	水銀（土壌）：底質調査法 （原子吸光光度法） 水銀（玄米）：金アマルガム 吸着－原子吸光光度法
		4	5	4		

表2-39 大気中の水銀等調査結果（7年度）

調 査 項 目	水 銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ひ 素 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゾ(a)ピレン (ng/m^3)	浮遊粉じん (mg/m^3)
測 定 値	ND~0.002	0.003~0.008	0.35~0.88	0.043~0.068
平 均 値	0.001	0.004	0.57	0.055
定 量 限 界	0.001	0.001	0.05	—

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壌及び玄米中の水銀濃度は、表2-40のとおりであり、農用地の土壌は、 $0.07\sim 0.47\mu\text{g}/\text{g}$ 、非農用地の土壌は、 $0.01\sim 0.23\mu\text{g}/\text{g}$ 、玄米は定量限界（ $0.001\mu\text{g}/\text{g}$ ）未満～ $0.004\mu\text{g}/\text{g}$ であった。

表2-40 土壌及び玄米中の水銀調査結果（7年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{g}$ ）

区 分	土 壌（農用地）	土壌（非農用地）	玄 米
測 定 値	$0.07\sim 0.47$	$0.01\sim 0.23$	ND~0.004
定 量 限 界	0.01	0.01	0.001

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

オ 未規制物質実態調査

(ア) トリクロロエチレン等排出実態調査

a 調査概要

工場・事業場で使用されている有機塩素化合物の排出実態を把握するため、2工場の発生源及び敷地境界において調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-41のとおりであった。

トリクロロエチレンについて、発生源では $5.9\sim 970\text{mg}/\text{m}^3$ 、敷地境界では $0.001\sim 0.016\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

表2-41 トリクロロエチレン等排出実態調査結果（7年度）

調 査 項 目	発 生 源 (mg/m³)	数 地 境 界 (mg/m³)
トリクロロエチレン	5.9～970	0.001～0.016

(i) フロン等環境調査

a 調査概要

フロン等の環境濃度を把握するため、フロン11や二酸化炭素等の6物質について、県内3地点で調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は表2-42のとおりで、全国的にみて同程度の値であった。

表2-42 フロン等の環境調査結果（7年度）

調 査 項 目	フロン11 (ppb)	フロン12 (ppb)	1,1,1-トリクロロ エタン (ppb)	四塩化炭素 (ppb)	二酸化炭素 (ppm)	メタン (ppm)
調 査 結 果	0.30～0.47	0.44～0.54	0.01～0.27	ND～0.07	343～383	1.73～1.88

注 NDとは定量限界（四塩化炭素0.001ppb）未満をいう。

カ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、主要幹線道路沿いにある自動車排出ガス観測局の近傍において、観測局による各種自動測定機の連続測定にあわせ分子拡散法による窒素酸化物の分布調査を実施した。

(イ) 調査結果

a 自動車排出ガス観測局による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-43のとおりであった。

(a) 一酸化炭素

8時間平均値の最高値は、富山城址観測局で0.8ppm、高岡広小路観測局で0.5ppmであり、1日平均値の最高値は、富山城址観測局で0.6ppm、高岡広小路観測局で0.4ppmであった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8時間平均値20ppm、1日平均値10ppm以下）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最高値は、富山城址観測局で0.019ppm、高岡広小路観測局で0.013ppmであり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1日平均値0.04～0.06ppmの範囲内又はそれ以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時～9時における3時間平均値の最高値は、富山城址観測局で0.22ppmC、高岡広小路観測局で0.49ppmCであった。

これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）と比べて見ると高岡広小路観測局で上回っていた。

(d) 浮遊粉じん

表2-43 自動車排出ガス環境調査結果 (7年度)

調査地点	調査期間	項目 単位	区分	望 炭 酸 化 物			炭 化 水 素		浮遊 粉じん mg/m ³	交通 自動車 通過台数 台/12hr
				一酸化 炭素 ppm	二酸化 炭素 ppm	望炭酸 化物 ppm	メタン ppmC	非メタン 炭化水素 ppmC		
				ppm	ppm	ppm	ppmC	ppmC		
高 山 城 址 観 測 局	7月24日 ～ 7月31日	最 高 値	1 時 間 値	1.0	0.057	0.045	0.074	0.46	2.68	0.102
				0.6 (0.8)	0.016	0.019	0.033	0.20 (0.22)	2.08	
			平 均 値	0.5	0.006	0.016	0.022	0.18	2.04	
高 岡 広 小 路 観 測 局	7月31日 ～ 8月7日	最 高 値	1 時 間 値	1.0	0.031	0.022	0.053	0.89	2.48	0.072
				0.4 (0.5)	0.008	0.013	0.022	0.28 (0.49)	1.95	
			平 均 値	0.4	0.006	0.012	0.018	0.18	1.88	
										37,804

注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。
 2 非メタン炭化水素の欄中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。
 3 望炭酸化物は、一酸化炭素と二酸化炭素を加えたものである。
 4 全炭化水素は、メタンと非メタン炭化水素を加えたものである。

1 時間値の最高値は、富山城址観測局で $0.102\text{mg}/\text{m}^3$ 、高岡広小路観測局で $0.072\text{mg}/\text{m}^3$ であり、1 日平均値の最高値は、富山城址観測局で $0.060\text{mg}/\text{m}^3$ 、高岡広小路観測局で $0.047\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

これを浮遊粒子状物質に係る環境基準（1 時間値 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1 日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

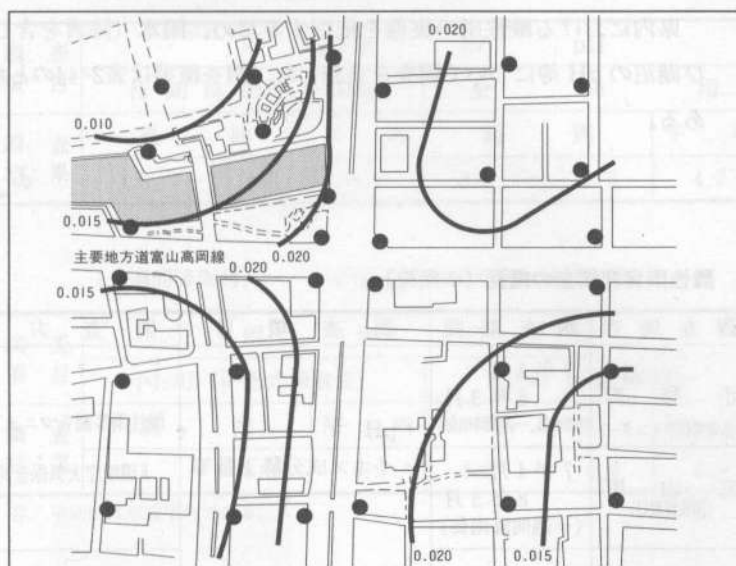
b 分子拡散法による調査

自動車排出ガスによる二酸化窒素の濃度分布をみるため、富山城址観測局周辺及び高岡広小路観測局周辺で分子拡散法により調査した。

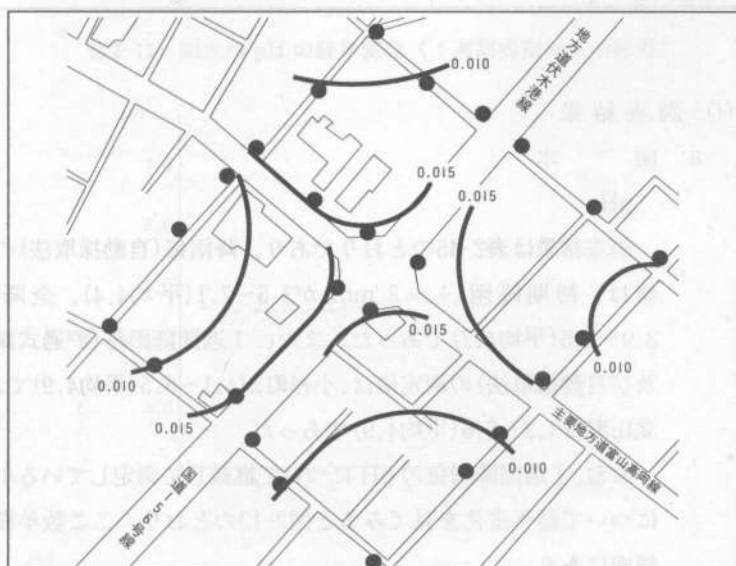
調査結果は、図2-12のとおりで二酸化窒素濃度は交差点周辺で特に高い傾向が見られた。

図2-12 主要幹線道路周辺における二酸化窒素濃度分布

(1)富山城址観測局周辺（調査期間；7月24日～7月31日）（単位：ppm）



(2)高岡広小路観測局周辺（調査期間；7月31日～8月7日）（単位：ppm）



キ 酸性雨調査

(ア) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水（降雪を含む）及び湖沼の pH 等について調査を実施した。調査概要は表2-44のとおりである。

表2-44 酸性雨実態調査の概要（7年度）

	調 査 地 点	調 査 期 間	調 査 項 目	調 査 方 法
雨 水 湖 沼	小 杉 町 (県環境科学センター)	7年4月～ 8年3月 (降雨毎、一週間降雨毎)	・ pH ・ イオン成分降下量等	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局)
	立 山 町 (国設観測局)	7年4月～ 8年3月 (一週間降雨毎)		
	城 端 町 (縄ヶ池)	7年5月、8月		湖沼環境調査指針 [財日本水質汚濁研究協会]

(イ) 調査結果

a 雨 水

・ pH

調査結果は表2-45のとおりであり、降雨毎(自動採取法)の測定値は、初期降雨(1～3 mm)が3.5～7.1(平均4.4)、全降雨は3.9～5.5(平均4.7)であった。また、1週間降雨毎(手過式採取法及び自動採取法)の測定値は、小杉町が4.1～6.5(平均4.9)であり、立山町は4.2～6.6(平均4.9)であった。

なお、1週間降雨毎の pH について継続して測定している小杉町について経年変化を見てみると図2-13のとおり、ここ数年横ばい傾向にある。

表2-45 雨水の pH 調査結果（7 年度）

（降雨毎）……………自動採取法

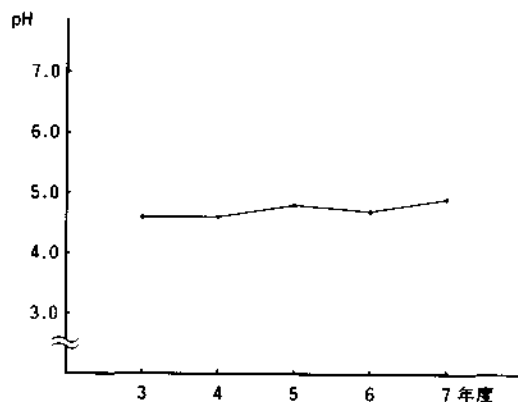
調 査 項 目	雨 水 の pH			
	初 期 降 雨（1 ～ 3 mm）		全 降 雨	
調 査 結 果	範 囲	平 均	範 囲	平 均
	3.5 ～ 7.1	4.4	3.9 ～ 5.5	4.7

（1 週間降雨毎）……………汙過式採取法及び自動採取法

調 査 項 目	雨 水 の pH			
	小杉町（汙過式採取法）		立山町（自動採取法）	
調 査 結 果	範 囲	平 均	範 囲	平 均
	4.1 ～ 6.5	4.9	4.2 ～ 6.6	4.9

注 平均値は加重平均である。

図2-13 雨水の pH の経年変化（1 週間降雨毎・小杉町）



・ イオン成分降下量

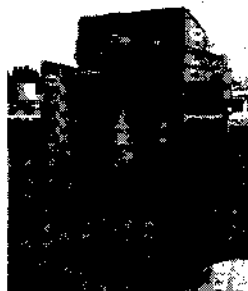
調査結果は表2-46のとおりであった。このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、図2-14のとおりであり、秋季から冬季にかけて高い傾向がみられた。

表2-46 イオン成分降下量調査結果（7年度）

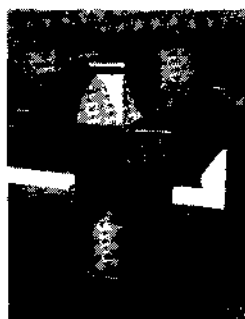
(mg/m²/年)

区 分	SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
小 杉 町	5,300	3,800	2,900	11,000	870	950	750	320	6,000
立 山 町	4,700	3,800	2,700	6,700	870	920	450	210	3,600

注：nss-SO₄²⁻（nssとはnon sea saltの略）は、海洋に由来しない成分、即ち陸上由来の硫酸イオン濃度を表す。



酸性雨採取装置（自動式）

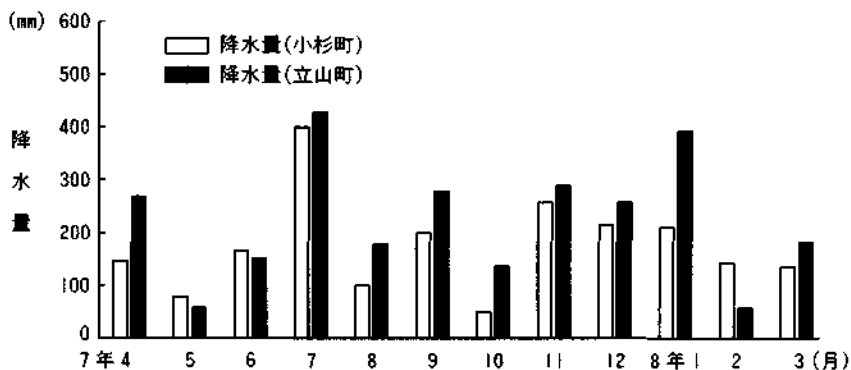
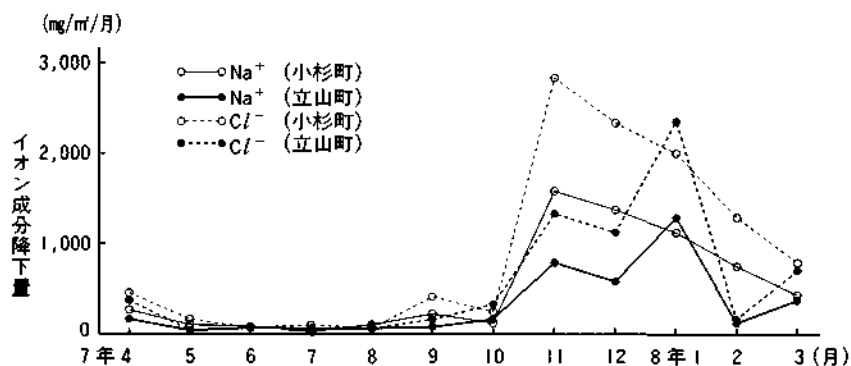
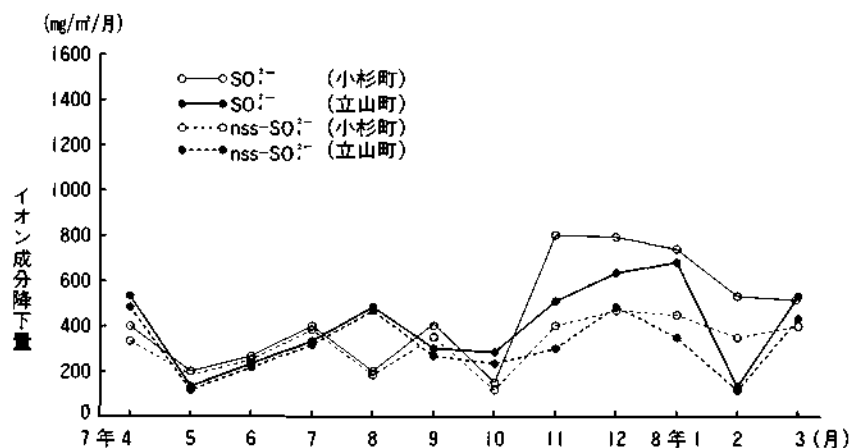


酸性雨採取装置（戸過式）



酸性雨測定（イオンクロマトグラフ分析）

図2-14 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移（7年度）



b 湖沼

調査結果は表2-47のとおりであり、pH については、7.1~7.2、アルカリ度については、0.34~0.40meq/l であった。

表2-47 湖沼調査結果（7年度）

湖沼名	項目	pH	アルカリ度 (meq/l)	イオン成分濃度 (mg/l)								
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Al ³⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
縄ヶ池	最大	7.2	0.40	1.4	0.92	3.4	0.60	0.18	14	5.8	2.0	3.2
	最小	7.1	0.34	1.1	0.11	3.2	ND	ND	9.2	3.5	ND	2.8

注 NDとは定量限界(NH₄⁺=0.1mg/l, Al³⁺=0.05mg/l, K⁺=0.05mg/l)未満である。

ク 環境放射能調査

(ア) 調査概要

科学技術庁の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能について調査を実施した。調査項目等は、表2-48のとおりである。

(イ) 調査結果

県内における環境放射能の実態は、全国的にみて同程度の値であった。

表2-48 環境放射能調査の概要

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射 線量率	空気	小杉町	12	サーベイメータ
	〃	〃	連続	モニタリングポスト
全ベータ線	降水	〃	降雨毎	GM式ベータ線 測定装置
核種 ガンマ線	浮遊じん	〃	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降下物	〃	12	
	水道水	〃	2	
	米	〃	1	
	野菜(ほうれんそう)	富山市	1	
	〃(大根)	小杉町	1	
	牛乳	砺波市	2	
	日常食	小杉町	4	
	土壌	〃	2	



環境放射能測定

第3節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、7年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-49のとおりであった。

環境基準の適合状況を BOD でみると、常願寺川と内川のそれぞれ1地点で環境基準値をわずかに超えたが、55地点中53地点が適合しており、適合率は96%であった。

河川末端における水質の年度別推移をみると、表2-50のとおりで、従来生活排水により汚濁がみられた鴨川の水質が大幅に改善され、昭和50年度に測定を開始して以来初めて環境基準を達成した。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-49 河川の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(7年度)

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	D O (mg/l)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.3	10	29	1.4	○
余 川	間 島 橋	A	7.3	9.4	20	1.5	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.3	9.2	18	1.9	○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.5	8.3	28	4.2	○
湊 川	中 の 橋	C	7.5	7.7	18	3.4	○
小 矢 部 川	河 口	D	7.0	8.6	12	3.6	○
	城 光 寺 橋	C	7.2	8.8	23	2.0	○
	国 条 橋	A	7.2	9.7	24	1.5	○
	太 美 橋	AA	7.5	11	10	0.8	○
千 保 川	地 子 木 橋	D	7.1	8.9	11	5.3	○

	祖父川	新祖父川橋	B	7.1	11	13	1.3	○
	山田川	福野橋	A	7.7	11	34	1.4	○
		二ヶ淵えん堤	AA	7.4	11	7	0.6	○
庄川		大門大橋	A	7.5	11	3	1.0	○
		雄神橋	AA	7.7	11	5	0.8	○
	和田川	末端	A	7.3	11	7	1.3	○
内川		山王橋	C	7.2	6.6	6	3.3	○
		西橋	C	7.4	7.7	8	5.2	×
下条川		稲積橋	B	7.4	9.4	14	1.4	○
新堀川		白石橋	B	7.4	8.7	11	2.1	○
神通川		萩浦橋	C	6.9	9.7	9	1.7	○
		神通大橋	A	7.2	11	9	1.3	○
	宮川	新国境橋	A	7.4	11	4	0.8	○
	高原川	新猪谷橋	A	7.5	11	6	0.5	○
	いたち川	四ッ尾橋	C	7.6	11	8	1.9	○
	松川	桜橋	B	7.5	10	6	1.2	○
	井田川	高田橋	B	7.2	10	18	2.4	○
		落合橋	A	7.3	11	12	1.3	○
	熊野川	八幡橋	A	7.5	11	14	1.8	○
	岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.1	6.3	4	4.8	○
	富岩運河	昭電水路橋	E	7.0	8.0	5	1.4	○
常願寺川		今川橋	A	7.0	10	34	1.4	○
		常願寺橋	AA	7.2	10	25	1.2	×
白岩川		東西橋	B	7.2	10	10	1.2	○
		泉正橋	A	7.6	10	17	0.9	○
	傍津川	流観橋	C	7.5	11	26	2.5	○
		寺田橋	A	7.5	11	20	0.7	○
上市川		魚躬橋	A	7.0	10	11	0.6	○
中川		落合橋	B	7.1	10	8	1.8	○
早月川		早月橋	AA	7.2	11	24	<0.5	○
角川		角川橋	A	7.4	11	14	1.6	○
鴨川		港橋	B	7.3	10	7	1.9	○
片貝川		落合橋	AA	7.4	11	21	0.6	○
		布施川	A	7.5	11	28	0.7	○

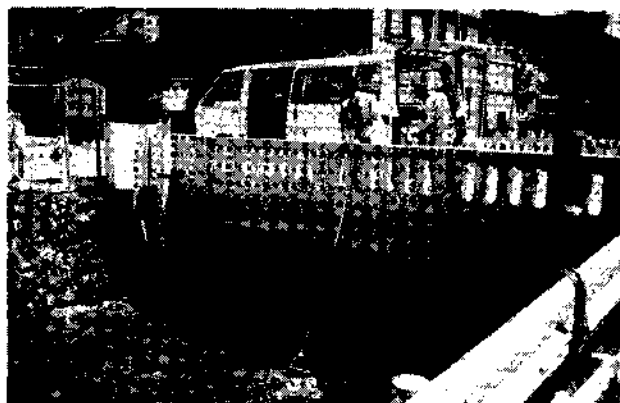
黒瀬川	石田橋	A	7.4	10	34	1.2	○
高橋川	堀切橋	B	7.4	11	38	1.6	○
吉田川	吉田橋	B	7.3	10	26	1.5	○
黒部川	下黒部橋	AA	7.5	11	58	0.7	○
入川	末端	A	7.5	11	32	0.5	○
小川	赤川橋	A	7.5	11	17	1.0	○
	上朝日橋	AA	7.4	11	7	<0.5	○
	舟川	舟川橋	A	7.2	11	25	1.0
木流川	末端	B	7.4	10	11	2.3	○
笹川	笹川橋	A	7.5	10	9	0.5	○
境川	境橋	A	7.4	11	6	0.5	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nはデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) とした。

3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

4 <0.5とは、0.5未満をいう。



河川水質調査

表2-50 河川末端における水質(BOD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水	域	水	域	類	型	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
主要5河川	小	矢部川	D	8	基準値	5.2	4.0	3.0	3.6	3.6
	神	通川	C	5		1.4	1.6	1.5	2.0	1.7
	庄	川	A	2		0.5	0.7	0.6	0.9	1.0
	常	願寺川	A	2		1.0	1.0	1.0	1.5	1.4
	黒	部川	AA	1		0.8	0.6	0.6	0.8	0.7
中小河川	都市河川	上庄川	B	3		1.9	2.3	2.0	1.9	1.9
		仏生寺川(湊川)	C	5		3.4	3.4	2.9	3.8	3.4
		内川	C	5		5.9	5.4	5.5	5.1	5.2
		下条川	B	3		2.2	2.1	1.8	2.1	1.4
		中川	B	3		2.0	2.1	2.3	2.2	1.8
	小川	角川	A	2		1.7	1.7	1.7	1.9	1.6
		鴨川	B	3		3.4	4.0	4.1	3.6	1.9
		黒瀬川	A	2		1.4	1.7	1.2	1.0	1.2
		高橋川	B	3		2.3	1.7	1.3	1.5	1.6
		木流川	B	3		1.8	2.8	1.6	1.9	2.3
	その他の河川	阿尾川	A	2		1.5	1.6	1.1	1.6	1.4
		余川	A	2		2.0	1.4	1.0	1.4	1.5
		新堀川	B	3		2.2	1.9	1.8	2.8	2.1
		白岩川	B	3		1.4	1.3	1.1	1.2	1.2
		上市川	A	2		0.8	0.9	0.5	0.9	0.6
		早月川	AA	1		0.5	<0.5	0.6	0.5	<0.5
		片貝川(布施川)	A	2		0.8	1.1	1.2	1.4	0.7
		吉田川	B	3		2.3	2.3	1.9	1.8	1.5
		入川	A	2		0.8	0.9	0.6	0.6	0.5
		小川	A	2		0.5	0.8	0.7	0.9	1.0
		笹川	A	2		0.5	0.5	<0.5	0.7	0.5
		境川	A	2		0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5

注 <0.5とは、0.5未満をいう。

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乗せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型からD類型に格上げするとともに、上乗せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の年度別推移は、表2-51及び図2-15のとおりであり、本川河口及び千保川（地子木橋）のBODについてみると、46年度以降急激に改善され、7年度では、河口3.6mg/l、地子木橋5.3mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

表2-51 小矢部川主要地点における水質の年度別推移

測定項目 \ 測定地点 年度	河 口					城 光 寺 橋				
	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
pH	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.3	7.2
DO (mg/l)	8.5	8.5	8.6	7.8	8.6	9.0	8.7	8.7	8.1	8.8
BOD (mg/l)	5.2	4.0	3.0	3.6	3.6	1.7	2.1	1.6	1.7	2.0
SS (mg/l)	16	8	6	9	12	19	8	7	9	23

測定項目 \ 測定地点 年度	国 条 橋					地 子 木 橋				
	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
pH	7.1	7.3	7.2	7.4	7.2	7.1	7.1	7.1	7.0	7.1
DO (mg/l)	10	10	10	9.6	9.7	9.2	9.0	8.5	8.1	8.9
BOD (mg/l)	1.6	1.3	1.3	1.6	1.5	3.3	3.7	2.8	4.2	5.3
SS (mg/l)	27	13	8	16	24	11	10	11	10	11

注 測定値は、年平均値である。（ただし、BODの測定値は、75%水質値である。）

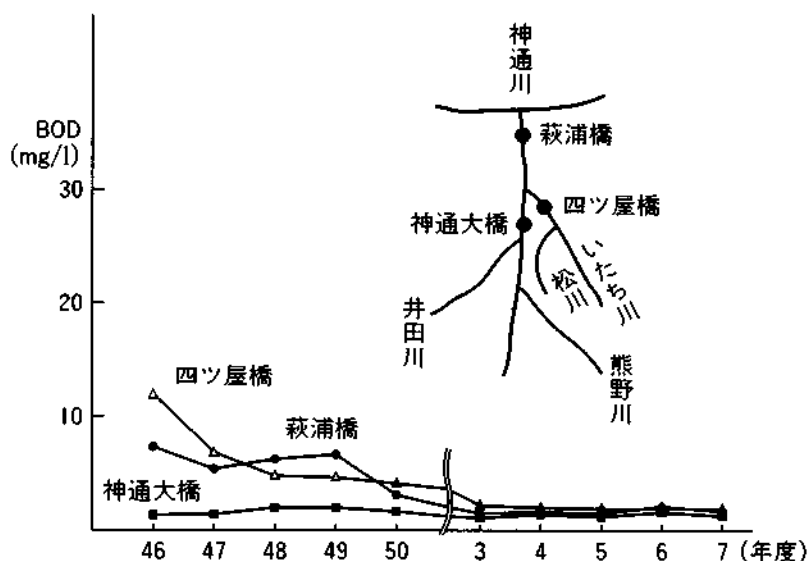
表2-52 神通川主要地点における水質の年度別推移

測定項目 \ 測定地点	年度	萩 浦 橋					神 通 大 橋				
		3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
pH		7.3	7.3	7.2	7.4	6.9	7.6	7.6	7.3	7.7	7.2
DO (mg/l)		9.8	9.4	10	8.9	9.7	11	11	11	10	11
BOD (mg/l)		1.4	1.6	1.5	2.0	1.7	1.1	1.4	1.3	1.6	1.3
SS (mg/l)		8	5	8	5	9	6	4	8	5	9

測定項目 \ 測定地点	年度	四 ツ 屋 橋				
		3	4	5	6	7
pH		7.4	7.2	7.4	7.5	7.6
DO (mg/l)		11	10	11	11	11
BOD (mg/l)		2.1	2.0	1.9	1.9	1.9
SS (mg/l)		6	6	7	6	8

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

図2-16 神通川主要地点における水質(BOD)の年度別推移



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況を BOD についてみると、内川の西橋では、5.2 mg/l と環境基準の C 類型 (5 mg/l 以下) を、常願寺川の常願寺橋では、1.2mg/l と環境基準の A A 類型 (1 mg/l 以下) をわずかに超えていた。

なお、内川では、水質改善のため浄化用水の導入事業が進められており、常願寺川では、流域の工場や流入支川について調査を行うなど、水質監視を強化することになっている。

また、黒部川及び庄川は、いずれの地点においても環境基準の A 類型 (2 mg/l 以下) 以上の清浄な水質であり、その他21河川においても環境基準に適合していた。特に鴨川では、水質が大幅に改善され、環境基準を達成した。

(2) 湖沼の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、7年度に調査した湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-53のとおりであった。

環境基準の適合状況をCOD及び全りんでみると、いずれの項目も環境基準に適合していた。

また、水質の年度別推移をみると、表2-54のとおり、両湖沼とも大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、両湖沼とも環境基準に適合していた。

表2-53 湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果 (7年度)

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	COD (mg/l)	全りん	
							適否 (mg/l)	適否
有 峰 湖	えん堤付近	A, II	7.7	9.8	4	1.7	○	0.007
黒 部 湖	えん堤付近	A, II	6.8	9.5	6	1.4	○	0.005

- 注 1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)
- 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。
- 3 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「湖沼」の類型をいう。
- 4 全窒素については、当分の間環境基準が適用されない。

表2-54 湖沼における水質(COD、全りん)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域	項 目	水 域 類 型		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
			基準値					
有 峰 湖	COD	A	3	2.3	2.5	2.5	1.5	1.7
	全 り ん	II	0.01	0.010	0.004	0.008	0.005	0.007
黒 部 湖	COD	A	3	1.9	1.7	2.0	1.0	1.4
	全 り ん	II	0.01	0.010	0.005	0.010	0.005	0.005

(3) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、7年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-55のとおりであった。

環境基準の適合状況を COD でみると、すべての地点で適合していた。また、水質の年度別推移をみると、表2-56のとおり、ほぼ横ばいに推移していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、河川・湖沼と同様すべての地点で環境基準に適合していた。



海域水質調査

表2-55 海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(7年度)

水 域		調査地点	水域類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適 否
富 山 湾 海 域	小矢部川 河口海域	No. 2	B	8.3	8.3	2.4	○
		No. 3	B	8.3	8.7	2.1	○
		No. 4	A	8.3	8.5	1.7	○
		No. 5	A	8.2	8.5	1.8	○
		No. 6	A	8.3	8.5	1.7	○
		No. 7	A	8.2	8.5	1.7	○
	神通川 河口海域	No. 1	B	8.3	8.6	2.0	○
		No. 2	B	8.3	8.8	2.0	○
		No. 3	B	8.3	8.9	1.9	○
		No. 4	A	8.3	8.8	1.9	○
		No. 5	A	8.3	8.9	1.9	○
		No. 6	A	8.3	8.9	1.9	○
		No. 7	A	8.3	8.7	2.0	○
	そ の 他 地先海域	No. 1	A	8.2	8.1	1.7	○
		No. 2	A	8.2	8.0	1.6	○
		No. 3	A	8.3	8.2	1.6	○
		No. 4	A	8.2	8.3	1.8	○
		No. 5	A	8.4	9.1	2.0	○
		No. 6	A	8.3	8.5	1.9	○
		No. 7	A	8.3	8.5	1.9	○
		No. 8	A	8.3	8.3	1.8	○
		No. 9	A	8.3	8.3	1.9	○
		No. 10	A	8.3	8.3	1.7	○
	富山新港海域	港 口	B	7.9	7.9	1.9	○
	第一貯木場	姫野橋	C	7.9	7.4	5.1	○
	中野整理場	中 央	C	7.5	5.2	4.6	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) とした。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-56 海域における水質(COD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域		水域類型	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	1.5	1.3	1.5	1.6	1.8
小矢部川	河口から1,200mの 範囲内	B	3	1.6	1.4	1.7	1.9	2.3
河口海域	河口から2,200mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.3	1.4	1.6	1.4	1.7
神通川	河口から1,800mの 範囲内	B	3	1.5	1.6	1.7	1.8	2.0
河口海域	河口から2,400mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.5	1.4	1.4	1.7	1.9
富山新港	第1貯木場及び中野 整理場	C	8	3.9	3.6	3.4	3.4	4.9
海 域	富山新港港内(上記 を除く)	B	3	2.3	2.2	1.9	1.9	1.9

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

7年度における環境基準点23地点の汚濁状況をCODでみると、1.6~2.4mg/lで、すべての地点で環境基準のA類型(2 mg/l以下)又はB類型(3 mg/l以下)に適合していた。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

7年度における環境基準点3地点におけるCODは、1.9~5.1mg/lであり、49年度から引き続き環境基準のB類型(3 mg/l以下)又はC類型(8 mg/l以下)に適合していた。

(4) 地下水の汚染状況

ア 環境監視調査

地下水の水質測定計画に基づいて、7年度に実施した県下の平野部76地点（4 km メッシュに1地点）における水質測定結果は、表2-57のとおりであった。

調査項目22項目のうち、検出された項目はひ素と1,1,1-トリクロロエタンの2項目であった。

ひ素が検出されたのは小矢部市白谷の1地点、1,1,1-トリクロロエタンが検出されたのは砺波市五郎丸の1地点であり、いずれも評価基準以下であった。

表2-57 環境監視調査結果

(単位: mg/l)

検 出 項 目	調査地点数	検出地点数	測 定 結 果	評 価 基 準 超過地点数	評価基準	検出限界
ひ 素	76	1	ND~0.005	0	0.01	0.005
1,1,1-トリクロロエタン	76	1	ND~0.0015	0	1	0.0005

注 ND（検出されず）とは、検出限界未満をいう。

イ 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査において、1,1,1-トリクロロエタンが検出された地域で、汚染範囲を確認するため、汚染井戸周辺地区調査を実施した結果は、表2-58のとおりであった。

16地点で調査を実施したところ、7地点から1,1,1-トリクロロエタンが検出されたが、いずれも評価基準の1/1000以下の低濃度であり、その他の9地点からは検出されなかった。

また、周辺の工場・事業場を調査したところ、特に問題はなく、地下水の流況から考えて、検出井戸との関連性は認められず、汚染原因は不明であった。

なお、ひ素の検出された小矢部市白谷地区では、その原因については既に自然的要因と判明しており、汚染範囲も確定している。

表2-58 汚染井戸周辺地区調査結果

(単位: mg/l)

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準 超過地点数	評価基準	検出限界
1,1,1-トリクロロエタン	砺波市五郎丸	16	7	ND~0.0010	0	1	0.0005

注 ND(検出されず)とは、検出限界未満をいう。

ウ 汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった井波町等の13地域で、汚染の推移をみるために調査を実施した結果は、表2-59のとおりで、いずれの地域においても汚染の拡大はみられなかった。

(ア) ひ素

新湊市堀江千石地域等6地域12地点で調査を実施したところ、6地域6地点から昨年度に引き続き検出され、新湊市堀江千石、小矢部市埴生及び小矢部市末友地域の3地点で評価基準を超えていたが、6地域ともほとんど変化はみられなかった。

(イ) トリクロロエチレン

高岡市醍醐地域では、11地点のうち3地点で検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

小矢部市埴生地域では、3地点のうち2地点で検出され、1地点で評価基準を超えていた。

八尾町福島地域では、3地点のうち1地点で検出されたが、評価基準以下であった。

(ウ) テトラクロロエチレン

高岡市醍醐地域では、11地点のうち2地点で検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

黒部市三日市地域及び砺波市杉木地域では、それぞれ2地点のうち1地点で昨年度に引き続き検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

小矢部市埴生地域では、3地点のうち2地点で検出され、2地点とも評価基準を超えていた。

井波町本町地域では、3地点のうち2地点から検出された。昨年度と同様、1地点では評価基準を超え、他の1地点では評価基準以下であった。

(エ) 1,1,1-トリクロロエタン

富山市水橋砂子坂地域では、4地点のうち3地点から検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

富山市中川原新町地域では、すべての地点で検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

表2-59 汚染井戸調査結果

(単位: mg/l)

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準超過地点数	評価基準	検出限界
ひ素	新湊市堀江千石	2	1	ND~0.031	1	0.01	0.005
	小矢部市五郎丸	2	1	ND~0.009	0		
	小矢部市末友	2	1	ND~0.013	1		
	小矢部市埴生	2	1	ND~0.012	1		
	小杉町三ヶ	2	1	ND~0.007	0		
トリクロロエチレン	小杉町白石	2	1	ND~0.007	0	0.03	0.002
	高岡市醍醐	11	3	ND~0.004	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND~0.059	1		
	八尾町福島	3	1	ND~0.021	0		
テトラクロロエチレン	高岡市醍醐	11	2	ND~0.0007	0	0.01	0.0005
	黒部市三日市	2	1	ND~0.0008	0		
	砺波市杉木	2	1	ND~0.0012	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND~0.044	2		
	井波町本町	3	2	ND~1.4	1		
1, 1, 1-トリクロロエタン	富山市水橋砂子坂	4	3	ND~0.0030	0	1	0.0005
	富山市中川原新町	2	2	0.0010~0.0063	0		

注 ND (検出されず) とは、検出限界未満をいう。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制の概要は、次のとおりである。

なお、近年、全国的に多種多様な化学物質による公共用水域の汚染が懸念されることから、5年12月27日に、水質汚濁防止法令の改正があり、ジクロロメタン、四塩化炭素等13物質が有害物質として追加され、排水基準が定められるとともに、これらの有害物質を含む汚水等の地下浸透についても禁止された。

ア 水質汚濁防止法に基づく規制の概要

(ア) 規制水域

全公共用水域及び地下水域

(イ) 規制対象物質及び項目

a 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、シマジン、セレン及びその化合物等23物質

b 生活環境項目

pH、BOD、SS等16項目

(ロ) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(ニ) 排水基準等

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成・維持が困難な水域については、都道府県が、条例により更に厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を設定できるようになっている。

本県では、主要公共用水域について、環境基準の指定に併せて、上乘せ排水基準の設定を行っている。

また、有害物質を含む汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(オ) 届出状況

法に基づく届出状況は表2-60のとおりで、県下全体の特定事業場数は、3,789であり、これを地域別にみると富山市が618（構成比16%）、高岡市が421（同11%）と両市で全体の27%を占めている。業種別では、食料品製造業が813（構成比21%）、旅館業が772（同20%）、畜産業が468（同12%）、洗たく業が387（同10%）となっており、この4業種で全体の63%を占めている。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出するもの）数は、表2-61のとおり761で全体の20%を占めている。

これを水域別にみると、小矢部川水域が202（構成比27%）、神通川

表2-60 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

（8年3月31日現在）

業種等 地 域	畜 産 業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品業	加工品製造業	化学工業	窯業・製造石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料品小売業及び業	洗たく業	自動車洗浄機式設	試験研究機関	下水道処理業	その他の	計
富 山 市	36	106	3	3	2	30	25	18	2	1	20	59	9	121	62	13	49	60	618
高 岡 市	28	53		15	8	11	16	8	4	5	45	70	7	42	60	5	15	29	421
新 湊 市		38		9		4	5		3	3	14	10	3	12	3		8	6	118
魚 津 市	17	81	1	2	2	2	2	4			6	28	3	26	8	4	10	2	198
氷 見 市	62	87		2			6		1		4	101	2	14	9	3	8	10	309
滑 川 市	9	39	2	1		3	5	2			10	8	1	9	5	3	8	3	108
黒 部 市	48	44		1	1		6	5		1	4	17	4	10	11	2	5	6	165
砺 波 市	52	39	2		1		12	5			9	9	5	14	12	5	5	9	179
小 矢 部 市	16	45	6		1		11	10	1		4	21	4	18	20	4	5	8	174
上 新 川 郡	6	18					8	1			2	73	4	7	4	3	5	1	132
中 新 川 郡	55	37	1		1	3	13	13			6	63	4	13	2	5	10	9	235
下 新 川 郡	48	64		2	1		10	3	1		5	90	2	26	5	2	9	13	281
婦 負 郡	28	43		1	3	9	19	3			11	35	2	27	5	4	15	15	220
射 水 郡	10	25	2	1	1	2	9	2			4	13	6	18	25	5	16	16	155
東 砺 波 郡	39	52	3	6	2	3	14	6			6	143	3	18	12	4	10	7	328
西 砺 波 郡	14	43	2	1		1	1	1		1	7	32	2	12	13	1	11	6	148
合 計	468	813	22	44	23	68	162	81	12	11	157	772	61	387	256	63	188	200	3,789

水域が156 (同20%) と、両水域で排水基準の適用特定事業場の47%を占めている。

業種別では、し尿処理業・下水道業が172(構成比23%)、表面処理・電気めっき業が104(同14%)、洗たく業が82(同11%)、旅館業が70(同9%)と、この4業種で排水基準の適用特定事業場の57%を占めている。

表2-61 水域別排水基準適用特定事業場数

(8年3月31日現在)

業種等 水 域	畜 産 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 造 業	化 学 工 業	窯 業 ・ 製 造 石 業	砂 利 採 取 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	表 面 処 理 ・ 電 気 業	旅 館 業	飲 食 料 品 小 売 業	洗 た く 業	自 車 洗 浄 施 設	試 験 研 究 機 関	し 尿 処 理 業	そ の 他	計
小 矢 部 川	3	12	9	1	6	12	6		3		38	10	4	26		18	30	24	202
神 通 川		12		2	6	18	6	2	2	1	15	7		18	1	14	46	6	156
白 岩 川	1	9	1	1	1	3	1				3			4		4	9	5	42
庄 川		1	1			1	1	1			2	4	1	4			17	2	35
内川・下条川 新堀山新港	1	8		2		5	1			4	14	3	4	3	1	7	9	9	71
常 願 寺 川		1				2		2			4	13	1	2			13	3	41
黒 部 川							2				1	15	2				5	2	27
そ の 他		17	2	3		8	4		4	1	27	18	2	25		16	43	17	187
合 計	5	60	13	9	13	49	21	5	9	6	104	70	14	82	2	59	172	68	761

イ ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導

(ア) 経 緯

近年、ゴルフ場における農薬の使用について、周辺住民の健康や環境に与える影響が懸念されることやゴルフ場開発計画の急増等を踏まえて、ゴルフ場における農薬の適正な使用について総合的に指導することが必要となってきた。

このため、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図るため、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月から施行した。

また、農薬による水質汚濁防止を強化するため、同要綱を改正し、30種類の農薬について表2-62のとおり指導値を定め、4年3月から施

行した。

なお、この指導値は、環境庁の定めた暫定指導指針値の1/10の濃度に定めている。

(イ) 要綱の概要

- ・登録農薬の使用及び表示事項の遵守
- ・農薬使用管理責任者の設置
- ・農薬の使用状況等の記録と報告
- ・農薬使用による被害の防止
- ・水質の監視測定及び報告
- ・排出水の指導値
- ・農薬による事故時の措置及び報告
- ・知事の指導及び立入調査

(ウ) 水質の監視測定等

「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の遵守状況について、16か所のゴルフ場に立ち入り調査を行った結果、すべてのゴルフ場において、調整池に魚類を飼養することによる水質の常時監視が行われていた。また、排水の自主測定についても年2回以上実施されており、測定結果はいずれも環境庁の暫定指導指針値及び県の指導値以下であった。

表2-62 ゴルフ場排水水中の農薬濃度指導値

農 薬 名	指導値 (ng/l)	農 薬 名	指導値 (ng/l)
(殺虫剤)		(殺菌剤)	
イソキサチオン	0.008	トルクロホスメチル	0.08
イソフェンホス	0.001	フルトラニル	0.2
クロルピリホス	0.004	ベンシクロン	0.04
ダイアジノン	0.005	メプロニル	0.1
トリクロロホン (DEP)	0.03	(除草剤)	
ピリダフェンチオン	0.002	アシュラム	0.2
フェントロチオン (MEP)	0.003	シマジン (CAT)	0.003
(殺菌剤)		テルブカルブ (MBPMC)	0.02
イソプロチオラン	0.04	ナプロバミド	0.03
イプロジオン	0.3	ブタミホス	0.004
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	プロピザミド	0.008
オキシニル (有機銅)	0.04	ベンスリド (SAP)	0.1
キャブタン	0.3	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08
クロロクロニル (TPN)	0.04	ベンディメタリン	0.05
クロロネブ	0.05	メコプロップ (MCPP)	0.005
チウラム (チラム)	0.006	メチルダィムロン	0.03

(2) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進

3年度に改定したクリーンウォーター計画を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体からなる推進協議会を開催した。

また、生活排水対策の推進を図るため、生活排水による汚濁がみられる頼成川、白岩川及び木流川水域において生活排水対策推進事業を実施した。

ア 計画の推進

(ア) 水質環境計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進について検討を行った。

a 委員の構成

関係団体……富山県消費者協会等 9 団体

行政機関……建設省北陸地方建設局等 8 機関

b 7 年度推進事業

(a) 「きれいな水」の確保

- ・下水道・農村下水道の整備・促進
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・生活排水対策推進事業の推進
- ・工場・事業場排水対策の推進
- ・浚渫等の実施、河川流量の確保
- ・地下水の水質保全対策の推進

(b) 「うるおいのある水辺」の確保

- ・河川環境整備事業等の推進
- ・「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
- ・県土美化推進運動の展開

(イ) 生活排水対策推進事業の実施

頼成川、白岩川及び木流川水域において市町村が実施する「家庭でできる浄化対策」の実践活動やシンポジウムの開催等生活排水対策推進事業に対して助成を行った。

なお、これらの水域において実施した主な事業及び推進組織は、表

2-63及び表2-64のとおりである。

表2-63 主な生活排水対策推進事業

①	生活排水対策推進協議会の設置
②	家庭でできる浄化対策の実践活動の実施
③	地域住民の意識アンケート調査の実施
④	モデル地区における水質調査の実施
⑤	「生活排水を考える」シンポジウムの開催
⑥	水辺教室の開催、水生生物の調査

表2-64 水域別の生活排水対策推進組織

水 域	該 当 市 町	推 進 組 織 名
頼 成 川	砺 波 市	頼成川生活排水対策推進協議会 (委員…34名)
白 岩 川	上 市 町	白岩川生活排水対策推進協議会 (委員…17名)
木 流 川	朝 日 町	木流川生活排水対策推進協議会 (委員…32名)

(ウ) 水質環境計画見直し基礎調査の実施

水質保全行政を取り巻く情勢の変化に対応し、現行の水質環境計画を改定するため、各水域の汚濁負荷量調査等を実施した。

イ 計画の概要

(ア) 計画の基本的考え方

a 性 格

河川、海域、湖沼及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など水環境を利用する際の指針となるものである。

b 目 標

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目指して、新県民総合計画の環境目標を達成・維持するものとし、具体的な目標を、表2-65のとおり設定している。

表2-65 具体的な目標

きれいな水	公共用水域	河川の水質（BOD）	環境基準のC類型相当以上の水質
		湖沼の水質（COD）	環境基準のA類型相当以上の水質
		海域の水質（COD）	環境基準のB類型相当以上の水質
	地下水域	健康項目	環境基準 (地下水にあっては評価基準)
うるおいのある水辺	親水性の保たれた水辺空間		

c 計画期間

長期的展望に立って計画目標の実現を目指す。

d 対象水域

県下全域の公共用水域及び地下水域とする。

(イ) 計画の施策

水質環境を保全するため、表2-66に示す施策を総合的、計画的に推進する。

表2-66 水質環境計画の推進施策

- | | |
|---|------------|
| ① | 生活系排水対策 |
| ② | 産業系排水対策 |
| ③ | 河川浄化対策 |
| ④ | 地下水の水質保全対策 |
| ⑤ | 水辺の保全対策 |
| ⑥ | その他関連対策 |

(ウ) 計画の推進

行政、事業者、県民の役割分担を明らかにし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、国、県、市町村、関係団体からなる水質環境計画推進協議会を設置し、計画を効果的に推進する。

(3) 監視測定体制の整備

ア 公共用水域の水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表2-67のとおり、27河川、2湖沼及び2海域の122地点について水質の監視を実施した。

表2-67 水域別測定地点数（7年度）

水 域	地点数	調 査 機 関	水 域	地点数	調 査 機 関
阿 尾 川	1	富 山 県	鴨 川	1	富 山 県
余 川	1	"	片 貝 川	3	"
上 庄 川	1	"	黒 瀬 川	1	"
仏生寺川	2	"	高 橋 川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	吉 田 川	1	"
庄 川	5	"	黒 部 川	3	建設省
内 川 等	4	富 山 県	入 川	1	富 山 県
下 条 川	2	"	小 川	3	"
新 堀 川	2	"	木 流 川	1	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	笹 川	1	"
常願寺川	3	建設省	境 川	1	"
白 岩 川	7	富山県、富山市	有 峰 湖	2	富 山 県
上 市 川	1	富 山 県	黒 部 湖	2	"
中 月 川	1	"	富 山 湾	23	富 山 県
早 川	2	"	富 山 新 港	6	"
角 川	1	"	計	122	

(イ) 測定項目

a 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

b 生活環境項目

pH、BOD（湖沼・海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数、油分、全窒素、全りん

c 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フ

ェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベソ、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ほう素、ふっ素、ニッケル、モリブデン、アンチモン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

d 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

イ 地下水の水質測定計画

(ア) 調査区分

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質測定計画を作成し、次の区分で水質調査を実施した。

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

平野部を4 km程度のメッシュに区分し、代表的な井戸で健康項目について年1回の調査を実施する。

(b) 汚染井戸調査

過去の調査で明らかになった汚染を監視していくため、汚染地域の代表的な井戸で、汚染項目について年2回以上の調査を実施する。

b 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査等で発見された汚染については、その範囲を確認するため、汚染井戸の周辺において、汚染項目について調査を実施する。

(イ) 測定地点

調査は表2-68のとおり、環境監視調査を県下の平野部76地点、汚染井戸調査を6市4町42地点で実施するとともに、環境監視調査で検出された1地域16地点で、汚染井戸周辺地区調査を実施した。

(7) 測定項目

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(b) 汚染井戸調査

ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン

b 汚染井戸周辺地区調査

1,1,1-トリクロロエタン

表2-68 地下水の水質測定地点数（7年度）

a 定期モニタリング調査

(a) 環境監視調査

市町村名	地点数	測定機関	市町村名	地点数	測定機関
富山市	13	富山市	入善町	5	富山県
高岡市	9	富山県	朝日町	2	〃
新湊市	2	〃	八尾町	1	〃
魚津市	3	〃	婦中町	2	〃
水見市	3	〃	大門町	1	〃
清川市	3	〃	下村	1	〃
黒部市	5	〃	大島町	1	〃
砺波市	3	〃	城端町	1	〃
小矢部市	6	〃	井波町	1	〃
大沢野町	2	〃	福野町	2	〃
大山市	1	〃	福光町	3	〃
上市町	2	〃	福岡町	1	〃
立山町	3	〃	合 計	76	

(b) 汚染井戸調査

市町村名	地点数	測定機関	市町村名	地点数	測定機関
富山市	4	富山市	小矢部市	9	富山県
高岡市	11	富山県	上市町	2	〃
新湊市	3	〃	八尾町	3	〃
黒部市	2	〃	小杉町	3	〃
砺波町	2	〃	井波町	3	〃
			合 計	42	

b 汚染井戸周辺地区調査

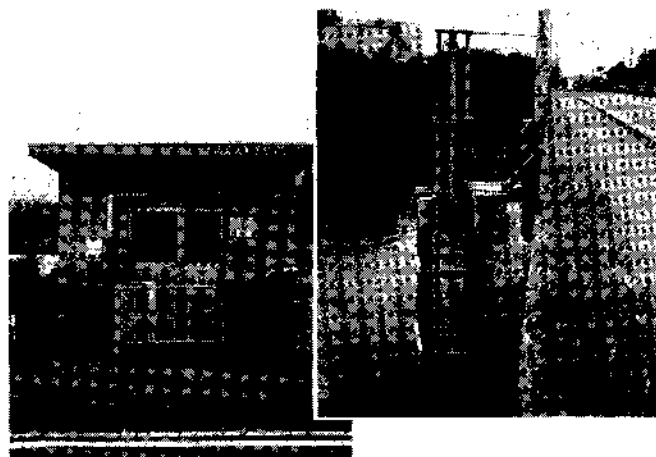
市町村名	地点数	測定機関
砺波市	16	富山県

ウ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表2-69のとおり、小矢部川の城光寺橋(県)、国条橋(建設省)、神通川の萩浦橋(建設省)及び内川の西橋(県)の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-69 水質常時監視所の概要

測定地点	測定項目	設置年度	管理者
小矢部川	城光寺橋	46年度 (元年度更新)	県
	国条橋	51年度 (2年度更新)	建設省
神通川	萩浦橋	48年度 (62年度更新)	建設省
内川	西橋	55年度	県 (56年度に 建設省から移管)



小矢部川水質常時監視所

(4) 監視指導

ア 工場・事業場立入調査

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく規制工場・事業場等を対象に、排水基準の適合状況及び污水处理施設の維持管理状況等について、表2-70のとおり立入調査を行い、改善を要する工場・事業場については、排水処理施設等の改善指導を行った。

表2-70 水質関係立入調査状況（7年度）

業 種 等 区 分	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	パ ル プ・紙・紙加工品製造業	化 学 工 業	窯 業・土石製品製造業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	旅 館・その他の宿泊所	し 尿 処 理 業・下水道業	ク リ ー ニ ン グ 業	そ の 他	計
立入調査 件数	47 (46)	13 (11)	9 (7)	38 (32)	37 (37)	10 (9)	12 (12)	71 (65)	10 (10)	27 (23)	4 (4)	22 (22)	26 (25)	28 (28)	95 (79)	449 (410)
指導件数	5			1	1			5						3	3	18

注（ ）内は、工場・事業場数である。



工場排水監視状況

イ ゴルフ場農薬実態調査

(7) 水質調査

ゴルフ場排水の農薬による汚染の実態を把握するため、水質調査を実施した結果は、表2-71のとおりで、調査した16ゴルフ場中14ゴルフ場から殺虫剤2種類、殺菌剤5種類、除草剤1種類の農薬が検出された。測定結果はいずれも環境庁の暫定指導指針値以下であったが、1ゴルフ場で県の指導値を超えていたため、農薬の適正使用について指導を行った。

表2-71 ゴルフ場排水の農薬調査結果（1年度）

(単位: mg/l)

種類	番号	農 薬 名	検出ゴルフ場数/ 調査ゴルフ場数	検出数/ 検体数	測定結果	暫定指導 指 針 値	県指導値
殺 虫 剤	1	イソキサチオン	0/16	0/50	ND	0.08	0.008
	2	イソフェンホス	0/16	0/50	ND	0.01	0.001
	3	クロルピリホス	0/16	0/50	ND	0.04	0.004
	4	ダイアジノン	0/16	0/50	ND	0.05	0.005
	5	トリクロロホン(DEP)	1/16	2/50	ND~0.025	0.3	0.03
	6	ピリダフェンチオン	0/16	0/50	ND	0.02	0.002
	7	フェントロチオン(MEP)	2/16	2/50	ND~0.004	0.03	0.003
殺 菌 剤	8	イソプロチオラン	7/16	9/50	ND~0.012	0.4	0.04
	9	イプロジオン	0/16	0/50	ND	3	0.3
	10	エトリアゾール(エクメゾール)	2/16	2/50	ND~0.002	0.04	0.004
	11	オキシニル銅(有機銅)	0/16	0/50	ND	0.4	0.04
	12	キャプタン	0/16	0/50	ND	3	0.3
	13	クロタロニル(TPN)	0/16	0/50	ND	0.4	0.04
	14	クロロネブ	0/16	0/50	ND	0.5	0.05
	15	チウラム(チラム)	0/16	0/50	ND	0.06	0.006
	16	トルクロホスメチル	1/16	2/50	ND~0.005	0.8	0.08
	17	フルトラニル	13/16	23/50	ND~0.011	2	0.2
	18	ベンシクロン	5/16	9/50	ND~0.014	0.4	0.04
	19	メブロニル	0/16	0/50	ND	1	0.1
除 草 剤	20	アシュラム	0/16	0/50	ND	2	0.2
	21	シマジン(CAT)	0/16	0/50	ND	0.03	0.003
	22	テルアカルブ(MBPMC)	0/16	0/50	ND	0.2	0.02
	23	ナプロバミド	0/16	0/50	ND	0.3	0.03
	24	ブタミホス	0/16	0/50	ND	0.04	0.004
	25	プロピザミド	1/16	1/50	ND~0.007	0.08	0.008
	26	ベンスリド(SAP)	0/16	0/50	ND	1	0.1
	27	ベンフルラリン(ベスロジン)	0/16	0/50	ND	0.8	0.08
	28	ベンディメタリン	0/16	0/50	ND	0.5	0.05
	29	メコプロップ(MCPP)	0/16	0/50	ND	0.05	0.005
	30	メチルダイムロン	0/16	0/50	ND	0.3	0.03

注 ND (検出されず) とは、定量限界 (0.001mg/l) 未満をいう。

(4) 農薬使用状況

ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、16か所のゴルフ場から報告された7年の農薬使用総量は、表2-72のとおり殺虫剤が13種類7,134 kg、殺菌剤が38種類10,508 kg 及び除草剤が31種類7,553 kg であった。

表2-72 農薬使用総量（7年）

(単位：kg)

殺虫剤	殺菌剤	除草剤	計
7,134 (13)	10,508 (38)	7,553 (31)	25,195 (82)

注 ()内は、農薬種類数である。



農薬分析
(ガスクロマトグラフ質量分析計)

(5) 水質環境の各種調査

ア 窒素・りん環境調査

(ア) 調査概要

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、図2-17のとおり、河川57地点、海域13地点の合計70地点で、調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-73のとおりであった。

27河川末端の平均値は、全窒素 0.90mg/l 、全りん 0.097mg/l であった。

これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では全窒素 $0.55\sim 1.5\text{mg/l}$ 、全りん $0.059\sim 0.14\text{mg/l}$ 、神通川では全窒素 $1.2\sim 1.9\text{mg/l}$ 、全りん $0.034\sim 0.051\text{mg/l}$ で、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では全窒素 $0.32\sim 0.66\text{mg/l}$ 、全りん $0.013\sim 0.076\text{mg/l}$ であった。また、中小河川を平均的にみると、都市河川では全窒素 1.0mg/l 、全りん 0.13mg/l 、その他の河川では、全窒素 0.74mg/l 、全りん 0.072mg/l であった。

現在、河川における全窒素及び全りんの判断基準はないが、その濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とほぼ類似した傾向を示していた。

一方、富山湾においては、全窒素 $0.08\sim 0.21\text{mg/l}$ (平均 0.12mg/l)、全りん $0.008\sim 0.018\text{mg/l}$ (平均 0.012mg/l)であり、海域の全窒素及び全りに係る環境基準の類型にあてはめてみると、全窒素はⅡ類型(0.3mg/l 以下)に相当し、全りんはⅠ類型(0.02mg/l 以下)に相当する水質であった。

図2-17 窒素・りん環境調査地点

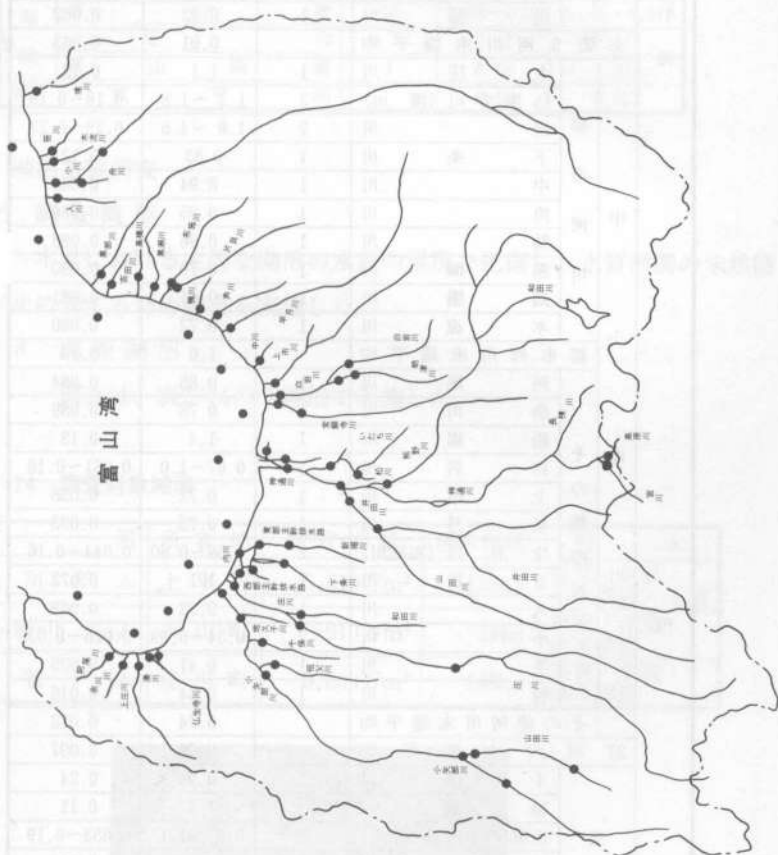


表2-73 全窒素、全りんの測定結果（7年度）

（単位：mg/l）

水域区分		水 域 名	地点数	全 窒 素	全 り ん
河 川	主 要 5 河 川	小 矢 部 川	4	0.55~1.5	0.059~0.14
		神 通 川	2	1.2 ~1.9	0.034~0.051
		庄 川	2	0.35~0.36	0.013~0.016
		常 願 寺 川	2	0.37~0.66	0.043~0.076
		黒 部 川	1	0.32	0.062
	主 要 5 河 川 末 端 平 均			0.91	0.063
	中 河 川	上 庄 川	1	1.1	0.12
		仏生寺川(湊川)	2	1.2 ~1.8	0.18~0.19
		内 川	2	1.6 ~4.6	0.19~0.27
		下 条 川	1	0.83	0.12
		中 川	1	0.94	0.086
		角 川	1	0.95	0.086
		鴨 川	1	0.96	0.088
		黒 瀬 川	1	0.79	0.090
		高 橋 川	1	0.61	0.081
		木 流 川	1	0.72	0.080
	都 市 河 川 末 端 平 均			1.0	0.13
	小 河 川	阿 尾 川	1	0.85	0.084
		余 川	1	0.78	0.089
		新 堀 川	1	1.4	0.13
		白 岩 川	2	0.67~1.0	0.061~0.10
		上 市 川	1	0.72	0.056
		早 月 川	1	0.73	0.093
		片 貝 川(布施川)	2	0.68~0.80	0.044~0.16
		吉 田 川	1	1.1	0.072
		入 川	1	0.32	0.069
		小 川	2	0.34~0.39	0.026~0.038
笹 川		1	0.41	0.025	
境 川		1	0.44	0.016	
そ の 他 河 川 末 端 平 均			0.74	0.072	
27 河 川 末 端 平 均			0.90	0.097	
支 川	千 保 川	1	0.94	0.24	
	祖 父 川	1	1.1	0.11	
	山田川(小矢部川水系)	2	0.45~1.1	0.053~0.19	
	い た ち 川	1	0.98	0.068	
	松 川	1	1.2	0.070	
	井 田 川	2	0.66~2.6	0.026~0.067	
	熊 野 川	1	0.82	0.12	
	宮 川	1	0.73	0.074	
	高 原 川	1	0.43	0.026	
	和 田 川(庄川水系)	1	0.47	0.031	
等	栃 津 川	2	0.53~0.69	0.044~0.065	

	支 川 等	舟 瀬 川	1	0.4	0.071
		岩 瀬 運 河	1	4.2	0.066
		富 岩 運 河	1	1.6	0.086
		東 部 主 幹 排 水 路	1	1.2	0.18
		西 部 主 幹 排 水 路	1	0.97	0.18
	支 川 等 末 端 平 均			1.2	0.10
河	川 平 均			1.0	0.90
海 域	富 山 湾	12	0.08~0.21	0.008~0.018	
	平 均			0.12	0.012
	富 山 新 港	1	0.18	0.025	
海	域 平 均			0.12	0.013

イ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査湖沼

調査は、表2-74の3湖沼で実施した。

表2-74 調査対象湖沼

湖 沼	所 在 地	総貯水量	湛水面積	利 水
境 川 ダム	上 平 村	5,610万m ³	115ha	発電・水道・洪水調節・工業
熊 野 川 ダム	大 山 町	910万m ³	34ha	発電・水道・洪水調節
小 牧 ダム	庄 川 町	3,800万m ³	145ha	発電・水道・洪水調節



湖沼水質調査

b 調査地点及び調査回数

それぞれ湖心及びダムえん堤付近の2地点で、5月及び8月にお
のの1回調査を実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィルa

(i) 調査結果

調査結果は、表2-75のとおりであった。

有機汚濁の指標であるCODについては、平均的にみると、境川ダム、
熊野川ダム及び小牧ダムとも環境基準のA類型(3 mg/l以下)に相当
していた。

また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんについて環境基準の
類型にあてはめてみると、全窒素では、境川ダム、熊野川ダム及び小
牧ダムともⅢ類型(0.4mg/l以下)に相当し、全りんでは、境川ダム
がⅠ類型(0.005mg/l以下)、熊野川ダムがⅢ類型(0.03mg/l以下)
に相当し、小牧ダムがⅡ類型(0.01mg/l以下)に相当する水質であっ
た。

表2-75 湖沼水質調査結果(7年度)

湖 沼	調 査 地点数	調査回	測 定 項 目							
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィルa (μg/l)
境川ダム	2	第1回	3.2	8.0	1.3	1	11	0.31	<0.005	1.5
		第2回	6	7.8	1.5	1	8.0	0.19	<0.005	0.8
		平 均	4.6	7.9	1.4	1	9.4	0.25	<0.005	1.2
熊野川ダム	2	第1回	2.3	7.5	1.9	2	11	0.26	0.015	11
		第2回	2.0	8.7	2.4	3	9.3	0.38	0.016	28
		平 均	2.2	8.1	2.2	2	10	0.32	0.016	19
小牧ダム	2	第1回	1.3	7.6	1.3	5	10	0.35	0.010	3.2
		第2回	2.4	7.2	2.0	8	8.3	0.26	0.007	4.0
		平 均	1.8	7.4	1.7	6	9.3	0.31	0.009	3.6

注 <0.005とは、0.005未満をいう。

ウ 海水浴場水質調査

(7) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるに当たり、事前に海水浴場の水質実態を把握するため調査を実施した。

a 調査時期

5月中旬～6月上旬

b 調査海水浴場

島尾・松田江浜(氷見市)、雨晴・松太枝浜(高岡市)、八重津浜(富山市)、岩瀬浜(富山市)、石田浜(黒部市)、宮崎浜(朝日町)

c 調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-76のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、島尾・松田江浜、雨晴・松太枝浜、岩瀬浜及び宮崎浜の4海水浴場については「適、水質AA」であり、八重津浜及び石田浜については「適、水質A」であった。

表2-76 海水浴場水質調査結果(7年度)

海水浴場	判定	判定項目			
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島尾・松田江浜	適、水質AA	<2	1.6	なし	全透
雨晴・松太枝浜	適、水質AA	<2	1.7	なし	全透
八重津浜	適、水質A	3	1.1	なし	全透
岩瀬浜	適、水質AA	<2	1.0	なし	全透
石田浜	適、水質A	23	2.0	なし	全透
宮崎浜	適、水質AA	<2	1.5	なし	全透

注 <2とは、2未満をいう。

エ 底質調査

(ア) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-18のとおりで港湾9地点、河川17地点の合計26地点であり、カドミウム、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-77のとおりで総水銀については、暫定除去基準〔河川及び富山新港 25ppm、富山港（運河を含む） 30ppm〕を超える地点はみられなかった。

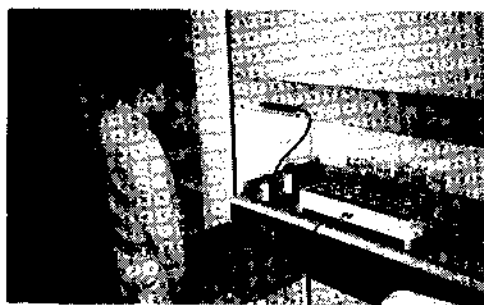
(イ) PCB底質調査

a 調査概要

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川の河川3地点及び古紙再生工場3工場の排水口周辺の底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-78及び表2-79のとおりで、暫定除去基準(10ppm)を超える地点はみられなかった。



重金属分析（前処理）

富山港

表2-77 重金属底質調査結果（7年度）

（単位：ppm）

水域区分	水 域	調査地点数	カドミウム		鉛		ひ 素		総 水 銀		ク ロ ム	
			平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
港 湾	富山新港	4	0.3	0.2～0.5	49	40～58	17	14～19	0.13	0.09～0.17	210	94～410
	富山港	3	1.3	0.8～1.8	260	77～570	21	15～33	1.3	0.11～3.5	230	51～490
	岩瀬運河	1	1.6		160		11		17		250	
	富岩運河	1	2.0		160		18		6.5		1700	
河 川	神通川	1	0.3		120		7.1		ND		47	
	高原川	1	0.5		250		11		ND		60	
	常願時川	3	ND	ND	9	3～20	3.0	1.8～5.1	0.01	ND～0.01	13	12～14
	和田川	1	0.4		28		31		0.01		13	
	白岩川	2	0.3	ND～0.4	16	4～27	4.5	3.0～6.0	0.09	ND～0.17	26	15～37
	柳津川	2	ND	ND	10	8～11	2.5	2.2～2.8	0.02	0.01～0.02	20	20
	上市川	1	ND		11		6.4		0.02		13	
	早月川	1	ND		13		4.8		ND		21	
	鴨川	1	0.4		48		7.3		0.55		47	
	片貝川	1	ND		12		7.7		0.02		17	
	黒瀬川	1	12		57		31		0.13		73	
	黒部川	1	ND		6		5.6		ND		80	
	小川	1	ND		7		12		0.02		37	

注1 ND（検出されず）とは、定量限界（カドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm）未満をいう。

2 平均値の算出においては、NDの値を定量限界値とした。

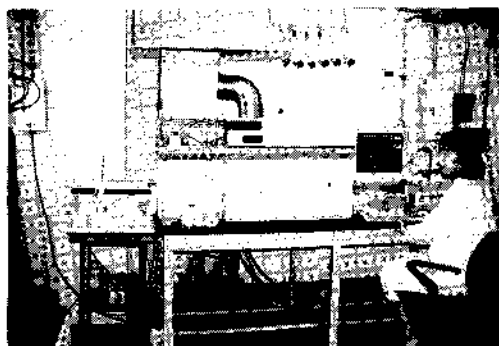
重金属分析
(ICP質量分析計)

表2-78 河川底質(PCB)調査結果(7年度)

(単位: ppm)

水 域	調 査 地 点	調 査 結 果
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	N D
千 保 川	地 子 木 橋	N D
神通川	四 ツ 屋 橋	N D

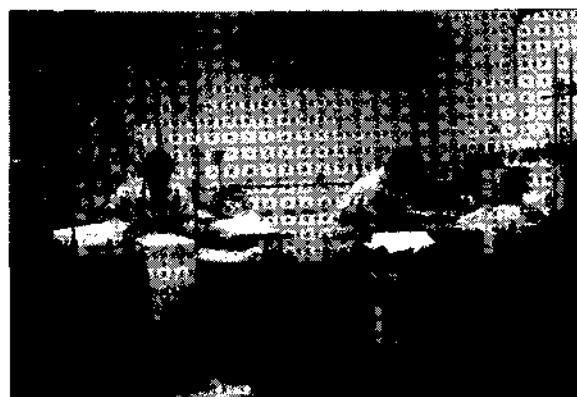
注 N D (検出されず) とは、定量限界 (0.1ppm) 未満をいう。

表2-79 工場周辺底質(PCB)調査結果(7年度)

(単位: ppm)

工 場 数	調 査 結 果
3	N D ~ 1.4

注 N D (検出されず) とは、定量限界 (0.1ppm) 未満をいう。

P C B 分 析
(ガスクロマトグラフ分析)

第4節 土壤汚染の現況と対策

1 土壤汚染の現況

(1) 土壤汚染の環境基準

環境庁では、環境として土壤が果たしている多様な機能のうち、主として水質を浄化し、地下水をかん養する機能を保全する観点から、カドミウム等25物質について「土壤の汚染に係る環境基準」を定めている。

(2) 農用地の土壤汚染

ア 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表されてから、土壤汚染の問題が表面化してきた。46年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地におけるカドミウム汚染調査を開始した。

46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壤1,667点について調査した。調査結果の概要は、表2-80のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は231地点、汚染米発生地域の面積は約500haであったが、これらの地域では水稻の作付が停止されている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生する恐れがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-81のとおりで、玄米中カドミウム濃度の平均は0.99ppm、土壤中カドミウム濃度の平均は、作土で1.12ppm、次層土では0.70ppmであった。

表2-80 玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

土壌中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50～0.99	447	52	278	34	725	44
1.00～1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-81 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	203	4.86	0.06	0.64
右岸地域	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	101	5.17	0.09	0.72
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	304	5.17	0.06	0.70

イ 黒 部 地 域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛(株)周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46年～48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表2-82のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果に基づき汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-83のとおりであった。

表2-82 玄米及び土壌中のカドミウム濃度（黒部地域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)	土壌中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26	2.00 未 満	29	13
0.40～0.99	229	72	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00 以 上	0	0	10.00以 上	21	9
計	316	100	計	225	100

表2-83 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度（黒部地域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
黒部地域	44	1.34	0.47	0.79	44	22.60	3.85	7.57	19	3.24	0.14	0.85

2 農用地の土壤汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、土壤汚染対策事業の促進を図ることとした。

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、表1-4のとおり第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月（3年9月に変更）、残る第3次地区の953.7haについては4年2月に、それぞれ対策計画を策定した。

(7) 第1～3次地区の区域、面積及び利用区分

第1～3次地区の位置は図2-19に示すとおりであり、これらの面積（実測）と土地利用区分は表2-84のとおりである。

(4) 事業の内容

第1～3次地区の復旧方式等は表2-85のとおりである。

図2-19 第1～3次地区位置図

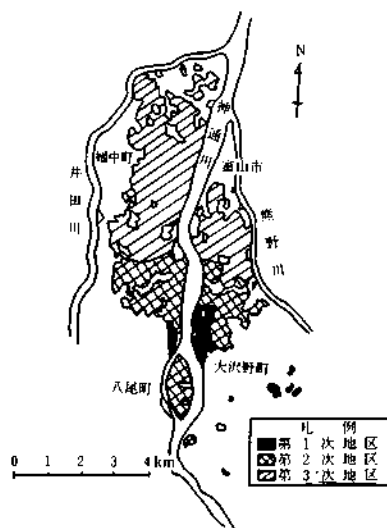


表2-84 土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

計画区分	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積					①のうち農用地以外として利用する面積
				事業対象面積			事業対象面積（砂利採取）田		
	①農用地（田）	農用地以外	計	田	畑	計	計		
第1次地区	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	427.2	53.9	481.1	326.6 292.1	5.9 3.8	332.5 295.9	73.7 80.9	406.2 376.8	21.0 50.4
第3次地区	960.5	94.8	1,055.3	402.0	5.5	407.5	14.3	421.8	538.7
計	1,484.4	160.0	1,644.4	804.8 770.3	12.0 9.9	816.8 780.2	99.8 107.0	916.6 887.2	567.8 597.2

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画である。

表2-85 第1～3次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区	第3次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式	区画整理方式 現状回復方式
対 策 工 法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林	八尾町卯花地内の山林

(ウ) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は、第1次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（変更後は9,054,865千円）、第3次地区が19,291,900千円であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-86のとおりである。

表2-86 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

区 分		第1次地区	第2次地区	第3次地区
告 示 年 月 日		55年2月6日第 94号 59年7月28日第 641号	59年1月20日第 42号 3年9月4日第 635号	4年2月3日第 98号
公害防止事業の種類		農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業		
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業株式会社		
負 算 担 定 総 額 基 礎 及 び 確	公害防止事業費 ①	1,783,000千円 2,247,436千円	10,940,000千円 9,054,865千円	19,291,900千円
	汚 染 寄 与 度 ②	0.527 0.5908	0.5908	0.5908
	概 定 割 合 ③	2/3	2/3	2/3
	負 担 率 ②×③	0.3513 0.3939	0.3939	0.3939
	負 担 総 額 ①×②×③	626,368千円 885,265千円	4,309,266千円 3,566,711千円	7,599,079千円
	そ の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。		

注 第1次・第2次地区の告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下、「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、同月から工事に着手し、4年度には面工事が完了した。

さらに、第3次地区については、4年9月に事業計画が確定し、10月から工事に着手した。

(ウ) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施工することが必要な地域及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を施工している。

各地区の事業計画面積は表2-87のとおりである。

表2-87 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位：ha)

区 分	全 体	内 訳		
		指 定 地 域	隣 接 地 域	併 せ 地 域
第1次地区	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	441.5	332.5	16.5	92.5
	371.7	295.9	9.8	66.0
第3次地区	436.9	394.5	22.0	20.4
計	969.6	800.4	44.7	124.5
	899.8	763.8	38.0	98.0

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

(イ) 土壌復元工事の実施状況

表2-88のとおり、第1次地区および第2次地区では、全面積において作付が可能となり、第3次地区についても、8年度に作付可能になる客土水田面積は107haとなった。

なお、7年度に作付した第3次地区の客土水田(71.6ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.18~0.04ppm、土壌中カドミウム濃度は0.28~0.07ppmであった。

表2-88 作付可能面積(8年度)

(単位: ha)

区 分	田		畑		合 計
	客 土	非客土	客 土	非客土	
第1次地区	75.8	13.2	1.2	—	90.2
第2次地区	279.9	72.5	3.9	0.3	356.6
第3次地区	106.6	0.9	2.1	—	109.6
合 計	462.3	86.6	7.2	0.3	556.4

ウ 対策地域の一部指定解除

復元工事が終了した地域については、追跡調査を実施して、安全性を確認した上で、対策地域の指定を解除することとしており、神通川流域では、これまで3回の指定解除を実施している。第1回目は62年6月9日で、第1次地区のうち95.2ha(台帳)について実施した。第2回目は3年6月18日に第2次地区のうち189.9ha(台帳)について実施した。また、第3回目は第2次地区を主とした213.1ha(台帳)について6年4月25日に実施している。

(2) 黒 部 地 域

ア 対策計画の策定

黒部地域の対策地域は129.5haで、黒部市の中心部近くに位置している。

当該地域については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、3年11月に対策計画を策定した。

(ア) 対策地域の区域、面積及び利用区分

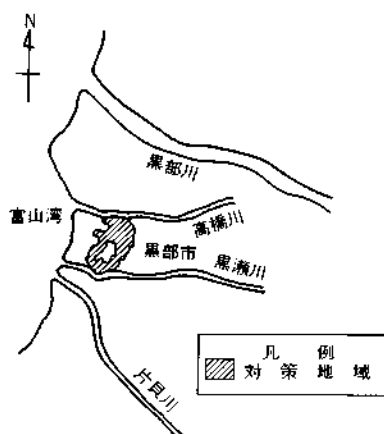
対策地域は図2-20に示すとおりであり、この面積(実測)と土地利用区分は表2-89のとおりである。

表2-89 土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

市 名	対策地域の面積				①のうち農用地 として利用する 面積						①②のうち 農用地以外 として利用 する面積
	① 農用地 (田)	② 農用地 (畑)	農用地 以 外	計	左のうち 事業対象面積						
					田	畑	計	田	畑	計	
黒部市	115.8	0.2	16.1	132.1	44.0	0.2	44.2	44.0	—	44.0	71.8

図2-20 対策地域位置図



(イ) 事業の内容

対策地域の復旧方式等は表2-90のとおりである。

表2-90 対策地域の復旧方式等

区 分	黒 部 地 域
復 旧 方 式	現状回復方式
対 策 工 法	排土客土工法
客土母材の採土地	黒部市田穂地内の山林

(ウ) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は2,936,000千円であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-91のとおりである。

表2-91 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

告 示 年 月 日	3年11月19日第 798号
公 害 防 止 事 業 の 種 類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業
費用を負担させる事業者の名称	株式会社ジャパンエナジー
負 担 算	公 害 防 止 事 業 費 ① 2,936,000千円
汚 染 寄 与 度 ②	1
概 定 割 合 ③	2/3
負 担 率 ②×③	0.6667
負 担 総 額 ①×②×③	1,957,431千円
そ の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公特事業の実施

公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定し、2月から工事に着手した。

8年度には23.5haで作付が可能となった。

なお、7年度に作付した客土水田において、カドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウムは0.15～0.07ppm、土壌中カドミウム濃度は0.17～0.06ppmであった。

第5節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、表2-92のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（ただし工業専用地域を除く。）について、A類型（住居系の地域）とB類型（商業系、工業系の地域）とに区分して指定している。

環境騒音の実態を把握するため、23市町が347地点で測定を実施した。そのうち、環境基準が定められている測定地点で朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯すべての時間帯について測定が実施されている313地点について環境基準の適合状況をみたところ、図2-21のとおりであった。

4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、191地点（61%）であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点は99地点（32%）であった。

また、類型別の適合率は、B類型が82%とA類型の47%に比べて高い適合率を示していた。

表2-92 騒音に係る環境基準（46年5月25日閣議決定）

(a) 道路に面する地域以外の地域

（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
AA	45以下	40以下	35以下
A	50以下	45以下	40以下
B	60以下	55以下	50以下

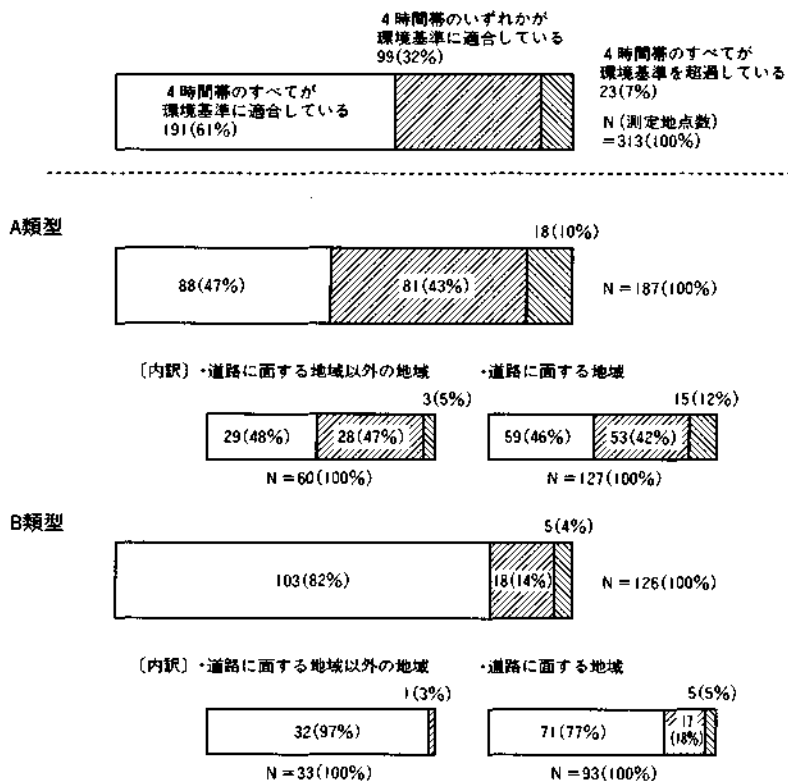
- （備考）
1. AAを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
 3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

(単位:デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

図2-21 環境騒音の環境基準の適合状況 (7年度)



イ 自動車騒音

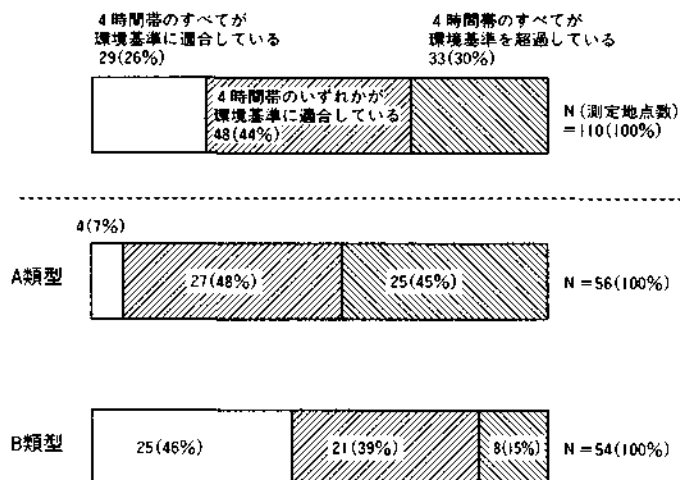
自動車騒音の実態を把握するため、22市町が147地点で測定を実施した。

そのうち、環境基準が定められている測定地点で、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯のすべての時間帯について測定がなされている110地点について環境基準の適合状況をみたところ、図2-22のとおりであった。

4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、29地点（26%）であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点は48地点（44%）であった。

また、類型別の適合率は、環境騒音と同様にB類型が46%とA類型の7%に比べて高い適合率を示していた。

図2-22 自動車騒音の環境基準の適合状況（7年）



ウ 高速道路騒音

高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の4地点及び東海北陸自動車道1地点の計5地点の道路端において調査を実施した。

7年度の調査結果は、表2-93のとおりである。また、北陸自動車道の騒音レベルの年度別推移は図2-23のとおりであり、全体的にはほぼ横ばいに推移していた。

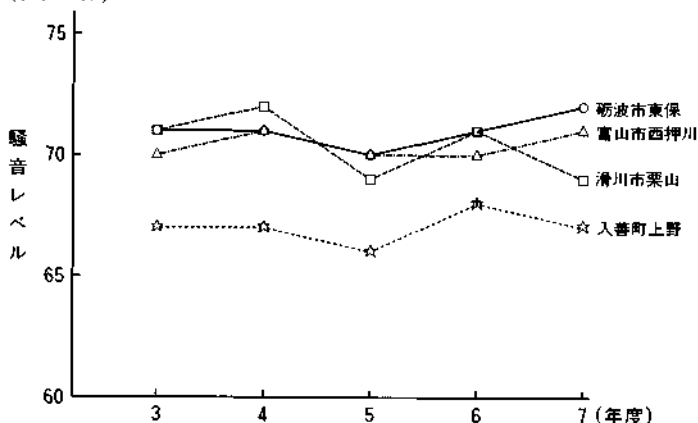
表2-93 高速道路騒音の調査結果（7年度）

（単位：デシベル）

調査地点		時間区分				日平均交通量 (台/H)
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～22時	夜間 22時～6時	
北 陸 自動車道	砺波市東保	68	72	70	68	25,239
	富山市西押川	68	71	69	66	24,112
	滑川市栗山	69	69	70	66	19,393
	入善町上野	66	67	69	68	13,958
東海北陸 自動車道	福野町梅ヶ島	44	49	49	43	1,390

図2-23 騒音レベルの年度別推移（北陸自動車道、昼間）

（デシベル）



エ 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、表2-94のとおり定められている。

本県では、60年6月に富山空港周辺地域(富山市、婦中町の一部地域)において、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回(7日間)4地点で調査を実施している。

7年度の調査結果は表2-95のとおりで、すべての地点において環境基準を達成していた。また、年度別推移は図2-24のとおりであり、全体的にはほぼ横ばいに推移していた。

表2-94 航空機騒音に係る環境基準
(48年12月27日環境庁告示)

(単位: WECPNL)

地域の類型	基準値
I	70以下
II	75以下

(備考) I類型: 専ら住居の用に供される地域
II類型: I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

表2-95 航空機騒音の調査結果(7年度)

(単位: WECPNL)

測定地点	年間平均	環境基準
富山市萩原	70	II類型 (75以下)
" 塚原	69	
" 新保	66	
婦中町萩島	69	

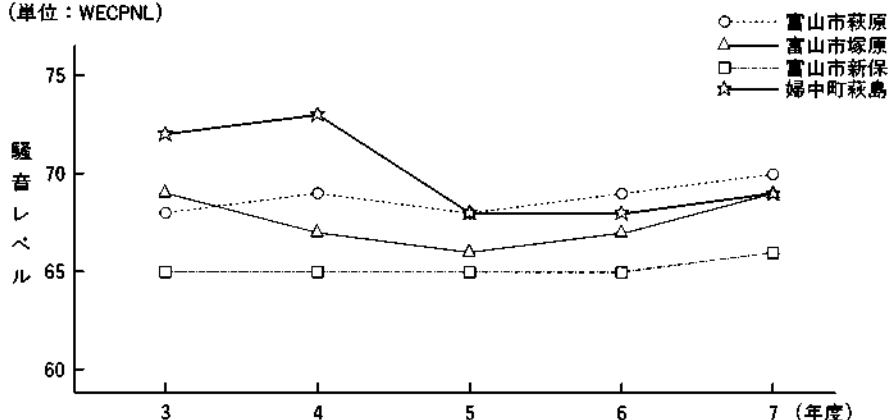
注 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のすべての値をパワー平均して行う。



航空機騒音の測定

図2-24 航空機騒音の年度別推移

(単位：WECPNL)



(2) 振動の状況

道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、13市町が116地点において調査を実施した。

7年度の調査結果を区域別に対比すると、表2-96のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-96 道路交通振動の調査結果（7年度）

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域	33(65)	31(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	34(70)	31(65)
その他の区域	未指定地域	32	30

注1 () は、公安委員会への要請限度である。

2 振動レベルは30未満を30として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-97のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は敷地境界において85デシベル以下で、日曜・祭日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の許容限

度は、表2-98のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請できることになっている。

表2-97 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜 間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域	第1種住居専用地域	40	45	40	40
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	45	55	45	40
第3種区域	近隣商業地域、 商業地域、準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域 の境界から50m以内	65	70	65	63

注1 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。

注2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5デシベルを減じた値とする。

表2-98 指定地域内における自動車騒音の許容限度（公安委員会への要請限度）

(単位：デシベル)

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域 (第1種住居専用地域)	1車線の道路に面する区域	50	55	50	45
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
第2種区域 (第2種住居専用地域、住居地域)	1車線の道路に面する区域	55	60	55	50
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
	2車線をこえる道路に面する区域	70	75	70	60
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	1車線の道路に面する区域	65	70	65	60
第4種区域 (工業地域、工業専用地域の境界から50m以内)	2車線の道路に面する区域	70	75	70	65
	2車線をこえる道路に面する区域	75	80	75	65

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-99のとおり1,476工場・事業場、19,575施設となっている。

表2-99 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(8年3月31日現在)

市・町	特定施設 工場・事業場数	金属加工機械	空送気圧風縮機	土石用破砕機	織機	建築用資材機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	射出成型機	鋳造型機	計
富山市	475	666	1,584	156	444	20	2	221	4	533	150	4	3,784
高岡市	435	684	1,512	63	645	5		277	16	131	74	122	3,529
新湊市	78	320	658	47		3	1	196		17	6		1,248
魚津市	45	23	175	20	1,159			25		18	20		1,440
氷見市	15	16	62	3	20	2		4		5		5	117
滑川市	28	94	159	12		2		9		28			304
黒部市	24	531	685	39	1,832			14		33		592	3,726
砺波市	37	13	14	20	215	7		17		12	20		318
小矢部市	27	23	2		33	3	24	22	2	24	34		167
大沢野町	32	51	194	19				6		3	11		284
大山町	3	9	7										16
上市町	13		71		1,435	1	1	5		3	13		1,529
立山町	19	18	51	2				4	4	3			82
入善町	10	6	54	5	114				7			4	190
朝日町	32	1	11	5	9			4		1		1	32
八尾町	20	5	24	1						11	6		47
婦中町	14	5	263	3		1				17	7		296
小杉町	26	40	32	1	21	1		14		2	2		113
大門町	18	59	14	16	1,078	2		9		8	18		1,204
大島町	17	22	52	23		11		8					116
城端町	6		1		321		1				1		324
庄川町	18		106					28			33		167
井波町	22	1	51		50			46		7			155
福野町	24	11	73		48			26		5	11		174
福光町	21		43		36			43		10	21		153
福岡町	17	21	19	5		2		8		5			60
計	1,476	2,619	5,917	440	7,460	60	29	986	33	876	427	728	19,575

イ 条例に基づく規制

公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-100のとおり、1,988工場・事業場となっている。

表2-100 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(8年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	286	上 市 町	45	大 島 町	12
高 岡 市	342	立 山 町	51	城 端 町	52
新 湊 市	33	宇 奈 月 町	22	平 村	9
魚 津 市	59	入 善 町	35	上 平 村	16
氷 見 市	77	朝 日 町	32	利 賀 村	10
滑 川 市	132	八 尾 町	42	庄 川 町	22
黒 部 市	122	婦 中 町	83	井 波 町	25
砺 波 市	83	山 田 村	0	井 口 村	1
小 矢 部 市	135	細 入 村	7	福 野 町	61
大 沢 野 町	14	小 杉 町	14	福 光 町	73
大 山 町	37	大 門 町	17	福 岡 町	35
舟 橋 村	3	下 村	1	計	1,988

ウ 監視指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、表2-101のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-101 騒音関係立入検査状況（7年度）

業 種 等 区 分	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ク 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	電 気 業	そ の 他	合 計
立入検査 件数	1	8	4	4	8	2	3	5	3	5	5	7	1	4	60

(2) 振動の規制

ア 振動規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

b 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

(二) 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請限度は、それぞれ、表2-102及び表2-103のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベル以下で、日曜・祭日の作業の禁止や1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-102 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域、 住居地域	60	55
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60
第2種区域(2)	工業地域	70	65

注 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域(①に掲げる区域を除く)

表2-103 道路交通振動に係る要請基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域、 住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

(ウ) 届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表2-104のとおり、792工場・事業場、10,239施設となっている。

表2-104 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(8年3月31日現在)

市町	特定施設 工場・事業場	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機	木材加工機械	印刷機械	樹脂練用又は合成機	合射出成形用機	鋳造型機	計
富山市	239	660	309	66	440	8	22	155	1	138	4	1,803
高岡市	280	978	536	64	539		36	41		76	104	2,374
新湊市	38	49	44	44			30	3		6		176
魚津市	19	29	85	5	1,159		3			10		1,291
永見市	6	6	13		20					3		42
滑川市	15	80	46				3	13				142
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456
砺波市	10	15	3	1	168		10	20		19		236
小矢部市	19	34	3		38	6	4	5	2	32		124
大沢野町	25	51	81	18				6		11		167
大山町	2	9	3									12
上市町	9		16		1,435					13		1,464
立山町	12	12	35	1						3		51
入善町	8	5	39	1	114			1			3	163
朝日町	13		8		1		4					13
八尾町	17	5	20	1						6		32
婦中町	5	7		105								112
小杉町	6	3	3									6
大門町	3			1	841	1						843
大島町	4	4	12	16								32
城端町	6		1		321		1			1		324
庄川町	8		12								33	45
井波町	3		11		50		2					63
福野町	11	20	38		48			2		12		120
福光町	9		12		36		3			19		70
福岡町	10	46	14	3		12		3				78
計	792	2,114	1,400	348	5,290	27	121	264	33	498	144	10,239

イ 監視指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、表2-105のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-105 振動関係の立入検査状況（7年度）

業 種 等 区 分	織 維 工 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	そ の 他	合 計
立入検査 件数	6	1	3	0	2	3	1	0	3	5	3	27

第6節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や魚腸骨処理場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制基準

本県では、表2-106のとおり、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、事業場の敷地境界で規制基準を設定しているほか、事業場の気体排出口に加え、8年1月より排水口においても規制基準を設定している。

規制対象物質については、従来までのアンモニア、メチルメルカプタン等の12物質に加え、8年1月より新たにプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド等の10物質を追加し、合計22物質について規制を実施している。

表2-106 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	工業専用地域	その他の用途地域 第一種及び第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
ア ン モ ニ ア	2(ppm)	1(ppm)
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫 化 水 素	0.06	0.02
硫 化 メ チ ル	0.05	0.01
二 硫 化 メ チ ル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
イ ソ プ タ ノ ール	4	0.9
酢 酸 エ チ ル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
ト ル エ ン	30	10
ス チ レ ン	0.8	0.4
キ シ レ ン	2	1
プ ロ ピ オン 酸	0.07	0.03
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002	0.001
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.002	0.0009
イ ソ 吉 草 酸	0.004	0.001

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。条例による届出状況は、表2-107のとおり、750工場・事業場で、ほとんどが養豚等の家畜飼養施設である。

表2-107 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の状況

(8年3月31日現在)

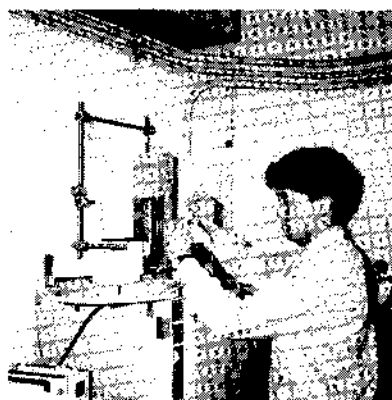
市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	118	上 市 町	33	大 島 町	0
高 岡 市	31	立 山 町	82	城 端 町	22
新 湊 市	1	宇 奈 月 町	1	平 村	1
魚 津 市	22	入 善 町	24	上 平 村	0
氷 見 市	34	朝 日 町	5	利 賀 村	1
滑 川 市	22	八 尾 町	18	庄 川 町	0
黒 部 市	101	婦 中 町	32	井 波 町	5
礪 波 市	33	山 田 村	1	井 口 村	6
小 矢 部 市	61	細 入 村	1	福 野 町	26
大 沢 野 町	35	小 杉 町	4	福 光 町	15
大 山 町	5	大 門 町	0	福 岡 町	7
舟 橋 村	3	下 村	0	計	750

(2) 悪臭実態調査

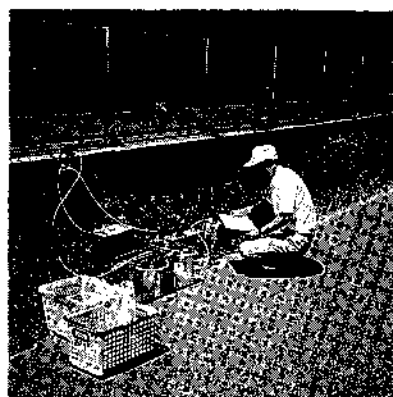
悪臭の実態を把握し、悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、畜産業、飼料製造業、食料品製造業及び紙・紙加工品・パルプ製造業の事業所で、敷地境界とその周辺環境等において、調査を実施した。

調査結果は表2-108のとおりであり、飼料製造業の事業所で、メチルメルカプタン、硫化水素、二硫化メチル、ノルマル酪酸及びノルマル吉草酸が、敷地境界において臭気強度2.5を超えていた。

このため、この事業所に対しては、悪臭発生施設の改善や維持管理等の指導を行った。



悪臭分析装置



悪臭測定装置

表2-108 悪臭実態調査結果（7年度）

（単位：ppm）

業 種	畜 産 業		飼料製造業	食 料 品 製 造 業		紙・紙加工品・パルプ製造業			
工場・事業場数	1		1	1		1			
測 定 場 所	敷地境界	周辺環境	敷地境界	敷地境界	周辺環境	敷地境界	周辺環境	気体排出口	排水口
悪臭物質	アンモニア	ND	ND	ND~0.4	ND	ND			
	メチルメルカプタン	ND	ND	ND~0.310	ND	ND	ND	ND	ND
	硫化水素	ND~0.006	ND	ND~0.050	ND	ND	ND	ND	ND
	硫化メチル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	二硫化メチル	ND	ND	ND~0.029	ND	ND	ND	ND	ND
	プロピオン酸	0.0004~0.0009	ND	ND~0.0025	ND~0.0006	0.0003			
	ノルマル酪酸	0.0004~0.0009	ND	ND~0.0047	ND	ND~0.0003			
	ノルマル吉草酸	ND~0.0003	ND	ND~0.0019	ND	ND			
	イソ吉草酸	ND~0.0003	ND	ND~0.0010	ND	ND			

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル0.001ppm、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸0.0002ppm）未満をいう。

第7節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、氷見地域2か所、高岡・砺波地域10か所、富山地域7か所、魚津・滑川地域4か所及び黒部地域9か所の合計32観測井において実施している。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-109のとおりであり、一部の地点では、消雪による地下水利用の影響などにより水位の低下がみられたが、氷見地域、高岡・砺波地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域のいずれの地域においても大幅な変動がなく、ほぼ横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の変動は、図2-25のとおりであり、市街地では、積雪時に低下がみられるが、春を迎えると回復している。



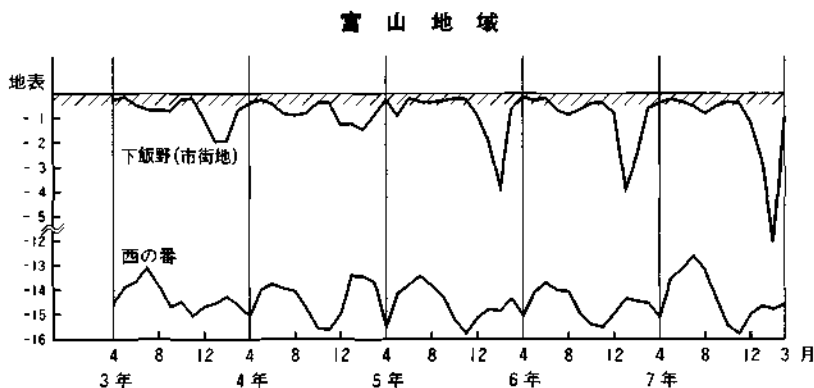
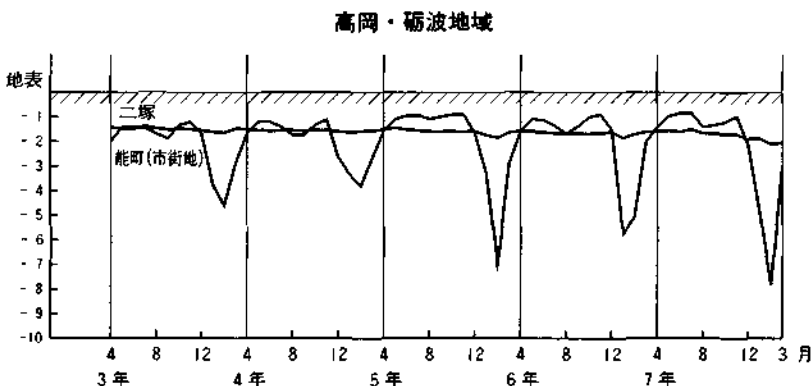
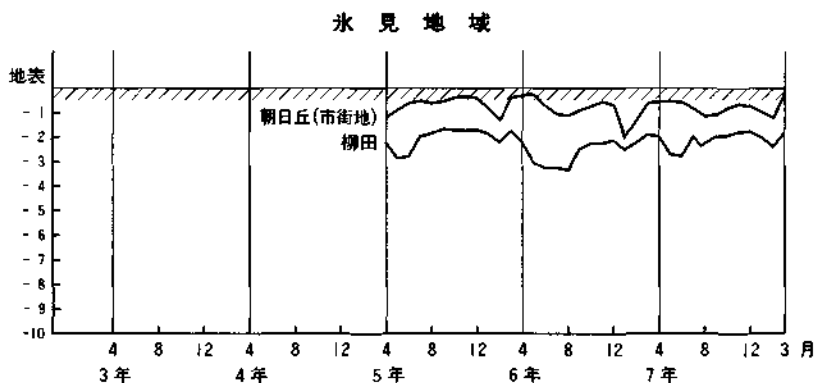
地下水位観測井

表2-109 地下水位年平均値の年度別推移

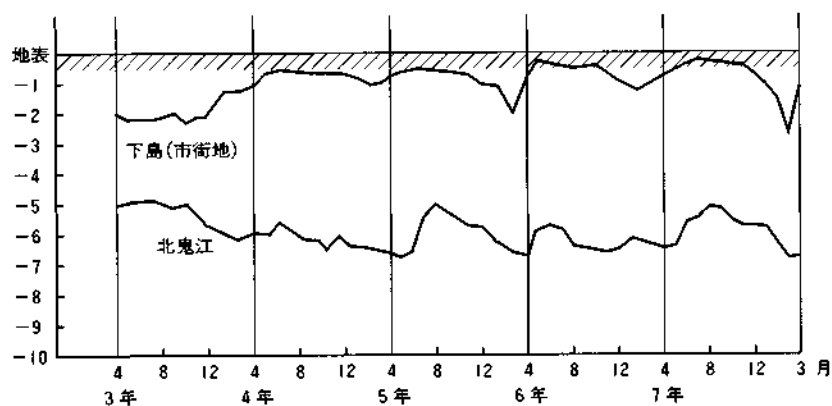
地域名	観測井の名称	所在地	井戸の深さ(m)	平均地下水位(cm)				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
氷見地域	朝日丘	氷見市	80	-	-	- 67	- 85	- 77
	柳田	"	100	-	-	- 203	- 257	- 212
高岡	能町	高岡市	260	- 212	- 199	- 194	- 205	- 224
	上関	"	240	+ 357	+ 359	+ 378	+ 373	+ 362
砺波	二塚	"	40	- 150	- 156	- 160	- 166	- 174
	寺塚原	新湊市	150	- 252	- 240	- 225	- 238	- 250
波	作道	"	100	- 73	- 74	- 79	- 86	- 100
	日詰	砺波市	100	-1,436	-1,422	-1,429	-1,434	-1,397
地域	五郎丸	"	80	-3,280	-3,320	-3,345	-3,282	-3,228
	水島	小矢部市	80	- 846	- 884	- 857	- 869	- 828
	布袋	福野町	80	-1,168	-1,219	-1,167	-1,210	-1,152
	江尻	福岡町	80	+ 59	+ 54	+ 64	+ 61	+ 71
富山	下飯野	富山市	200	- 74	- 76	- 76	- 93	- 120
	奥田北	"	93	- 254	- 260	- 245	- 274	- 273
山	山室	"	20	- 127	- 154	- 152	- 150	- 145
	西の番	"	100	-1,428	-1,460	-1,459	-1,459	-1,435
域	三郷	"	150	- 83	- 103	- 93	- 108	- 119
	前沢	立山町	100	- 403	- 419	- 416	- 399	- 388
	遠星	婦中町	100	- 154	- 144	- 145	- 149	- 145
	住吉	魚津市	50	- 121	- 130	- 127	- 132	- 122
魚津・滑川地域	北鬼江	"	70	- 574	- 643	- 592	- 628	- 586
	下島	滑川市	80	- 192	- 62	- 71	- 78	- 82
	四ッ屋	"	100	-2,144	-2,237	-2,243	-2,328	-2,251
	金屋	黒部市	150	- 691	-662	- 664	- 718	- 682
黒部	三日市	"	100	- 821	-879	- 886	- 915	- 925
	五郎八	"	50	-1,392	-1,539	-1,540	-1,726	-1,744
	生地	"	100	-	+ 90	+ 90	+ 84	+ 84
	青木	入善町	150	-1,381	-1,428	-1,399	-1,453	-1,470
地	入膳	"	100	-1,833	-1,976	-1,952	-1,989	-1,989
	小摺戸	"	50	-1,224	-1,246	-1,228	-1,231	-1,274
城	園家	"	55	-	+ 333	+ 334	+ 327	+ 322
	月山	朝日町	100	- 699	- 798	- 731	- 829	- 736

注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

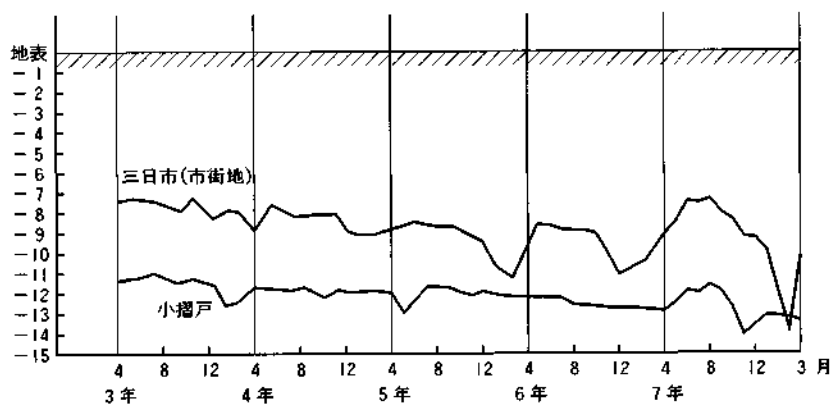
図2-25 主な観測井の地下水位（月平均）



魚津・滑川地域



黒部地域



(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、県内海岸部(水見地域10地点、高岡・新湊地域50地点、富山地域30地点、魚津・滑川地域20地点、黒部地域20地点)の計130地点で実態を調査している。

塩素イオン濃度分布は、図2-26のとおりであり、富山地域及び魚津・滑川地域については、ここ数年大幅な変化はみられないが、高岡・新湊地域については、高濃度の塩素イオン濃度が分布している範囲は以前と比較して縮小傾向がみられる。

ア 水 見 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

イ 高 岡 ・ 新 湊 地 域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

地区別にみると、高岡地区では塩素イオン濃度100mg/l以上の地域は小矢部川河口から約9 km 上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度1,000mg/l以上の地域は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、海岸線から内陸部約3 km までみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度10,000 mg/l以上の地点もみられるが、その範囲に変化はみられない。

ウ 富 山 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、富山港から約1 km 内陸部の東岩瀬地区までの比較的狭い地域にみられる。

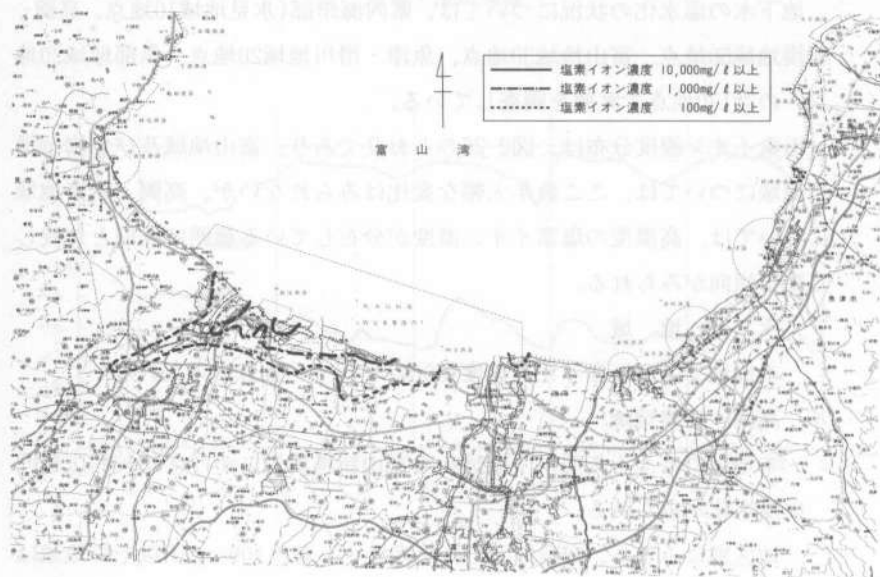
エ 魚 津 ・ 滑 川 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、魚津港及び経田漁港にわずかにみられる。

オ 黒 部 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

図2-26 塩素イオン濃度分布（7年度）



地下水採取

2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例による規制

ア 指 定 地 域

地下水採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また水理地質上、規制地域と関連を有する周辺の地域を観察地域として表2-110のとおり指定している。

表2-110 地下水条例指定地域

区分 \ 地域	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観 察 地 域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が21cm²を超えるもの。(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)

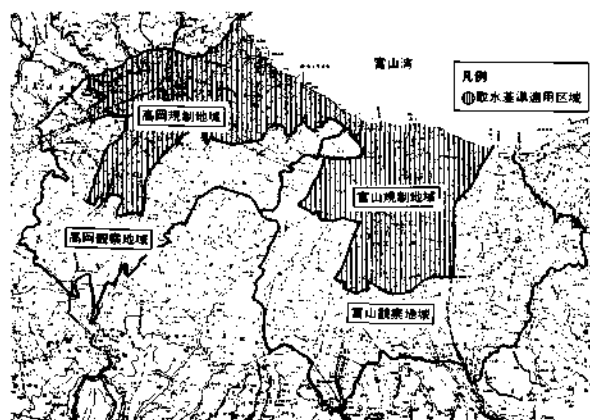
ウ 取 水 基 準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、62年4月1日から表2-111のと通りの基準を適用している。

表2-111 取 水 基 準

区 分	項 目	揚水機の吐出口 断面積 (cm ²)	採取する地下水 の量 (m ³ /日)
既 設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下
新 設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下	800 以下

図2-27 条例に基づく取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数が2,539、揚水設備数が3,285であり、その内訳は、表2-112のとおりである。

市町村別では、富山市が1,093事業所、1,391設備、高岡市が560事業所、776設備と両市で全体の設備数の約3分の2を占めている。

また、用途別では、建築物用が最も多く1,075事業所、1,267設備であり、次いで、道路等消雪用が922事業所、1,037設備、工業用が440事業所、841設備の順となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加している。

表2-112 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

(1) 市町村別の届出状況

(8年3月31日現在)

地域	区分	規制地域		観察地域		合計	
	市町村	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富山地域	富山市	937	1,195	156	196	1,093	1,391
	大沢野町			70	101	70	101
	大山町			18	27	18	27
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			113	146	113	146
	立山町			65	79	65	79
	八尾町			20	27	20	27
	婦中町			118	163	118	163
	小計	937	1,195	562	741	1,499	1,936
高岡地域	高岡市	537	743	23	33	560	776
	新湊市	83	102			83	102
	大門町	27	30	12	14	39	44
	大島町	24	37			24	37
	砺波市			201	233	201	233
	小杉町			47	52	47	52
	下村			13	13	13	13
	福岡町			73	92	73	92
	小計	671	912	369	437	1,040	1,349
合	計	1,608	2,107	931	1,178	2,539	3,285

(2) 用途別届出状況

(8年3月31日現在)

用途	区分	規制地域		観察地域		合計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用		278	543	162	298	440	841
建築物用		772	914	303	353	1,075	1,267
水道用		5	18	38	50	43	68
農業・水産業用		11	11	48	61	59	72
道路等消雪用		542	621	380	416	922	1,037
計		1,608	2,107	931	1,178	2,539	3,285

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された7年度の年間地下水採取量は137.4百万 m³/年で、その内訳は表2-113のとおりである。

市町村別では、富山市が55.7百万 m³/年と最も多く、次いで高岡市が20.7百万 m³/年となっており、両市で全体の56%を占めている。

用途別では、工業用が74.6百万 m³/年と最も多く、全体の54%を占めており、次いで水道用の22.1百万 m³/年、建築物用の20.5百万 m³/年の順となっている。

表2-113 地下水採取状況（7年度）

(1) 市 村 町 別

(単位：百万m³/年)

市町村		区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
富 山 地 域	富	山 市	43.5	12.2	55.7
	大	沢 野 町		4.5	4.5
	大	山 町		2.0	2.0
	舟	橋 村		0.1	0.1
	上	市 町		9.3	9.3
	立	山 町		2.3	2.3
	八	尾 町		2.9	2.9
	婦	中 町		18.0	18.0
	小	計	43.5	51.3	94.8
高 岡 地 域	高	岡 市	19.5	1.2	20.7
	新	湊 市	2.4		2.4
	大	門 町	1.1	3.3	4.4
	大	島 町	3.3		3.3
	砺	波 市		7.6	7.6
	小	杉 町		0.7	0.7
	下	村		0.1	0.1
	福	岡 町		3.4	3.4
	小	計	26.3	16.3	42.6
合 計			69.8	67.6	137.4

(2) 用 途 別

(単位：百万m³/年)

用 途	区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用		41.6	33.0	74.6
建 築 物 用		13.9	6.6	20.5
水 道 用		3.2	18.9	22.1
農 業 ・ 水 産 業 用		0.8	2.2	3.0
道 路 等 消 雪 用		10.3	6.9	17.2
計		69.8	67.6	137.4

(2) 地下水指針の推進

ア 指針の概要

⑦ 目的

地下水の保全と適正利用を図り、将来にわたって県民共有の財産である地下水を次の世代に引き継ぐため、長期的な立場にたって保全目標達成のための各種施策を推進する。

(4) 期間

計画の期間は特に定めない。なお、概ね5年を目途に施策等の見直しを図るものとする。

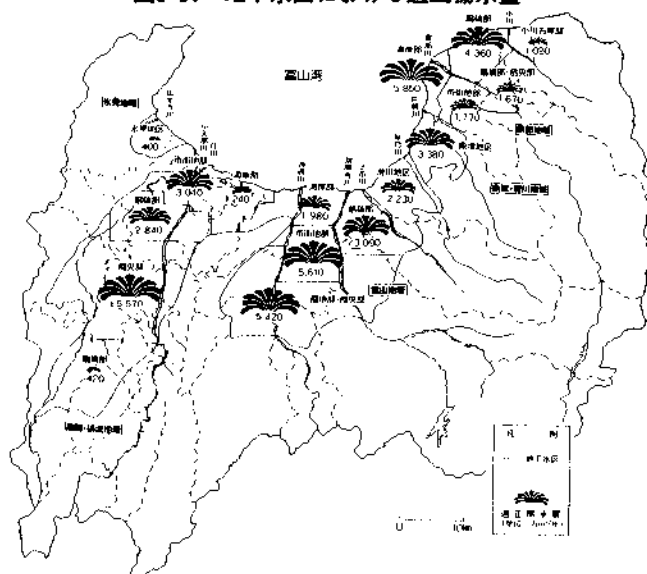
(7) 対象地域

地下水の賦存する平野部の地域とする。

(二) 保全目標

「豊かで清らかな地下水を将来にわたって確保する」ことを保全目標とし、地下水障害を生じさせず、かつ、社会的条件を考慮した「適正揚水量」を地下水区ごとに図2-28のとおり設定している。

図2-26 地下水区における適正揚水量



(オ) 地下水の保全・適正利用施策

地下水の保全目標を達成するため、次の施策を推進する。

- ・地下水条例による規制
- ・開発行為に対する事前指導
- ・地下水利用の合理化等
- ・観測体制の整備・拡充
- ・地下水のかん養
- ・調査・研究の推進
- ・地下水保全関係団体の育成
- ・地下水保全意識の啓発

イ 指針の推進

行政、事業者及び関係団体で構成する「地下水保全、適正利用推進会議」を開催し、具体的な施策の推進について検討を行った。

- ・地下水条例に基づく届出審査、監視指導
- ・揚水設備の新增設時における影響評価
- ・代替水源として河川水等の利用、工業用水道への転換、消雪施設における交互散水方式、降雪感知器の採用
- ・地下水位観測井の整備
- ・浸透性舗装等の地下浸透工法の採用
- ・地下水揚水量実態調査・地下水位観測井による常時監視
- ・県内4地域の地下水利用対策協議会の支援
- ・啓発用パンフレットの作成、配布

(3) 観測体制の整備

本県における地下水位の観測体制は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、氷見地域2井、高岡・砺波地域10井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域9井の合計32観測井となっている。これらの観測井の位置及び構造は、表2-114のとおりである。

(4) 監視指導

地下水条例の対象工場・事業場について、立入検査を実施し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況について調査するとともに技術指導を行った。

(5) 地下水指針見直し基礎調査の実施

6年度に実施した魚津・滑川地域及び氷見地域における地下水揚水量実態調査結果を踏まえ、7年度は両地域において地下水シミュレーション手法を用いた適正揚水量の解析調査を行うなど、現行の地下水指針見直しのための基礎調査を実施した。

表2-114 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井名	位置	設置年度	管理者	井戸の構造			標高(m)
					深度(m)	口径(mm)	ストレーナ位置(m)	
水見地域	朝日丘	氷見市朝日丘	4	県	80	250	32~38 71~77	5.63
	柳田	氷見市柳田	4	県	100	250	79~90	5.48
高岡・砺波地域	能町	高岡市萩布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~39	14.11
	寺塚原	新湊市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
	五郎丸	砺波市五郎丸	60	県	80	250	48~59 65~70	72.54
	水島	小矢都市水島	60	県	80	250	43~49 54~60 65~71	41.21
	布袋	福野町布袋	60	県	80	250	43~54 60~65	60.42
	江尻	福岡町江尻	60	県	80	250	56~67 72~78	20.46
富山地域	下飯野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	7.11
	奥田北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
	速星	婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.18
魚津滑川地域	住吉	魚津市住吉	61	県	50	250	23~34	6.67
	北鬼江	魚津市北鬼江	61	県	70	250	59~71	12.64
	下島	滑川市下島	61	県	80	250	66~77	5.84
	四ッ屋	滑川市四ッ屋	61	県	100	250	65~82	35.48
黒部地域	金屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市五郎八	51	県	50	250	28~45	46.78
	生地	黒部市生地経新	3	県	100	250	85~96	1.30
	青木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
	小摺戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	園家	入善町下飯野	3	県	55	250	40~51	1.92
月山	朝日町月山新	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.29

第8節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、行政サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-115及び表2-116のとおりである。

6年度に収集されたごみは年間38万5千tで、そのうち可燃物32万5千t（構成比84.3%）は焼却、不燃物3万8千t（同9.9%）は埋立、その他は資源化有効利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、11施設（処理能力1,330t/日）、粗大ごみ処理施設は、富山、新川、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて5施設（処理能力225t/日）が稼動している。

また、ごみ燃料化施設は、1施設（処理能力28t/日）、廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ）は、2施設（処理能力45t/日）が稼動している。

表2-115 ごみ処理状況の推移

年 度	総人口(人)	計 画 収 集 区 域							計画収 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	収 集 処 理 量 (t/年)				自 家 処 理 量 (t/年)	
				焼 却	埋 立	そ の 他	計		
2	1,124,397	1,124,877	384,883	309,573	42,817	16,846	369,236	15,647	99.9
3	1,124,575	1,124,554	391,965	311,381	45,571	19,283	376,235	15,730	99.9
4	1,124,197	1,124,197	385,506	310,241	41,255	20,669	372,165	13,341	100
5	1,124,048	1,124,048	379,848	310,831	38,119	20,462	369,412	10,436	100
6	1,126,062	1,126,062	385,023	324,839	38,086	22,519	385,477	9,576	100

表2-116 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(8年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	滑 川 市	衛生センター	機械化バッチ	35
	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細 入村)	クリーンセンター	連続	600
高 岡	高 岡 市	環境クリーン工場	〃	270
	氷 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	小 矢 部 市	環境センター	〃	30
	福 岡 町	環境センター	バッチ	10
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町)	西部清掃センター	機械化バッチ	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	〃	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	クリーンセンターとなみ	準連続	70
	砺波広域圏事務組合 (平村・上平村)	平・上平清掃センター	バッチ	5
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	準 連 続	120
計		11 施 設		1,330

(2) 粗大ごみ処理施設

(8年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・八尾町・婦 中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村)	富山地区広域圏 リサイクルセンター	圧 縮	75
高 岡	高岡市	粗大ごみ処理工場	破 砕・圧 縮	50
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	宮沢清掃センター	〃	40
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・井波町・庄川町・福野町)	クリーンセンターとなみ	圧 縮	30
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	破 砕・圧 縮	30
計		5 施 設		225

(3) ごみ燃料化施設

(8年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	処理方式	能 力 (t/日)
砺 波	砺波広域圏事務組合(城端町・井口村・福光町)	南砺リサイクルセンター	円形燃料化	28

表2-110 し尿処理施設の整備状況

(8年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (k/日)
富山	富 山 市	つばき園	固液分離	90
	滑 川 市	し尿処理場	消化・活性汚泥	33
	礪 中 町	衛生センター	活性汚泥	40
	富山県中央衛生 処 理 組 合 (富山市・大沢野町・大 山町・八尾町・細入村)	万 浄 園	消化・活性汚泥	217
	富山県中部衛生 センター組合 (富山市・上市町・立山町)	し尿処理場	活性汚泥	80
高岡	高 岡 市	四屋下水処理場	消化・活性汚泥	150
	水 見 市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏 事 務 組 合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活性汚泥	155
砺波	砺波地方衛生 施 設 組 合 (砺波市・小矢部市・城端町・井波町・庄川町 福野町・福光町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚泥	144
	砺波広域圏 事 務 組 合 (平村・上平村)	平・上平 衛生センター	酸 化	4
射水	射水地区広域圏 事 務 組 合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・ 富山市)	射水郷衛生センター	活性汚泥	116
計		11 施 設		1,074

(2) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物実態調査結果では、6年度において事業活動に伴って発生した産業廃棄物の量は、529万3千tであり、種類別にみると、図2-29のとおり、有機汚泥が161万3千t（構成比30.5%）と最も多く、次いで、無機汚泥が107万4千t（同20.3%）、建設廃材が75万5千t（同14.3%）、廃アルカリが51万9千t（同9.8%）、動物のふん尿が35万5千t（同6.7%）の順となっており、この5種類で全体の81.6%を占めている。

なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の発生量は4万4千tとなっている。

また、業種別にみると、図2-30のとおり製造業が301万4千t（構成比57.0%）と最も多く、次いで建設業が97万9千t（同18.5%）、電気・ガス・水道業が86万t（同16.2%）の順となっており、この3業種で全体の91.7%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-31のとおり高岡地域が234万7千t（構成比44.4%）と最も多く、次いで富山地域が141万5千t（同26.7%）、射水地域が81万7千t（同15.4%）、新川地域が38万4千t（同7.3%）、砺波地域が33万t（同6.2%）の順となっており、高岡地域と富山地域の両地域で全体の71.0%を占めている。

図2-29 種類別発生量（6年度）

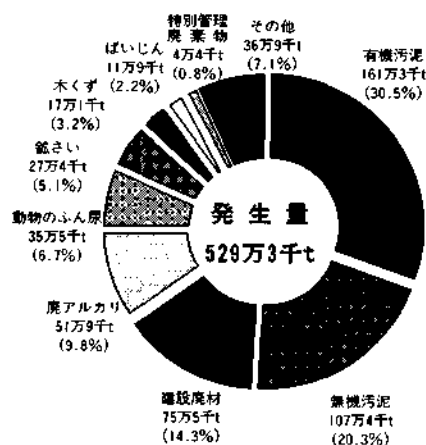


図2-30 業種別発生量（6年度）

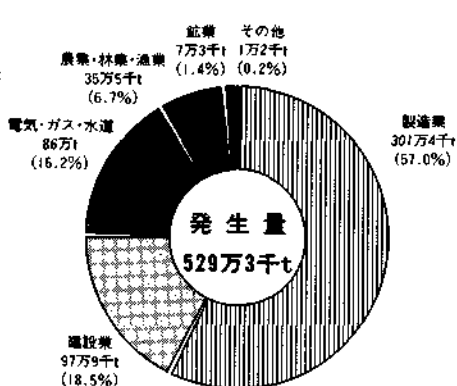
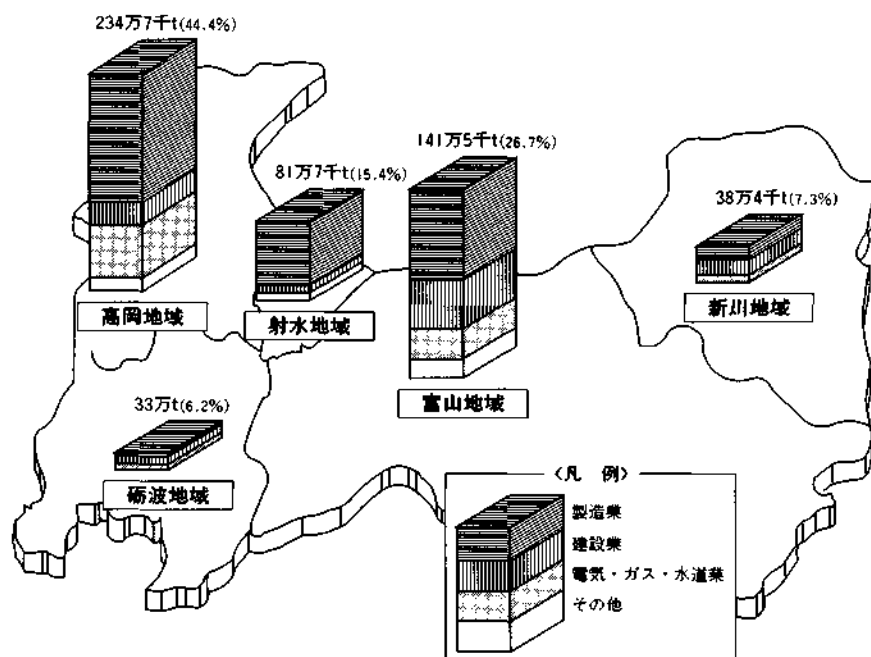


図2-31 地域別発生量（6年度）

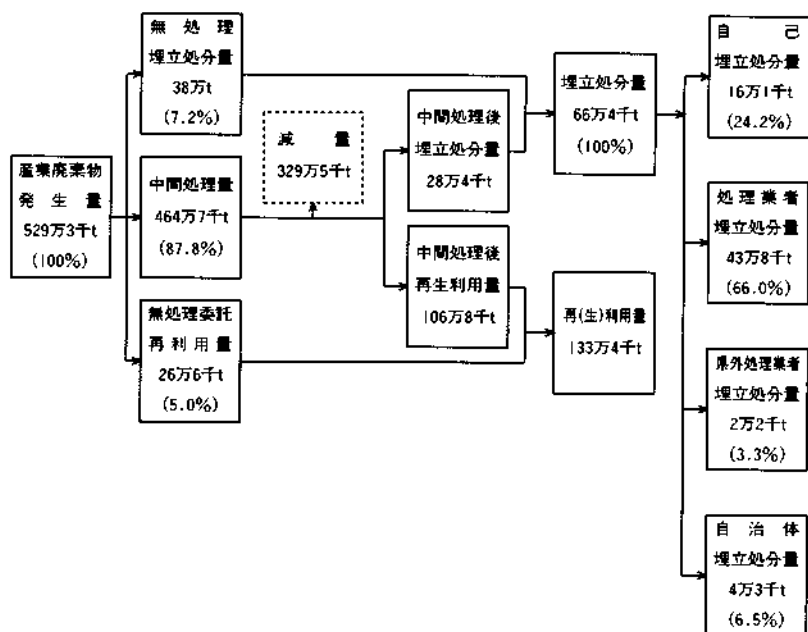


次に、処理処分状況については、図2-32のとおり、産業廃棄物総発生量529万3千tのうち、無処理埋立処分されたものは、38万t（構成比7.2%）、脱水、焼却、中和等の中間処理をされたものは、464万7千t（同87.8%）、無処理再利用されたものは26万6千t（同5.0%）となっている。中間処理されたものは、135万2千tに減量され、このうち28万4千tは埋立処分され、106万8千tは再生利用されている。

最終的には、66万4千t（同12.5%）が埋立処分され、133万4千t（同25.2%）が再生利用され、残りの329万5千t（同62.2%）が減量化された量であり、減量化・再生利用率は87.4%となっている。

埋立処分されたものを処分先別にみると、自己埋立処分が16万1千t（埋立処分量の24.2%）、処理業者埋立処分が43万8千t（同66.0%）、県外処理業者埋立処分が2万2千t（同3.3%）、自治体処分量が4万3千t（6.5%）となっている。

図2-32 産業廃棄物の処理状況（6年度）



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にするため、46年9月24日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され、その後3年10月5日に廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物の適正処理の確保、処理施設の確保を主な柱として法律が大幅に改正され、4年7月4日から施行されている。

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とは、ごみ、し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等の法で規定されている19種類のものをいう。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として区分している。

なお、一般廃棄物のうち、現に市町村がその処理を行っているもので適正な処理が困難となっている廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機等4品目が適正処理困難指定廃棄物に指定されている。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの地域の市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

(ウ) 処 理 基 準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集・運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚泥、鉋さい等で一定基準以上の有害物質が溶出するものや感染性を有するものなどは、特別管理産業廃棄物として、厳しい基準が設定されている。

(エ) 許可施設

ごみ処理施設、し尿処理施設等の一般廃棄物処理施設及び汚泥処理施設、廃油処理施設等15種類の産業廃棄物処理施設を設置する場合、事前に知事の許可を受けなければならない。なお、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、知事へ届出することになっている。

(オ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等に関する技術上の基準が規定されている。

(カ) 廃棄物処理計画

一般廃棄物については、市町村長が「一般廃棄物処理計画」を定め、適正処理の推進に努めている。

また、産業廃棄物については、新たに策定した「産業廃棄物処理計画」に基づき、排出の抑制、減量化及び再生利用の推進、監視・指導の強化、処理施設の確保等の施策を推進している。

イ 浄化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月に浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し、61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取り便所を水洗化して浄化槽を設置しようとする場合等には、知事に届出なければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は知事に登録し、清掃業者は市町村長の許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。

ない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(エ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後6か月及びその後毎年1回、指定検査機関（㈱富山県浄化槽協会）の行う検査を受けなければならない。

ウ 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく施策

近年、産業廃棄物の発生量が増加する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設による生活環境への影響に対する懸念などから、その設置がますます困難となってきている。また、道路網の発達等により産業廃棄物は県域を超えて広域的に移動するようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。

このことから、焼却炉や最終処分場を設置しようとするときや県外産業廃棄物を県内に搬入するときは、事前に知事と協議することを義務づけた「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を7年2月10日に制定し、4月1日から施行した。

(ア) 産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議

産業廃棄物処理施設設置のうち、焼却施設又は最終処分場を設置しようとする場合は、許可申請の前に知事に協議しなければならない。また、生活環境保全のための対策を講ずるとともに、説明会を開催し住民の理解を得なければならない。

(イ) 県外産業廃棄物搬入に係る事前協議

県外から産業廃棄物を搬入し、県内で処分しようとする場合は、事前に知事に協議しなければならない。また、県内の処分業者は、知事が承認した産業廃棄物でなければ処分してはならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去5年間の整備状況は、表2-119のとおりであり、粗大ごみ処理施設や廃棄物再生利用施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

表2-119 一般廃棄物処理施設の整備状況

年	ごみ処理施設			粗大ごみ処理施設			廃棄物再生利用施設			し尿処理施設			基幹的施設改良		
年度	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
3	1	135	富山市*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4				1	75	富山地区 広域圏事務組合	—	—	—	—	—	—	1	270	高岡市(ごみ)
5							—	—	—	—	—	—	1	40	婦中町(し尿)
6	1	28	砺波広域圏 事務組合				1	8	砺波広域圏 事務組合				1	80	富山県中部衛生 センター組合(し尿)
7	1	174	新川広域圏 事務組合	1	9	新波広域圏 事務組合	1	37	富山地区広域圏 事務組合				1	50	氷見市(ごみ)
													1	5.28	高岡市(灰質型)
													1	4.32	射水地区広域圏 事務組合(灰質型)
													1	217	富山県中部衛生 センター組合(し尿)
													1	116	射水地区広域圏 事務組合(し尿)
													1	270	高岡市(ごみ)
													(1	600	富山地区広域圏)

注1 ()内は整備中の施設を示す。

注2 * 1は、廃棄物中継・中間処理施設、* 2は、コミュニティ・プラント、* 3はごみ燃料化施設を示す。

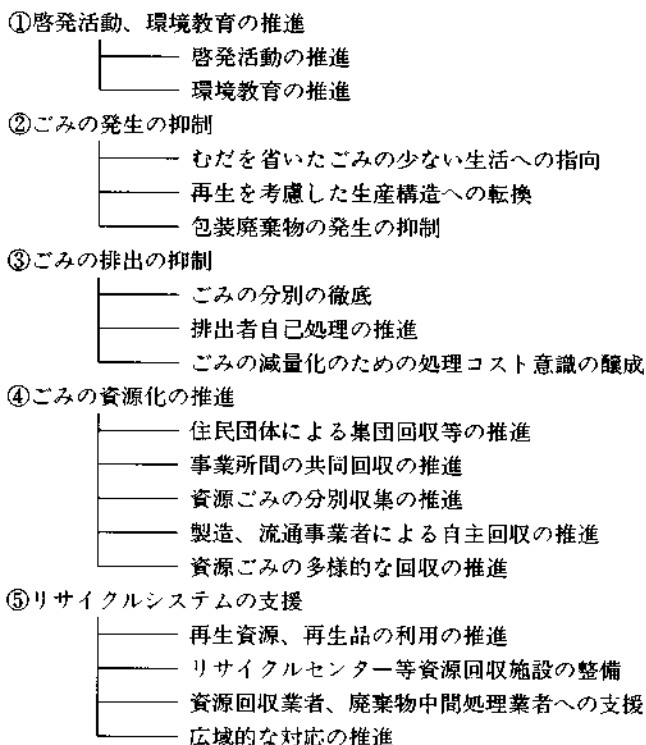
また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

ダイオキシンについては、国において策定した「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、市町村に対して焼却炉の燃焼管理や排ガス処理設備の管理等、ダイオキシンの発生防止対策について指導している。

さらに、ごみの減量化や再生利用の推進を図るため、5年7月に「ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定した。この指針においては、ごみの「発生の抑制」、「排出の抑制」、「資源化の推進」を3つの基本目標とし、その目標を達成するための推進方策を、次のとおり掲げている。

また、小学生向けの副読本や園児向けの紙芝居の作成、新聞や街頭啓発によるごみ減量化・リサイクル推進キャンペーンを展開したほか、6年度から市町村が実施するごみ減量化・再生利用推進モデル事業やリサイクル

図2-33 ごみ減量化・再生利用推進方策の体系



促進機器整備事業に助成している。

浄化槽については、放流水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約1,500基の浄化槽の立入調査を実施し、指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(財)富山県浄化槽協会では約11,100基の浄化槽の検査を実施した。

なお、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく浄化槽保守点検業者は、7年度末で87業者が登録されている。

(3) 産業廃棄物対策

ア 監視指導等

法に基づく産業廃棄物の処理業者は、表2-120のとおり663業者であり、収集及び運搬のみを行う業者が547業者（構成比82.5％）と大部分を占めている。特別管理産業廃棄物の処理業者については、95業者であり、収集及び運搬のみを行う業者が86業者（構成比90.5％）とほとんどを占めている。その内訳は、病院等から発生する感染性産業廃棄物を取り扱う業者が最も多く、次いで引火性を有する廃油を取り扱う業者が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の許可（届出）状況は、表2-121のとおりで、全体では200施設であり、内訳は、汚泥の脱水施設が108施設（構成比54.0％）で最も多く、次いで廃プラスチック類の焼却施設33施設、最終処分場（安定型、管理型）の30施設の順となっている。これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業所等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

さらに、富山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、処理施設の設置については1件、県外産業廃棄物の県内搬入については263件の事前協議を行った。

また、不法投棄や不適正処理を防止するため、ポスターやリーフレットにより啓発するとともに、6年度に関係機関からなる不法処理防止連絡協議会を設置し、関係機関との密接な連携のもとに、不適正処理の防止を図っているほか、(財)富山県産業廃棄物処理業協会を通じて、適正処理の普及啓発を行っている。

7年度の監視指導状況については、表2-122のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等延べ260事業所を立入調査等し、そのうち20事業所に対して適正処理等について改善の指導を行った。

なお、廃自動車等の破碎に伴い生じるシュレッダーダストについては、8年3月末で安定型最終処分場での埋立が禁止されたため、関係者に対し必要な指導を行った。

表2-120 産業廃棄物処理業の許可状況

(8年3月31日現在)

許可 区分	収集及び 運搬	中間処理		最終処分				計
		中間処理	収集・運搬及び中間処理	収集・運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集・運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
産業廃棄物	532	41	56	5	1	9	3	647
特別管理産業廃棄物	86	3	6	0	0	0	0	95

表2-121 産業廃棄物処理施設の許可(届出)状況

(8年3月31日現在)

施 設	処 理 能 力	施設数	施 設	処 理 能 力	施設数	
汚 泥 の 脱 水 施 設	10m³/日以上	108	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日以上	33	
汚 泥 の 乾 燥 施 設	10m³/日以上	3	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべてのもの	3	
汚 泥 の 焼 却 施 設	5 m³/日以上	8	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外)	5 t/日以上	2	
廃油の油水分離施設	10m³/日以上	3	最終処分場	安 定 型	3,000m²以上	15
廃油の焼却施設	1m³/日以上	3		管 理 型	1,000m²以上	15
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m³/日以上	2	計			200
廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日以上	5				

表2-122 産業廃棄物関係の立入検査等状況(7年度)

区分	産業廃棄物 処理業者	内 訳			排 出 事業所	計
		収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入検査数	145	18	50	77	115	260
指導件数	11	1	7	3	9	20

イ 産業廃棄物処理計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、50年度に産業廃棄物処理計画を策定し、その後、60年度、3年度に改定を行ってきたが、7年度で計画期間が終了したため改定を行った。

改定に当たっては、3年10月の廃棄物処理法の改正に伴い、廃棄物の排出抑制や特別管理産業廃棄物の適正処理、減量化等の目標等を追加するとともに、7年度に実施した実態調査結果をもとに検討した。改定した計画は次のとおりである。

(ア) 計画の期間

8年度から12年度までの5か年とする。

(イ) 計画の基本方策

・基本方針

事業者処理責任の原則、排出抑制、減量化及び再生利用の促進、適正処理の推進、産業廃棄物処理施設の確保、生活環境の保全、処理における役割分担の確立の6項目を計画の基本方策とする。

・減量化等の目標の設定

減量化・再生利用率（減量化及び再生利用の割合）を計画期間が終了する12年度末において、排出事業者の産業廃棄物を埋め立てする処理業者の最終処分場の埋立容量が5年分程度確保されるよう、次のとおり目標を設定する。

	6年度の実績	12年度の目標
減量化・再生利用率	87%	90%

・処理における役割分担

事業者は、産業廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理することとし、処理業者は、事業者から、受託した廃棄物を適正に処理する。また、市町村は、県の施策に協力し、事業者等の指導を行い、県は、計画の周知に努めるほか、事業者等に対して監視、指導を行う。

・基本的な処理の方法

産業廃棄物の保管にあたっては、長期間、大量の保管を避けるほか、収集運搬にあたっては、計画を定めて実施し、飛散流出の防止に努める。

中間処理にあたっては、減量化、安定化及び無害化し、資源化や再生利用に努める。

また、最終処分にあたっては、浸出水の外部流出、廃棄物の飛散防止などに努めるほか、処分場が二次公害源とならないよう災害防止計画を定めておく。

(ウ) 計画の推進施策

・排出抑制、減量化及び再生利用の促進

事業者に対し、使用原材料の転換や生産工程の改善等を行うことにより、排出抑制を促進するよう指導するとともに、廃棄物はできるだけ中間処理を行い、減量化及び再生利用を促進するよう指導する。

また、多量排出者に対しては、排出抑制、減量化に関する計画の作成を指示し、その推進を指導する。

・適正処理の推進

事業者等に対して、産業廃棄物の処理処分や処理施設の維持管理等を指導するほか、特別管理産業廃棄物については、管理責任者の選任や管理票の使用の徹底などを指導する。

また、定期的に立入検査を実施し、処理処分状況の把握や不法投棄の防止に努める等、監視及び指導を強化する。

・産業廃棄物処理施設の確保

県外産業廃棄物を県内に搬入する場合は、指導要綱に基づき知事と協議するよう指導する。また、処理施設の設置にあたっては、計画的な整備を指導するとともに、周辺環境に配慮して行うよう指導する。特に焼却炉や最終処分場については、指導要綱に基づき住民説明会の開催など誠実に手続きを実施するよう指導する。

・処理業者の育成等

中小企業に対して、中小企業環境施設整備資金制度の活用を指導するほか、処理業者を育成するため、講習会、研修会等を開催する。

第9節 自然環境保全の現況と対策

1 自然環境保全の現況

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。現在までの指定状況は表2-123のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると考えられる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域として指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推進している。



日 尾 御 前



山 の 神

表2-123 自然環境保全地域の指定状況

(8年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 別 地 区 指 定 年 月 日	野生動植物保護 地区指定年月日	主 な 保 全 対 象
沢杉自然環境 保全地域	下新川郡入善町 吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1037号	51年12月25日 県告示 1234号		黒部川末端扇状地の伏流水 とサワスキ等の種生
縄ヶ池・若杉 自然環境保全 地域	東砺波郡城端町 大鋸屋他	315.7	48年10月20日 県告示 1037号			山地帯における池沼湿原の ミズバショウ及びブナ、ミ ズナラの天然林
愛本自然環境 保全地域	下新川郡宇奈月 町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1234号		黒部川扇頂部の地形とウラ ジログラン
東福寺自然環 境保全地域	滑川市東福寺他	71.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩 で形成された節理の露頭
神通峡自然環 境保全地域	婦負郡細入村片 掛他 上新川郡大沢野 町寺津他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1234号		神通川のV字峡谷とウラジ ログラン、アカシデ林
深谷自然環境 保全地域	婦負郡八尾町深 谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1305号	53年12月14日 県告示 1306号	オオミズゴケ、モウセンゴ ケ等の湿性植物の群生地と ハッコウウトンボの生息地
山の神自然環 境保全地域	東砺波郡利賀村 阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環 境保全地域	魚 津 市 ニ ャ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示 23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの 純群落とモリアオガエル、 クロサンショウウオの繁殖 地
日尾御前自然 環境保全地域	婦負郡八尾町内 名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1210号	56年11月26日 県告示 1212号		安山岩質凝灰岩の特異な地 形とすぐれた天然林
常楽寺自然環 境保全地域	婦負郡婦中町千 里	11.0 (0.7)	61年7月9日 県告示 1046号	61年10月17日 県告示 1567号		低山丘陵地帯にあるウラジ ログランの天然林
谷内谷自然環 境保全地域	東砺波郡利賀村 百瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年7月9日 県告示 1046号	61年10月17日 県告示 1567号	61年10月17日 県告示 1568号	山地帯におけるオオミズゴ ケを中心とする湿性植物の 群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動植物保護地区面積

表2-124 環境緑化促進地域の指定状況

(8年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑 化促進地域	富 山 市 岩 瀬 他	1,160ha	50年4月17日

(2) 絶滅のおそれのある野生生物

絶滅のおそれのある野生生物の保護は、地球の生態系を守るための緊急の課題となっている。

このため、国内外の絶滅のおそれのある野生動植物の種の体系的な保存

を目的とする「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が5年4月から施行された。

この法律による国内希少野生動植物種の指定は順次行われており、これまでに指定された種は、動物で48種、植物で3種となっており、指定された種は捕獲や譲渡しが禁止されるなど、保護のための規制がなされる。

この指定を受けた種のうち、県内で生息が確認されている種は、ライチョウ、イヌワシなどをはじめとする鳥類9種と淡水魚イタセンバラのあわせて10種である。

なお、法による指定を受けていない種であって、環境庁が3年に発行した「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で、「絶滅危惧種」として選定されている種のうち県内に生息している種には、ホクリクサンショウウオ及びシャープゲンゴロウモドキがある。

表2-125 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による種の指定状況

指定年月日 区 分	種 名	富山県で生息が確認されている種
5年2月10日 鳥 類	アホウドリ、チシマウガラス、コウノトリ、トキ、シジュウカラガ ン、オオタカ、イヌワシ、ダイトウノスリ、オガサワラノスリ、オ ジロワシ、オオワシ、カンムリワシ、クマタカ、シマハヤブサ、ハ ヤブサ、ライチョウ、タンチョウ、ヤンバルクイナ、アマミヤマシ ギ、カラフトアオアシシギ、エトビリカ、ウミガラス、キンバト、 アカガシラカラスバト、ヨナクニカラスバト、シマフクロウ、オ ーストンオオアカゲラ、ミユビゲラ、ノグチゲラ、ヤイロチョウ、 アカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ウスアカヒゲ、オオトラツグミ、オ オセッカ、ハナジマメグロ、オガサワラカワラヒワ、ルリカケス	オオタカ（留鳥） イヌワシ（留鳥） オジロワシ（冬鳥） オオワシ（冬鳥） クマタカ（留鳥） ハヤブサ（留鳥） ライチョウ（留鳥） カラフトアオアシシギ（旅鳥） ウミガラス（冬鳥）
6年1月28日 哺乳類 魚 類 昆虫類 植 物	ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ ミヤコタナゴ ベッコウトンボ レブンアツモリソウ、キタダゲンウ	
7年2月8日 爬虫類 両生類 淡水魚類 植 物	キクザトサワヘビ アベサンショウウオ イタセンバラ ハナシノブ	イタセンバラ
8年1月18日 昆虫類	ヤシヤゲンゴロウ、ヤンバルテナガコガネ、ゴイシツ バメシジミ	

(3) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、

及び富山県立自然公園条例に基づいて指定されている県立自然公園の3種類の自然公園と富山県定公園規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-126のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-126 自然公園の概要

(8年3月31日現在)

区分	名 称	面 積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指 定 年 月 日	関 係 市 町 村
国立公園	中部山岳	76,431	73,837※	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、 魚津市、上市町、 立山町、大山町
	白 山	2,742	2,742※	37年11月12日	上平村
	小 計	79,173	76,579※		
国定公園	能登半島	1,005	964※	43年5月1日	高岡市、氷見市
県立自然公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町
	有 峰	11,600	11,600	"	大山町
	五 箇 山	3,856	3,275	"	平村、上平村
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、 平村
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町
	小 計	39,576	32,251		
合計	8 か 所	119,754	109,794※		

注 ※は、特別保護地区を含む。

(ア) 国立公園

中部山岳国立公園は剣岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、称名、黒部に代表される峡谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山陵部、峡谷等は、特別保護地区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の桂湖周辺や上流溪谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈ヶ岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるごみ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を適確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(イ) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域（虻ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

(ウ) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が指定され、区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、溪谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の峡谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約43万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と嶽崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れており、全域が特別地域である。ダムサイトの猪根平には、国民休養地が整備されているとともに、青少年の家や有峰記念館、ビジターセンターがあつて、有峰地区の利用拠点になっている。また、大規模林道高山・大山線（和佐府区間）が部分開通し、岐阜県側との回遊性が図られ、年間利用者が約18万人と前年に比べ大幅に増加した。引き続き大規模林道高山・大山線は富山県側の整備が進められている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の溪谷美と世界遺産に登録された合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通

の便が良くなり、年間約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山麓部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山陵部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西麓湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者があり、区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山麓一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山麓部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。スキー場の開設や年間を通して利用できる各種施設整備により、約28万人に利用されており、区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県 定 公 園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的用户の多い地域が県定公園として12か所指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表2-127のとおりである。

(4) 県 民 公 園

県民公園は、表2-128のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において

表2-127 県定公園の概要

(8年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関 係 市 町 村
神 通 峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村
呉羽丘陵	487	"	富山市
高岡古城	22	"	高岡市
倶利伽羅	758	"	小矢部市
庄 川 峡	835	43年4月16日	庄川町
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町
松倉城跡	1,083	4年3月26日	魚津市
増山城跡	345	"	砺波市
夢 の 平	221	"	砺波市
稲宮 薬山 山峡	757	"	小矢部市
桜 ケ 池	485	"	城端町
八乙女山 乗 寺	633	"	井波町、庄川町
計	9,666		

設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園となっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約14万人に利用されている。

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総

表2-128 県民公園の現況

(8年3月31日現在)

名 称	種 別	規 模	設 置 の 目 的	主 要 施 設	現 況
県民公園新徳の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 年間利用者14万人
県民公園大岡山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・水辺のゾーン 入口広場、中央広場（百年の泉）、公園管理センター ・こどもの国ゾーン プール広場、ピクニック広場、わんぱくの丘、こどもみらい館 ・スポーツゾーン スポーツ広場、ファミリー・スポーツプラザ、ふるさとパレス、JETタワー	58年7月開園 年間利用者74万人
県民公園頼成の森	自然風致公園	面積 110ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道、森林科学館 ・芝生広場、水生植物園	50年4月開園 年間利用者 20万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド 野鳥の庭、かんきつ広場、自然かんきつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 2～3万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km 農路除く。)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山一小杉間：49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉一大門間：52年4月開通 年間利用者 1～2万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、こどもの丘、冒険の谷、水生庭苑	54年5月開村 年間利用者 27万人
公園街道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	標識、休けい広場	58年4月開通
県民公園地域		面積 約2,600ha			

総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のあるこどもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約74万人に利用されている。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養

する場として年間約20万人に利用されている。立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

また、580種70万株のハナショウブをサンクンガーデン方式で観賞できる水生植物園や森林の生態情報が得られる森林科学館も公園内の大きな利用拠点となっている。

エ 県民公園自然博物園

県民公園自然博物園は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間2～3万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物園センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然観察路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散策できる観察路がある。

カ 指定公園

指定公園では、自然博物園センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開村し、年間27万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物園との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両サイクリングセンターに貸自転車を用意、県民に利用されている。

キ 公園街道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園、頼成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年開通し、自然観察のための遊歩道として利用されている。

(5) 家族旅行村

恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができる施設として家族旅行村がある。

まず、立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

大品山自然歩道、県営ゴンドラ、山野スポーツセンター等の周辺施設とともに四季を通じて利用され、年間7～8万人の利用者が訪れている。

表2-129 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343m ²)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890m ²)、イベント広場
ファミリー広場	芝生広場(5,069m ²)、遊水池
野 外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー車、炊事棟、多目的ハウス、トリムコース、シャワー棟
チビッコ広場	芝生広場(2,200m ²)、石の山、遊水池、パークゴルフコース
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用5棟)、バーベキュー車
森 の 広 場	芝生広場(9,200m ²)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン

また、とやま・ふくおか家族旅行村は、福岡町五位ダム周辺において、元年度から各種補助事業の導入により県と福岡町が協力して整備を進めており、5年7月に開村し、年間約5万人の利用者が訪れている。県では、引き続き森の学園整備事業で展示施設「もりの学び舎」やログキャビン村の整備を進めており、福岡町においては林間野営場を整備した。

表2-130 とやま・ふくおか家族旅行村の主要施設(富山県整備分)

施 設 名	施 設 概 要
ビクニカル広場	11,000m ²
ビクニック緑地	15,400m ²
管 理 棟	木造平屋建 150m ²
カリヨン展望塔 (とんがりぼうしの時計台)	全高15m 50m ²
駐 車 場	80台 2,000m ²

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全対策の総合的推進

ア 自然環境指針に基づく指導・助言

人間と自然とが共生し、“うるおいとやすらぎ”に満ちた快適な環境を維持・形成し、本県の恵まれた自然環境を後世に伝えていくためのガイドラインとして5年度に策定した「自然環境指針」に基づき、各種開発行為等の実施の際、自然環境保全上の指導・助言を行った。

また、自然環境指針の基礎資料を更新するため、昆虫類の調査を行った。

イ 自然環境の各種調査

(ア) 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかの影響をおよぼしているかについて長期的に把握するため、53年度から継続して自然生物のモニタリング調査を実施してきている。

a 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表すものとして、植生（主要樹種の活性度の測定等）、土壌（植生との相関関係）、ブナの更新再生の3項目を調査した。

b 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

c 調査結果

(a) アルペンルート沿線では、森林帯の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。

(b) 利用者が最も集中する室堂平においては、緑化は着実に進んでいるが、土壌、土砂が流亡している部分も見られた。

(イ) 自然環境保全基礎調査

環境庁が主体となって実施する日本の自然に関する総合的な調査で、一般的には緑の国勢調査と呼ばれ、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況などの調査を行っている。

7年度は、生物多様性保全の観点から全国的な調査により、引き続き野生生物種の分布状況の全体像を把握するため、「生物多様性調査」を実施した。

ウ 土地の公有地化

(ア) 自然環境保全基金

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要がある土地等である。

これまでに公有化した土地は全部で約142ha となっている。

表2-131 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(8年3月31日現在)
(単位:㎡)

市町村名	山 林 ①	そ の 他 ②	合 計 ①+②	左のうち、県の持分		摘 要
				持分比		
朝日町	51,679.01	21,485.67	73,164.68	2/3	48,776.45	朝日県立自然公園・朝日城山地内
八尾町	378,896.00	0.00	378,896.00	3/4*	278,704.42	白木水無果立自然公園・杉ヶ平地内
富山市	218,865.00	0.00	218,865.00	1/1	218,865.00	県民公園野鳥の園・古洞池
小杉町	18,682.00	0.00	18,682.00	1/1	18,682.00	県民公園野鳥の園・恩坊池
高岡市	2,113.00	8,065.11	10,178.11	2/3	6,785.41	能登半島国定公園・雨晴園地
城端町	126,916.00	0.00	126,916.00	2/3	84,610.67	縄ヶ池・若杉自然環境保全地域内
平 村	712.00	22,552.41	23,264.41	2/3	15,509.61	五箇山県立自然公園・相倉地内
上平村	172,352.62	10,813.02	183,165.64	2/3	122,110.43	五箇山県立自然公園・西赤尾地内
福光町	379,249.62	2,268.00	381,517.62	2/3*	245,422.28	医王山県立自然公園内
氷見市	3,148.00	5,214.00	8,362.00	2/3	5,574.67	能登半島国定公園・九郎浜、蓬地内
小 計	1,352,613.25	70,398.21	1,423,011.46	-	1,045,040.94	

(注)※:他の持ち分比率あり。

婦中町	52,394.00	地上権設定	52,394.00	1/1	52,394.00	県民公園野鳥の園
合 計	1,405,007.25	70,398.21	1,475,405.46	-	1,097,434.94	

(4) 特定民有地等買上補助

優れた自然環境を有する中部山岳国立公園内立山カルデラ地内の自然の保護と適正な利用を図るため、国の特定民有地等買上補助制度を利用して県で買上げ公有化している。

(2) 自然保護思想の普及啓発

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう、7年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓発活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリスト等の配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物館地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリストを配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

また、財とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣している。

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺や弥陀ヶ原周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用したの解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて解説を行った。

(イ) 頼成の森地区

4月23日から11月5日の毎日曜日、祝日に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物館地区

4月23日から11月5日の間の毎日曜日、祝日、第2土曜日に展示館

と自然観察路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月2日から10月10日までの間の毎日曜日、祝日に称名園地等において自然解説を行った。

また、31名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導や公園内のパトロールを行った。

イ 自然環境保全講演会の開催

11月18日、富山市において一般県民を対象に自然環境保全講演会を開催した。

○「森の中での環境教育から見えてきたもの」

川嶋 直（財KEEP協会環境教育事業部長）

ウ 自然観察読本の作成

自然観察読本「白木水無県立自然公園」を作成し、関係行政機関に配布した。

エ 自然とのふれあい推進事業

一般市民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るため、自然に親しむ集いを4月29日魚津市松倉城址、10月1日上市町馬場島周辺において開催した。

(3) 野生生物の保護・管理

ア 野生生物の保護

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。7年度は、これまでに調査を実施した20山系のとりまとめを行った。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査してきているが、7年度においては、これまでのとりまとめを行った。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況と現況を比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一帯で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期にライチョウ保護に万全を期しても、越冬地や冬期の採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

ライチョウの糞便検査による汚染調査を行っている。

h その他

ライチョウ保護のため、保護管理員4名を立山、朝日岳、薬師岳、劔岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ウ) 鳥獣保護区の設定及び管理

野生鳥獣保護の観点から県内各地に鳥獣保護区を設定しており、7年度に桜ヶ池鳥獣保護区を新設し、これで県内の鳥獣保護区は37か所、面積は105,999haとなった。また、各鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や管理を行った。

鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の新築等に係る許可取扱状況は表2-132のとおりである。

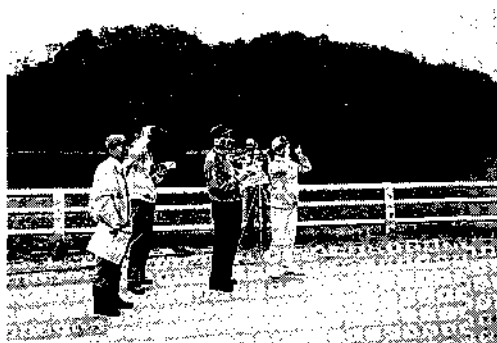
表2-132 工作物新築等に係る許可取扱状況（7年度）

(単位：件)

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	3
県 設	0
計	3

(エ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に、表2-133のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護の実効と保護思想の啓発を図った。



バードウォッチング

表2-133 愛鳥週間行事（7年度）

月日	行 事 名	場 所	行 事 内 容	備 考
5月10日(木)	ツバメの日	県下全域	第25回ツバメ生息調査 県下一斉に小学校6年生の生息調査員が、ツバメの生息調査を実施し、ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シールを貼った。	調査員 小学校235校 (内、分校1) 生徒約16,600人
5月11日(木)	野鳥愛護表彰の日	県庁 4階 大ホール 午後3時15分～ 4時半	愛鳥ポスター・標語の入賞者及び富山県自然保護功労者の表彰式、並びに野生生物保護功労表彰の伝達式を行った。 ・愛鳥ポスター 69人・愛鳥標語 9人 ・富山県自然保護功労表彰 1個人 ・野生生物保護功労者 4個人、1団体	入選ポスター展示 CIC5階いきいきKAN 5月12日～18日 自然博物館おいの里 5月20日～6月20日
5月12日(金)	学校愛鳥の日	平村立 下梨小学校 午前10時10分～ 11時10分	7年度愛鳥モデル校の指定証の伝達を行った。 また、児童による愛鳥活動等の発表や、救護した野鳥の放鳥と、実のなる木の植栽を行った。	
5月13日(土)	探鳥の日	富山市三ノ熊 野鳥の園 (古洞池) 午前8時～12時	愛鳥思想の普及と体験のため、広く一般の方を対象にバードウォッチングを開催した。 指導者：富山県野鳥観察指導員(バードマスター) 助日本野鳥の会会員	
5月14日(日)	シーサイド・クリーンデー	富山新港 東防波堤 午前9時～11時	海辺に捨てられた釣針、釣糸等による水鳥の事故を防止するために、釣り客へ釣り糸放棄防止を呼び掛け放置されている釣り糸などを回収した。	
5月15日(月)	野鳥相談の日	婦中町住吉 自然博物館 「おいの里」	自然博物館おいの里で、野鳥に関する各種相談に応じた。また、「野鳥ふれあい教室」をあわせて開催した。	
5月16日(火)	野鳥観察の日	呉羽山一帯 午前9時～ 午後1時	富山女子短期大学幼児教育学科の学生を対象に、野鳥を中心とした自然教室を開き、野外教育のあり方を体験した。 指導者：富山県野鳥観察指導員(バードマスター)	

(オ) 鳥獣の保護・増殖

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣保護センターで実施するとともに、富山県鳥獣救護の会へも委託し実施した。

7年度の救護実績は表2-134のとおり。

また、日米、日ソ、日豪、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況ならびに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

なお、ツキノワグマの保護対策として、県猟友会は4年度の猟期から1か月間（1月15日～2月15日）クマ猟を自粛しており、7年度も引き続き実施するよう指導を行った。

表2-134 野生鳥獣の救護活動実績（7年度）

区 分	鳥 類			獣 類			合 計		
	種類数	救護羽数	救護日数	種類数	救護頭数	救護日数	種類数	救護数	救護日数
富山県鳥獣保護センター	47	114	3,744	6	16	323	53	130	4,067
富山県鳥獣救護の会	22	69	1,057	3	4	202	25	73	1,259
合 計	69	183	4,801	9	20	525	78	203	5,326

(カ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(キ) 有害鳥獣の駆除

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない現状である。7年度には表2-135のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

また、野猿による農業被害について、種の保存に配慮した効果的な被害防止対策を確立するため、引き続き野生動物保護対策事業（電気柵設置）を実施した。

表2-135 有害鳥獣駆除状況（7年度）

種 類(鳥類)	捕 獲 数(羽)	種 類(獣類)	捕 獲 数(頭)
カ ラ ス	2,189	ノ ウ サ ギ	89
ス ズ メ	5,837	ク マ	8
ド バ ト	486	サ ル	52
ム ク ド リ	2,116		
カ モ 類	85		
そ の 他	348		
計	11,061	計	149

(ク) 野生鳥獣の調査

ライチョウ以外の野生鳥獣の調査としては、愛鳥週間の初日にあたる5月10日にツバメの調査を実施し、31,515羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガンカモ科鳥類の生息数を8年1月15日に調査し、カモ類29,416羽、ハクチョウ類156羽、ガン類7羽を確認した。

イ 狩猟の安全性確保

(ク) 狩猟免許試験、狩猟者講習会の開催

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、15名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、81名が受講した。

(イ) 狩猟者登録

狩猟者登録をした者の数は、表2-136のとおりである。

表2-136 狩猟者登録の実績（7年度）

（単位：人）

区 分		県 内 者	県 外 者	計
免 許 の 種 類	甲 種	84	—	84
	乙 種	1,021	380	1,401
	丙 種	125	6	131
計		1,230	386	1,616

注) 甲種：網及びわな
乙種：ライフル銃及び散弾銃
丙種：空気銃及びガス銃

(ウ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

7年度安全狩猟推進対策を次のとおり実施した。

a 安全狩猟重点パトロール

休猟区解除地11か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として、11月15日から11月23日までの9日間重点パトロールした。

b 普及啓発の強化

鳥獣保護区等位置図に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

(4) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、7年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

常楽寺と日尾御前の自然環境保全地域において標識の設置を行った。

(5) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく7年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-137のとおりである。

表2-137 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（7年度）

（単位：件）

国立公園	許 可(協議)		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中 部 山 岳	30	22	29	81
白 山	0	1	2	3
計	30	23	31	84

(イ) 現 地 管 理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び剋沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、剋沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を発揮した。

(ウ) N. P. C. 作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図るため、N. P. C.（ナショナルパーククリーン）作戦により、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、ごみ袋、ポスター、タバコの吸い殻入れ等を配布するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出し国立公園の自然環境の保全に努めた。

また、立山黒部環境保全協会のごみ持ち帰り運動に引き続き助成することにより、国立公園の自然保護及び美化意識の高揚を図った。

(エ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行った。

(オ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、剋岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

7年12月1日から8年5月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-138のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期には、剣沢（7月20日～8月20日）と雷鳥沢（7月15日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（遭難対策無線の充実、テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表2-130 登山届出及び遭難事故の概要

（7年12月1日～8年5月15日）

区 分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合 計
登 山 届	52パーティー (228人)	12パーティー (35人)	148パーティー (684人)	212パーティー (947人)
遭 難 事 故	1	—	—	1人重傷

(カ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

イ 国 定 公 園

(ア) 認 許 可

自然公園法に基づく7年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-139のとおりである。

表2-139 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（7年度）

（単位：件）

国 定 公 園	許 可(協議)	認 可(承認)	計
能 登 半 島	8	1	9

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月6日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ごみの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許 認 可

県立自然公園条例に基づく7年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-140のとおりである。

表2-140 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（7年度）

（単位：件）

県立自然公園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
朝 日	4	1	5
有 峰	2	0	2
五 箇 山	2	1	3
白 木 水 無	4	1	5
医 王 山	2	0	2
計	14	3	17

(イ) 美化清掃、施設維持管理

全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県 定 公 園

県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨にのっとり、関係市町村において行った。

(6) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てることを目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。7年度中に整備した施設は、表2-141のとおりである。

また、立山自然保護センターの機能充実に向けて、新立山自然保護センター基本計画を策定するとともに、桂湖及びその周辺を野外レクリエーション活動の利用拠点とするため、オートキャンプ場等の整備に着手した。

また、カルデラ地域の整備及び中部北陸地方の歩道のネットワークを構築する中部北陸自然歩道の整備に着手した。

表2-141 主たる施設整備実績（7年度）

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					管理 所 等	公共 便 所
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋		
中部 立山 国立 公園	立山 山岳 地区	弥陀ヶ原園地 改良			L=686m				
		太郎山三保連 岳 縦 歩 道			L=652m				
		称名室堂線歩道			L=380m				
		大日岳縦走線 歩 道			L=3,100m				
		千寿ヶ原弘法線 歩 道			L=5,200m				
	朝日岳地区	イブリー山朝日 岳 縦 歩 道			L=2,400m				
	奥黒部地区	黒部湖野営場		テントサイト A=2,000㎡					公共便所新築
立山 公園	西赤尾地区	白山北山縦 歩 道			L=4,300m				

第10節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物が増加するとともに種類も多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県土美化推進県民会議を中心に市町村の協力のもとに、県民の美化意識や公德心の高揚に努めるとともに、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推 進 期 間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

7年4月1日～5月31日、特に4月23日から29日までを「県土美化強調週間」とし、5月30日を「ごみゼロの日」とした。

イ 川をきれいにする運動

7年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月4日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

7年7月1日～8月31日、特に7月2日を「海岸美化の日」とし、8月6日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

7年9月1日～9月30日、特に9月24日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等と呼びかけるため、次の事業を実施した。

- ポスターの掲示……………2種類、各5千枚 公共施設、学校、ガソリンスタンド等 (4、9月)
- ごみ持ち帰り袋の配布……………35万枚 運転者、観光客等(4～10月)
- ポスターの募集及び展示……小中学生からポスターを募集、優秀作品を展示
- 啓発用ビデオの貸出……………県内各地の清掃活動等紹介ビデオテープを各種団体、市町村等へ貸出
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体が広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等により啓発

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業等の協力を得て、公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。さらに、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が夏休み期間中に展開された。また、7月30日に新湊市海王丸パークにおいて第12回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員 延44万人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止と呼びかける立看板を河川、海岸等に設置した。

- ごみ回収容器の設置 815個
- 立看板の設置 850か所

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、県土美化モデル地区を指定し、それぞれ美化目標を掲げ啓発活動、清掃活動等を実施した。

○県土美化モデル地区 31か所

(特別美化モデル地区2か所、一般美化モデル地区29か所)

- 主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発
- ・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収
- ・花壇、フラワーポット等の造成

○参加人員 延2万人

オ 県民会議の活動

県土美化推進県民会議において、県土美化推進運動を総合的に推進するため、本運動の検討や対策をたてるとともに、県土美化推進功労者の表彰を行った。

○県土美化推進功労者の表彰 ・2個人、21団体



県土美化モデル地区の活動

2 快適なトイレの整備

生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の身近な生活環境に対するニーズは、ますます快適性を求めてきており、県、市町村では、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しい歴史的なたたずまい等、魅力ある郷土づくりのための施設整備を積極的に推進している。

このような状況を背景に、公共トイレに対する住民意識も単なる便所から「生活空間」や「人間空間」としての認識が深まり、豊かな街づくりを創出する「第3の空間」として迎えられるようになってきている。

このため、きれいで利用しやすい公共トイレの整備の推進に向け、快適な公共トイレへの3つのアプローチ（「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」）を踏まえ、市町村が実施した3か所のモデル的な公共トイレの整備や6か所の公共トイレの模様替えや改築などの事業に対し補助を行った。

また、グッドメンテナンストイレ・コンテストやトイレアイデアコンクール、設置担当者、維持管理担当者などを対象としたセミナーを開催し、公共トイレに対する意識の高揚を図った。

このほか、8年10月に開催される「とやま国際トイレシンポジウム'96」の準備を進めるとともに、快適な公共トイレ設計・維持管理マニュアルの検討等を行った。

表2-142 グッドメンテナンストイレ・コンテスト受賞施設（7年度）

施 設 名	所在地
放生津八幡宮公衆トイレ	新 湊 市
米澤記念館公衆トイレ	入 善 町
道の駅福光公衆便所	福 光 町

3 グリーンプランの推進

うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりをめざし、県民総ぐるみで生活環境の緑化を推進するため、新グリーンプランに基づき、各種施策を展開した。

① 花と緑をすすめる

家庭や地域における緑化活動をすすめるため、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、グリーンキーパー（花と緑の指導員）を691名から777名に増員し、グリーンメイト（花と緑の協力員）も176名から310名に増員した。また、花屋、種苗店など民間の協力を得て、花と緑の情報提供を行う、花と緑の推進協力店事業を引き続き実施した。

② 花と緑をつくる

県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点づくりとして、中央植物園や海浜植物園等の整備をすすめた。

花と緑のあふれるまちづくりをすすめるため、公民館等の公共施設の花壇づくりやシンボルツリーゾーンの造成を行う、花と緑のまちのかおづくり事業や、既存花壇のリフレッシュを図る地域花壇リフレッシュ事業、8年に行われる全国都市緑化とやまフェアに向け緑化フェア推進事業として、駅・空港緑化事業及びサテライト会場周辺や会場へのアクセス道路等にプランターや立体花壇を設置する市町村花と緑の推進事業を実施した。

また、7年度より新たに通りに一鉢・窓辺に花をモデル事業を実施し、公道や窓辺に花を飾られた美しいまち並み景観づくりを推進した。

③ 花と緑にしたしむ

子供から大人まで幅広く花と緑にしたしむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスを10回運行し、県民緑花カレッジ講座、花と緑の冬のフェスティバルを開催した。

第11節 各種の環境保全対策

1 環境保健対策

(1) 公害健康被害補償

公害健康被害者に対する補償は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいており、公害によって生じた健康被害の損失を汚染物発生源者負担により補償するもので、医療費、療養手当等の給付がなされている。本県で指定を受けているものは、表2-143のとおりである。

表2-143 指定の内容

地 域	第2種地域
区 域	富山市、婦中町、大沢野町の各一部指定地区 (神通川下流地域)
指定年月日	44年12月27日
指定疾病	イタイイタイ病

(2) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表が相次いで行われた。その後、36年には富山県地方特殊病対策委員会、厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班が発足するなど、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済を図るため、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費の救済が行われた。

一方、47年8月のイタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により、48年度からは原因者の負担となり、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給されるようになった。

49年9月には、公害健康被害補償法が施行されている。(63年3月、法律名が公害健康被害の補償等に関する法律に改称、現在に至る。)

県は、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以降、法に基づく機関委任事務として、47年6月の環境庁公害保健課長通知などの国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病の認定を行ってきている。8年3月31日現在、イタイイタイ病に認定された患者は181名、要観察者は332名となっている。

なお、県が62年12月に行った不認定処分7件について、63年5月に国の公害健康被害補償不服審査会に審査請求がなされ、4年10月には、4件について県の処分を取消し、3件について審査請求を棄却する裁決が下された。

5年4月には、環境庁により過去処分の見直しが指示され、これを受けて該当者19名の見直しが行われた結果、富山県公害健康被害認定審査会の意見に基づき13名を認定した。

表2-144 市町村別イタイイタイ病患者及び要観察者生存数

(平成8年3月31日現在)

区 分	富 山 市	婦 中 町	大沢野町	八 尾 町	そ の 他	計
患 者(人)	1	7	2	1	1	12
要観察者(人)	0	5	2	1	0	8

イ 家庭訪問指導

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等による家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果等から経過観察を要する者に対し、43年度から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年度から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、住民検診を実施している。54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害の補償等に関する法律及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める指定地域の住民を対象に実施している。

オ 患者及び要観察者に対する救済の内容

(ア) 原因者負担によるもの

イタイイタイ病患者及びイタイイタイ病要観察者については、次のものが給付又は支給されている。

- a 医療費
- b 入通院に要する費用の全額
- c 医療介護手当
- d 温泉療養費
- e 特別介護手当（介護を必要とする場合）

(イ) 県によるイタイイタイ病患者の死亡者弔慰金の支給

イタイイタイ病死亡者弔慰金支給要綱（46年8月）により死亡者に対し、3万円支給することとし、現在（8年3月31日）までに168人に支給している。

(3) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛㈱周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(4) 地域住民の健康管理対策

県では、生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康

管理に資するため、45年に環境保健調査実施要綱を定めている。また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により、市が認定する20名(8年3月31日現在)の健康被害者に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に準じた独自の救済制度を実施している。

2 緩衝緑地の整備

(1) 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さをもつグリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめる。これらの樹林の間には、7つの芝生広場、野球場、スポーツ広場、テニスコートが、さらに薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置され、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策やジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の概要及び利用状況は、表2-145及び表2-146のとおりである。

表2-145 県民公園新港の森の概要

施設名	概要
野 球 場	1 規模 両翼90m、センター120m 2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
スポーツ広場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m 2 施設 跳躍、投てき、サッカー、ゲートボール、ソフトボール
テニスコート	硬式4面
駐 車 場	4か所（乗用車約200台駐車）
そ の 他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休憩施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-146 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		3	4	5	6	7
入 園 者 数		185,660	168,230	153,860	145,370	139,500
施 設 利 用 人 員	野 球 場	9,059	13,031	7,518	9,805	9,230
	テニスコート	1,136	1,290	1,099	453	1,747
	スポーツ広場	9,324	10,961	6,895	8,906	7,355
	計	19,519	25,282	15,512	19,164	18,332

(2) 空港スポーツ緑地

空港スポーツ緑地は、隣接する富山空港のジェット化に伴い、空港に離着陸する航空機の騒音が周辺地域に及ぼす影響を軽減するために設けられた長さ約2.3km、面積13.2haの都市公園である。

この公園は、騒音を緩衝するために、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽がされている。また、主な施設として、陸上競技場、テニスコート等の運動施設や展望広場、せせらぎ広場、わんぱく広場、ゲートボール広場等が配置され、子供からお年寄りまでの多くの人に利用されている。

なお、主な施設の概要及び利用状況は表2-147及び表2-148のとおりである。

表2-147 空港スポーツ緑地の概要

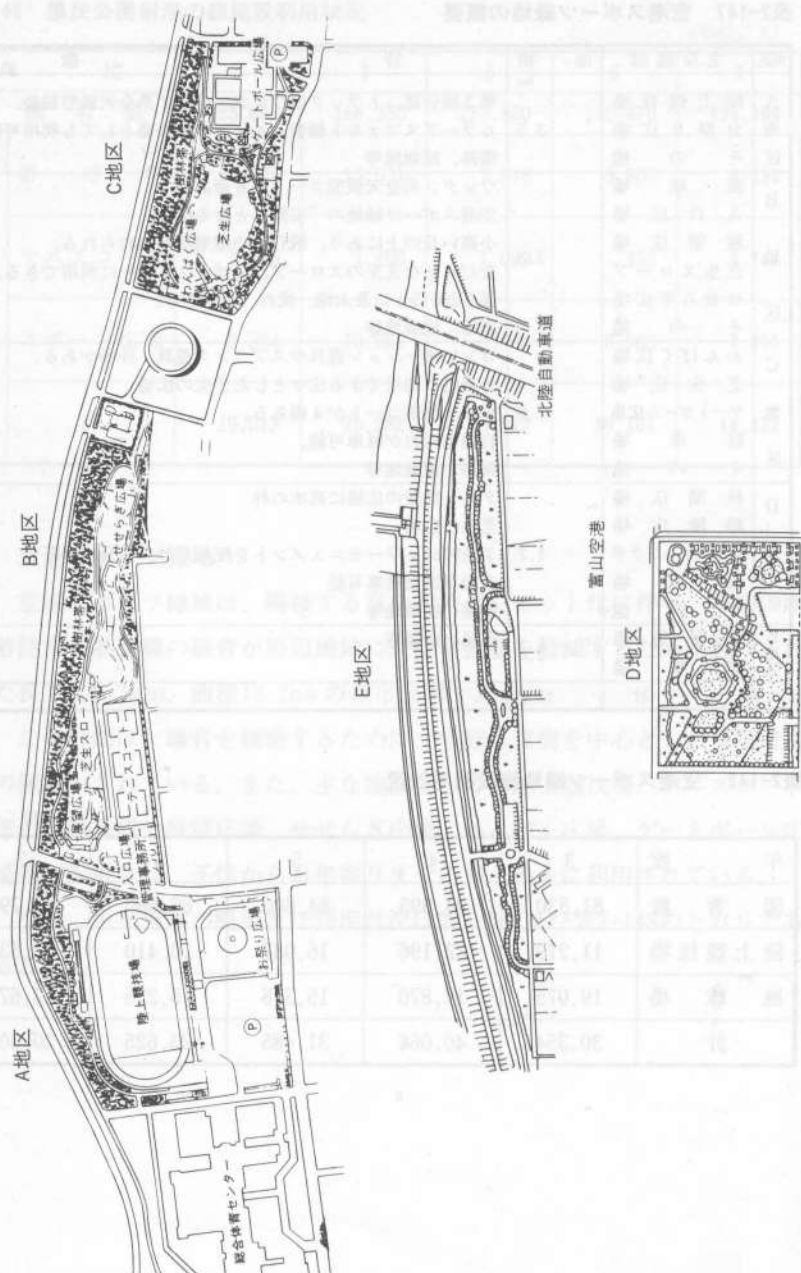
地区	主な施設	面積 ha	特徴
A地区	陸上競技場 お祭り広場 その他	3.5	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等
B地区	庭球場 入口広場 展望広場 芝生スロープ せせらぎ広場 その他	3.3	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等
C地区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 ダスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等
D地区	林間広場 緑陰広場 レインボープラザ 駐車場 その他	1.7	ダスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E地区	児童遊園地 駐車場	1.8	遊具、砂場等
合 計		13.2	

表2-148 空港スポーツ緑地施設利用状況

(単位：人)

年 度	3	4	5	6	7
園 者 数	81,830	94,595	84,800	86,680	78,790
陸上競技場	11,279	22,196	16,087	10,410	7,635
庭 球 場	19,075	17,870	15,398	15,215	12,670
計	30,354	40,066	31,485	25,625	20,305

図2-34 空港スポーツ緑地平面図



3 下水道等の整備

本県における下水道等の整備は全国平均に比べ遅れており、県民の健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、県と市町村が一体となって全県域の下水道化を推進する必要がある。このため、各種下水処理方式の最適配置を進め、地域に適した効率的な下水処理を促進するための長期指針として、全県域下水道化構想を2年度に策定した。

(1) 下 水 道

ア 下水道事業

県では、全県域下水道化構想に基づき、複数の市町村にまたがり水質保全を効率的に図る流域下水道、主に市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

下水道の整備状況は、24年度に県内で事業着手して以来、7年度までに、28市町村1事務組合で整備を進めており、このうち26市町村において供用を開始している。なお、下水道の事業種別ごとの整備は、次のようになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川流

域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るため56年度に着手し、62年度末から高岡市、元年度末から小矢部市、福野町、福光町及び福岡町、2年度末から砺波市、3年度末から新湊市、井波町及び庄川町、4年度末から大門町、5年度末から井口村、6年度末から城端町が供用を開始しており、関係12市町村すべてが供用を開始している。

新湊市など3市5町1村を対象とした神通川左岸流域下水道事業については、神通川等の水質保全を図るため、3年度に着手し、4年度から幹線管渠、5年度からは処理場の建設が始まり、早期の

供用を目指し、工事を促進している。

公共下水道……9市13町1事務組合（2町1村）で事業を実施しており、このうち、小矢部川流域関連の4市7町と富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、大沢野町、大山町、舟橋村、上市町、立山町及び小杉町で供用を開始している。

特定環境保全……9市13町4村で事業を実施しており、このうち、公共下水道 小矢部川流域関連の2市5町1村と富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、大沢野町、上市町、宇奈月町、山田村、大門町及び上平村で供用開始している。

表2-149 公共下水道の計画及び整備状況

（平成7年3月31日現在）

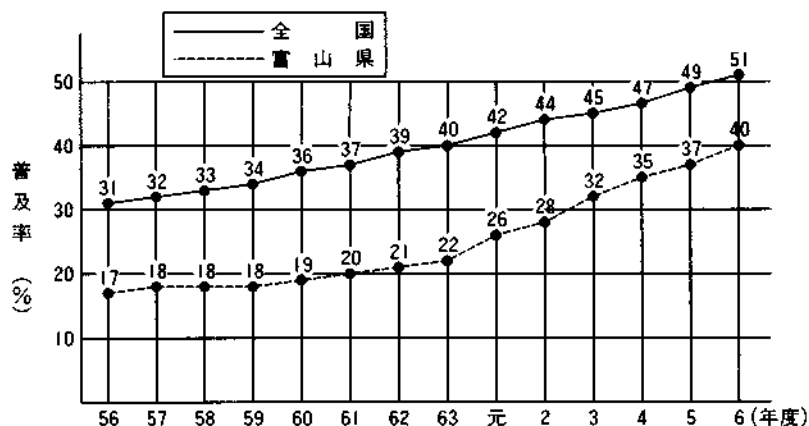
都 市 名	着手 年度	供用 開始 年度	認可 計画面積 (ha)	汚水管渠 整備面積 (ha)	処 理 面 積 (ha)	認可 計画人口 (千人)	処 理 人 口 (千人)	人 口 普及率 (%)	備 考
富 山 市	27	37	7,108	3,678	3,245	308.5	177.9	56	特環含む
高 岡 市	24	40	4,342	2,148	2,119	194.1	105.2	60	特環含む
新 潟 市	34	49	649	351	253	35.6	20.3	52	特環含む
魚 津 市	60	H 1	493	345	345	28.5	20.6	42	特環含む
氷 見 市	50	58	864	515	474	39.3	22.5	37	特環含む
滑 川 市	54	H 2	457	227	227	19.4	8.2	26	特環含む
黒 部 市	61	H 3	477	179	169	20.4	6.4	18	特環含む
砺 波 市	59	H 3	363	213	192	8.1	4.2	11	特環含む
小矢部市	57	H 1	319	147	147	13.5	6.5	18	特環含む
大沢野町	61	H 3	403	218	218	15.5	9.0	41	特環含む
大 山 町	54	62	370	212	212	12.9	8.6	78	特環含む
上 市 町	H 3	H 4	83	25	25	2.9	0.8	3	特環
宇奈月町	52	61	27	24	24	12.0	0.7	10	特環
八 尾 町	H 5		99	8		6.0			特環含む
婦 中 町	H 5		101	17		4.1			
山 田 村	60	H 1	69	60	60	1.7	1.4	66	特環
小 杉 町	42	45	460	322	261	21.6	13.0	41	特環含む
大 門 町	63	H 4	131	62	56	6.7	2.2	17	特環含む
大 島 町	H 5		50	3		2.8			
城 端 町	63	H 6	126	75	24	4.2	0.5	4	特環含む
平 村	H 4		8	3		0.3			特環
上 平 村	H 3	H 6	17	11	11	0.2	0.0	2	特環
庄 川 町	60	H 3	155	77	77	4.5	3.2	43	特環含む
井 波 町	60	H 3	165	96	87	6.0	3.3	30	特環含む
井 口 村	H 2	H 5	45	23	23	1.5	0.6	44	特環
福 野 町	59	H 1	288	216	216	9.7	7.4	49	特環含む
福 光 町	46	H 1	422	302	302	15.6	11.9	55	特環含む
福 岡 町	58	H 1	152	70	70	4.6	2.7	21	
中新川	62	H 6	467	232	232	14.4	9.3	18	
計			18,710	9,859	9,069	814.6	446.4	40	

※ 中新川公共下水道事務組合（舟橋村、上市町、立山町）

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-35のとおり、6年度末で全国平均普及率51%に対し40%と著しく立ち遅れており、普及率の向上になお一層努力をしなければならない状況にある。

図2-35 下水道の普及率の推移



(2) 農村下水道

農村下水道は、従来から農業集落排水事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業及び小集落を対象とした富山県農村下水道整備事業により実施し、整備を進めている。

7年度末現在では、表2-150のとおり全体で既に、30市町村109地区において事業を実施しており、計画処理人口91,767人のうち約47,800人の供用を達成している。

表2-150 農村下水道の整備状況

(平成8年3月31日現在)

区 分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備 考
国庫補助事業	富山市	9	10,770	供用4地区
	高岡市	1	1,960	供用1地区
	新湊市	2	3,450	供用2地区
	魚津市	3	3,640	供用1地区
	氷見市	5	6,310	供用3地区
	滑川市	1	780	供用1地区
	黒部市	6	7,460	供用4地区
	砺波市	2	4,940	供用1地区
	小矢部市	3	4,000	供用1地区
	大沢野町	2	1,720	供用1地区
	大山町	3	3,480	供用2地区
	上市町	3	3,460	供用2地区
	立山町	1	360	
	宇奈月町	5	6,570	供用3地区
	八尾町	4	2,030	供用2地区
	婦中町	2	430	供用1地区
	山田村	3	630	供用3地区
	細入村	2	640	
	小杉町	2	1,880	供用2地区
	大門町	3	4,600	供用2地区
	下村	2	2,140	供用2地区
	大島町	2	1,040	供用1地区
	城端町	2	2,320	供用2地区
	平村	2	1,790	供用1地区
	上平村	4	1,210	供用3地区
	利賀村	3	1,870	供用3地区
	庄川町	1	1,150	供用1地区
	福野町	2	1,330	供用1地区
	福光町	5	4,760	供用3地区
	福岡町	3	3,160	供用2地区
	計	88	89,880	
県単独事業	全 体	21	1,887	富山市他9市町村で実施
	計	21	1,887	
合 計		109	91,767	

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業によりその普及推進が図られている。6年度末現在で表2-151のとおり、8市町村、14施設（計画処理人口18,936人）が供用されている。

表2-151 コミュニティ・プラントの整備状況

（7年3月31日現在）

市町村名	施設数	処 理 人 口(人)
富 山 市	4	8,120
高 岡 市	3	5,576
魚 津 市	1	400
氷 見 市	1	3,000
大 沢 野 町	2	608
舟 橋 村	1	170
上 市 町	1	262
大 門 町	1	800
合 計	14	18,936

(4) 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ容易に設置できる上に、放流水の水質も良いことから生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため、国においては、62年度から合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助制度が創設され、県においても設置の推進を図るため、63年度から補助を行っている。

7年度は、表2-152のとおり、16市町村において本事業が進められ、589基の合併処理浄化槽が設置された。

表2-152 合併処理浄化槽設置整備事業の状況

(基数)

市町村名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
富山市	3	10	6	14	28	21	19
高岡市	4	4	3	3	1	1	10
新湊市	6	4	2	2	3	4	3
魚津市	2	2	18	45	34	40	77
氷見市	11	13	19	35	24	30	30
滑川市				6	30	42	90
黒部市	9	20	21	9	20	21	18
小矢部市					20	22	16
大沢野町	15	20	24	27	23	38	55
大山町					4	3	2
入善町		19	24	15	19	36	42
朝日町		29	26	40	31	31	30
八尾町	17	26	35	32	67	30	30
婦中町				2	12	23	30
上平村			2			1	
庄川町							21
福岡町	3	20	38	47	54	78	116
合計	70	167	218	277	370	421	589

4 畜産環境保全対策

(1) 指導及び技術研修会の開催

県、市町村及び各種農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質の検査、悪臭の調査等を実施した。さらに、パンフレットの配布、県内の環境保全優良農家の表彰、県外のふん尿処理の優良施設の視察研修などにより、畜産経営に起因する苦情発生の未然防止、環境保全意識の啓蒙に努めた。

また、県の東西両地域において推進指導協議会を開催し、指導の徹底を図った。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年7月に実施するものであるが、7年度は341戸の畜産農家について調査した。その結果、ふん尿処理施設の設置及び処理利用状況は表2-153のとおりであり、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多かった。

表2-153 畜産環境保全実態調査結果

(7年7月1日現在)

区分 畜種	調査 戸数	処 理 施 設 (か所)							ふん尿処理施設の状況(%)		
		天日 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	乾燥処理 施設に よるもの	発酵処理 施設に よるもの	その他
乳 用 牛	125	2	—	90	2	1	50	1	1	69	30
肉 用 牛	104	—	—	78	5	13	8	—	—	80	20
豚	57	—	—	51	1	2	9	20	—	63	37
採 卵 鶏	46	9	9	34	12	—	—	—	28	72	—
ブロイラー	9	2	—	6	1	3	—	—	17	58	25
計	341	13	9	259	21	19	67	21			

イ 巡回指導及び水質検査、悪臭調査

畜産農家周辺の混住化は年々進み、付近住民から寄せられる苦情内容も複雑多様化し、畜産を取りまく環境は大変厳しくなっている。

このため、畜産農家の巡回指導を強化し、悪臭や衛生害虫による苦情発生の未然防止を図るとともに、畜舎排水及び処理施設からの放流水の水質検査を実施し、汚水の流出の事前チェックに努めた。

その実施状況は、表2-154のとおりである。

表2-154 巡回指導等の実施状況（7年度）

（単位：件）

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延)	32	27	53	23	2	137
水質検査(延)	—	3	5	—	—	8
悪臭調査(延)	—	—	3	1	—	4

(2) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養にともなって生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進し、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持をめざした。

また、地力増強と作物の生産性の向上を図るため、畜産農家と耕種農家との有機的な連携による家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくり、堆肥利用の組織づくり及び制度資金を活用した処理施設の設置等について、積極的に指導した。

なお、7年度の農業制度資金の実績は表2-155のとおりである。

表2-155 制度資金の融資実績

区 分	件数	承認実績(千円)	担 当 課
農業近代化資金	浄化処理施設	1	8,220
農業改良資金	家畜ふん尿処理施設	1	11,000

流通経済課

5 漁場環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

前年度に引き続き、国の補助を得て、調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁場環境保全に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置網漁場における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部の定置網漁場の水質環境の現況を把握するため、水質調査を実施した。

イ 調査概要

前年度に引き続き図2-36のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする35地点において、7年4月から8年3月まで各調査定点ごとに4回～12回、水温、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況及び漁獲量も併せて調査し、その結果を取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表2-156のとおりであった。測定項目の各調査定点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、9.1(大門沖)～7.2(庄川前)、塩分については、34.07(茂洲三番ほか2定点)～0.43‰(黒部川前)、濁度については、24.0(天念坊(沿))～0.1mg/l(宮崎(沿))ほか3定点)、CODについては、3.8(小矢部川前)～0.3mg/l(黒部川前ほか7定点)であった。

赤潮は、4～8月に3回延53日確認された。赤潮構成生物は、夜光虫及び珪藻類であった。

表2-156 漁場環境保全対策事業調査結果(7年度)

No	調査地点名	調査		水温(℃)		pH			塩分(%)			高度(mg/l)			COD(mg/l)					
		回数	最低値	最高値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値				
1	宮崎(池)	8	11.0	23.0	8.1	8.3	8.2	22.75	33.73	30.09	34.38	0.1	2.1	1.0	1.6	0.6	2.2	1.1	1.1	
2	宮崎(池)	8	12.0	23.5	8.2	8.3	8.3	21.94	33.55	31.86	34.42	0.7	2.6	1.5	1.6	0.6	1.3	1.0	1.1	
3	川中(池)	7	12.5	25.0	8.2	8.3	8.3	19.67	32.70	27.03	33.38	0.2	2.9	1.1	0.7	0.5	1.6	1.1	0.7	
4	川中(池)	8	12.5	25.0	8.2	8.4	8.3	19.67	32.70	27.03	33.38	0.5	2.8	1.3	0.7	0.6	1.8	1.0	0.7	
5	田茂前	8	12.5	25.0	7.9	8.4	8.2	7.33	31.70	28.32	33.35	0.2	2.9	1.5	0.9	0.4	1.8	1.1	0.8	
6	高部川前	4	8.0	29.5	7.7	8.3	8.1	8.2	31.76	10.77	32.45	0.2	12.0	4.4	0.8	0.3	1.7	0.8	0.7	
7	高部川前	4	10.0	22.6	8.1	8.3	8.2	8.3	31.84	31.16	31.64	0.5	1.3	0.7	0.9	0.8	1.8	1.3	1.0	
8	高部川前	6	10.0	23.0	8.2	8.3	8.2	8.3	33.04	33.48	33.12	33.85	0.2	1.0	0.6	0.4	0.6	1.8	1.0	1.0
9	伊古場(池)	5	17.0	25.0	8.2	8.3	8.2	8.3	19.74	33.23	22.03	33.86	0.4	2.2	1.2	2.4	0.3	1.2	0.9	1.0
10	伊古場(池)	5	9.2	21.0	8.1	8.5	8.3	8.3	22.07	30.98	31.49	0.3	4.0	1.7	1.9	0.3	2.3	1.0	0.9	
11	洞津一帯(池)	5	8.2	20.0	8.3	8.5	8.4	8.3	13.84	26.23	16.75	32.22	0.6	4.0	2.2	2.6	0.3	2.1	1.1	1.0
12	洞津生吉(池)	5	6.0	16.0	7.9	8.3	8.1	8.3	8.60	32.58	14.77	32.58	0.8	1.6	1.0	1.1	1.0	1.5	1.3	0.8
13	沖津の瀬(池)	5	7.0	19.0	8.2	8.3	8.2	8.3	27.21	29.98	32.47	0.4	1.3	0.9	0.8	0.6	2.5	1.4	1.0	1.0
14	天ヶ崎(池)	8	7.5	21.0	7.8	8.5	8.1	8.2	9.89	26.79	7.62	28.62	1.2	24.0	5.4	2.4	0.5	1.8	1.3	1.0
15	天ヶ崎(池)	8	7.5	20.8	8.0	8.8	8.3	8.3	13.39	32.75	15.15	33.84	0.7	18.0	5.4	2.9	0.5	2.5	1.4	1.1
16	深見(池)	7	9.0	25.0	8.1	8.9	8.3	8.3	13.08	32.58	23.35	33.41	0.3	15.0	2.9	1.3	0.5	2.6	1.3	0.9
17	深見(池)	6	10.5	24.2	8.1	8.9	8.3	8.3	15.34	32.35	24.63	33.35	0.2	14.0	3.4	1.3	0.5	3.0	1.4	0.9
18	神通川前	7	8.2	19.7	7.5	8.0	7.8	8.1	0.71	11.06	6.39	20.58	0.3	4.8	2.0	1.5	0.4	2.0	1.0	0.9
19	大門津(池)	9	11.0	25.0	8.1	9.1	8.4	8.3	16.55	32.57	28.71	33.40	0.1	16.0	4.1	1.4	0.6	3.6	1.6	1.1
20	酒井(池)	11	7.5	23.0	8.0	8.8	8.3	8.3	13.21	32.21	8.80	33.50	0.4	11.0	2.6	2.4	0.5	2.5	1.4	1.1
21	酒井(池)	11	6.0	22.0	8.0	8.8	8.3	8.3	12.66	31.16	10.66	32.34	0.4	10.0	2.7	2.3	0.6	3.2	1.4	1.1
22	大神楽・栗三島	4	14.5	18.0	8.0	8.8	8.3	8.2	14.99	33.28	14.85	34.39	1.4	11.2	4.5	3.3	0.7	2.1	1.4	1.2
23	黒山(池)	11	8.0	24.0	8.1	8.8	8.3	8.3	17.51	32.88	15.64	31.05	0.4	11.0	2.7	2.5	0.6	4.3	1.5	1.1
24	黒山(池)	11	6.0	21.0	7.4	8.4	8.1	7.9	7.86	32.38	1.24	20.59	0.9	4.8	2.3	3.8	0.3	2.9	1.1	1.0
25	小矢部川前	11	3.0	20.0	8.2	8.2	7.5	7.6	0.94	3.52	0.48	5.31	1.8	6.5	3.6	7.0	1.8	3.8	2.6	2.3
26	大津中	11	8.0	24.5	8.0	8.9	8.2	8.2	9.05	32.58	15.08	30.90	0.4	12.8	2.4	3.2	1.0	3.5	1.7	1.1
27	合原三番	11	9.5	26.0	8.1	8.7	8.3	8.3	16.81	33.79	26.88	34.04	0.1	11.0	2.1	2.6	0.3	3.2	1.5	1.1
28	茂洲一番	9	9.5	25.5	7.9	8.6	8.2	8.3	28.18	33.61	29.92	34.16	0.6	7.0	2.8	1.5	0.4	2.3	1.5	1.0
29	茂洲二番	9	9.0	26.5	8.2	8.5	8.3	8.3	29.20	33.92	30.54	34.28	0.2	4.9	1.7	1.3	0.4	2.0	1.2	1.0
30	茂洲三番	12	9.5	25.8	8.1	8.4	8.2	8.3	32.01	34.07	31.10	34.29	0.2	4.3	1.0	1.1	0.6	2.0	1.1	1.0
31	前新島(池)	12	9.4	24.8	8.1	8.5	8.3	8.3	30.79	34.06	30.58	34.24	0.2	4.5	1.0	0.7	0.3	2.7	1.3	0.8
32	前新島(池)	12	9.3	24.8	8.2	8.5	8.3	8.3	31.15	34.07	25.49	34.24	0.1	3.9	1.1	0.9	0.6	1.8	1.1	0.9
33	八幡池	9	9.0	26.0	8.2	8.4	8.2	8.3	25.13	34.06	31.37	34.22	0.6	6.3	2.2	2.0	0.4	1.7	1.0	0.8
34	千ヶヶ池	11	8.0	26.0	8.1	8.4	8.2	8.3	30.50	34.07	30.76	34.26	0.3	8.0	1.8	1.9	0.5	2.3	1.3	1.2
35	大境梁(池)	10	10.8	26.3	8.1	8.3	8.2	8.2	32.26	34.02	31.43	34.33	0.2	4.3	1.9	1.5	0.3	1.7	1.0	0.8

6 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、氷見の産地市場で採取した富山湾産魚介類 9 魚種、12 検体について調査を実施した。

その結果は、表2-157のとおりで、いずれも暫定的規制値(総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm) 以下であった。

表2-157 魚介類の水銀調査結果 (7 年度)

魚 種	検体採取市場	検体数	総 水 銀 (ppm)
あ じ	魚 津	1	0.04
ふ くら ぎ	"	1	0.05
か わ は ぎ	"	1	0.03
か ま す	"	1	0.05
あ じ	氷 見	1	0.02
か れ い	"	1	0.02
き す	"	1	0.03
か ま す	"	1	0.02
わ た り が に	"	1	0.03
か わ は ぎ	"	1	0.03
ふ ぐ	"	1	0.05
し ま だ い	"	1	0.05

(2) 食品等のPCB調査

流通過程における魚介類、牛乳及び卵について調査したところ、表2-158のとおりで、食品中の残留PCBは、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-158 食品中のPCB調査結果（7年度）

対 象		検体数	調 査 結 果 (ppm)	備 考
魚 介 類	遠洋沖合魚介類	3	ND～0.02	かつお、ふくらぎ
	内海内湾魚介類	7	ND～0.01	あじ、ふぐ、めじな、かます、かわはぎ、すずき、あおりいか
牛	乳	2	ND	
	卵	2	ND	

注 ND（検出されず）とは定量限界（0.01ppm）未満をいう。

（参考）食品中に残留するPCBの暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾（内水面を含む）魚介類	0.3ppm
牛 乳	0.1ppm
卵	0.2ppm

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した野菜、果実など8食品（24検体）について、農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

7 公害に関する紛争と苦情処理

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から8年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会等に係属した事件数は1,443件で、そのうち1,380件が終結している。

なお、7年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は、4件である。

表2-159 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終 結 区 分
調 停	魚津市	52年4月	工 場 騒 音 ・ 振 動	52年9月	調 停 成 立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打ち切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調 停 成 立
	富山市	2年2月	住宅マンション建設・ 騒 音 ・ 振 動	2年8月	調停打ち切り

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害にかかる苦情の適切な処理を図るため、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の環境政策課、環境保全課の各係長及び環境科学センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

3年度から7年度までの過去5か年において、県及び市町村が受理した苦情は表2-160のとおりである。

7年度の苦情件数は108件であり、6年度に比べ33件(23.4%)減少した。

公害の種類別では、水質汚濁が31件(構成比28.7%)と最も多く、次いで大気汚染22件(同20.4%)、悪臭17件(同15.7%)、騒音16件(同14.8%)などの順である。

これを6年度と比べると、振動はわずかに増加し、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音は減少した。

表2-160 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							(小 典型七 公害計)	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
3	37	34	—	44	4	—	38	157	9	9	175
4	34	42	—	41	5	—	25	147	8	25	180
5	34	31	—	31	6	—	24	126	4	11	141
6	38	34	—	26	—	—	25	123	4	14	141
7	22	31	—	16	2	—	17	88	3	17	108

イ 市町村別

7年度における市町村別の苦情受理状況は、表2-161のとおりである。市部、町村部の苦情件数は、市部では、94件(構成比87.0%)で、町村部では、14件(同13.0%)である。

苦情の内容は、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音が多く、市部では苦情件数の81.9%を占めており、町村部では、64.3%となっている。

また、6年度と比べ、市部では、14件減少し、町村部では19件減少した。

表2-161 市町村別苦情受理件数（7年度）

（単位：件）

種類 市町村	典 型 7 公 害							(小 典型七公害計)	産業 廃棄物	そ の 他	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
富山市	11	4		12	1		9	37	1	1	39
高岡市	6	4		2			1	13		1	14
新湊市		5					1	6		1	7
魚津市		4						4	1	1	6
氷見市		1						1			1
滑川市		2					2	4		2	6
黒部市	1						2	3		2	5
砺波市		3		1			1	5		3	8
小矢部市	3	2			1			6		2	8
市計	21	25		15	2		16	79	2	13	94
大沢野町											
大山村										1	1
舟橋村											
上市町											
立山町											
宇奈月町											
入善町											
朝日町											
八尾町											
婦中町							1	1			1
山田村											
細入村											
小杉町										1	1
大門町											
下村											
大島町											
城端町											
平村											
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町										1	1
井口村		2						2			2
福野町	1	1		1				3	1	1	5
福光町											
福岡町		3						3			3
町村計	1	6		1			1	9	1	4	14
合 計	22	31		16	2		17	88	3	17	108

ウ 発 生 源 別

7年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-162のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが27件（構成比30.7%）と最も多く、次いで、建築土木工事11件（同12.5%）、洗濯・理容・浴場業7件（同8.0%）、畜産業、自動車整備業がそれぞれ5件（同5.7%）などの順であった。

表2-162 発生源別苦情受理状況（7年度）

（単位：件）

業 種		種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
耕種	農 業	畜産業				1				1
		農業・園芸サービス業		1					4	5
金 属	建 築	金属工業	1	1					2	4
		建築・土木工事		2						2
生 産 工 場	工 業	建築・土木工事	5	1		5				11
		食料品・飲料等製造業		2					2	4
		繊維工業	1							1
		木材・木製品製造業	1							1
		パルプ・紙・紙加工品製造業		1						1
		出版・印刷・同梱運産業		1		1				2
		化学工業	1	2					2	5
		プラスチック製品製造業				2				2
		窯業・土石製品製造業		1		1				2
		鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	2		2				5
場	機 械 器 具 製 造 業	機械器具製造業	1	1						2
		その他の製造業		1		1				2
		小計	5	11		7			4	27
		電気・ガス・熱供給業		1						1
		道路旅客運送業	1							1
		道路貨物運送業	1	1						2
		商店・飲食店	2	2						4
		洗濯・理容・浴場業	4	1		1	1			7
		旅館、その他の宿泊所		1						1
		娯楽業								
自 動 車 整 備 業	自 動 車 整 備 業	自動車整備業	1	1		1			2	5
		廃棄物処理業							3	3
		その他のサービス業		2						2
		家庭生		1						1
		道路					1			1
		空地								
		神社、寺院等	1							1
		その他		1		1			1	3
		不明	1	4					1	6
		合計	22	31		16	2		17	88

これを6年度と比べると、洗濯・理容・浴場業によるものが5件、自動車整備業によるものが3件増加した反面、生産工場によるものが17件、商店・飲食店によるものが5件減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

7年度における県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-163のとおりである。

直接処理（解決）したものは、103件（構成比95.3%）、他の機関へ移送したものの2件（同1.9%）、翌年度へ処理を繰越したものの1件（同0.9%）、その他（原因不明で処理方法がないもの等）2件（同1.9%）となっている。

表2-163 苦情の処理状況（7年度）

（単位：件）

種 類 内 訳		典 型 7 公 害							（小 型七 公 害 計）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
苦 情 件 数		22	31		16	2		17	88	3	17	108
処 理 状 況	直 接 処 理（解決）	22	28		16	2		16	84	3	16	103
	他 機 関 へ 移 送		1						1		1	2
	翌 年 度 へ 繰 越							1	1			1
	その他（原因不明等により処理方法のないもの等）		2						2			2

第12節 環境保全に関する試験、研究

1 環境科学センター

課 題	目 的	結 果
樹木による大気浄化作用に関する研究	樹木による有機大気汚染物質吸収速度の検討	主要な有機大気汚染物質であるホルムアルデヒドの樹木による吸収速度を測定し、その浄化作用を検討した。
酸性雨原因物質の長距離輸送に関する研究	降水中の成分と流跡線との関係についての検討	降水の成分組成と気象データを用いた流跡線解析法により、酸性雨原因物質が大気中を長距離輸送される実態について検討した。
融雪水の化学成分に関する研究	積雪中の化学成分の移動及び溶出についての検討	本県の気象条件下における融雪水の化学成分の濃度変化を把握するため、積雪中の化学成分の移動及び溶出について検討した。
水質汚濁物質の測定方法に関する研究	河川水中の金属物質の迅速な分析方法の検討	要監視項目のうち誘導結合プラズマ質量分析法によって測定する3金属物質について、河川水の迅速な分析方法を検討した。
トリハロメタン生成能の測定方法に関する研究	トリハロメタン生成能の迅速な分析方法の検討	トリハロメタン生成能を迅速に測定するため、前処理操作の簡略化について検討した。
湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究	湖沼の水質特性やプランクトン等の自然特性の検討	黒部湖において、水質組成とプランクトンの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、湖沼の特性について検討した。
産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究	閉鎖後の最終処分場の安定化の検討	最終処分場からの有機物や金属類等の浸出状況、ガスの発生状況及び浸出水量の調査等を行い、閉鎖後の最終処分場の安定化を検討した。
酸性雨に対する土壌中和能の簡易測定法に関する研究	土壌中和能の簡易測定法についての検討	酸性雨の影響を調査するため、溶出量から酸中和能を求める土壌中和能の簡易測定法の実用化について検討した。

2 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快昆虫の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発する不快害虫などの発生防止駆除対策に関する検討	立山大観峰で吸血性マダニ類の発生調査を行ったところ、シュルツエマダニ、ヤマトマダニなど2属4種の分布が確認された。 飛翔性昆虫の事業所への侵入阻止法として、炭酸ガスと殺虫剤の混合ガスによる朝夕2回の自動噴霧を行い、良好な成績を得た。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査	県内主要農産物6種12検体について、有機リン系、含窒素系及び合成ピレスロイド系の18農薬を分析したところ、含窒素系のカルバリルが、なし2検体から0.14ppm、0.22ppm(残留基準1.0ppm)、りんご2検体から0.12ppm、0.16ppm(1.0ppm)を検出したが、他はすべて不検出であった。 また、あじ等9種12検体の富山産魚介類について、総水銀を分析したところ、0.02~0.05ppm(暫定規制値0.4ppm)であった。より等11種13検体の富山産魚介類については、トリブチルスズオキシドを分析したところ、さば1検体から0.02ppm、あおりいか1検体から0.06ppm、かつお2検体から0.05ppm及び0.18ppmをそれぞれ検出(規制値なし)した。
イタイイタイ病に関する研究	骨障害の早期診断とイタイイタイ病の予防	イタイイタイ病要観察者について、骨吸収の特異的指標とされる血清中の酒石酸抵抗性酸フォスファターゼ(TrAcP)活性を測定した。その結果、同年齢の非汚染地域住民に比べTrAcP活性に上昇は認められなかった。なお、骨形成の指標である血清骨型アルカリフォスファターゼとの関係を検討中である。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質による生体内微量元素への影響の検討	生体微量元素であるセレンと過酸化脂質産生への飲酒習慣による影響を明らかにするため、成人男性について検討した結果、多量飲酒者の血清セレン濃度及びセレン含有酵素であるグルタチオン・ペルオキシダーゼ(GPX)の赤血球中活性は高値を示したが、血清及び尿中の過酸化脂質代謝物が高値を示すことから、飲酒習慣による過酸化脂質産生の昂進が示唆された。

3 工業技術センター中央研究所

課 題	目 的	結 果
生分解性プラスチックに関する研究	プラスチック廃棄物による環境汚染対策のため、微生物により分解する生分解性プラスチックの実用化を図る。	・県内各地の土壌からスクリーニングにより見つけた生分解性プラスチックの分解菌「 <i>Arthrobacter</i> sp W6 菌」の分解酵素を分離、精製し、その分解酵素の性質及び特性を調べた。 ・生分解性プラスチックの分解速度をコントロールできるよう機能付加について検討すると共に、分解速度、分解率など分解性評価を行った。
廃プラスチックの再生・処理高度化技術研究	廃プラスチックの再生・再資源化技術を調査し、より効率的な処理技術並びに利用方法を研究する。	・廃プラスチックの再生利用の実態を把握するため、全国約150社の再生業者にアンケート調査を行ったところ、商品開発の難しさ、販売コストが安いなど、多くの問題点が判明した。 ・ユニークな再生処理方法の具体例について調査した。

4 農業技術センター農業試験場

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染田土地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域及び黒部地域の公特事業実施地区における水稻栽培指針の実証展示	富山市(1か所)、婦中町(2か所)、黒部市(2か所)の造成田で栽培指針に基づいて水稻を栽培し、施肥方法や地力増強対策について検討した。
公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査	神通川流域及び黒部地域の公特事業実施地区の客土水田における玄米・土壌中カドミウム濃度調査	公特事業実施地区(富山市、婦中町、黒部市)の客土水田を対象に、代表地点で採取した玄米及び土壌中のカドミウム濃度を分析した。また、復元工法の安全性を確認するための木杵調査を5か所で実施した。

5 畜産試験場

課 題	目 的	結 果
畜産施設における低コスト悪臭防止技術の開発	畜産に起因する悪臭発生量低減のための技術開発	豚舎内での細霧装置の稼働により30%の防塵ならびに10～15%の悪臭発生量が軽減された。 粉碎樹皮の悪臭吸着資材としての利用を実験室レベルで検討したところ、アンモニア、低級脂肪酸の95～98%が吸着され、オガクズと同等の効果を示した。

6 水産試験場

課 題	目 的	結 果
赤潮に関する調査・研究	赤潮発生状況の把握	4～8月までに、3回、延べ53日の赤潮を確認した。 発生範囲は水見地先から魚津地先にかけての沿岸一帯であった。 赤潮生物は、4月下旬から6月中旬にかけては夜光虫が主体であった。それ以外の時期は例年と同様に珪藻類（キートセロス、スケルトネマ）が主体であった。
富山湾の汚染指標の底生生物の調査・研究	富山湾の底質の汚濁状況の把握	富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の種類・現存量の分析を行った。湾内で底質の汚濁が特に進んでいる地点は確認されなかった。

7 林業技術センター林業試験場

課 題	目 的	結 果
酸性雨等森林影響予察に関する調査	酸性雨等による影響予察のための森林環境の現状把握	定点調査地で酸性雨実態調査、森林土壌調査、森林健全度調査等のモニタリング調査を行い、森林環境の実態を明らかにした。

第13節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表2-164のとおりである。

なお、7年度における融資の実績は表2-165及び表2-166のとおりである。

表2-164 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	融資限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	2.6%以内 (H8.3.31現在)	7年以内 (据置1年以内)	個別 2,000万円 共同 4,000万円
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収				
(3) 公害防止のために必要な緑地の 設置に要する資金				
(4) 土砂運搬用トラックによる著し い道路の汚損又は粉じん発生の防 止のために必要な洗車施設の設置 及び路面清掃車の購入				
(5) オゾン層を破壊する物質の排出 の抑制及び使用の合理化のために 必要な施設の整備等				

表2-165 中小企業公害防止資金の融資実績(公害の種類別)の年度別推移

年 度	公 害 の 種 類											
	汚 水		ば い 煙		臭 悪		有 害 ガ ス		騒 振		産 業 廃 棄 物	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
3	6	85,399	2	40,000	—	—	—	—	—	—	—	—
4	9	124,994	2	40,000	—	—	2	17,450	—	—	—	—
5	7	117,000	1	20,000	—	—	—	—	—	—	2	9,700
6	3	37,210	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	4	55,500	—	—	—	—	—	—	—	—	3	30,000
											7	85,500
											10	146,700
											13	182,444
											8	125,399
											3	37,210
											3	37,210
											7	85,500

表2-186 中小企業公害防止資金の融資実績(市町村別)の推移

年度 市町村	3		4		5		6		7	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
富山市	2	40,000	2	31,000	1	10,000	—	—	1	5,000
高岡市	1	20,000	2	12,444	3	47,000	1	20,000	2	28,000
新湊市	—	—	—	—	1	9,000	1	10,000	—	—
魚津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氷見市	—	—	—	—	1	28,000	—	—	—	—
黒部市	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
砺波市	1	12,000	1	5,500	—	—	—	—	—	—
小矢部市	2	30,000	2	40,000	1	10,000	—	—	1	5,000
上市町	1	3,399	1	6,500	—	—	—	—	—	—
立山町	—	—	1	20,000	1	20,000	—	—	—	—
入善町	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
八尾町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大門町	—	—	1	17,000	—	—	—	—	2	40,000
下村	—	—	1	10,000	—	—	—	—	—	—
大島町	—	—	—	—	—	—	1	7,210	—	—
井波町	—	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—
福光町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡町	—	—	1	20,000	1	2,700	—	—	1	7,500
計	8	125,399	13	182,444	10	146,700	3	37,210	7	85,500

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-167のとおりである。

表2-167 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種 別	3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
中小企業設備近代化資金	—	—	—	—	1	19,980	1	12,100	—	—
中小企業設備貸与資金	—	—	—	—	—	—	1	56,127	1	3,485
中小企業高度化資金	1	36,500	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	1	7,500	2	6,840	2	65,000	1	7,700	—	—
計	2	44,000	2	6,840	3	84,980	3	75,927	1	3,485

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の選任届出状況は、245特定工場に表2-168のとおり、586名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか25市町に委任されている。

表2-166 公害防止管理者等の選任届出状況

(8年3月31日現在)

区 分		届 出 状 況
公 害 防 止 統 括 者		201 (48)
公 害 防 止 主 任 管 理 者		20
大気関係公害防止管理者	第 1 種	12
	第 2 種	9
	第 3 種	32
	第 4 種	75
水質関係公害防止管理者	第 1 種	14
	第 2 種	54 (5)
	第 3 種	17
	第 4 種	48 (6)
粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者		13
騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者		44 (28)
振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者		47 (36)
総 数		586 (123)

注 ()は市町への委任分で、内数である。

第3章 平成8年度において講じよう とする環境保全及び創造に関 する施策



県の木 タテヤマスギ
立山を中心とする山岳地帯
に自生。寒さや雪に強いと
いう特徴をもっています。
材質も強じんで、建築材と
して喜ばれるため県内で広
く植林されています。

第3章 平成8年度において講じよう とする環境保全及び創造に関 する施策

平成8年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、各種の環境保全施策を総合的、計画的に実施する。

総合的な環境保全対策については、富山県環境基本条例の理念を受けた環境基本計画の策定に着手するとともに、環境影響評価などを実施するほか地球環境保全対策や環日本海環境協力などの地球環境問題への取組みを行う。

大気汚染防止対策については、良好な大気環境を保全していくため、ブルースカイ計画の推進、大気汚染の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等の監視・指導を行う。

水質汚濁防止対策については、きれいな水質環境を保全していくため、クリーンウォーター計画の改定、公共用水域・地下水の水質監視を行うとともに、工場排水等の監視・指導を行う。

土壌汚染対策については、農用地土壌汚染対策地域の神通川流域、黒部地域の復元を進める。

騒音、振動及び悪臭の防止対策については、実態調査などを実施する。

地下水対策については、地下水の保全と適正利用を図るため、地下水指針を改定するとともに、地下水位の常時観測、地下水塩水化調査の実施、地下水利用対策協議会への支援等を行う。

一般廃棄物対策については、ごみの減量化や資源化、再生利用の推進を図るとともに、容器包装廃棄物の分別収集促進計画を策定する。

産業廃棄物対策については、産業廃棄物処理計画に基づき、適正処理の推進、廃棄物の排出抑制及び減量化、再生利用を進める。

自然環境の保全については、自然環境指針に基づき適正な保全を図るとともに、自然公園内の施設整備、新立山自然保護センター基本設計の実施、立山地域の公園施設を整備するための緑のダイヤモンド計画の策定、自然保護教育の

拡充等の施策を積極的に展開する。また、生き物の生態特性に配慮した環境をつくるためのマニュアルを作成する。

快適な環境づくりについては、日本一のきれいな県土づくりをめざして、美化清掃運動の展開や地域美化活動の推進を図るとともに、市町村の快適な公共トイレの整備事業への支援や「とやま国際トイレシンポジウム'96」を開催する。さらに、グリーンプランや海岸、河川などの良好な景観整備、道路の環境整備等を図るため、各種事業を今後とも推進するとともに、新たにふるさと環境整備事業に取り組むことにしている。

環境保全活動の推進については、とやま環境財団を中心に地域に根ざした環境保全活動を推進するとともに、講演会、教材等による環境保全意識の啓発を図る。

また、公害の防止技術の開発や環境汚染メカニズム、動植物等の自然環境についての調査研究を行う。

1 総合的な環境保全対策

(1) 環境基本計画の策定

環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める「富山県環境基本計画」を策定するため基礎調査を行う。

(2) 環境影響評価の推進

大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価要綱に基づき、開発事業者を指導し、地域住民等の意見を取り入れた適正な環境影響評価を推進する。

(3) 公害防止計画の推進

富山・高岡地域公害防止計画に基づいて、10年度を目標に、神通川流域のカドミウム汚染田の復元、都市河川の水質汚濁対策、主要幹線道路の騒音対策等の公害防止対策事業の推進を図る。

(4) 地球環境問題への取組み

ア 地球環境保全行動計画の策定

県、市町村、事業者及び県民が、地球環境保全に資するよう行動するため、その目標、それぞれの役割分担、具体的な取組みなどを盛り込んだ地球環境保全行動計画を策定する。

イ 普及啓発活動の推進

地球環境問題の普及啓発と地球にやさしいライフスタイルの定着を目的に講演会を開催するとともに、リーフレットの配布等により地球環境保全対策の普及啓発を図る。

ウ 低公害車の導入

地球温暖化防止等の効果にすぐれた電気自動車を率先して導入し、低公害車に対する意識の高揚を図る。

エ 事業者等への支援

市町村における低公害車の導入やオゾン層破壊物質であるフロンのもつ家電製品からの回収設備の整備に対して助成する。

また、中小企業者が実施する低公害車の導入やフロンの回収又は転換のための装置の整備に対し、低利資金を融資する。

オ 環日本海環境協力の推進

環日本海地域の環境を保全するため、対岸地域との間で環境保全に関する情報交換を行うほか、韓国江原道が主催する環境保全セミナーに参加するなど、環境保全に関する理解と協力を深める。

また、この地域における環境保全に関する協力事業の拠点構想について、具体化に向けて検討を進める。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境計画(ブルースカイ計画)の推進

硫酸酸化物及び窒素酸化物について、引き続き環境基準を達成し、良好な大気環境を保全していくため、ブルースカイ計画を推進する。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対応を図るため、一般環境観測局25局及び自動車排出ガス観測局6局で、硫黄酸化物、窒素酸化物等を測定するとともに、これらの観測データを通信衛星を利用した大気環境ネットワークにより収集、解析し、大気汚染の常時監視を行う。

(3) 環境大気基礎調査

大気環境の実態を把握するため、40地点で硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんについて1か月ばく露法等の調査を実施するほか、一般環境及び工場周辺で浮遊粉じんの成分等の調査を実施する。

(4) ばい煙発生施設等の監視・指導

工場のばい煙発生施設の排出基準の遵守状況を監視するため、立入調査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導する。

(5) 特定ガス環境大気調査

未規制物質の状況を把握するため、トリクロロエチレン等の排出実態調査、フロン等の環境調査を実施する。

また、石炭利用の拡大など、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、大気、土壌及び玄米中の水銀等について調査を実施する。

(6) 自動車排出ガス環境調査

自動車排出ガスによる環境への影響を把握するため、県内主要幹線道路において、1か月ばく露法による窒素酸化物の調査を実施する。

(7) 酸性雨調査

酸性雨の実態を把握するため、雨水、湖沼のpHや酸性成分について調査を実施するとともに、県及び関係市で構成する酸性雨対策連絡会議において連絡調整や情報交換を行い、調査の効果的かつ円滑な推進を図る。

また、環境庁の酸性雨対策調査の一環として、立山地区に設置された国設酸性雨観測局において引き続き調査を実施する。

(8) 環境放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、科学技術庁のモニタリング調査の一環として、大気浮遊じん、降水、日常食等について調査を実施する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」を確保するため、7年度に実施した汚濁負荷量等についての基礎調査結果をもとに、クリーンウォーター計画を改定する。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の合計122地点において、生活環境項目（BOD、COD等）、健康項目（カドミウム、水銀等）、要監視項目（クロロホルム、硝酸性窒素等）などについて、水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施する。

(3) 地下水の水質監視

地下水の水質の状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において、健康項目等について水質調査を実施する。

(4) 工場排水等の監視・指導

工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入調査を実施する。
また、ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施する。

(5) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、刀利ダム、祐延ダム、上市川第二ダムにおいて、窒素、りん等について、水質調査を実施する。

(6) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)及びPCBについて調査を実施する。

4 土 壌 汚 染 対 策

神通川流域農用地土壌汚染対策地域の第3次地区及び黒部地域農用地土壌汚染対策地域の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に、展示ほを設置して技術指導を推進し、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

また、神通川流域及び黒部地域の農用地土壌汚染対策地域周辺に位置する産米流通対策地域については、復元事業実施に向けた調査等を実施する。

5 騒音、振動防止対策

道路交通騒音等の防止対策や環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路等の沿道において騒音・振動の実態を調査する。また、航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施する。

6 悪臭防止対策

畜産業、飼料肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニアや硫化水素等の悪臭物質について調査を実施する。

7 地下水対策

(1) 地下水指針の改定

地下水の保全と適正利用を図るため、7年度に実施した魚津・滑川地域及び氷見地域における適正揚水量解析調査結果等をもとに、地下水指針を改定する。

(2) 地下水位の観測

地下水位の変動状況を把握するため、32観測井において地下水位の常時観測を実施する。

(3) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、海岸部130地点において、地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(4) 地下水利用対策協議会の支援

地下水の適正かつ合理的利用を図るため、高岡・砺波地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域に設置されている地下水利用対策協議会を側面的に支援する。

8 一般廃棄物対策

(1) ごみ減量化・再生利用の推進

社会全体でごみの減量化や再生利用の推進を図るため、ごみ減量化・再生利用推進指針に基づき、とやま環境財団と連携し、普及啓発を図る。

また、市町村のごみ減量化・再生利用推進モデル事業やリサイクル促進機器整備事業に助成する。

(2) 容器包装廃棄物の分別収集促進計画の策定

缶、びん等の容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進を図るため、市町村の容器包装廃棄物分別収集計画に基づいて、分別収集促進計画を策定する。また、市町村の容器包装廃棄物分別収集処理施設の整備事業に助成する。

(3) 一般廃棄物分別収集・処理計画ガイドラインの作成

市町村毎に異なるごみの分別区分、資源化方法及び危険ごみの処分方法等の標準化を推進するため、一般廃棄物分別収集・処理計画ガイドラインを作成する。

(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置者に対し、浄化槽の構造、維持管理方法、法定検査等正しい知識の普及啓発に努め、維持管理の推進を図る。また、浄化槽の適切な管理を図るため、浄化槽管理システムの整備を図る。

(5) 合併処理浄化槽設置の推進

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱に基づき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

9 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理計画の推進

減量化等の目標を達成するため各種施策を実施するほか、処理計画の関係者への周知徹底を図る等、新たに策定した産業廃棄物処理計画を推進する。

(2) 減量化、再生利用の促進

産業廃棄物の減量化、再生利用の促進を図るため、中間処理施設の計画的な整備を指導するとともに、建設廃材の減量化、再生利用の促進を図るため、事例集を作成する。また、産業廃棄物の多量排出事業者に対し、処理計画の作成を指示するほか、廃棄物の減量化や再生利用を指導する。

(3) 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進

処理基準の厳しい特別管理産業廃棄物については、管理責任者の選任やマニフェスト（特別管理産業廃棄物管理票）の使用の徹底など適正な管理を指導する。

(4) 指導要綱に基づく事前協議の実施

最終処分場や焼却施設の円滑な設置を推進するため、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事業者に対し、環境調査の実施、住民への説明会の開催等を指導する。

また、県外産業廃棄物についても、指導要綱に基づく事前協議により搬入される産業廃棄物の量を把握するとともに、計画的な処理を指導する。

(5) 処理施設等の監視・指導

特別管理産業廃棄物の排出事業所や処理業者等の最終処分場について重点的に監視し、適正処理を指導するほか、マニフェストシステムの普及を図り、産業廃棄物の処理状況の把握に努めるよう指導する。

さらに、不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、不法処理防止連絡協議会によりパトロールの実施や講習会、ポスター等による啓発を行う。

10 自然環境保全対策

(1) 自然環境保全対策の総合的推進

ア 自然環境指針に基づく指導・助言

自然環境指針に基づき、各種開発事業に際しての自然環境保全上の指

導・助言を行うことにより、うるおいとやすらぎに満ちた快適な県土の維持形成に努める。

また、自然環境指針の基礎資料を更新するため、両生類、は虫類の調査を行う。

イ 自然環境の各種調査

自然環境保全のため立山道路沿線の調査区における植生を中心とした定点調査、自然環境保全基礎調査、絶滅危惧動物特性調査を行う。

(2) ふるさと生き物環境づくり（ビオトープ）マニュアルの作成

各種開発行為を行う際の自然環境保全及び創造に対する配慮や工法を明らかにするため、空間別の配慮方針、取組事例とその評価、希少野生動植物に配慮した環境づくり造成試案などを盛り込んだマニュアルを作成する。

(3) 自然保護思想の普及啓発

ア ナチュラリスト等の配置及び新規養成

次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

・県民公園地区（自然博物館及び頼成の森）

4月27日～11月4日の間の毎日曜日及び祝日（自然博物館については第2、第4土曜日も）

・称名地区及び有峰地区（有峰地区は新規）

7月20日～11月4日の間の毎日曜日及び祝日

・立山地区（室堂及び弥陀ヶ原）

7月20日～8月31日の毎日

その他、とやま環境財団がナチュラリストの個別派遣を行う。

また、ナチュラリスト活動を充実するため、自然解説員の新規養成を行う。

さらに、各地の自然公園等に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、公園内のパトロールを行う。

イ 自然とふれあうイベントの開催等

自然保護思想の普及啓発のため、自然に親しむ集いや講演会を開催する。また、自然博物館「ねいの里」において、誰もが自然に親しみ学べるように四季を通じての自然観察会をはじめとした各種プログラムを実施する。

「みどりと自然」をテーマに開催される全国都市緑化とやまフェアのテーマ会場として、県民公園頼成の森で「'96頼成の森花しょうぶ祭り」を開催し、身近な自然とふれあう機会を提供する。

また、人と自然との関係について考え、自然を守り、自然との豊かなふれあいを推進するための祭典として、10年に開催する「第40回自然公園大会」に向け、諸準備を進める。

ウ 野生動物保護思想の普及啓発

愛鳥週間において、従来から実施してきたツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターや標語の募集などを行うほか、第50回愛鳥週間を記念して「とやま野鳥保護のつどい」を開催するなど行事内容を充実し、より一層の愛鳥思想の普及啓発を図る。また、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護の実効と保護思想の啓発を図る。

(4) 野生動物の保護と管理

ア 第8次鳥獣保護事業計画の策定

適切な鳥獣保護行政を推進するため、9年度を初年度とする5か年の基本方針となる第8次鳥獣保護事業計画を策定する。

イ ライチョウの保護

ライチョウ保護のため、立山一帯で生息数調査、生息環境調査、生態調査及び冬期調査等を実施する。

また、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日～7月31日)にスキーヤーなどのハイマツ地帯への立入りを規制する。

ウ ツキノワグマの保護

ツキノワグマの保護対策として、県猟友会は4年度の猟期から1か月

間（1月15日～2月15日）クマ猟を自粛しており、今年度も引き続き実施するよう指導を行う。

エ 高山蝶の保護

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

オ 野生鳥獣の救護等

オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、傷病鳥獣の救護を実施する。

カ 有害鳥獣駆除等

有害鳥獣については、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。

また、近年、農作物への被害をもたらしている野猿について、被害の著しい地域で組織的・効率的な追い上げを核とする総合的な保護管理対策をモデル的に実施する。

キ 安全狩猟対策

狩猟の適正化と事故防止を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施するとともに、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設置する。

(5) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において標識の整備等の保全事業を実施するとともに、巡視等の適正な管理を行う。

(6) 自然公園等の保護及び管理

ア N.P.C. 作戦（ナショナルパーククリーン作戦）

中部山岳国立公園において、室堂周辺の立山地区で実施しているごみ持ち帰り運動を、さらに黒部峡谷の樺平周辺の黒部地区に拡大して実施する。

また、ホテル、山小屋等の施設で発生するごみを公園区域外へ搬出し、国立公園の自然環境の保全に努めるとともに、室堂平を中心に美化清掃活動を行う。

イ 植生復元

立山の植生復元については、引き続き室堂平地区においてヒロハノコマススキやヨツバシオガマなどの現地の植物の種子を使った緑化を行う。

ウ 山岳遭難防止

山岳遭難防止対策として、テレフォンサービスや立山室堂ターミナルの登山相談コーナーの設置を引き続き行い、安全登山を推進する。

エ 県民公園の管理

県民公園新港の森、太閤山ランド、自然博物館、野鳥の園及び頼成の森については、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営に努める。

オ 家族旅行村の管理

立山山麓家族旅行村、とやま・ふくおか家族旅行村については、利用の増進が図られるよう適切な管理運営に努める。

(7) 自然公園等の施設整備

ア 中部山岳国立公園

室堂平、弥陀ヶ原、天狗平、立山カルデラ地域においては、歩道及び標識等を整備する。

新立山自然保護センターについては、基本計画を踏まえ、展示及び建築の基本設計を行う。

また、立山地域において、自然環境の保全修復、自然体験フィールド、利用拠点及び利用誘導拠点の整備等を行うための緑のダイヤモンド計画を策定する。

イ 白山国立公園

桂湖周辺整備基本計画に基づき、ビジターセンター等の整備を図る。

ウ 県立自然公園及び県定公園

稲葉山・宮島峡など6公園については、引き続き県の補助事業で施設整備を実施する。

エ 立山山麓

ふるさと環境整備事業により、キャンプ場、歩道等の整備を行う。

11 快適な環境づくり

(1) 県土美化推進運動の展開

日本一きれいな県土づくりをめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化運動を次のとおり実施する。

ア 県土美化思想の普及

県土美化思想の普及を図り、県民総ぐるみの運動として展開するため、県土美化推進県民会議の開催、県土美化推進功労者の表彰等を実施するとともに、ポスター、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して啓発活動を行う。

イ 美化清掃運動の展開

地域住民や関係団体等の協力を得て、4月から9月にかけて、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」の強調期間を設定し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

また、清掃美化大会の開催や夏休み期間中に児童・生徒による「ふるさとの大クリーン作戦」を展開する。

ウ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、特別美化モデル地区2地区、一般モデル地区29地区を中心に県土美化活動を展開する。

(2) 快適な公共トイレの整備

きれいで利用しやすい公共トイレの整備促進を図るため、モデル的な施設の設置や改築・改装に対して市町村に助成するとともに、県民の公共ト

イレに対する意識の啓発を図るため、シンポジウムやグッドトイレコンテスト等を実施する。

また、トイレ環境の改善とトイレ文化の創造を図るため、「環境とトイレ」をテーマとして「とやま国際トイレシンポジウム'96」を開催する。

(3) グリーンプランの推進

うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりをめざし、県民総ぐるみで生活環境の緑化を推進するため、新グリーンプランに基づき、各種施策を展開する。

ア 花と緑をすすめる

家庭や地域における緑化活動をすすめるため、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、グリーンキーパー（花と緑の指導員）を50名、グリーンメイト（花と緑の協力員）を200名増員する。

また、花屋、種苗店など民間の協力を得て、花と緑の情報提供を行う花と緑の推進協力店事業を引き続き実施する。

イ 花と緑をつくる

県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点施設づくりとして、中央植物園や海浜植物園等の整備をすすめるとともに、花と緑のあふれるまちづくりをすすめるため、花と緑のまちのかおづくり事業や地域花壇リフレッシュ事業、通りに一鉢・窓辺に花をモデル事業を実施する。

また、今年度開催される全国都市緑化とやまフェアにあわせて、7年度に引き続き緑化意識の高揚を図るとともに、駅・空港の緑化事業やサテライト会場周辺や会場へのアクセス道路等にプランターや立体花壇を設置する市町村花と緑の推進事業を実施する。

ウ 花と緑にしたしむ

子供から大人まで幅広く花と緑にしたしむ機会を創出するため、フラワーグリーンバス教室の開催や県民緑花カレッジ講座、花と緑の冬のフェスティバルを開催する。

(4) 良好な景観の整備

ア 景観整備調査検討事業の実施

全県域公園化推進プラン及びふるさと環境総合整備ガイドラインに基づき、地域の特性に配慮した景観整備の具体化を推進するため、景観を阻害する具体的な事項の把握とその対応策を検討し、良好な景観の整備を推進する。

イ 海岸環境の整備

国土の保全とあわせ良好な海岸環境の創造を図ることを目的として、海岸保全に加え、周辺の自然景観と調和し、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫を凝らした海岸整備を行うエコ・コースト事業を伏木富山港海岸（雨晴地区）において実施する。

また、快適でうるおいのある海岸環境の創出を目指し、なぎさリフレッシュ事業やコースタル・コミュニティ・ゾーン整備事業を推進する。

ウ 多自然型川づくりの推進

河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、河川改修にあたっては多自然型川づくりを推進する。

エ 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

溪流の持つ優れた景観や生態系等の自然環境と調和し、個々の溪流の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを推進するため、県内12か所の事業を継続するとともに、新たに山田川（神通川水系）の事業に着手する。

オ 道路の環境整備

21世紀に向けて、「きれいで魅力あるとやまのみちづくり」を進めるため、道路・沿道景観の向上、シンボルロードの整備、ライトアップの推進、道路緑化を図る「とやまのみち BIG 作戦」を推進する。

また、自然とやすらぎの空間として農村や山村を楽しむことにも配慮しつつ、農道や林道の整備を進める。

12 環境保全活動等の推進

(1) 「環境月間」行事の実施

6月の環境月間には、6月5日の環境の日を中心に、ポスターの募集・展示、講演会や一日環境大学の開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行う。

(2) 環境教育の推進

ア バス教室の開催

水に対する関心を高めるため、水生生物の観察、名水巡りなどを組み入れた親子の水とのふれあいバス教室や名水巡りバス教室、また、森林に対する関心を高めるため、森林浴等を組み入れた森林浴バス教室、リサイクル型社会の構築について理解と関心を深めるため、廃棄物処理施設等を巡るエコ・ライフバス教室を開催する。

イ 子供達による活動の推進

子供達による自主的な取組みを推進するため、ふるさと環境学習クラブの登録や環境保全活動実践モデル校を指定し、その活動を推進するとともに、ビデオ、リーフレット等、各種啓発用教材の整備を進める。

(3) 環境への負荷低減のための行動計画の策定

県自らが事業者・消費者として率先して環境保全に向けた取組みを進めるため、行動計画を策定する。

(4) 環境保全活動への支援

ア とやま環境財団への支援

地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取組むため、とやま環境財団が実施する環境情報の収集・提供、環境教育資料等の作成、新聞・テレビ等による普及啓発、環境保全活動団体への助成やナチュラリストバンク事業等に対して支援する。

イ 環境保全相談室の活動

県民、事業者等に対する環境保全活動の普及を図るため、とやま環境財団内に環境保全相談室を開設し、ボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談業務を実施する。

ウ 環境保全活動推進員の交流

地域に根ざした環境保全活動のリーダーとなる推進員の連携を図るため、環境保全活動推進員交流ネットワーク会議を開催する。

13 環境施設整備事業に対する助成

中小企業における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する公害防止施設に加え、低公害車、地下水の保全に資する施設、緑地の整備等に長期・低利な資金を融資する。

14 各種の環境保全対策

(1) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(株)周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をする。

(2) 緩衝緑地の整備

富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」について、県民に親しまれる公園として運営、整備を行う。

(3) 下水道等の整備

全県域下水道化構想に基づき、小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道（9市14町1事務組合）及び特定環境保全公共下水道（9市14町4村）の整備を推進し、下水道の普及を図る。

また、農村下水道やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 畜産環境保全対策

ア 環境保全対策の指導強化

県及び地域推進指導協議会を開催し、県、市町村及び農業団体が一丸となった総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導等を行う。また、苦情の発生源となる汚水、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう調査を実施し、徹底した指導を実施することにより、畜産経営による環境汚染の防止を図る。

イ 堆きゅう肥の有効利用の促進

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化を指導するとともに、モデル地区を設定し、堆きゅう肥のネットワークシステムを構築する。

ウ 助成及び融資

畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助事業の検討及び資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行う。

(5) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁場環境保全に関する講習会を開催し、知識の普

及に努める。

イ 定置網漁場の水質調査

定置網漁場を中心とした35地点において、水質調査を実施する。

15 環境保全に関する試験・研究

(1) 環境科学センター

ア 樹木による大気浄化作用に関する研究

各種樹木のホルムアルデヒド吸収メカニズムについて検討する。

イ 酸性雨原因物質の長距離輸送に関する研究

流跡線解析法により、酸性雨原因物質の長距離輸送の実態について検討する。

ウ 融雪水の化学成分に関する研究

本県の気象条件下における融雪水の化学成分の濃度変化を把握するため、積雪中の化学成分の移動及び溶出現象について検討する。

エ 水質汚濁物質の測定方法に関する研究

要監視項目のうちガスクロマトグラフ質量分析法により測定する12有機化合物について、工場排水の迅速な分析方法を検討する。

オ トリハロメタン生成能の測定方法に関する研究

河川水及び事業場排水等の実態に即したトリハロメタン生成能の有効な測定方法について検討する。

カ 湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究

刀利ダム湖において、水質特性とプランクトンとの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、湖沼の特性について検討する。

キ 産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究

最終処分場浸出水等について、有機物や金属類の調査を行い、閉鎖後の最終処分場の安定化を検討する。

ク 酸性雨に対する土壌中和能の簡易測定法に関する研究

酸性雨が土壌に与える影響を調査するため、県内土壌を対象に土壌中

和能の簡易測定法の適用について検討する。

(2) 衛生研究所

ア イタイイタイ病の予防に関する研究

慢性カドミウム中毒からイタイイタイ病への進展を防止するため、汚染地域住民の尿及び血液生化学検査の結果を解析する。

イ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

環境化学物質による汚染の評価についての基礎資料を得るため、生体汚染の微量金属レベルを調査する。

ウ 食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

イプロベンホス等有機リン系農薬37種の一斉分析法を検討して、県内産農産物中の含有量を調査する。また、前年度に継続して富山産魚介類中の水銀及びトリブチルスズ化合物含有量を調査する。

エ 不快昆虫の多発防止対策の調査研究

観光地、都市部小河川等で多発する吸血害虫、不快害虫、家畜舎から発生するハエ、コクガ類、各種事業所周辺で発生する小バエ、ユスリカ類の発生防止対策を研究する。また、各種企業団地において、製品に混入する飛翔性昆虫の侵入阻止法の開発研究を継続して行う。

(3) 工業技術センター中央研究所

ア 生分解性プラスチックに関する研究

生分解性プラスチック製品の微生物による分解に関する基礎的な研究を継続して進める。

イ 廃プラスチックの再生・処理高度化技術開発研究

廃プラスチックの再生技術・再資源化技術を調査研究し、より効率的な処理技術並びに利用方法を研究する。

(4) 農業技術センター農業試験場

公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査

神通川流域及び黒部地域の公害防除特別土地改良事業完了地区の客土水田において、玄米及び土壌中のカドミウム濃度調査等、対策地域の指定解除のための諸調査を実施する。

(5) 水産試験場

ア 赤潮に関する調査

赤潮の発生状況を調査し、富山湾の水質環境の現状を把握する。

イ 漁場環境状況に関する調査

富山湾内16地点において、クロロフィルa量及び溶存酸素量を測定し、植物プランクトンの量と漁場環境の状況を把握する。

ウ 富山湾の汚染指標の底生生物の調査

富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の消長を調査することによって、富山湾海域の環境を監視する。

(6) 林業技術センター林業試験場

酸性雨等森林影響予察に関する調査

酸性雨等による森林影響についての基礎資料を得るため、森林に流入する酸性降下物等の負荷量調査や森林土壌調査、森林健全度調査等を実施する。

資 料



県の獣 ニホンカモシカ
ウシ科の獣で主に標高
500~2000mの森林地帯や
岩場にすんでいます。性格
はおとなしく、木の芽や草
を主食とし、厳しい自然環
境に適応して生きています。
(昭和30年、国の特別天然記
念物に指定)

第1 年表（昭和36年度～平成6年度）

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県、厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県、総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定 ・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
8	・公害対策基本法制定
12	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定
43・3	・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始 ・庄川下流地域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定
8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結

年 月	内 容
43・12	・ 県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定
44・2	・ 富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
3	・ 国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
9	・ 国、硫黄酸化物に係る環境基準を設定
12	・ 富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
45・1	・ 国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
5	・ 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
6	・ 富山県公害被害者認定審査会設置
7	・ 国、一酸化炭素に係る環境基準を設定
8	・ 神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
9	・ 富山県公害関係部長会議設置
10	・ 日本鉱業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
11	・ 日本鉱業㈱三日市製錬所 4 割操短を実施
12	・ 公害紛争処理法制定
1	・ 県、総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置
2	・ 富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置）
3	・ 国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
4	・ 厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定
5	・ 県、日本鉱業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
6	・ 富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大）
7	・ 富山県環境保健健康調査実施要綱制定
8	・ 富山県公害対策本部設置
9	・ 住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
10	・ 日本鉱業㈱三日市製錬所、豊羽鉱山（北海道）の付属製錬所となり鉱山保安法の適用
11	・ 富山県公害行政推進協議会設置
12	・ 富山県環境保健健康調査協議会設置
1	・ 富山県公害紛争処理条例制定

年 月	内 容
45・10	・ 県、公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・ 県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・ 住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	・ 富山県公害審査会設置 ・ 知事、「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化合物及び窒素酸化合物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	・ 第64臨時国会で公害関係14法成立 ・ 国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	・ 富山県公害被害者認定審査会設置
2	・ 富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
3	・ 富山県立自然公園条例制定
4	・ 公害センターを2課制（監視課、調査課）
5	・ 富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・ 婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し損害賠償請求 ・ 国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・ 国、騒音に係る環境基準を設定
6	・ 悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・ 県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・ 富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・ 第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・ 知事、「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申 ・ 第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決（富山地裁）、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・ 環境庁発足
7	・ 富山県水質審議会設置 ・ 富山県公害防止条例施行規則改正（特定施設、規制物質の追加）
8	・ 知事、「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問

年 月	内 容
46・8	・県公害対策審議会、「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」、「りん酸化合物及び窒素酸化物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申
9	・県、第1回の公害白書発表
10	・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申 ・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定（有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定） ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K 値改正）
47・1	・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	・知事直轄として自然保護室設置 ・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、主要工場に対し、PCB 使用の自粛、PCB 関係製品等の在庫調査、PCB 回収方法等の管理体制について要請
5	・知事、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問 ・県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「いおう酸化合物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議

年 月	内 容
47・6	会に諮問 ・公害等調整委員会設置法制定 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・自然環境保全法制定 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法制定
7	・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・富山県自然環境保全条例制定 ・富山県大境ビクターセンター条例制定
8	・公害センター新庁舎完成 ・国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壌復元の義務をもった誓約書を受領するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	・県水質審議会、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換 ・県、シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	・富山県自然環境保全審議会規則制定 ・富山県自然環境保全審議会設置 ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申

年 月	内 容
47・11	・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、知事に答申
12	・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申 ・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1	・富山県立自然公園条例施行規則制定 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申
2	・県、「硫黄酸化物環境保全計画」策定 ・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
3	・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定 ・県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市の一部地区の指定、規制基準の設定）
4	・公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課）
5	・金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・第1回環境週間始まる ・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表

年 月	内 容
48・5	・環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定
7	・富山県自然環境保全基本方針の制定 ・富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・富山県土地対策要綱制定施行 ・県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・公害健康被害補償法制定 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
8	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
9	・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（27.8ha） ・都市緑地保全法制定 ・県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・知事、「縄ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定及び上乗せ排水基準設定 ・県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
10	・工場立地法改正 ・動物の保護及び管理に関する法律制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・富山県自然環境保全条例施行規則制定 ・富山県自然環境保全地域（縄ヶ池・若杉、沢杉）の指定 ・国、自然環境保全基本方針制定 ・富山県浄化槽協会発足

年 月	内 容
48・11	・環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表 ・新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	・流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあつせん依頼 ・富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正 ・国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	・国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	・富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	・県のあつせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K 値改正） ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申 ・県、白木水無県立自然公園の指定
4	・県、環境部を設置（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・富山市、高岡市等6市町村を悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設
5	・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・新湊市作道地区等でカドミウム問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）

年 月	内 容
49・7	・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	・県、神通川流域左岸地域を農用地土壌汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令改正（水銀排水基準強化、49、10、30施行）
10	・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生 ・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設
11	・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定
50・1	・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	・国、PCBに係る環境基準を設定 ・富山地域地下水利用対策協議会設立 ・県、医王山県立自然公園の指定 ・国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同月同審議会答申 ・富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化）

年 月	内 容
50・3	・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	・県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県民公園「頼成の森」(115ha)開園
7	・黒部峡谷環境保全協会設立 ・県、「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	・県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	・国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	・県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定(356ha)
12	・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正(ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定) ・中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償補償法公布
51・1	・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定(小矢部川水域の一部改正含む。)」について、知事に答申
2	・富山県し尿浄化槽指導要綱制定(51.2.20施行) ・県地下水対策研究会、「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」策定 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申

年 月	内 容
51・3	・ 県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・ 県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）（51.4.1施行） ・ 富山県地下水の採取に関する条例制定
4	・ 県、生活環境部を設置（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課）
5	・ 高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	・ 愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・ 僧ヶ岳に県内最大のクロサシショウウオ群生地発見 ・ 振動規制法公布（12.1施行） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	・ 立山自然保護センターオープン
8	・ 中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・ グリーンベルト都市計画決定 ・ 悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・ 大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	・ 白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・ 県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・ 神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・ グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千百万円）
12	・ 県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・ 53年度自動車排出ガス規制の告示 ・ 沢杉自然環境保全地域特別地区（面積2.67ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積1.89ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積45.04ha）の指定
52・1	・ 地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・ 地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示

年 月	内 容
52・3	・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園園城山地区一帯約60haをあさひ国民休養地として指定（環境庁）
4	・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頼成の森）
6	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申（神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加） ・知事、「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
12	・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定 ・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	・54年度自動車排出ガス規制告示
2	・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申
3	・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 ・県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「俱利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	・県、生活環境部内の行政機構を一部変更（県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課） ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等」の一部改正、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等」の一部改正の告示 ・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等」の一部改正、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等」

年 月	内 容
	一部改正」の施行
53・5	・ 県、オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
6	・ 水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
7	・ 深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定
	・ 二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
10	・ 県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
	・ 県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
54・1	・ 窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	・ 運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
3	・ 県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
	・ 県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申
	・ 御富山県民福祉公園理事会、自然博物館センター整備事業を承認
	・ 県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議
	・ 中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
5	・ 「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加)
8	・ 窒素酸化物排出基準(第4次規制)の改正(規制対象施設の拡大)
	・ 山の神自然環境保全地域(12.5ha)の指定
	・ 「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
9	・ 知事、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	・ 県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	・ 県、神通川流域農用地土壌汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表
	・ 自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	・ 内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認

年 月	内 容
55・3	・グリーンベルト起工式
4	・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れるとともに環境影響調査書を県に提出
	・自然博物館センター建設工事に着手（事業主体富山県民福祉公園）
9	・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
	・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定
	・環境庁、深夜営業騒音規制について通達
	・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
56・1	・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。
	・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定
	・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示
4	・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設
6	・自然博物館センター「ねいの里」を開園
8	・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
9	・富山共同火力発電㈱が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請
10	・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
11	・北陸電力㈱から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ
	・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示
	・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定
	・県公害対策審議会、「硫酸化合物及び窒素化合物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申
	・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
57・1	・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示
2	・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答

年 月	内 容
57・3	申 ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示
5	・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表 ・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始
6	・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示
7	・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表
8	・五竜岳ライチョウ生息調査実施
9	・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
10	・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
12	・県下一斉に空カン回収活動実施 ・県民公園新港の森一部供用開始 ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
2	・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
6	・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	・唐松岳ライチョウ生息調査開始
9	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表

年 月	内 容
58・12	・ 県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	・ 厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請
	・ 県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定
	・ 厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を設定
	・ 神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定
	・ 知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・ 県自然環境保全審議会、「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	・ 高岡市二上山で第1回富山県清掃美化大会を開催
	・ 県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	・ 鬼岳ライチョウ生息調査開始
	・ 県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施
	・ 湖沼水質保全特別措置法を制定
8	・ 環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定
	・ 大津市で世界湖沼環境会議を開催
	・ 国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
10	・ 環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化
	・ 県自然環境保全審議会、「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	・ 県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	・ 内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認
	・ 県公害対策審議会、「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申
	・ 環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の霊水」「黒部川扇状地湧水群」「瓜裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	・ 富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定
	・ 環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒

年 月	内 容
60・5	音の規制強化を決定 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正(富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・リンの排水基準の設定) ・国、同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてリンの排水基準適用を告示
6	・県、騒音の環境基準、航空機騒音の環境基準の地域指定 ・大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	・国の生活環境審議会・廃棄物処理部会(適正処理専門委員会)が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	・「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	・県民公園「野鳥の園」オープン
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出 ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事实施計画の認可を申請
61・1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合 ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画(ブルースカイ計画)を改定(61年～63年度)
2	・県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」(61年度～65年度計画)を策定
4	・県、企画県民部を設置(企画調整室、新幹線対策室、水雪対策室、秘書課、県民生活課、広報課、婦人青少年課、環境整備課、公害対策課) ・県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定
5	・県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
7	・県、「常楽寺自然環境保全地域(11.0ha)」及び「谷内谷自然環境保全地域(1.1ha)」を指定 ・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問 ・県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定期質に指定
62・1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定 ・環境庁、デiselトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化

年 月	内 容
62・2	・県公害対策審議会、「水質環境管理計画」を知事に答申 ・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問 ・県自然環境保全審議会、「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申 ・県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
3	・県、大気汚染テレメータシステムを整備拡充(中央監視局を公害センターへ移設)
5	・県、クリーンウォーター計画(水質環境管理計画)を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置 ・県公害対策審議会、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除について答申
6	・県、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除(95.2ha) ・厚生省、「合併処理浄化槽設置事業実施要綱」を制定し、各県に通知(63年4月1日より適用)
8	・有峰フェスティバル開催(8月8日～9日)
9	・県自然環境保全審議会、「野鳥の園鳥獣保護区の設定」、「ムササビの捕獲禁止」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申 ・国、公害健康被害補償法を改正し、第1種地域41地域の指定を解除 ・庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会の設立
10	・国、大気汚染防止法施行令を一部改正し、ガスタービン、ディーゼル機関を規制対象に追加
12	・県、「登山届出条例に基づく勧告基準」の一部改正 ・滑川市、福光町が、環境庁の「スターウォッチング―星空の街」に選定される
63・3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部供用開始 ・県、富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱を策定し、各市町村に通知(4月1日より適用)
5	・国、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(フロン等規制法)を制定
6	・有峰ビジターセンター開館 ・国、公害等調整委員会において、「国内主要タイヤメーカー7社は、平成2年12月末限り、スパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末限り、同タイヤの販売を中止する」との調停成立
7	・知事、「有峰湖及び枳津川下流水域に係る環境基準の水域類型及び排水

年 月	内 容
63・8	基準について」を公害対策審議会に諮問（63年12月15日答申） ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正。弁当製造業等4業種5特定施設を追加（63年10月1日から施行）
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りん、の調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11	・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水質保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申） ・環境庁、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」の告示
元・1	・通商産業省、「特定フロンの排出抑制・使用合理化指針」を策定 ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（元年度～3年度）
3	・中央公害対策審議会、「アスベスト製品等製造工場に対する規制制度のあり方」について、環境庁長官に答申 ・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び柄津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正 ・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準を設定 ・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	・全国スパイクタイヤ対策行政連絡協議会設立 ・環境庁、四塩化炭素の地下浸透及び排水にかかる指導指針を通達
5	・魚津・滑川地域地下水利用対策協議会の設立
6	・国、大気汚染防止法の一部改正。粉じんの定義改正（粉じんを「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分） ・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	・立山自然保護センター新装・展示更新オープン記念式典開催 ・称名滝見台完成式典開催 ・国、りん規制対象湖沼に熊野川ダム、上市川第2ダムを追加指定
8	・黒部市において、「第5回全国水環境保全市町村シンポジウム（全国名水シンボ）」を開催（1,000人参加） ・環境庁、第1次酸性雨対策調査結果を公表 ・知事、「環境影響評価制度の基本的な考え方について」を公害対策審議会に諮問（平成2年3月27日答申）

年 月	内 容
元・9	・環境庁、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則の一部改正（プロピオン酸等4悪臭物質を追加指定及び規制基準の範囲を設定、2年4月1日施行）
10	・井波町において、クリーニング業者が埋め立てたテトラクロロエチレン廃液による地下水汚染が発覚 ・環境庁、「悪臭物質の測定の方法」を改定（プロピオン酸等4悪臭物質の測定方法追加）
12	・国、大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正。アスベストを特定粉じんに指定、アスベストに係る規制基準の設定（元年12月27日から施行）
2・2	・知事、公害対策審議会に「地下水の水質測定計画の策定に当たっての基本的な考え方」について諮問（2年3月27日答申） ・知事、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について（プロピオン酸等4悪臭物質の追加）」を公害対策審議会に諮問（2年3月27日答申）
3	・県、「富山県ゴルフ場農業安全使用指導要綱」を制定（4月1日施行） ・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・中央公害対策審議会、「生活排水対策強化について」を答申 ・富山県環境保全基金条例制定 ・知事、「富山県公害防止条例等の改正について（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出基準の設定等）」を公害対策審議会に諮問（同日答申）
4	・高岡・新湊地区にオキシダント情報を発令
5	・国、ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知（殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の21農薬に指針値を設定）
6	・県、酸性雨対策連絡会議を設置 ・知事、「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」県公害対策審議会に諮問（12月答申、3月上乗せ排水基準の条例公布、水域類型指定告示） ・県、環境保全相談室を設置 ・県、環境影響評価要綱を制定（10月施行） ・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策の推進を追加 ・国、スパイクタイヤ規制法公布、施行 ・県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止（8

年 月	内 容
2・7	月施行規則改正、10月施行) ・ 県、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等についての一部改正」告示 (プロピオン酸等4悪臭物質追加)
8	・ 「地下水管理指針の策定」について県地下水審議会へ諮問
10	・ 県、大気汚染常時観測局適正配置計画を策定 ・ 国、地球環境保全に関する関係閣僚会議において「地球温暖化防止行動計画」を決定
11	・ 国、大気汚染防止法を改正し、ばい煙発生施設にガス・ガソリン機関を追加
3・2	・ 国、スパイクタイヤ規制法に基づき、富山市、高岡市等27市町村を指定地域に指定
3	・ 立山カルデラ地内の民有地買い上げ契約締結 ・ 県東部地域における地下水質測定結果を公表 ・ 知事、公害対策審議会に「富山新港地区緩衝緑地(県民公園新港の森)に係る管理事業の費用負担計画」「神通川流域(左岸地域、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除(第2回)」等について諮問
4	・ 国、再生資源の利用の促進に関する法律公布(10月施行)
5	・ 知事、公害対策審議会に次の案件を諮問 「黒部地域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」 (10月答申)、「大気環境管理計画の改正」(12月答申)、「水質環境管理計画の改正」(4年3月答申)、「富山県環境管理計画の策定」(12月答申)
7	・ 県、「産業廃棄物処理計画」を改定(3～7年度計画) ・ 鮎とやま環境財団設立 ・ 国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、特定施設にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を追加(10月施行) ・ 国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、対象農薬を追加
8	・ 国、土壌の汚染に係る環境基準を設定
10	・ 知事、県公害対策審議会に、「神通川地域(左岸地域・右岸地域)農用地土壌汚染対策地域(第3次地区)に係る対策計画及び費用負担計画」について諮問(12月答申)
11	・ 国、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正 ・ 県、「黒部地域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を策定

年 月	内 容
4・1	・県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る大気環境計画」（ブルースカイ計画）を改定（4～6年度計画）
2	・県、「とやま環境計画」を策定 ・県、「神通川流域（左岸地域・右岸地域）農用地土壌汚染対策地域（第3次地区）に係る対策計画及び費用負担計画」策定
3	・八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見 ・「富山県ゴルフ場農業安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中の農業濃度の指導値を設定（同日施行） ・県、「水質環境計画」（クリーンウォーター計画）を改定
4	・財とやま環境財団にナチュラリストバンク設立
5	・県、「地下水指針」を策定
9	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」及び「海域の窒素及び磷に係る環境基準等の設定について」諮問 ・知事、自然環境保全審議会に「自然環境指針の策定」について諮問（3月29日答申）
12	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオン濃度の指針値を改正
5・2	・「富山県ゴルフ場農業安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオン濃度の指導値を改定（同日施行） ・大気環境ネットワークの運用開始
3	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を水質環境基準健康項目に追加
6	・国、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則を改正（トルエン等10悪臭物質の追加指定及び規制基準の範囲設定、6年4月1日施行） ・頼成の森に水生植物園オープン
7	・県、「富山県ごみ減量化・再生利用推進指針」を策定
8	・県、富山県産業廃棄物適正処理推進研究会を設置 ・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんに係る環境基準と排水基準を設定
9	・環境庁、「悪臭物質の測定方法」を改定（トルエン等10悪臭物質の測定方法追加） ・知事、自然環境保全審議会に「増山鳥獣保護区の設定」等を諮問（同日答申） ・県、「自然環境指針」を策定

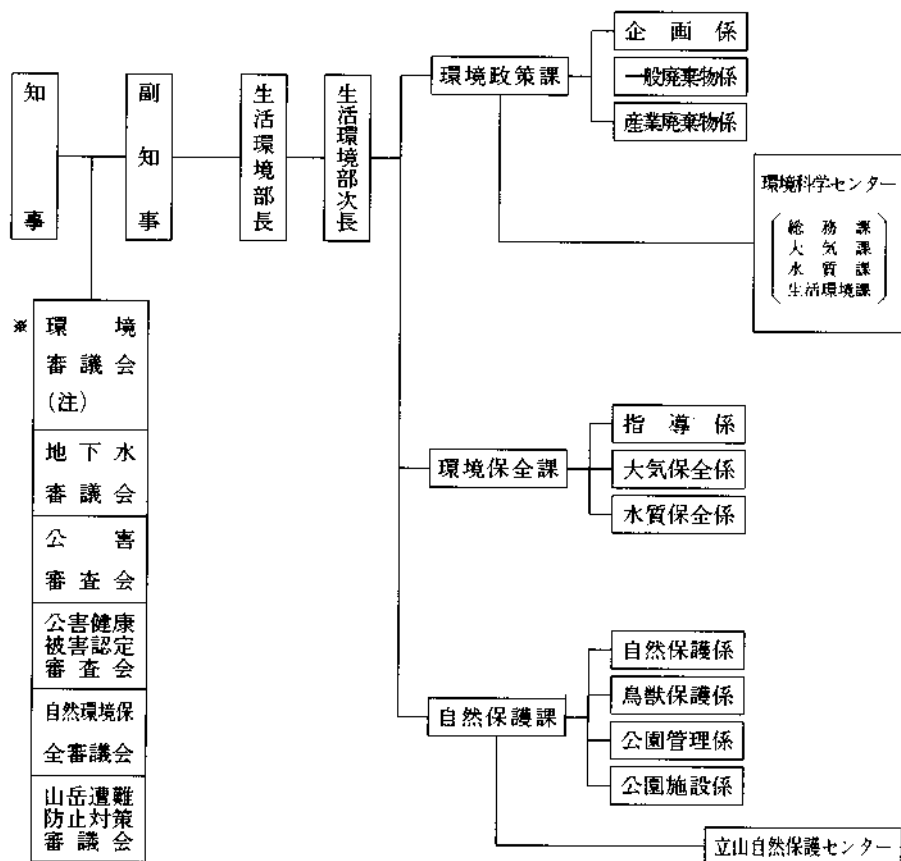
年 月	内 容
5・10	・とやま国際環境会議開催
11	・内川浄化用水導入事業着工 ・環境基本法制定
12	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加（2月1日施行）
1	・知事、公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除（第3回）について」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」諮問（3月28日答申）
2	・環境庁、「土壌の汚染に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を追加するとともに鉛、ひ素の基準を強化
3	・国、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」制定 ・富山県産業廃棄物適正処理推進研究会、知事に「産業廃棄物の適正処理推進方策について」報告 ・知事、公害対策審議会に「富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）に係る管理事業の費用負担計画について」諮問（同日答申）
6・4	・国、「悪臭防止法施行規則」及び「悪臭物質の測定の方法」を改正しメチルメルカプタン等の排水中における規制基準の設定及び測定方法を追加
5	・国設立山酸性雨測定所において測定開始
6	・県、地球環境保全連絡会議を設置
8	・知事、環境審議会に「富山県における環境行政のあり方について」、「（7年8月29日答申）「大気環境計画の改定について」（7年1月23日答申）及び「産業廃棄物の適正指導について」（7年1月23日答申）諮問
9	・国、廃棄物処理法施行令を一部改正しジクロロメタン、四塩化炭素竹13物質を含む産業廃棄物を特別管理産業廃棄物に指定、シュレグダグストの埋め立ては管理型最終処分場で行うよう義務付け ・知事、自然環境保全審議会に「宮島峡鳥獣保護区の設定」等を諮問（同映答申）
12	・国、環境基本計画策定 ・県、富山県不法処理防止連絡協議会を設立
7・1	・県、「大気環境計画」（ブルースカイ計画）を改定（7～11年度計画）
2	・県、富山県産業廃棄物適正処理指導要綱を制定
3	・内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認
4	・国、大気汚染防止法を一部改正（環境庁長官が自動車の燃料に含まれる物質の量等の許容濃度を設定、8年4月1日施行）

第2 日誌（7年度）

月 日	内 容
4・21	・国、大気汚染防止法を一部改正（環境庁長官が自動車の燃料に含まれる物質の量等の許容濃度を設定、8年4月1日施行）
	・国、悪臭防止法を一部改正（嗅覚測定法による規制を導入、8年4月1日施行）
23	・ナチュラリスト、頼成の森、ねいの里で活動開始
29	・自然に親しむみどりの日の集い
6・1	・知事、自然環境保全審議会に「中部北陸自然歩道の経由に伴う県立自然公園の公園計画の一部変更について」を諮問（同日答申）
5	・県、電気自動車を導入
6	・環境庁「中部北陸自然歩道の経由に伴う能登半島国定公園の公園計画の一部変更について」を諮問（同日答申）
16	・国、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」を制定（7年12月15日から段階的に施行）
30	・県、富山及び高岡・新湊地区に光化学オキシダント注意報を発令
7・5	・国自然環境保全審議会、「自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について」答申（6年10月7日諮問）
8・6	・自然公園クリーンデー
23	・知事、自然環境保全審議会に「桜ヶ池鳥獣保護区の設定について」等を諮問（同日答申）
25	・第20回立山美化清掃大会
29	・環境審議会、「富山県における環境行政のあり方について」答申（6年8月31日諮問）
	・知事、環境審議会に「富山県公害防止条例に基づく汚水又は廃液に係る規制基準の設定等について」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」、「平成7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」（以上同日答申）及び「産業廃棄物処理計画の策定について」諮問
	・県、ロシア沿海地方の環境状況等を調査するため職員を派遣（9月5日まで）
10・1	・全国一斉の自然歩道を歩こう大会
4	・北西太平洋の海洋環境モニタリングに関するワークショップを開催（6日まで）
9	・県、韓国江原道の環境状況等を調査するため職員を派遣（10月14日まで）

月 日	内 容
	で)
31	・国、地球環境保全に関する関係閣僚会議で「生物多様性国家戦略」を決定
11・15	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正（汚水又は廃液に係る規制項目の追加等、8年1月1日施行）
	・県、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について」を一部改正（酢酸エチル等悪臭10物質の追加及び排出水中における悪臭物質の規制基準の設定、8年1月1日施行）
12・20	・県、「富山県環境基本条例」制定（同日施行）
1・30	・中央環境審議会、「今後の有害大気汚染物質対策について」中間答申（7年9月20日諮問）
3・26	・知事、環境審議会に「黒部地域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画の変更について」、「平成8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」諮問（同日答申）

第3 富山県環境関係行政組織図



※ 付属機関は環境行政関係に限る。

第4 富山県環境関係付属機関

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
環境審議会	6年 8月1日	37	環 境 基 本 法	環境保全の基本的 事項について、調 査審議する。	・企画専門部会 ・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音、振動専 門部会 ・土壌専門部会 ・産業廃棄物専 門部会
地 下 水 審 議 会	51年 3月27日	20	県地下水 採取に関 する条例	地下水の基本的事 項について、調査 審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争 処理法	公害紛争について、 必要なあっせん、 調停、仲裁を行う ことにより、解決 を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被 害認定審査 会	49年 10月1日	15	公害健康 被害補償 法	公害に係る健康被 害の認定に関し、 審査する。	・骨病理専門部 会
自然環境保 全審議会	47年 11月1日	20	自然環境 保 全 法	自然環境の保全等 の基本的事項につ いて、調査審議す る。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会 ・温泉部会
山岳遭難防 止対策審議 会	41年 4月1日	19	県登山届 出 条 例	山岳遭難防止につ いて、必要な事項 を調査審議する。	

第 5 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境政策課	企 画 係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の実施 環境の状況に関する年次報告書の作成 中小企業環境施設整備資金の貸付 助とやま環境財団の指導 県民公園新港の森の管理運営
	一般廃棄物係	一般廃棄物に係る市町村の指導 一般廃棄物処理施設の建設・管理指導 廃棄物減量化・再生利用の推進 県土美化運動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導
	産業廃棄物係	産業廃棄物の許可、届出 産業廃棄物の監視、指導 産業廃棄物処理計画の推進
環境保全課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 公害防止計画の推進 騒音、振動、悪臭の規制、指導 地下水採取の規制、指導 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進

課	係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境指針の推進 自然保護思想の普及啓蒙 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区等の設定、管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 立山自然保護センターの管理運営 県民公園の管理 家族旅行村の管理
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

イ 出先機関

環境科学センター	課	主 な 分 掌 事 務
	総務課	環境科学センター各課業務の調整 環境科学センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査研究 酸性雨、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	生活環境課	騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水、産業廃棄物、 環境放射能等に係る調査研究及び監視測定

(2) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公 害 関 係 の 分 掌 事 務
厚 生 部	健 康 課	公害等による健康被害者の救済
商 工 労 働 部	中 小 企 業 課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農 林 水 産 部	流 通 経 済 課	汚染米の対策
	普 及 技 術 課	土壌汚染防止の対策
	畜 産 課	家畜ふん尿処理の対策
	耕 地 課	汚染田の復元
	水 産 漁 港 課	内水面、海面の公害対策
土 木 部	下 水 道 課	下水道の整備

イ 出 先 機 関

機 関	公 害 関 係 の 分 掌 事 務
保 健 所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛 生 研 究 所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工 業 技 術 セ ン タ ー	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壌の試験研究
水 産 試 験 場	漁業資源の公害の調査研究
畜 産 試 験 場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業技術センター 林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第6 市町村環境関係担当課(係)一覽

(8年4月1日現在)

市 町 村	公害担当課(係)	自然保護担当課(係)	電 話 番 号
富山市	環境整備課	公園緑地課	(0764)31-6111
高岡市	環境保全課	公園緑地課	(調直)(0766)20-1352 (公直)(0766)20-1418
新湊市	市民生活課	都市開発課	(市直)(0766)82-8141 (都直)(0766)82-8255
魚津市	市民生活課	農林振興課	(市直)(0765)23-1004 (農直)(0765)23-1036
氷見市	環境課	商工観光課	(調直)(0766)74-8066 (調直)(0766)74-8106
滑川市	健康環境課	企画財政課	(0764)75-2111
黒部市	生活環境課	生活環境課	(0765)54-2111
砺波市	生活環境課	緑花公園課	(0763)33-1111
小矢部市	環境課	商工観光課	(0766)67-1760
大沢野町	町民生活課	農林商工課	(0764)68-1111
大舟山村	町民生活課	商工観光課	(0764)83-1211
上山市	住民生活課	住民生活課	(0764)64-1121
立山町	町民生活課	都市振興課	(0764)72-1111
宇奈月町	住民生活課	商工観光課	(0764)63-1121
入善町	生活環境課	企画観光課	(0765)65-0211
朝日町	環境保健課	教委生涯学習課	(0765)72-1100
八尾町	住民生活課	商工観光課	(0765)83-1100
婦中町	町民生活課	商工観光課	(0764)54-3111
山田村	住民生活課	住民生活課	(0764)65-2111
細入村	住民福祉課	産業建設課	(0764)57-2111
小杉町	環境課	産業建設課	(0764)85-9001
大門町	健康福祉課	環境課	(0766)56-1511
大下村	住民福祉課	産業課	(0766)52-6951
大島町	住民福祉課	産業建設課	(0766)59-2101
城端町	健康生活課	産業振興課	(0766)52-0065
平井村	住民福祉課	産業振興課	(0763)62-1212
上平村	村民福祉課	産業観光課	(0763)66-2131
利賀村	総務課	農林観光課	(0763)67-3211
庄川町	住民福祉課	企画室	(0763)68-2111
井波町	住民福祉課	都市開発課・産業課	(0763)82-1901
井口村	住民福祉課	経済課	(0763)82-1180
福野町	総務課	産業課	(0763)64-2211
福光町	環境保健課	産業振興課	(0763)22-1105
福岡町	保健課	都市振興課	(0763)52-1111
福岡町	住民生活課	産業課	(0766)64-5333

第 7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年 3 月14日	45年 4 月 1 日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年 9 月28日	45年11月 1 日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年 2 月 1 日
高岡市公害防止条例	46年 2 月17日	46年 3 月 1 日
大沢野町公害防止条例	46年 3 月20日	46年 4 月 1 日
大島町公害防止条例	46年 3 月20日	46年 4 月 1 日
黒部市公害防止条例	46年 3 月25日	46年 3 月25日
滑川市公害防止条例	46年 3 月26日	46年 3 月26日
滑川市緑化推進条例	46年 3 月26日	46年 3 月26日
富山市公害防止条例	46年 6 月23日	46年 9 月 1 日
砺波市公害防止条例	46年 9 月25日	47年 1 月 1 日
氷見市公害防止条例	46年 9 月29日	46年12月20日
魚津市大気汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年 4 月 1 日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年 3 月 1 日
魚津市公害防止条例	47年10月 1 日	47年10月 1 日
富山市緑化推進条例	47年10月 2 日	47年10月 2 日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年 3 月28日	48年 3 月28日
立山町公害防止条例	48年 3 月28日	48年 4 月 1 日
新湊市緑化推進条例	48年 4 月 1 日	48年 4 月 1 日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年 4 月 1 日	50年 6 月 1 日
上市町地下水保全に関する条例	50年 4 月 1 日	50年10月 1 日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年 3 月27日	51年 3 月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年 9 月28日	51年10月 1 日
福岡町緑化推進条例	53年 3 月25日	53年 4 月 1 日
八尾町公害防止条例	54年 3 月26日	54年 3 月26日
高岡市緑化条例	57年 4 月 1 日	57年 4 月 1 日
大山町公害防止条例	4 年 9 月18日	5 年 4 月 1 日
大門町公害防止条例	5 年 3 月31日	5 年 4 月 1 日
上平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例	6 年 6 月27日	6 年 6 月27日
平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例	6 年 6 月28日	6 年 7 月 1 日
利賀村豊かな自然と調和した美しい村づくり条例	7 年10月 1 日	7 年10月 1 日
富山市環境基本条例	8 年 3 月25日	8 年 4 月 1 日

第 8 国の環境基準

I 大気関係…48年5月8日環境庁告示第25号

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の

ほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

(57年12月25日環境庁告示第140号一部改正)

(5年3月8日環境庁告示第16号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/l 以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下		

備考* 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
A	水道2級 水産1級 浴 及 びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下

B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5 mg/l	5,000MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	5 mg/l	50mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上	8 mg/l	100mg/l	2 mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l	—
		8.5以下	以下	—	以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量1,000万㎡以上の人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下

B	水産3級	6.5以上	5 mg/l	15mg/l	5 mg/l	—
	工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	
C	工業用水2級	6.0以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の
 水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
V	水産3種及び環境保全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以 下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以 下	5 mg/l 以 上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む。)において、不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2 種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3 種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水用環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、アの水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

Ⅲ 土 壌 関 係… 3 年 8 月 23 日 環 境 庁 告 示 第 46 号

1 環 境 基 準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
ひ 素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロベン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。

備 考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg とする。
- 2 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(注) 上記の環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

2 達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

IV 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	

(注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。

2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち、2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち、2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場				
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
	新東京国際空港			
飛行場	第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 1をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新 幹 線 鉄 道 の 沿 線 区 域 の 区 分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第9 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環 境 基 準

物 質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達 成 期 間

直ちに維持されるものとする。

第10 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	A A	イ
		山田川上流(ニヶ淵(上原地内)えん堤より上流)	A A	イ
		山田川下流(ニヶ淵(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
神通川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川(全 域)	C	ロ
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
		熊野川(全 域)	A	イ
白岩川 水 域	(告示607) 昭47.6.30 一部改正 (告示279) 平元.3.23	富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
		(告示16) 昭57.1.14		
		松 川(全 域)	B	ロ
		白岩川上流(栃津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流(栃津川合流点より下流)	B	ロ
		栃津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
庄 川 水 域 等	(告示936) 昭48.9.28	栃津川下流(寺田川合流点より下流)	C	イ
		庄 川 上 流(雄神橋より上流)	A A	イ
		庄 川 下 流(雄神橋より下流)	A	イ
		和 田 川(全 域)	A	イ
		下 条 川(全 域)	B	ロ
		新 堀 川(全 域)	B	イ
常願寺川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18 一部改正 (告示246) 平3.3.29	内 川(全 域)	C	ハ
		常願寺川上流(常願寺橋より上流)	A A	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上 市 川(全 域)	A	イ
		中 川(全 域)	B	イ
		角 川(全 域)	A	イ
		鴨 川(全 域)	B	ロ
		阿 尾 川(全 域)	A	イ
		余 川 川(全 域)	A	イ
		上 庄 川(全 域)	B	イ
		仏 生 寺 川(濃川を含む全域)	C	ロ
		黒 瀬 川(全 域)	A	イ
黒 部 川		吉 田 川(全 域)	B	ロ
		黒 部 川(黒部ダム貯水池(黒部湖)を除く)	A A	イ

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早 月 川 水 域 等	(告示237) 昭51.3.26	早 月 川 (全 域)	A A	イ
		片貝川上流 (落合橋より上流)	A A	イ
		片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
		布 施 川 (全 域)	A	イ
		高 橋 川 (全 域)	B	イ
		入 川 (全 域)	A	イ
		小 川 上 流 (舟川合流点より上流)	A A	イ
		小 川 下 流 (舟川合流点より下流)	A	イ
		舟 川 (全 域)	A	イ
		木 流 川 (全 域)	B	イ
		笹 川 (全 域)	A	イ
		境 川 (全 域)	A	イ

2 湖 沼

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(告示278) 平元. 3. 23	有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(ア)湖沼 A (イ)湖沼 II	イ イ
黒部ダム貯水池 (黒部湖)	(告示245) 平3. 3. 29	黒部ダム貯水池 (黒部湖)	(ア)湖沼 A (イ)湖沼 II	イ イ

3 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示936) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域 (甲) (別記1)	海域 C	イ
		富山新港海域 (乙) (別記2)	海域 B	イ
富 山 湾 海 域	(告示237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域 (甲) (別記3)	海域 B	ロ
		小矢部川河口海域 (乙) (別記4)	海域 A	ロ
		神通川河口海域 (甲) (別記5)	海域 B	ロ
		神通川河口海域 (乙) (別記6)	海域 A	ロ
		その他の富山湾海域 (別記7)	海域 A	イ
別記				
1 富山新港海域のうち第1貯木場及び中野整理場に係る海域				
2 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの				
3 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域				
4 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの				
5 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域				
6 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの				
7 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの				

(注) 達成期間の分類: 「イ」直ちに達成

「ロ」5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第12 「とやまの名水」一覧

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名	称	区 分	説 明
①七重滝	下新川郡朝日町笹川	滝	約300mの断層崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
②杉沢	下新川郡入善町吉原	湧 水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
③生地 いくじ の共同洗い場	黒部市生地	湧 水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの話のいの場ともなっています。(6か所)
④清水 しみず の里	黒部市生地	湧 水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
⑤十二 じふふた 貫野用水	下新川郡宇奈月町、黒部市	農業用水	江戸時代に、権名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
⑥黒部峡谷 くろべふきやう	下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大山村	河 川	大小無数の渓流が黒部の本流となり、岩を削り、日本でも深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
⑦てんこ水 てんこみづ	魚津市諏訪町、本町	湧 水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
⑧魚津駅前 うおづえきまえ の「うまい水」	魚津市釈迦堂	井 戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
⑨片貝川 かたがひがわ の清流	魚津市	河 川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通り見む」と歌った清流です。
⑩駒洗 こまひ い池 いけ	黒部市嘉例沢	湧 水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
⑪行田 ぎやうでん の沢清水 のみしみず	滑川市上小泉	そ の 他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
⑫早月川 はつげがわ の清流	中新川郡上市町滑川市、魚津市	河 川	全国屈指の急流河川。朝岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
⑬穴 あな の谷 や の霊水 れいみづ	中新川郡上市町黒川	湧 水	行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
⑭弘法大師 こうぼうだいし の清水 しみず	中新川郡上市町護摩堂	湧 水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
⑮大岩 おおいわ 日石寺 にっせきじ の藤水 ふじみづ	中新川郡上市町大岩	湧 水	古くから北陸の霊場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に霊験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
⑯常願寺川 じやうがんじがわ の清流	富山市、上新川郡大山村、中新川郡立山町	河 川	万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我国屈指の急流河川です。
⑰岩室 いわむろ の滝	中新川郡立山町虫谷	滝	落差24m、白布を垂れたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してきたもので地質学上貴重です。
⑱総 しやうみづ 名滝	中新川郡立山町芦峯寺アナ坂	滝	落差350mを誇る日本一の大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。

名 称	区 分	説 明
⑮ 立山玉殿の湧水 中新川郡立山町室堂	湧 水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
⑯ みくりが池 中新川郡立山町室堂	湖 沼	称高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
⑰ 黒部湖 中新川郡立山町上新川郡大山町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
⑱ 松川 富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
⑳ 石倉町の延命地蔵の水 富山市石倉町	井 戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
㉑ 常・西合口用水 上新川郡大山町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸（西側）の12の用水が合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっている。
㉒ 中ノ寺の霊水 上新川郡大山町上滝	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く霊水とされています。
㉓ 有峰湖 上新川郡大山町有峰	湖 沼	県内随一の貯水量をほこる人造湖。四季を通じてほとんど濁らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
㉔ 八木山の滝 上新川郡大沢野町八木山	湧 水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
㉕ 殿様清水 上新川郡大沢野町春日	湧 水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
㉖ 神通峡 婦負郡細入村、上新川郡大沢野町	河 川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を楽しませます。
㉗ 加持水 婦負郡婦中町千里	湧 水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ移された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
㉘ 花山寺の霊水 婦負郡山田村若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、霊水として利用しています。
㉙ 桂の清水 婦負郡八尾町大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹令千年といわれる桂の大本。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
㉚ 薬勝寺池 射水郡小杉町中太閤山	湖 沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
㉛ 誕生寺の誕生水 射水郡大門町島	井 戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した湧泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
㉜ 上・日寺の観音菩薩霊水 水見市朝日本町	湧 水	古くより、眼病、長寿に効く霊水として飲用されてきました。脚には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
㉝ 気多神社の清泉 高岡市伏木一宮	湧 水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
㉞ 高岡古城公園の水濠 高岡市古城	その他	前田利長の築いた城で、設計者は高山右近と伝えられています。約67,000㎡の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。

名 称	区 分	説 明
㊸ 影無井戸 高岡市末広町	井 戸	高岡市の中心部にあり、約230年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
㊹ 弓の清水 高岡市中田常国	湧 水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出た清水と伝えられています。
㊺ 矢部の養鯉池 西砺波郡福岡町矢部	そ の 他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、鑑賞用や食用のコイが盛んに養殖されています。
㊻ 宮島 小矢部市宮島	河 川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
㊼ 鳩の清水 小矢部市鳩生	湧 水	鳩生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えています。
㊽ 大清水 小矢部市白谷	湧 水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツキが自生しています。
㊾ 又兵衛清水 砺波市増山	湧 水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
㊿ 安の清水 東砺波郡福野町安居	湧 水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
㊽ 赤祖父池 東砺波郡井口村上中	湖 沼	赤祖父川の水をせき止めてできたかんがい用の貯水池。フナが放流され釣り大会等により親しまれています。
㊿ 瓜裂清水 東砺波郡庄川町金屋字岩黒	湧 水	錦如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜をひやしたところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
㊽ 不動滝の霊水 東砺波郡井波町大谷	湧 水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に霊水として飲用されています。
㊿ 脇谷の水 東砺波郡利賀村栗当	湧 水	脇谷橋の橋詰にある御地藏様の祠から湧き出しています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
㊽ 庄川 小矢部市庄川町、利賀村、平村、上平村	河 川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
㊽ 中江の霊水 東砺波郡平村東中江	湧 水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波姫女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
㊽ 丸池 東砺波郡上平村新屋	湧 水	合掌造りで知られる越中五箇山の平村。浄土真宗を弘めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
㊽ 縄ヶ池 東砺波郡城端町養谷	湖 沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミズバショウが群生しています。
㊽ 桜ヶ池 東砺波郡城端町立野原	湖 沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
㊽ 小矢部川の長瀬 西砺波郡福岡町中河内	河 川	小矢部川上流の峡谷、奇岩がそそり立ち、岩肌に松、桜が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。

第13 「とやまの滝」一覧

〈22市町村37か所〉

市町村名	名 称	市町村名	名 称
高 岡 市	城 光寺の滝	八 尾 町	川倉不動滝
魚 津 市	滝滝	山 田 村	四十ヶ滝
氷 見 市	長 寿が滝	細 入 村	常虹の滝
滑 川 市	千谷の滝	城 端 町	夫婦滝
黒 部 市	鼻の滝	平 村	霞力滝 黒滝
小 矢 部 市	一の滝 二の滝	上 平 村	鈍子滝
大 山 町	赤木沢の滝群 竜神の滝 酒盛滝	利 賀 村	北谷の大滝
上 市 町	まます滝	庄 川 町	三段の滝 腰切の滝
立 山 町	称 名 滝 岩室の滝 ハンノキ滝 ソーメン滝 不動滝 米迎の滝 水谷の滝 剣大滝 (幻の剣大滝)	井 波 町	不動滝
宇 奈 月 町	琴音の滝 雲切りの滝	福 光 町	不動滝
朝 日 町	七重滝 魚止滝 北又の三段滝	福 岡 町	滝の沢

人とのかわりあいの深い滝※

砺 波 市	無常の滝	入 善 町	八幡滝
大 沢 野 町	八木山の滝	婦 中 町	朝日の滝

※選定はされなかったが、歴史性に富み、特に人とのかわりあいの深い滝

第14 「とやま森林浴の森」一覧

(注) ◎は、森林浴の森「日本百選」の選定森林

名 称	区 分	面 積	説 明
1 升方城址 魚津市升方	散策道	7.0	升方山(標高240m)の山頂にある升方城址の林相は、アカマツを主とする天然林で、一部人工林もある。山頂への登山道も整備され展望もよい。
2 天神山 魚津市東山	自然景観	ha 3.9	城址公園として市民に親しまれ、魚津市街地や富山湾の展望がよく、アカマツの巨木及び一部にスギ人工林もあり、遊歩道、休憩施設等の管理もよい。
3 行田公園 滑川市上小泉	植物野鳥観察	6.5	自然発生的にできた市街地に近い公園で、休憩施設等も整備され、市民の恰好の散策の場として利用も多い。樹木は22種800本に及び、小鳥や蝶も多く、森林学習の森ともなっている。
4 嘉例沢森林公園 黒部市嘉例沢	森林公園	145.0	広場、キャンプ場、駐車場、展望台、総合管理センター、遊歩道等が整備されている。山頂より眼下に宇奈月温泉、北西には、富山湾及び黒部川扇状地等が美しい。森林は、ブナ、ナラなどの天然林で、野鳥も多く、自然に恵まれている地域である。
5 松尾金毘羅社の森 宇奈月町下立	鎮守の森	9.8	頂上(342m)を中心にアカマツ林、中腹斜面はコナラミズナラ、ヤマツツジ等の天然林、谷添いにスギの人工林も多い。地元小学校の自然観察林として学習の場に利用され、黒部川等の眺望もよい。
6 舟見ふるさとの森 入善町舟見	森林公園	354.7	負釣山(959m)を最高峰とした登山が楽しめる森林で散策路もある。峰筋には、ヒメコマツの巨木やミズナラ、低木層のサイゴクミツバツツジ、ユキツバキ等が分布する。ニホンザル、カモシカも生息し、雄大な立山連峰をはじめ富山湾、能登半島のバノナラマが展望できる。
7 あさひ城山 朝日町宮崎	森林公園	54.0	朝日県立自然公園の鹿島神社から宮崎鹿島樹叢、城山から笹川部落に至る「遊歩道城山コース」の自然観察、歴史探索は、森林浴の適地である。中でも鹿島樹叢は、スダシイ、アカガシ、タブノキなど暖温帯の北限として巨木も多く、国の天然記念物に指定されている。
8 三峯グリーンランド 朝日町笹川	森林公園	118.0	七重滝から三峯台地を経て小川温泉に至る遊歩道三峯コースがある。林相は、スギ人工林、コブシ、ケヤキ、アカマツ、コナラなどの天然林で、黒部平野と笹川集落を左右に景観もよい。
9 古洞森林水公園 富山市三熊	自然景観	81.0	湛水面積23haのかんがい溜池は、古くから渡り鳥の池として知られ、付近の林相は、アカマツを主とした天然林で、若干のスギ、クリの植栽地がある。県民公園野鳥の園整備事業により古洞池一周遊歩道が整備されている。
10 呉羽丘陵 富山市呉羽町	散策道	7.5	富山平野を東西に分けた呉羽丘陵地、県道から白鳥城跡に至る遊歩道は、森林浴ができる散策路コースであり、射水平野や富山市街、日本海、立山も一望できる。林相は、クリ、コナラ、アカマツを主に植物117科657種が自生している。

名 称	区 分	面 積	説 明
11 浜黒崎海岸 松林 富山市浜黒崎	自然景観	40.0	神通川から常願寺川河口に至る浜黒崎海岸一帯は、古来より「古志の松原」と称され、海辺から松林越しに北アルプス連峰の眺めはよい。林内にはキャンプ場、サイクリングロード等が整備されている。
12 猿倉山 森林公園 大沢野町舟倉	自然景観	26.8	猿倉城跡を主体に、駐車場、広場、遊歩道、キャンプ場が整備されている。林相は、シラカバ、ナナカマド、マユミ、ウメモドキ、ナラなどを主とした天然林とスギ人工林で、山頂よりの富山平野と遠く日本海が一望できる。
13 寺家公園 大沢野町舟倉	散策道	7.2	60年前に京都の嵐山を模して整備された公園で、猿倉山御前山に接し、景勝変化に富んだ林相である。アカマツとカエデ、ナラ、サクラ等の天然林内には西国33番壺所巡りもできる散策のコースがある。
14 あわすの平 大山町原・龜谷・栗巣野・橋梁坂	森林公園	410.0	遊歩道、広場等が整備され、立山山麓家族旅行村及び県営 Gondolas スキー場の他2スキー場や大品山自然歩道がある。また、白樺平にはミズナラ等の天然林があり、遊歩道も整備されている。
15 ありみね 大山町有峰	森林公園	576.0	有峰は、県立自然公園や国民休養地に指定され、湖沼線林道や各遊歩道及び施設が整備されている。キャンプや釣り、ハイキング等自然探索の場として利用も多い。
16 さつか・おおよま 上市町眼目	鎮守の森	14.7	立山寺参道100mには、樹齢450年のモミとスギの並木があり、隣接の森林にはアカマツの群生があり、この間には遊歩道も整備され、頂上展望台からの日本海、富山平野の眺めはよい。
17 馬場島 上市町伊折	自然景観	31.3	北アルプス剣岳の登山口で、樹齢数百年の天然立山スギをはじめ、ブナ、トナ、カエデ、ナナカマド等の天然林には、散策道や各種の施設が整備されている。
18 大辻山山麓 森林公園 商山町芦峰寺	森林公園	110.0	大辻山一帯は、来拝山、石節平、国立「立山少年自然の家」などを結ぶ林内歩道が設けられ、同歩道から雄大な自然景観が望める。林相は「立山スギ」の100年以上の天然林が点在し、ミズナラ、ブナ、ダケカンパ、タムシバ、ユキツバキ、イワウチワなどの天然植生となっている。
19 大観峰 自然公園 立山町四谷尾・虫谷	森林公園	46.7	標高325mの大観峰と虫谷川の岩室の滝を結ぶ一帯で、林相はアカマツ、ナラ、クスギ、ホノキなどの天然林と立山スギ人工林がある。大観峰は富山平野を一望できる。岩室の滝は県指定の天然記念物に指定されており、駐車場、キャンプ場施設も整備されている。
20 立山美女平 立山町芦峰寺 国有林	森林公園	177.2	立山登山基地美女平、ブナ坂、下ノ小平の一帯の国有林で、美女平には700~1,000年生の立山スギ原生林があり、ブナ坂にはブナの原生立木が群生し、下ノ小平一帯は、コメツガの一大群落となっている。遊歩道も整備され、森林浴コースとして森林浴の森「日本百選」にも選定されている。
21 称名溪谷 立山町芦峰寺	自然景観	207.0	千寿ヶ原から桂台を経て右に溶結凝灰岩の岩壁「悪城の壁」や、日本一の名瀑といわれる「称名の滝」等がある。また滝見頃に至る遊歩道が整備されており、大自然の溪谷美と眺望が楽しめる。

名 称	区 分	面 積	説 明
22 21世紀の森 八尾町杉ヶ平	森林公園	45.0	白木峰登山口で、スギ人工林や、ナラ、クリ、カエデ、ユキツバキなどの天然林に野鳥の森、きのこの森など多くの森を設け、遊歩道で連絡し、自然の生態観察ができるように森林学習展示館その他の施設も整備され、林間学習や青少年の憩いの場として多く利用されている。
23 城ヶ山公園 八尾町城ヶ山	散策道	15.3	明治30年頃から公園として、多くの樹木の植栽と散策道、休憩施設等が整備された。園内には、歌碑なども多く、史跡、歴史の散策も楽しめる。またフィールドトレーニングをはじめ、家族連れや子供の遊び場として利用されている。
24 長沢自然公園 堀中町長沢	自然景観	27.5	国指定の史跡等が点在する自然公園地内には、コナラ、カシ、アカマツなどの天然林と、一部スギ人工林もある。池も多く野鳥の生息地となっており、富山平野の眺望もよい。回遊歩道等も整備され、歴史の探訪などが楽しめる公園である。
25 牛岳 青少年の森 山田村小谷	森林公園	115.0	牛岳スキー場の周辺地域は、コナラ、クリを主とする天然林と果有林のスギ人工林等があり、青少年旅行村としてキャンプ場も整備され、頂上からは富山、射水平野と日本海も遠望できる。
26 常虹の滝 細入村猪谷	自然景観	58.1	県定公園神通峡の名勝の一つとされる溪流猪谷川の常虹の滝を中心とした林相は、サワグルミ、トチなどの天然林とスギ人工林である。滝の水しぶきによる虹の眺めを満喫しながら森林浴が楽しめる。
27 三千坊の森 高岡市山川	森林公園	119.0	標高264mの三千坊山を中心に、江道横穴式古墳群など文化財が散在し、歴史探訪ができる。また、自然景観もよい。
28 太田自然 休養村の森 高岡市太田	自然景観	159.0	恵まれた自然環境を有し、家族揃っての健康増進の場としての利用施設が完備されている。また、白山林道を経て国家寺へも通じている。
29 二上山 高岡市二上山	森林公園	130.4	二上山を主峰に、城山、鉢伏山、大師ヶ岳があり、山頂はアカガシなどの天然林で、山麓にはスギ人工林が多い。青少年の家、万葉植物園、山頂等に至る遊歩道を散策しながら自然が楽しめる。
30 阿尾森林公園 氷見市阿尾	森林公園	83.0	標高100m前後の丘陵地で、林相はナラ、ブナ、ソヨゴなどの広葉樹とスギ、アカマツの針葉樹林で、広場、休憩施設、遊歩道等が整備され、富山湾や立山連峰の眺望もよい。
31 森寺城跡公園 氷見市森寺	森林公園	120.0	能登半島の基部にある砦として重要な城とされた。林相はタブノキ、ウラジロガシ、クマノミズキ、アカガシ、コナラ、リュウブなどの天然林や谷間などのスギ、クヌギの人工林及びモウソウ竹林である。
32 くりから 史跡の森 小矢部市埴生	森林公園	376.2	埴生八幡宮から俱利伽羅不動寺に至る旧北陸道と鍬ヶ馬場などの古戦場として知られる地域は、名勝、史跡も多く、低山帯でのブナ群生林や珍しいツリバナウツギなどの天然林とボカスギ人工林で、遊歩道等の施設も整備され、眺望もよい。

名 称	区 分	面 積	説 明
33 城山メルヘンの森 小矢郎市城山	自然景観	45.0	城山公園は、今石動城跡で、白馬山遊園地、聖天堂、消防神社等があり、遊歩道などが整備され、市民の憩いの場として利用されている。林相の大部分はボカシギ林で、染井吉野70年生400余本と紅梅林等も造成されている。
34 薬師寺池公園 小杉町中太閤山	散策道	19.7	10haの池の周囲の樹木はアカマツ、コナラ、クリ等で、春はサクラ、コブシが咲き、池を一周する散策道は、緑のトンネルとなり、水と調和した身近な森林浴が楽しめる公園である。
35 太閤山ランド 小杉町黒河	森林公園	117.2	丘陵地を利用して造成された県内最大の都市公園であるが、各施設も整備され林内の自転車道・遊歩道は、コナラ、ソヨゴ、ヒサカキを主とした天然林とスギ人工林で溜池なども多く緑と花の散策コースは、森林憩いの場として通している。
36 橋田神社 大門町串田	鎮守の森	5.8	旧北陸道に面した鎮守の森は、300mの参道の両側にスギ、アカマツ、ケヤキの巨木が社叢として神域を覆っており隣接の橋田新造跡公園とともに森林憩いの場となっている。
37 西山森林公園 福岡町五位・赤丸	森林公園	210.0	西山山麓一帯は、野趣あふれる自然と多くの樹木群落があり、野草等の植物も観察できる。特に赤丸浅井神社はケヤキ、スギなどの老巨木と貴重な自然環境を有するほか、城ヶ平古墳群もあり、豊かな森林と自然を知る実践教育の場となっている。
県民公園 頼成の森	森林公園	115.0	第20回全国植樹祭会場を中心に、県民の森林公園として整備され、昭和60年に、第1回富山県樹祭も開催された。県民公園の一貫として花菰蒲園なども造成し、植物公園としての機能も整備された。森林浴の森「日本百選」の選定地。
39 となみ増山 城址公園	森林公園	48.0	標高150mの丘陵地で砺波平野を見下ろす位置にあり、庄川扇状地を経て梅檀野台地を流れる和田川によって形成された断崖上にあり、周辺は本丸、一の丸、二の丸など数多くの城跡史跡がある。林相は、当地の郷土種である増山スギが多い。
40 つくばね 森林公園	城端町黄谷・林道	162.2	縄ヶ池、つくばね山一帯は、砺波平野の散居村と遠く日本海、能登半島が一望できるところ。各施設が整備され、原山放牧場、キャンプ場、縄ヶ池水芭蕉などの散策道があり、訪れる人も多い。
41 桜ヶ池公園 城端町立野原	自然景観	76.5	18haの桜ヶ池の湖畔回遊道には、キャンプ場や遊具、休憩施設などが整備され、森林と野鳥、植物の探索を楽しむことができる。
42 五箇山 合掌の森	平村相倉・上梨・田向	207.9	国指定の相倉合掌集落と田向、上梨地域は「五箇山県立自然公園」と国民休養地に指定されている。集落背後地一帯は、ブナを主とする原生林で、森のなかには回遊歩道が整備され、利用も多い。
43 ブナオ	上平村西赤尾 国有林	4.2	白山国立公園地内で、山岳地帯を代表するブナ、ミズナラを主とする天然林の景勝地。自然探索、登山、ハイキング、キャンプ、植物観察、保健休養、野外学習の場として適する。大門山に至る登山遊歩道などが整備されている。

名 称	区 分	面 積	説 明
44 中村合掌文化の森 利賀村上百瀬 字中村	自然景観	75.0	自然休養村として、森林内には合掌家屋が保存され、合掌劇場や生花会館、ギリシャ風野外劇場を中心に国際キャンプ場、県青少年の家などのほか多くの施設がある。世界演劇祭が行われる夏は、全国から多くの人が訪れ、素朴で素晴らしい自然景観が楽しめる。
45 ロンレー 東山の森 利賀村岩瀬・ 上島・坂上	植物野鳥 観察	221.0	論嶺という領域を争ったとされるところで、ブナを主とする原生林、スギ人工林がある。山頂付近には一部に高原湿地帯もあり、ミズバショウ等の自然観察に適し、みどりの少年団で「ロンレー子供の村づくり」として炭焼き小屋や遊具施設がある。また、森林生態学習舎も完備し、ブナ林内の散策も楽しめる。
46 グリーンシャ ワの降る森 庄 川 町 湯 谷	森林公園	238.5	牛岳登山道は、湯谷スキの美林を眺め、グリーンシャワーを浴びながら中腹からは、コナラ、ミズナラ、クリ、アカシデ、イタヤカエデ、トチなどの天然林となり、カケス、アカゲラなどの野鳥が多く、頂上権現堂附近での四方の眺望が楽しめる。
47 雨乗寺公園 井波町井波外 入会地	自然景観	23.4	標高約300mの山麓台地で、砺波散居村の展望がすばらしく、夏のキャンプ、ハイキングと冬はファミリースキー場として知られ、四季を通して自然に親しむとともに、野外活動を行う格好の場所である。
48 安 居 の 森 福 野 町 安 居	自然景観	60.8	標高約150m地帯で、スギ人工林とアカマツ、アベマキ、ホウノキ、アカシデなどの天然林が混交し、適度の起伏もあり、散策も容易で施設なども整備されている。また、小矢部川の清流や砺波平野と立山連峰などの眺望もよい。
49 医 王 山 福 光 町 館	森林公園	120.0	砺波地方のシンボルとして親しまれ、富山、石川平野と、遠く能登半島や北アルプス等の眺望がすばらしい。また、自然観察として「とんび岩」、三蛇ヶ滝、大池などの奇勝地も多く、動植物の自然観察と散策が楽しめる。
50 刀利自然 休養林 福 光 町 刀 利	自然景観	30.0	自然休養レクリエーションの森として広く県民などが利用できるように、キャンプ場及びケビンなどが整っている。特に金沢市の夜景や、医王山の山並と刀利谷の眺望が良く動植物も多くて、自然観察にも適する。

第15 「とやまの巨木・名木」一覧

順位	名 称	樹 種 名	幹周 (cm)	所 在 地	所 有	保護制度の指定
1	洞杉	スギ	1560	魚津市三ヶ杉尾53-1	その他	無
2	今山田の大かつら	カツラ	多 1400	山田村今山田	村	県 天然記念物
2	縄ヶ池縄文杉	スギ	⑧ 1400	城端町妻谷山43	その他	自然環境保全地域
4	大玉生のカツラ	カツラ	多 1350	八尾町大玉生301	その他	町 天然記念物
5	脇谷のトチノキ	トチノキ	1189	利賀村栗当	村	国 天然記念物
6	清水のカツラ	カツラ	多 1150	八尾町清水266	個人	町 天然記念物
7	縄ヶ池千年杉	スギ	⑨ 1100	城端町妻谷山43	その他	自然環境保全地域
7	広谷の大杉	スギ	② 1100	福光町広谷21八幡社飛地	社 寺	町 天然記念物
9	上日寺のイチョウ	イチョウ	1050	氷見市朝日本町16-8 上日寺境内	社 寺	国 天然記念物
10	立山杉の古木	スギ	⑤ 1030	清川市下梅沢775	その他	市 天然記念物
11	利賀のトチノキ	トチノキ	1000	利賀村利賀	村	国 天然記念物
12	宮川の大けやき	ケヤキ	950	上市町若杉501 日吉神社境内	社 寺	県 天然記念物
12	安居寺の大ケヤキ	ケヤキ	② 950	福野町安居4941安居寺	社 寺	町 天然記念物
12	向野のエヒガンザクラ	エヒガン	⑨ 950	城端町野口向野	個人	町指定の「名花木」
15	タテヤマスギ	スギ	940	立山町アノ板	国	国立公園
16	赤丸浅井神社の大けやき	ケヤキ	932	福岡町赤丸古屋5324	社 寺	県 天然記念物
17	西岩瀬諏訪社の大けやき	ケヤキ	930	富山市西方西岩瀬131諏訪神社境内	県	県 天然記念物
18	恩光寺跡の二本杉	スギ	② 916	庄川町庄	社 寺	町 天然記念物
19	踏出の夫婦トチノキ	トチノキ	900	朝日町寝入谷	その他	無
20	細島熊野社のカツラの木	カツラ	多 880	利賀村細島 熊野社境内	社 寺	無
21	細木神明社の大杉	スギ	② 872	城端町細木1208 細木神明社境内	社 寺	町指定の「名花木」
22	上島神明宮の杉の木	スギ	860	利賀村上島 上島神明宮境内	社 寺	無
23	白谷の大杉	スギ	② 854	小矢部市白谷6967 白谷八幡宮	社 寺	県 天然記念物
24	大沢の地鎮杉	スギ	850	魚津市大沢字前田634	個人	県 天然記念物
24	坂尾坂ノ下のカツラ	カツラ	多 850	八尾町坂尾坂ノ下	個人	無
24	日の宮社の大杉	スギ	850	小杉町下条2048 日宮社	社 寺	県 天然記念物
27	昇天の松	クロマツ	② 820	朝日町桜町935	個人	町 天然記念物
27	加茂社のミズナラの木	ミズナラ	820	利賀村百瀬川島地 加茂社	社 寺	無
27	高沼八幡宮の板の木	トチノキ	② 820	利賀村高沼 高沼八幡宮境内	個人	無
30	坂上の大杉	スギ	800	利賀村坂上731 八幡宮境内	社 寺	県 天然記念物

注1) 丸付数字は株立ちの本数を示す。多は株立ちが多く測定が困難なものを示す。

注2) 所有欄には、所有者または管理者を記入した。

第16 鳥獣保護区一覧

(8年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス	立山町、外	㊦	64,819	13,729	6年11月1日～16年10月31日
城山	朝日町	㊦	293		61年11月1日～8年10月31日
大平	朝日町	㊦	2,274		61年11月1日～8年10月31日
大笠	上平村	㊦	1,634	230	61年11月1日～8年10月31日
小口	大山村	㊦	1,871		61年11月1日～8年10月31日
氷見海岸	氷見市・高岡市	㊦	6,905	1	61年11月1日～8年10月31日
二上	高岡市	㊦	684		5年6月1日～15年10月31日
愛上	本字奈月町	㊦	298		元年11月1日～11年10月31日
上羽	上山市	㊦	630		5年6月10日～15年10月31日
呉蟹	富山市	㊦	450		6年12月1日～16年10月30日
南有	福光町	㊦	1,070		7年3月6日～16年10月31日
利賀	利賀村・庄川町	㊦	7,500	760	7年11月1日～17年10月31日
座主	立山町	㊦	1,100		62年3月31日～8年10月31日
倶利伽羅	小井矢部市	㊦	450		62年3月31日～8年10月31日
八乙女	山波町	㊦	855		63年11月15日～10年11月14日
天神	山津市	㊦	388		元年11月1日～11年10月31日
類成	山波市	㊦	850		2年11月1日～12年10月31日
縄ヶ池	城端町	㊦	160		63年11月1日～10年10月31日
吉峰	立山町	㊦	625	25	6年11月1日～16年10月31日
高岡古城公園	高岡市	㊦	70		7年11月15日～17年10月31日
白木	高尾町	㊦	23		7年11月15日～17年10月31日
奥神	通入村・大沢野町	㊦	4,590		61年11月15日～8年11月14日
奥五	位福岡町	㊦	460		61年11月15日～8年11月14日
医王	山福光町	㊦	280		61年11月15日～8年11月14日
小川	朝日町	㊦	1,690		61年11月15日～8年11月14日
小谷	川平村	㊦	600		61年11月15日～8年11月14日
朝日	山氷見市	㊦	1,500		62年11月15日～9年11月14日
東福	寺滑川市	㊦	536		2年11月1日～12年10月31日
ねいの	里婦中町	㊦	180	13	6年11月1日～16年10月31日
野鳥の	園富山市	㊦	50		6年11月1日～16年10月31日
田尻	池富山市	㊦	98		62年11月1日～9年10月31日
大注	山上市	㊦	5		63年11月15日～10年11月14日
黒部川河口	黒部市・入善町	㊦	1,877		2年11月1日～12年10月31日
増山	砺波市	㊦	68		4年11月1日～14年10月31日
宮島	峡小矢部市・福岡町	㊦	372		5年11月1日～15年10月31日
桜ヶ池	城端町	㊦	614		6年11月1日～16年10月31日
		㊦	130		7年11月2日～17年10月31日
計	37か所		105,999	14,758	

㊦：森林鳥獣生息地の保護区

㊦：特定鳥獣生息地の保護区

㊦：集団渡来地の保護区

㊦：誘致地区の保護区

㊦：愛護地区の保護区

第17 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			區地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理 休憩所 公共便所
中部 山岳 国立 公園	室堂集団 施設地区	室堂園地	室堂平園地 地蔵谷園地 雷鳥沢園地					雷鳥沢管理休 憩所 (S55) 木造 A=127.2㎡ 同上改修 (H5) A=145.3㎡
		室堂野営場		テントサイト A=5,000㎡				
		室堂博物館施設						自然保護セン ター (S50~51) RC2階建 A= 1,100.9㎡
	黒部湖地 区	御前沢園地	御山谷園地 (S49) A=3,000㎡		黒四ダムサイ ト～御山谷 (S49) L=1,240m			
		黒部湖野営場		テントサイト (H5) A=2,000㎡				公共便所 木造 (H5) A=32.4㎡
	アルペン ルート沿 線地区	千寿ヶ原小公園	千寿ヶ原小公 園3か所 (S36)			千寿ヶ原駐車 場(S48~50) A= 5,700.6㎡ 同上改修 (H6) A= 6,978.5㎡		千寿ヶ原公共 便所 (S46) CB A=37.4㎡ 同上改修 (H6) RC A=41.9㎡
		称名園地	滝見台園地 (H元) A=990.0㎡ 称名平園地 (S57) A=2,190㎡		歩道橋 RC (S58) L=42m	称名平駐車場 (S56) A= 5,643.5㎡		称名平休憩所 RC2階建 (S57) A=220.0㎡ 休憩所(S63) 木造A=24㎡ 休憩所(S63) 鉄骨造 A=50㎡
		美女平園地			探勝歩道 L=3,076m			称名平公共便 所(S56)RC A=36.0㎡ 園地公共便所 (S58)RC A=8.6㎡ 身体障害者 公共便所 RC (H元) A=13.6㎡
		大観台園地	大観台園地 (S57) A=540.0㎡					

注) A:面積 L:延長

RC:鉄筋コンクリート CB:コンクリート・ブロック AS:アスファルト

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊稚小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部 山岳 国立 公園	アルペン ルート沿 線地区	追分・美女平線道路				弘法駐車場 (S44) A = 755.5㎡			
		弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0㎡ カルデラ展望 台 (S54)		弥陀ヶ原園道 路 (S48、H5、 H6、H7) L = 1,900m カルデラ展望 台歩道(H3) L = 550m	弥陀ヶ原駐車 場(S44~45) A = 4,420.0㎡			弥陀ヶ原公衆 便所 (S46) C B A = 37.4㎡
		天狗の鼻駐車場				第1駐車場 (S45) A = 1,252.0㎡ 第2駐車場 (S46) A = 1,600㎡			
		天狗平駐車場							天狗平公衆便 所 (S46) C B A = 37.4㎡
		追分・室堂線道路				室堂第2駐車 場 (S48) A = 3,600.0㎡			
		称名・室堂地藏谷 線歩道			称名～室堂 (S47～)				
		千尋ヶ原弘法線歩 道			アノ坂～弘法 (H6) L = 5,200m				
		立山周辺 地区	朝沢野営場		テントサイト A = 30,000.0㎡			朝沢管理所 (S44) C B A = 82.4㎡	朝沢公衆便所 (S39) C B A = 30.8㎡ 朝沢公衆便所 (S48) C B A = 38.4㎡ 朝沢公衆便所 (S53) C B A = 32.5㎡
国	五色ヶ原野営場				テントサイト A = 3,000.0㎡				五色ヶ原公衆 便所 (S54) C B A = 31.3㎡ 同上改修 (H5) A = 31.4㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理所	公衆便所
中部山岳国立公園	立山周辺地区	朝岳遊憩小屋					平蔵遊憩小屋 (S36) 石積 A=20.9㎡ 同上撤去 (H6)		平蔵公衆便所 (S59) 木造 A=3.4㎡
		別山乗越公衆便所							別山乗越公衆便所 (S39) CB A=43.2㎡ 改修(H5)
		一の越園地	一の越園地 (S45) A=1,700.0㎡ 改良(H元)						一の越公衆便所 (S38) CB A=42.1㎡ 改修(H元)
		雄山園地							雄山山頂公衆便所 (S32) 鉄骨 A=18.5㎡
		立山登山線歩道			室堂平～一の越～別山乗越～雷鳥沢 (S37～)				
		一の越・タンボ平線歩道	黒部平園地 (S47) A=4,390.0㎡		一の越～東一の越～黒部湖 (S44～)				
		室堂平・浄土山線歩道	室堂山園地 (S47) A=500.0㎡		室堂平～室堂山 (S46～)				
		室堂・雷鳥沢線歩道			室堂平～雷鳥沢 (S46～)				
		大日岳縦走線歩道			別山乗越～大日平～峰名 (S53～)				
		立山積ヶ岳縦走線			一の越～五色ヶ岳～薬師岳 (H2～3)				
		黒部湖五色ヶ岳線歩道			五色ヶ原 (H4) L=1,000m				
	黒部峡谷沿線地区	阿部原野営場		デントサイト A=500.0㎡					阿部原公衆便所 (S48) CB A=13.6㎡
		縄釣温泉休憩所						縄釣休憩所 (S33) RC A=26.2㎡	
		樽平園地			樽平～猿飛 (H3)			猿飛休憩所 (S33) RC A=31.0㎡ 改築(S59) A=33.0㎡	猿飛公衆便所 (S37) CB A=16.5㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部 山岳 国立公園	黒部峡谷 沿線地区	樺平園地						樺平ビジター センター (S60) RC A=222㎡	樺平公衆便所 (S59) CB A=16.79㎡
		イブリー山朝日岳線 歩道			夕日ヶ原 (H4～5) L=2,600m				
		祖母谷野営場		テントサイト A=320.0㎡					祖母谷公衆便 所 (S63) RC A=120㎡
	馬場島・ 朝岳地区	馬場島野営場	多目的広場 (S61) A=4,060㎡	テントサイト A=2,100㎡		AS舗装 (S61) A=1,050㎡		馬場島管理休 憩所 (S57) 木造 A=119.2㎡	馬場島公衆便 所 (S63) 木造 (H元) A=56.0㎡ 同上改修 (H5) A=54.0㎡
		馬場島・朝岳線歩 道			馬場島～朝岳 (S38～)				早月尾根公衆 便所 (S54) CB A=26.0㎡
	後立山地 区	前朝日岳野営場		テントサイト A= 1,673.0㎡					朝日平公衆便 所 (H6) 木造 A=22.3㎡
		雪倉避難小屋					雪倉避難小屋 (S49) 鉄骨 A=27.4㎡		
		不帰岳避難小屋					不帰岳避難小 屋 (S55) 鉄骨 A=37.5㎡		
		爺飛・白馬岳線歩 道			祖母谷～白馬 岳 (S42～)				
		祖母谷磨松岳線歩 道			大黒綱山～ガ キ田 L=4.0m (S61)		鉄骨造 A=22㎡ (S61)		
		蓮華温泉朝日岳線 歩道			小桜ヶ原 (S61) L=800m				
	奥黒部地 区	薬師峠野営場		テントサイト A= 5,250.0㎡				薬師峠管理休 憩所 (S54) CB A=25.0㎡	薬師峠公衆便 所 (S44) CB A=18.5㎡
		折立峠園地							折立公衆便所 (S37) RC A=22.5㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			國地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理 休憩 所
中部山岳国立公園	奥黒部地区	折立・太郎山線歩道			折立～太郎山 (H2～3)			
		太郎山・三俣連華岳線歩道			薬師沢吊橋架橋 (S57) 雲の平本道 (S59, H5, H6, H7) L=3,600m			雲の平公衆便所 (S58) CB A=17,47㎡
白山国立公園	西赤尾地区	白山・北山稜線歩道			ブナオ峠～ 大門山(S54) 大門山～ 見越山(S57) 見越山～ 大笠山(S58, H7)		大笠山避難小屋 (S60) 本道 A=8.1㎡	

2 国 定 公 園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			國地	野営場	歩道	駐車場	管理 休憩 所	公衆便所
能登半島 国立公園 指定 公園	氷見市地区	宇波園地	宇波路傍園地 (S43) A=380.0㎡			宇波駐車場 (S43) A=150.0㎡		
		大境駐車場				大境駐車場 (S45) A=1,800.0㎡		
		大境博物館展示施設					大境ビジターセ ンター (S46) RC 2階建 A=175.1㎡	
		大境園地	九殿浜第1園地 (S47) A=6,190.0㎡		大境～姿 (S47)	九殿浜休憩所 (S51) RC A=141.0㎡		
			九殿浜第2園地 (S51) A=2,480.0㎡		一部付替え (S62) L=90m			
		島尾駐車場				島尾駐車場 (S56) A=2,510.0㎡		
	高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A=1,200.0㎡			雨晴休憩所 (S55) RC A=73.9㎡	雨晴公衆便所 (S55) RC A=18.0㎡
雨晴駐車場					雨晴駐車場 (S44) A=2,331.0㎡ (S59) 拡張 A=780㎡		雨晴公衆便所 (S44) CB A=19.4㎡ 同上改修 (H3)	

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					管理 所 休 憩 所	公衆便所
			園地	野営場	歩道	駐車場			
能登半島 国定公園	高岡市地区	雨晴園地	雨晴1号園地 (S49) A=4,500.0㎡ 改良(H元)					雨晴休憩所 (S49) RC A=60.0㎡	雨晴公衆便所 (H5) 木造 A=48.4㎡
			雨晴2号園地 (S50) A=6,440.0㎡						
			雨晴3号園地 (S55) A=1,040.0㎡						
	二上山園地	万葉植物園 (S52) A=8,603.0㎡	テントサイト (H元) A=4,800㎡ オートキャンプ場(H2) A=4,500㎡			城山駐車場 (S60) A=984㎡	二上山休憩所 (S52) 木造A=25.9㎡	二上山公衆便所 (S52) CB A=19.3㎡ 改修(H元) 野営場公衆便所 (H2) RC A=30㎡	
						貝山駐車場 (S62) A=1,360㎡ 野営場駐車場 (H元) A=1,450㎡			
	雨晴・島尾線歩道			松太枝浜～島尾 (S48)					
	二上山縦走線歩道			二上山～万葉 ライン(S54)					
	大師ヶ岳線歩道			大師ヶ岳～万葉 ライン(S56)					

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					管理 所 休 憩 所	公衆便所
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋		
五箇山 県立自然公園	五箇山国民休養地	相倉園地	相倉運動広場 (S49) A=7,850.0㎡						相倉公衆便所 (S51) RC A=20.0㎡
			相倉子供の広場 (S49) A=1,990.0㎡						
			相倉入口園地 (S51) A=350㎡						
			相倉植物園地 (S51) A=2,780.0㎡						

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所	公衆便所
五箇山県立自然公園	五箇山国民休養地	相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0㎡	テントサイト A = 3,000㎡					相倉公衆便所 RC A = 20.0㎡ 改修 (H3)
		相倉登山回遊歩道	展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)				
		高坪山登山道			相倉～高坪山 ～上梨 (S50)				
		上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)				
朝日県立自然公園	あさひ国民休養地	上の山園地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0㎡					上の山休憩所 (S53) RC A = 94.5㎡	上の山公衆便所 (S52) RC A = 16.5㎡
			上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0㎡					上の山林休憩所 (S54) 木造 A = 28.9㎡	同上改修 (H3)
			上の山第3園地 (S56) A = 1,500.0㎡						
		城山駐車場				城山駐車場 (S55) A = 1,874.8㎡		城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6㎡	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4㎡
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養地事業	展望園地 (S58) A = 1,190㎡ 園路 (S58) L = 200m 多目的広場 (S59) A = 18,375㎡ 減流広場 (S60) A = 8,860㎡ テニスコート5面 (S60) 園路 (S60) L = 373m バーベキュー広場 (S62) A = 2,300㎡ 芝生スロープ (S63) A = 5,000㎡	猪根山探勝路 (S58) L = 2,047m 砥谷半島探勝路 (S58) L = 2,724m 猪根谷探勝歩道 (S58) L = 2,300m	砥谷半島駐車場 (S58) A = 850㎡ 猪根半駐車場 (S59) A = 7,714㎡		テニスコート管理棟 (S60) RC A = 28.8㎡ ヒジターセンター (S61) RC A = 196㎡ 休憩所 (S62) A = 25㎡	公衆便所2棟 (S62) RC A = 26.47㎡ 給水設備 (S59) 電気設備 (S60・61) 汚水処理設備 (S60・61)	

4 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市 町 村 名	延 長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6 km	50・53
医 王 山 ふるさと歩道	福 光 町	8.7 km	50
朝 日 ふるさと歩道	朝 日 町	8.2 km	51
森 寺 ふるさと歩道	氷 見 市	6.1 km	52
俱 利 伽 羅 ふるさと歩道	小 矢 部 市	7.0 km	53
牛 嶽 ふるさと歩道	庄 川 町	13.0 km	54
松 倉 城 址 ふるさと歩道	魚 津 市	7.3 km	55

第18 ナチュラリストの配置状況

年 度	立 山 地 区		称 名 地 区		頼 成 の 森 地 区		自然博物館地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20～8/20						
50	33人 (延158人)	7/20～8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23～11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30～11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29～11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7～11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29～11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24～10/10 (日、祝日)	44人	4/29～6/19 (日、祝日) 9/15～11/3 (日、祝日)	76人	4/29～11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1～10/28 (日、祝日)	20人	7/29～11/4 (日、祝日)	81人	4/29～11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7～10/10 (日、祝日)	33人	4/28～11/4 (日、祝日)	70人	4/28～11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6～10/10 (日、祝日)	32人	4/27～11/3 (日、祝日)	69人	4/27～11/3 (日、祝日)
62	53人 (延212人)	"	32人	7/5～10/10 (日、祝日)	35人	4/26～11/3 (日、祝日)	70人	4/26～11/3 (日、祝日)
63	52人 (延208人)	"	34人	7/3～10/10 (日、祝日)	35人	4/24～11/3 (日、祝日)	71人	4/24～11/3 (日、祝日)
元	55人 (延220人)	"	32人	7/2～10/10 (日、祝日)	34人	4/23～11/3 (日、祝日)	71人	4/23～11/3 (日、祝日)
2	75人 (延258人)	"	41人	7/1～10/10 (日、祝日)	41人	4/22～11/3 (日、祝日)	69人	4/22～11/3 (日、祝日)
3	64人 (延228人)	"	34人	7/7～10/10 (日、祝日)	36人	4/28～11/3 (日、祝日)	76人	4/28～11/3 (日、祝日)
4	62人 (延219人)	"	31人	7/5～10/10 (日、祝日)	38人	4/26～11/3 (日、祝日)	69人	4/26～11/3 (日、祝日)
5	62人 (延217人)	"	33人	7/4～10/11 (日、祝日)	39人	4/25～11/3 (日、祝日)	76人	4/25～11/3 (日、祝、第2土)
6	59人 (延204人)	"	33人	7/3～10/10 (日、祝日)	45人	4/24～11/3 (日、祝日)	71人	4/24～11/3 (日、祝、第2土)
7	67人 (延228人)	"	25人	7/2～10/10 (日、祝日)	45人	4/23～11/5 (日、祝日)	82人	4/23～11/5 (日、祝、第2土)

第19 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①47年度「水はみんなのもの」 | (富山県教育委員会) |
| ②48年度「緑のなかの私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ③49年度「世界につながる空」 | (富山県教育委員会) |
| ④49年度「富山の植生」 | (大 田 弘) |
| ⑤50年度「大気と私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ⑥50年度「富山の地形と地質」 | (深 井 三 郎) |
| ⑦51年度「富山の昆虫」 | (田 中 忠 次) |
| ⑧52年度「富山の川と魚」 | (田 中 晋) |
| ⑨53年度「富山の鳥」 | (林 梅 夫) |
| ⑩54年度「富山の気象」 | (中川・山崎・谷出・小鷹) |

セルフガイドシリーズ

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①52年度「立山とのふれあい」 | (富山県自然保護協会) |
| ②53年度「頼成の森の自然」 | (#) |

自然観察読本シリーズ

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①55年度「ふるさと歩道をたずねて一医王山一」 | (堀 与 治) |
| ②56年度「ふるさと歩道をたずねて一朝日一」 | (長 津 薦 尾) |
| ③57年度「ふるさと歩道をたずねて一御前山神通峡一」 | (大田 弘・長津薦尾) |
| ④58年度「ふるさと歩道をたずねて一牛嶺一」 | (松 岸 得之助) |
| ⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて一倶利伽羅一」 | (正印・菊川・泉) |
| ⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて一森寺一」 | (大田・菊川・児島・田中) |
| ⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて一松倉城址一」 | (本多・広田・田中) |

自然ガイドシリーズ

- | |
|-----------------------------|
| ①58年度「中部山岳国立公園一称名の自然一」 |
| ②59年度「朝日県立自然公園一朝日国民休養地の自然一」 |
| ③60年度「ねいの里の自然」 |
| ④61年度「五箇山国民休養地の自然」 |
| ⑤62年度「有峰湖国民休養地の自然」 |
| ⑥63年度「中部山岳国立公園一樺平の自然一」 |
| ⑦元年度「中部山岳国立公園一弥陀ヶ原の自然一」 |
| ⑧2年度「中部山岳国立公園一馬場島の自然一」 |
| ⑨3年度「能登半島国立公園一大境の自然一」 |

富山県の自然環境保全地域シリーズ

- | |
|-----------------------|
| ①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」 |
| ②55年度「沢杉自然環境保全地域」 |

- ③56年度「神通峡自然環境保全地域」
- ④57年度「愛本自然環境保全地域」
- ⑤58年度「深谷自然環境保全地域」
- ⑥59年度「山の神自然環境保全地域」
- ⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」
- ⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」
- ⑨62年度「日尾御前自然環境保全地域」
- ⑩63年度「谷内谷自然環境保全地域」
- ⑪元年度「東福寺自然環境保全地域」
- ⑫2年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」(改訂版)
- ⑬3年度「自然環境保全地域のあらし」

自然観察読本シリーズII

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①62年度「大岩眼目県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ②63年度「呉羽丘陵県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ③元年度「神通峡県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ④2年度「庄川峡県定公園」 | (菊川・堀・松岸) |
| ⑤3年度「俱利伽羅県定公園」 | |
| ⑥4年度「フィールドミュージアム立山」 | |
| ⑦5年度「朝日県立自然公園」 | (富山県ナチュラリスト協会) |
| ⑧6年度「有峰県立自然公園」 | (富山県ナチュラリスト協会) |
| ⑨7年度「白木水無県立自然公園」 | (富山県ナチュラリスト協会) |

第20 環境用語の説明

1 愛鳥週間 (バードウィーク)

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤 潮

海中のプランクトンが異常に増え、海水が赤く変色する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨天後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、“適切なものが適切なところにあること” (The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をアメニティという。

4 硫酸酸化物

硫酸酸化物とは、主として二酸化硫黄 (SO_2) と三酸化硫黄 (SO_3) をいう。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって亜硫酸ガス (二酸化硫黄) が発生し、太陽の紫外線等により酸化し三酸化硫黄となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染物質として問題となっている。

5 上乗せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 エコマーク商品

日常生活のうえで環境保全に役立つ商品に特定のマークをつけ、物を購入しようとする時、すぐ見分けられるようにしたものです。100%古紙使用のトイレットペーパーなど約2,000の商品にマークがつけられ販売されています。

7 SS (浮遊物質—Suspended Solid)

粒径2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

8 オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大部分を吸収し、生物を守っているが、このオゾン層がフロン等の物質により破壊され、そのため、地上に達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるといわれている。

なお、オゾン層保護対策は、条約に基づき国際的に協力して進められており、わが国でも、代表的なフロン等については、生産規制等が行われている。

9 汚濁負荷量

硫酸化物、BOD等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。(例えば g/日)

10 温室効果 (ガス)

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象をいう。赤外線を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、メタンなどがある。近年、人間の経済活動に伴い二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘

されている。

11 環境影響評価（環境アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うことをいう。

12 環境基準

環境基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

13 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。本県では、4年2月に「とやま環境計画」を策定した。

14 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

15 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

16 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として整備されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

17 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称である。日ざしの強い夏期に多く発生し、濃度が高くなると目や気管等の粘膜刺激症状を中心とした被害をもたらす。

18 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるといった体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」であり、施設整備については、都道府県が一事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

19 三次処理

排水処理について、通常の活性汚泥処理などを二次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために窒素やりんを除去する施設など加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんの除去、処理水の再利用の面から設置されてきている。

20 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合いが強くなった雨のことで、一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされている。

21 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

22 COD（化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand）

CODは、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

23 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には財団法人県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

24 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわれないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

25 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

26 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

27 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

28 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段としての総量規制が導入されている。

29 WECPNL（うるささ指数）

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

30 窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、NO₂が高濃度の場合、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

31 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

32 適正揚水量

塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量である。

33 DO（溶存酸素量—Dissolved Oxygen）

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類に影響を及ぼす。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

34 デシベル

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20デシベル程度、「静かな事務所」で50デシベル程度、「国電の中」で80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度で、130デシベルを超えると耳に痛みを感じる。

35 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県のナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

36 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

37 BOD（生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand）

BODは、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

38 ppm（Parts Per Million）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg（約1 l）中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

39 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

40 PPP（汚染者負担の原則—Polluter Pays Principle）

環境汚染防止のコスト（費用）は、汚染者が負担し支払うべきであるとする考え方である。

41 バードマスター（野鳥観察指導員）

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、

講習会などの指導にあたっている。

42 ビオトープ

本来、生物が生息する空間という意味であるが、生物学的には、特定の生物群が生息できるような環境条件を備えた限られた地域と定義している。

43 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園等の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

44 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）の少ないところは、プランクトンが少なく透明度も大きい。このような状態を貧栄養状態であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養状態であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養状態から富栄養状態へと変化する現象を富栄養化という。

45 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん）のうち、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

46 名 水

環境庁の「名水百選」及び本県の「とやまの名水」では、「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を名水として選定している。本県では、名水百選に4か所、とやまの名水に55か所選定されている。

47 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

48 有機塩素化合物

化学組成の中に塩素を含んでいる有機化合物。代表的なトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは、溶解性や脱脂力に富んでいるため、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として使われているが、最近、地下水汚染等で問題となっている。

49 要監視項目

人の健康の保護に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では直ちに環境基準項目とせず、継続して水質測定を行うことが必要な物質として、クロロホルム、トルエン、キシレン等の25物質が定められている。

50 緑 被 度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

51 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめロシア、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

絵

「平成 8 年度環境月間ポスター」

最優秀賞作品

高岡市立平米小学校 6 年 広 上 真 弓



環境保全型の商品を推奨する「エコマーク」。
再生紙を使用した環境に関する雑誌・書籍に
は「みどりのほん」と表示。